

**令和7年度
九州ブロックにおける災害廃棄物処理計画
策定・改定支援業務**

業務報告書

令和8年3月

受託者 株式会社東和テクノロジー

目次

第1章 災害廃棄物処理計画策定支援.....	1
1.1 業務の概要	1
1.1.1 業務の目的と基本方針	1
1.1.2 業務対象自治体（7市町村）	2
1.1.3 業務の実施状況	4
1.2 災害廃棄物処理計画策定事項の検討.....	6
1.2.1 事前アンケートの実施	6
1.2.2 処理計画策定に係る支援（業務対象市町村）	29
1.2.3 ワークシートに関する検討事項（処理計画案検討事項）	29
1.2.4 気象災害における被害の様相と災害廃棄物の質（処理困難物等）	32
1.2.5 能登半島地震で浮き彫りとなった課題や知見.....	34
1.3 現地調査の実施	35
1.3.1 福岡県	35
1.3.2 沖縄県	49
1.4 意見交換会の開催	80
1.4.1 福岡県	80
1.4.2 沖縄県	99
1.5 総合的な検証及び処理計画案等の作成.....	118
1.5.1 策定支援業務の総合的な検証.....	118
1.5.2 処理計画策定事項の整理と処理計画策定案の作成.....	119
1.5.3 次回処理計画改定に検討すべきポイント.....	122
第2章 災害廃棄物処理計画改定支援.....	124
2.1 業務の概要	124
2.1.1 業務の目的と基本方針	124
2.2 業務対象自治体（日出町・高鍋町・門川町）	124
2.2.1 業務対象自治体の処理計画策定年月と概況.....	124
2.2.2 業務の実施状況（日出町・高鍋町・門川町）	126
2.3 現行処理計画策定後の自治体における状況変化の検討.....	127
2.3.1 事前アンケートの実施	127
2.3.2 指針改定後の状況変化（平成30年3月以降）	133
2.3.3 気象災害における被害の様相と災害廃棄物の質（処理困難物等）	140
2.3.4 能登半島地震で浮き彫りとなった課題や知見.....	140
2.4 現地調査の実施（日出町・高鍋町・門川町）	141

2.4.1	大分県日出町	141
2.4.2	宮崎県高鍋町	144
2.4.3	宮崎県門川町	148
2.5	意見交換会の開催（日出町・高鍋町・門川町）	156
2.6	業務対象自治体（沖縄県）	177
2.6.1	業務対象自治体の処理計画策定年月と概況	177
2.6.2	業務の実施状況（沖縄県）	178
2.7	現行処理計画策定後の自治体における状況変化の検討	179
2.7.1	事前アンケートの実施	179
2.7.2	指針改定後の状況変化（平成30年3月）	182
2.8	意見交換会の開催（沖縄県）	182
2.9	総合的な検証及び処理計画改定案等の作成	203
2.9.1	改定支援業務の総合的な検証	203
2.9.2	処理計画改定案等の作成	204
2.9.3	次回処理計画改定に検討すべき事項	234
	巻末資料	235

第1章 災害廃棄物処理計画策定支援

1.1 業務の概要

1.1.1 業務の目的と基本方針

九州ブロック（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の範囲をいう。）においては、毎年のように自然災害による甚大な被害が発生しており、その際に排出される廃棄物対策においては市町村ごとの災害廃棄物処理計画（以下、「処理計画」という。）の策定等、平時からの備えが重要と認識されている。本業務では、市町村の処理計画の策定を支援することにより、災害時の廃棄物処理の実効性を高め、生活環境の保全と円滑な復旧・復興を推進する。

本業務を通じて、処理計画策定率の向上や処理計画の内容の充実及び発災時の対応力強化を図ることを目的とする。

本業務の実施にあたっては、既存の市町村災害廃棄物処理計画ワークシート（以下、「ワークシート」という。）を参考に策定の支援を行う。処理計画は原則として環境省の「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月）（以下、「指針」という。）及び「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」（令和5年4月）（以下、「ガイドライン」という。）その他最新の知見等に沿った処理計画の策定支援を行うこととする。

本業務実施にあたって図1.1.1のような内容に関する情報収集や課題整理を行い、検討を進めることを基本方針とした。

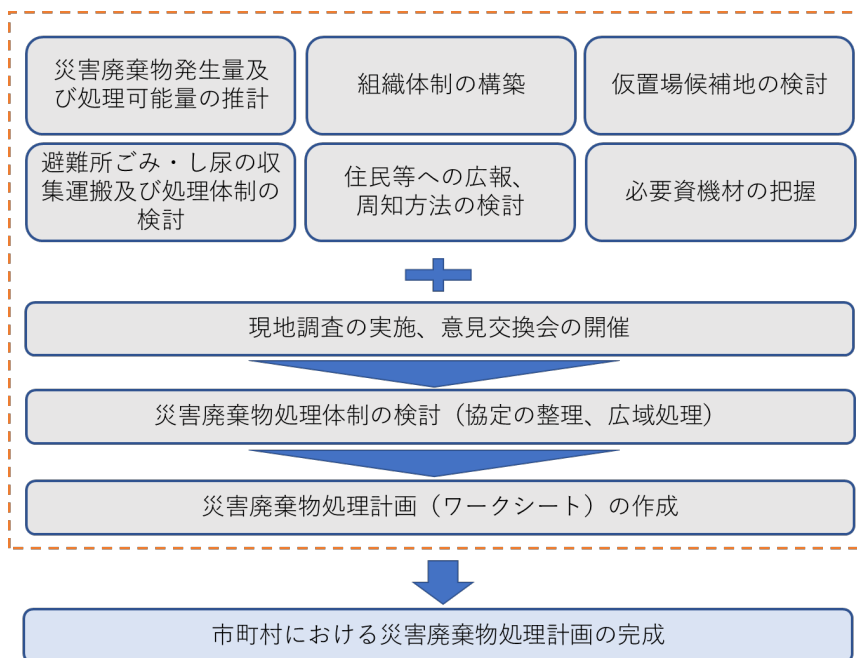


図 1.1.1 計画策定支援業務の流れ

1.1.2 業務対象自治体（7市町村）

業務対象市町村は、福岡県（田川市・香春町・糸田町）及び沖縄県（金武町・北谷町・与那原町・伊江村）の下図に示す7市町村であり、それぞれの地域の特徴について表 1.1.1 及び表 1.1.2 に整理した。

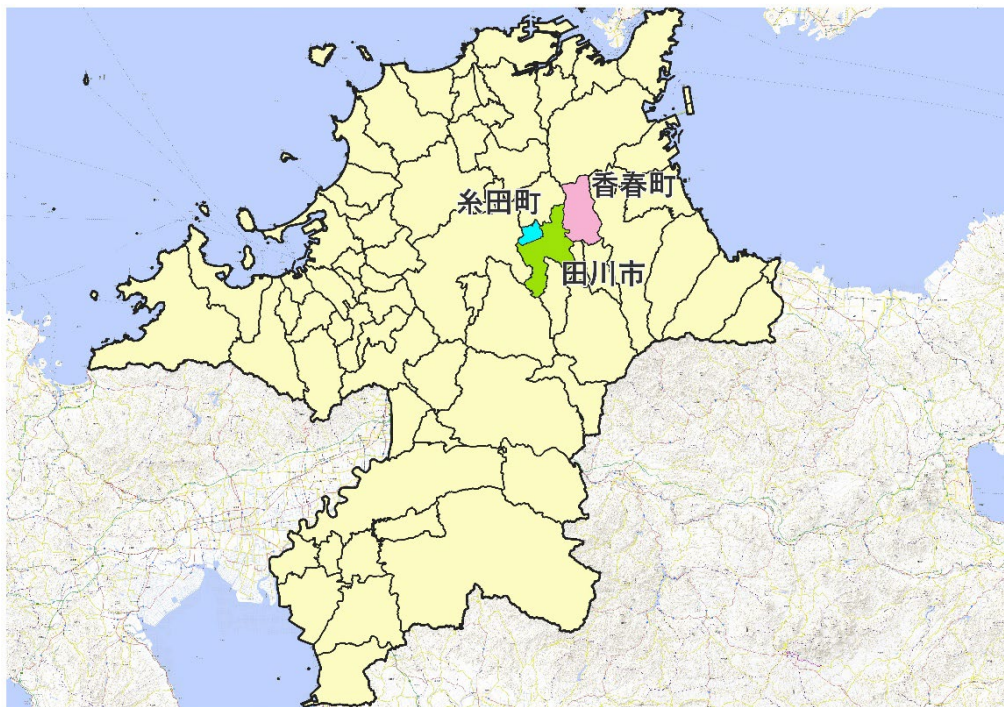


図 1.1.2 福岡県内における業務対象市町村

出典：国土地理院の電子地図をもとに作成



図 1.1.3 沖縄県内における業務対象市町村

出典：国土地理院の電子地図をもとに作成

表 1.1.1 業務対象自治体の基礎データ（福岡県）

項目		福岡県		
		田川市	香春町	糸田町
市勢	面積 ^{※1}	54.55 km ²	44.5 km ²	8.04 km ²
	人口 ^{※1}	44,169 人	9,855 人	8,153 人
	世帯数 ^{※1}	20,588 世帯	4,337 世帯	3,656 世帯
	人口密度	807 人/km ²	221 人/km ²	1014 人/km ²
	高齢化率（65 才以上） ^{※2}	35%	43%	38%
産業	農業産出額 ^{※3}	113 千万円	38 千万円	14 千万円
	製造品出荷額 ^{※4}	5,463 千万円	1,037 千万円	122 万円
土地 等利 用率 ^{※5}	田	11%	9%	17%
	畑	1%	1%	3%
	宅地	22%	8%	25%
	池沼	5%	3%	5%
	山林	29%	65%	28%
	牧場	24%	9%	13%
	雑種地	8%	5%	9%
空家	空家率 ^{※6}	21%	7%	—
主要交通		国道 201 号 国道 322 号 JR 日田彦山線、 JR 後藤寺線 平成筑豊鉄道	国道 201 号 国道 322 号 JR 日田彦山線 平成筑豊鉄道	国道 201 号 平成筑豊鉄道 糸田線

※1 福岡県市町村要覧（令和 7 年版）（公益財団法人福岡県市町村振興協会）

※2 福岡県 65 歳以上人口一覧（市町村別）令和 7 年 10 月 1 日時点（福岡県 令和 7 年 12 月）

※3 令和 5 年市町村別農業産出額（推計）（農林水産省 令和 7 年 3 月 25 日公表）

※4 2023 年経済構造実態調査（経済産業省、令和 6(2024)年 7 月 26 日掲載）

※5 令和 6 年度福岡県土地利用動向調査（福岡県 令和 7 年 10 月）

※6 令和 5 年住宅・土地統計調査及び令和 7 年香春町空家対策計画

表 1.1.2 業務対象自治体の基礎データ（沖縄県）

項目		金武町	北谷町	与那原町	伊江村
市勢	面積 ^{※1}	37.84 km ²	13.93 km ²	5.18 km ²	22.78 km ²
	人口 ^{※1}	10,806 人	28,201 人	19,695 人	4,118 人
	世帯数 ^{※1}	4,657 世帯	11,697 世帯	7,949 世帯	1,900 世帯
	人口密度 ^{※1}	286 人/km ²	2,024 人/km ²	3,802 人/km ²	181 人/km ²
	高齢化率（65 才以上） ^{※2}	27%	21%	23%	40%
産業	農業産出額 ^{※3}	148 千万円	1 千万円	4 千万円	308 千万円
	製造品出荷額 ^{※4}	124 万円	104 万円	152 万円	106 万円
土地利 用率 ^{※5}	田	5%	—	—	—
	畑	24%	1%	—	—
	宅地	11%	21%	—	—
	山林	4%	—	—	—
	原野	5%	3%	—	—
	雑種地	52%	53%	—	—
	その他	—	22%	—	—
空家	空家率 ^{※6}	—	11%	13%	—
主要交通		沖縄自動車道 国道 329 号線	国道 58 号線	国道 329 号 国道 331 号	伊江村営フェリー（「いえしま」・「ぐすく」）

※1 令和 2 年国勢調査（総務省 令和 3 年 11 月公開）

※2 沖縄県高齢者福祉関係基礎資料（令和 7 年 10 月 1 日現在）（沖縄県 令和 7 年 11 月）

※3 令和 5 年市町村別農業産出額（推計）（農林水産省 令和 7 年 3 月 25 日公表）

※4 2023 年経済構造実態調査（経済産業省、令和 6(2024)年 7 月 26 日掲載）

※5 統計きん令和 4 年度版（金武町 令和 4 年 4 月）、北谷町統計書令和 4 年度版（北谷町 令和 5 年 3 月）

※6 令和 5 年住宅・土地統計調査 住宅及び世帯に関する基本集計（総務省 令和 6 年 9 月）

1.1.3 業務の実施状況

本業務の実施状況について、以下の表に取りまとめた。

表 1.1.3 本業務の実施状況

項目	実施内容
九州地方環境事務所との打合せ	<ul style="list-style-type: none"> 令和 7 年 6 月 10 日 初回打合せ（業務開始時） 業務の全体スケジュール、意見交換会の開催方法や、日程調整また、現地調査の開催スケジュールについて 計画策定支援ワークシートをベースにした策定について 追加提案として、対象自治体へ事前のアンケートを実施。それにより処理計画策定のポイントや今後の論点整理に役立てることとする

項目	実施内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年11月13日 第2回打合せ（中間時） 第2回意見交換会を終えての報告と進捗状況、今後のスケジュールについて ・令和8年1月16日 第3回打合せ（とりまとめ時） 第3回意見交換会の予定及び進捗状況の報告、今後のスケジュールについて <p>その他、会議等の前後での打合せや補足的な問い合わせ等を電話や電子メールなどにより適宜実施した</p>
現地調査	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査 →令和7年9月に各対象地域で実施 <p>※調査許可、有識者及び関係事業団体の選定、日程調整、予備資料（調査先情報の整理や地図データ等）の準備、調査報告書作成、有識者への旅費及び謝金の支払い等</p>
意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回意見交換会 →令和7年9月に各対象地域で実施 業務の概要、対象自治体の過去の被災経験有無、仮置場候補地等、ワークシートの項目について課題の抽出とその対応について有識者、民間事業者団体を交え行った。 ※事前アンケート実施、有識者及び関係事業団体の選定、日程調整、会場確保、会場設営、受付及び司会進行、配布資料作成及び説明、議事録の作成等 ・第2回意見交換会 →令和7年12月に各対象地域で実施 現地調査の結果報告、災害廃棄物発生量推計結果について、各対象自治体のワークシート進捗状況の確認とワークシート作成にあたり、質疑応答等を行った ※日程調整、会場確保、会場設営、受付及び司会進行、配布資料作成及び説明、議事録の作成 ・第3回意見交換会 →令和8年2月に各対象地域で実施 各業務対象自治体よりワークシート案（災害廃棄物処理計画案）の内容の説明と着目点、工夫点、今後の計画策定までの予定について報告をいただき、有識者より計画策定に係る助言を頂いた ※日程調整、会場確保、会場設営、受付及び司会進行、配布資料作成及び説明、議事録の作成、有識者への旅費及び謝金の支払い等 <p>その他、会議等の前後での打合せや補足的な問い合わせ等を電話や電子メールなどにより適宜実施した</p>

項目	実施内容
処理計画策定に係る対象自治体支援	・意見交換会及び現地調査終了後、ワークシート作成にあたり、不明な点に対する質疑応答や、災害廃棄物発生量推計、必要な資料やデータの提供、進捗状況確認等の処理計画策定支援を、それぞれの自治体に電話及び電子メールなどにより実施した
九州ブロック協議会での発表	令和8年1月27日 →第22回「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」（九州地方環境事務所主催）において業務の目的や概要について発表

1.2 災害廃棄物処理計画策定事項の検討

1.2.1 事前アンケートの実施

1.2.1.1 アンケート調査票（計画策定支援）

業務対象市町村へ第1回意見交換会開催までに事前アンケートを実施し、処理計画策定に参考となる事項（過去の被災経験、処理計画で重要視する項目、仮置場候補地、災害時の廃棄物処理に関する協定、一般廃棄物処理の状況等）やワークシート作成に必要な基礎情報の補完について、表1.2.1を用いて調査を行った。

表 1.2.1 事前アンケート調査票

<計画策定に関して>

設問	回答
回答者	所属部署： 役職名： 氏名：
①過去の被災経験	※過去に被災した災害と災害廃棄物対策に関する事例
②被災地における災害廃棄物に係る現地支援の経験があるか	※経験がある場合、どんなことを感じたか
③処理計画で重要と思われるのはどの部分か	※組織体制、発生量推計、収集運搬、仮置場、広報、処理フロー、公費解体、補助金など具体的に記載してください
④仮置場候補地	※優先順位の高いものから3ヶ所、住所まで記載ください

<ワークシートに関して>

設問	回答
回答者	所属部署： 役職名： 氏名：
①想定災害と被害想定に関すること (地域防災計画を参考にしてください)	想定災害の名称（地震）： 建物被害棟数： 避難所避難者数： 上水道支障率： 水害の建物被害棟数： (ワークシート P3 を参照)

設問	回答
②市町村の概要と市町村の位置図	(ワークシート P 6 を参照)
③災害時の廃棄物処理に関する組織体制 (人員配置等)	(ワークシート P 7 を参照)
④連絡先	県及び関係する市町村： 関係する廃棄物処理施設： 廃棄物処理関係の委託業者： 一般廃棄物処理業の収取運搬許可業者 (ワークシート P14～15 を参照)
⑤災害時の廃棄物処理に関する協定について (協定の写しがあればください)	協定名称： 締結先： 締結日： 協定の概要： (ワークシート P16 を参照)
⑥一般廃棄物処理施設について及び施設位置図	施設名称： 施設保有者： 日処理能力： 年間稼働日数： 年間廃棄物処理実績： 最終処分場埋立容量、残余容量： (ワークシート P20、22 を参照)
⑦仮置場候補地について (複数ある場合は、複数カ所記述してください)	名称： 所在地： 概算面積： 所有者及び管理者： 航空写真等、仮置場候補地の地形がわかるもの： (ワークシート P25 を参照)
⑧一次仮置場における必要資機材の調達方法	主な資機材ごとの調達方法： (ワークシート P31 を参照)
⑨仮置場の必要人数の支援要請先	(ワークシート P32 を参照)

1.2.1.2 アンケート結果 (計画策定支援)

(1) 福岡県：田川市・香春町・糸田町

福岡県内の対象自治体の事前アンケート結果について表 1.2.2～表 1.2.4 に示す。

表 1.2.2 事前アンケート結果 (田川市)

回答者	所属部署 環境政策課
計画策定に関して	
①過去の被災経験	なし
②被災地における災害	なし

回答者	所属部署 環境政策課
廃棄物に係る現地支援の経験があるか	
③処理計画で重要と思われるのはどの部分か	組織体制や処理フローなど被災後の大まかな動きを想定することが特に重要だと考える。
④仮置場候補地	A 候補地、B 候補地、C 候補地 ※全て管理者等とのやりとりはまだできていません。
ワークシートに関して	
①想定災害と被害想定に関すること（地域防災計画を参考にしてください）	建物被害棟数：738 棟 避難所避難者数：1,403 人 上水道支障率：570（ライフライン：上水道管・電力（電柱）・電話の件数）
②市町村の概要と市町村の位置図	<p>本市は福岡県やや東部の田川盆地の一角に位置し、北は田川郡糸田町、福智町と、東は田川郡香春町、大任町と、西は飯塚市と、南は嘉麻市、田川郡川崎町と接している。市域は東西約 9 km、南北約 14 km の南北に細長い形をしており、総面積は 54.55 km² である。</p> <p>北北西－南南東方向に並列する山地・丘陵と谷底平野からなり、平野部を彦山川、中元寺川および金辺川がほぼ北に向かって流下している。また、丘陵地を中心に分布するボタ山およびその土砂を用いた盛土地は、炭鉱のまちとして発展した本市の大きな地形的特徴となっている。</p> <p>山地・丘陵には三郡変成岩、古生代堆積岩、白亜紀深成岩、古第三紀堆積岩などの基盤岩が露出しているが、各河川周辺には第四紀堆積物が分布しており、特に表層部は厚さ 10～20m 程度の沖積層と呼ばれる軟弱な地層からなっている。</p> <p>本市は、田川盆地に位置しているため、内陸型気候区に区分され、夏の暑さや冬の寒さが厳しく、1 日の気温変化が大きい特徴がある。また、年平均気温は約 16℃ で、比較的温暖であるが、1～2 月の寒冷期の平均気温は 5～6℃ であるのに対し、7～8 月の盛夏期の平均気温は、27～28℃ 程度と、季節ごとの寒暖の差が大きい。</p> <p>年降水量は 1,900 mm 程度で、降水は梅雨期から夏期にかけて多い。</p>
③災害時の廃棄物処理に関する組織体制（人員配置等）	<p>災害対策本部の組織</p> <p>本部長・・・市長</p> <p>副本部長・・・副市長</p> <p>本部員・・・対応に当たる部門の長又は班長</p> <p>部門長・・・各部長等</p> <p>班長・・・各課長等</p>
④連絡先	<p>県及び関係する市町村：田川市環境政策課環境政策係（0947-85-7142）</p> <p>関係する廃棄物処理施設：さくら環境センター（0947-25-1553）</p>

回答者	所属部署 環境政策課
	廃棄物処理関係の委託業者：(R7. 4. 1 時点) 株式会社クリーン北部九州 (0947-85-9300) 早雲商事有限会社 (0947-44-6278) 株式会社彩春環境 (0947-45-7778) 一般廃棄物処理業の収集運搬許可業者：(R7. 4. 1 時点)
⑤災害時の廃棄物処理に関する協定について (協定の写しがあればください)	協定名称：災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書 締結先：早雲商事有限会社、株式会社彩春環境、株式会社クリーン北部九州、山元リサイクル、株式会社泰成化学環境開発、有限会社日本ダストサービス、株式会社神田商店 締結日：令和3年4月5日 協定の概要：市内において地震、風水害等大規模な災害が発生した場合に、当該災害により発生した廃棄物の撤去、収集・運搬、処分等及び避難所で発生した廃棄物の収集・運搬、処分等に関し田川市が締結先に協力を要請するに当たって必要事項を定めたもの。
⑥一般廃棄物処理施設について及び施設位置図	施設名称：さくら環境センター 施設保有者：田川地区広域環境衛生施設組合 日処理能力：172t/日 年間稼働日数：日、月、12/29～1/3 休み 年間廃棄物処理実績： 最終処分場埋立容量、残余容量：134,625 m ³
⑦仮置場候補地について(複数ある場合は、複数カ所記述してください)	名称：A 候補地 所在地： 概算面積： 所有者及び管理者：
⑧一次仮置場における必要資機材の調達方法	未定
⑨仮置場の必要人数の支援要請先	未定

表 1.2.3 事前アンケート結果(香春町)

回答者	所属部署 税務住民課
計画策定に関して	
①過去の被災経験	平成30年西日本豪雨、その他大雨災害 土砂等については、町建設課が管理する町有地に仮置き。 その他の災害廃棄物に関しては、仮置き場の設置等は実施せず、日常のごみ収集業務内で対応。

回答者	所属部署 税務住民課
②被災地における災害廃棄物に係る現地支援の経験があるか	平成 29 年 7 月に発生した「九州北部豪雨」において、朝倉市・杷木地区の災害廃棄物仕分け作業にボランティアで参加。 その時は、数日間建築廃材、粗大ごみ、不燃物の仕分け作業を主に担当したが、荷物を降ろす順序の大切さや処理順番をめぐるトラブル等でかなり疲弊した。
③処理計画で重要と思われるのはどの部分か	実働するための組織体制、収集運搬、仮置き場、処理フロー、処理後の住民に対する対応等について、特に重視したいと考えている。
④仮置き場候補地	A 候補地
ワークシートに関して	
①想定災害と被害想定に関すること (地域防災計画を参考にしてください)	建物被害棟数：※ 香春町地域防災計画 P12 参照 避難所避難者数：※ 香春町地域防災計画 P13 参照 上水道支障率：※ 香春町地域防災計画 P13 参照 水害の建物被害棟数：※特に想定に関する記載なし
②市町村の概要と市町村の位置図	※香春町地域防災計画 P5 参照 ※位置図 <p>The map shows the Kyushu region with Fukuoka City (福岡市) and Kasuga City (香春町) highlighted in red. The surrounding prefectures are labeled: Saga Prefecture (佐賀県) to the west, Oita Prefecture (大分県) to the east, and Kumamoto Prefecture (熊本県) to the south. Arrows point to the locations of Fukuoka City and Kasuga City.</p>
③災害時の廃棄物処理に関する組織体制 (人員配置等)	※香春町災害対策本部組織図 ※町地域防災計画 P118 参照

回答者	所属部署 税務住民課																																																								
④連絡先	<p>【④ 連絡先一覧】</p> <p>ア)県及び関係する関係市町村</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>県/市町村</th> <th>課室名</th> <th>郵便番号</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> <th>FAX 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡県</td> <td>環境部 廃棄物対策課</td> <td>812-8577</td> <td>福岡市博多区 東公園 7-7</td> <td>092-643- 3363</td> <td>092-643- 3365</td> </tr> <tr> <td>福岡県</td> <td>嘉穂・鞍手 保健福祉環境 事務所 環境指導課</td> <td>820-0004</td> <td>飯塚市新立岩 8-1</td> <td>0948-21- 4814</td> <td>0948-24- 0186(代表)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ)関係する廃棄物処理施設(市町村および一部事務組合)</p> <p>1)ごみ焼却施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>事業主体</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さくら環境センター</td> <td>田川地区広域環境 衛生施設組合</td> <td>田川郡大任町大字 今任原 3888 番地 1</td> <td>0947-23-1553</td> </tr> </tbody> </table> <p>2)最終処分場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>状況</th> <th>事業主体</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さくら埋立処分場</td> <td>埋立中</td> <td>田川地区広域 環境衛生施設 組合</td> <td>田川郡大任町大字 今任原 825 番地 3</td> <td>0947-85-8440</td> </tr> </tbody> </table> <p>3)し尿処理場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>事業主体</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田川地区 クリーンセンター</td> <td>田川地区広域環境 衛生施設組合</td> <td>田川郡大任町大字 大行事 2259 番地</td> <td>0947-63-4140</td> </tr> </tbody> </table> <p>4)産業資源協会(支部を含む)や相談先になりうる事業者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> <th>FAX 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(公益社団法人) 福岡県産業資源循環 協会</td> <td>福岡市博多区 博多駅南 1 丁目 2-15 事務機ビル 4 階</td> <td>092-409-8911</td> <td>092-409-8912</td> </tr> <tr> <td>松村産業株式会社</td> <td>香春町大字高野 874</td> <td>0947-32-3182</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※松村産業株式会社:し尿処理、浄化槽清掃、維持管理を行う町内許可業者</p>	県/市町村	課室名	郵便番号	住所	電話番号	FAX 番号	福岡県	環境部 廃棄物対策課	812-8577	福岡市博多区 東公園 7-7	092-643- 3363	092-643- 3365	福岡県	嘉穂・鞍手 保健福祉環境 事務所 環境指導課	820-0004	飯塚市新立岩 8-1	0948-21- 4814	0948-24- 0186(代表)	施設名	事業主体	住所	電話番号	さくら環境センター	田川地区広域環境 衛生施設組合	田川郡大任町大字 今任原 3888 番地 1	0947-23-1553	施設名	状況	事業主体	住所	電話番号	さくら埋立処分場	埋立中	田川地区広域 環境衛生施設 組合	田川郡大任町大字 今任原 825 番地 3	0947-85-8440	施設名	事業主体	住所	電話番号	田川地区 クリーンセンター	田川地区広域環境 衛生施設組合	田川郡大任町大字 大行事 2259 番地	0947-63-4140	団体名	住所	電話番号	FAX 番号	(公益社団法人) 福岡県産業資源循環 協会	福岡市博多区 博多駅南 1 丁目 2-15 事務機ビル 4 階	092-409-8911	092-409-8912	松村産業株式会社	香春町大字高野 874	0947-32-3182	
県/市町村	課室名	郵便番号	住所	電話番号	FAX 番号																																																				
福岡県	環境部 廃棄物対策課	812-8577	福岡市博多区 東公園 7-7	092-643- 3363	092-643- 3365																																																				
福岡県	嘉穂・鞍手 保健福祉環境 事務所 環境指導課	820-0004	飯塚市新立岩 8-1	0948-21- 4814	0948-24- 0186(代表)																																																				
施設名	事業主体	住所	電話番号																																																						
さくら環境センター	田川地区広域環境 衛生施設組合	田川郡大任町大字 今任原 3888 番地 1	0947-23-1553																																																						
施設名	状況	事業主体	住所	電話番号																																																					
さくら埋立処分場	埋立中	田川地区広域 環境衛生施設 組合	田川郡大任町大字 今任原 825 番地 3	0947-85-8440																																																					
施設名	事業主体	住所	電話番号																																																						
田川地区 クリーンセンター	田川地区広域環境 衛生施設組合	田川郡大任町大字 大行事 2259 番地	0947-63-4140																																																						
団体名	住所	電話番号	FAX 番号																																																						
(公益社団法人) 福岡県産業資源循環 協会	福岡市博多区 博多駅南 1 丁目 2-15 事務機ビル 4 階	092-409-8911	092-409-8912																																																						
松村産業株式会社	香春町大字高野 874	0947-32-3182																																																							

回答者	所属部署 税務住民課
-----	------------

	ウ)関係の廃棄物担当課				
	団体名	担当課名	住所	電話番号	FAX 番号
	環境省 環境再生・ 資源循環局	環境再生事業 担当参事官付 災害廃棄物対策室	東京都千代田区 霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 階	03-3581- 3351	03-3593- 8359
	同上	産業廃棄物適正 処理推進課	同上	03-3581- 3351	03-3593- 8263
	同上	産業廃棄物適正 処理推進課 施設第2係 ※施設被害報告	同上	03-5521- 8337	03-3593- 8263
	環境省 九州地方 環境事務所	資源循環課	熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁 舎B棟4階	096-322- 2410	096-322- 2446
	エ)廃棄物処理関係の委託業者				
	業者名	業務名	住所	電話番号	
	(有)鈴木清掃社	家庭系可燃ごみ 収集運搬業務	香春町大字中津原 1126 番地 3	町役場から連絡	
	(有)橋本環境衛生	〃	香春町大字中津原 784 番地 12	町役場から連絡	
	(株)クリーン北部九州	事業系可燃ごみ、 家庭系不燃、資源、粗 大ごみ収集運搬業務	香春町大字高野 688番地 3	0947-32-7474	
	(株)彩春環境	事業系可燃ごみ 収集運搬業務	田川市大字伊田 5031	0947-45-7778	
	オ)町内一般廃棄物処理業の収集運搬許可業者				
	業者名	業務名	住所	電話番号	
	(有)鈴木清掃社	家庭系可燃ごみ 収集運搬業務	香春町大字中津原 1126 番地 3	町役場から連絡	
(有)橋本環境衛生	〃	香春町大字中津原 784 番地 12	町役場から連絡		
(株)クリーン北部九州	事業系可燃ごみ、 家庭系不燃、資源、粗 大ごみ収集運搬業務	香春町大字高野 688番地 3	0947-32-7474		
(株)彩春環境	事業系可燃ごみ収集 運搬業務	田川市大字伊田 5031	0947-45-7778		

⑤災害時の廃棄物処理に関する協定について（協定の写しがあればください）	【⑤ 災害時の廃棄物処理に関する協定】				
	(1)市町村等、都道府県及び国の協力・支援				
	締結元	協定名称	協定先	締結日	協定の概要
	香春町	香春町における大規模な災害時の応援に関する協定書	国土交通省 九州地方整備局長	H24.1.30	所管施設の被害状況の把握 情報連絡網の構築 現地情報連絡員(リエゾン)の派遣 災害応急措置 その他必要と認められる事項
	田川地区 8 市町村	田川地区消防相互応援協定書	香春町・田川市・ 添田町・川崎町・ 糸田町・大任町・ 福智町・赤村	R2.6.24	地震、風水害その他 大規模火災等の際に被災 自治体以外の市町村に応 援要請を行う。
	(2)民間事業者団体との連携				
	締結元	協定名称	協定先	締結日	協定の概要
	香春町	災害時における 町合併処理浄化槽の 点検・復旧等に関する 協定	松村産業株式会社	H28.12.1	汚泥収集・運搬業務 浄化槽の緊急点検及び 住民相談等への対応 浄化槽の応急復旧 その他協力可能な業務 (個人設置及び個人管理 を行っている各種浄化 槽、汲み取り式便槽の応 急復旧等に関する相談を 含む)
	香春町	災害廃棄物等の処理に 関する協定	公益社団法人 福岡県産業資源 循環協会	R5.8.2	災害廃棄物の撤去 災害廃棄物の収集・運搬 災害廃棄物の仮置き場の 管理運営 災害廃棄物の処分 その他必要な事項

回答者	所属部署 税務住民課
-----	------------

香春町における大規模な災害時の応援に関する協定書

香春町長（以下「町長」という。）と国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- (1) 所管施設の被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- (4) 災害応急措置
- (5) その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 香春町内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と香春町は相互に連絡するものとする。なお、町長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を香春町に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、町長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第3条 局長は、町長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 町長は、香春町内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局追賀川河川事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙-1の文書にて応援要請を提出するものとする。
2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、町長（町長からの指示を受けた香春町の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙-2の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第5条 香春町内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより

応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要する場合、かつ、応援要請に時間を要するときは、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙-3の文書により応援内容を町長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等のため、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡す

ることを要しない。

（経費の負担）

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

- (1) 災害初動時に第1条（1）、（2）及び（3）の応援を行う場合
九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害支援本部を設置している期間とする。
- (2) 第1条（4）及び（5）の応援を行う場合
原則として香春町の負担とするが、第1条（4）の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当するときは、原則として九州地方整備局の負担とする。
 - ① 大規模な災害と認められる場合
 - ② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合
 - ③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）
 - ④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

（平常時の連絡）

第7条 香春町総務課と九州地方整備局企画部防災課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、町長と局長とが協議して定めるものとする。

- 2 この協定に関する実務責任者は、香春町においては総務課長、九州地方整備局においては企画部防災課長とする。

（運用）

第9条 この協定書は、平成24年1月30日から適用する。

平成24年1月30日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
国土交通省九州地方整備局長
中 嶋 章 肇

福岡県田川郡香春町大字高野994番地
香 春 町 長

災害被害物の処理等に関する協定書

(趣 意)
第1条 この協定は、香春町地域防災計画に基づき、香春町において地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、当該被害物の撤去、収集、運搬及び処分に関し、香春町（以下、「甲」という。）が、公益社団法人福岡県産業資源循環協会（以下、「乙」という。）に協力を要請する際の必要な事項を定めるものとする。

(定 義)
第2条 この協定において、「災害被害物」とは、災害により損壊、滅失した建築物の解体撤去に伴って発生する土砂、コンクリート塊、金属くず等又はこれらの混合体並びに災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

(協力要請)
第3条 甲は、次の各号の事実（以下、「災害被害物の処理等」という。）について、第9条の手続きにより、乙に協力を要請する。
 (1) 災害被害物の撤去
 (2) 災害被害物の収集・運搬
 (3) 災害被害物の搬送の管理・運営
 (4) 災害被害物の積込及び量
 (5) 諸号若くは必要事項

(情報の提供)
第4条 甲は、災害被害物の処理等に円滑な協力が得られるように、乙に香春町内の被災、復旧状況等の必要かつ適切な情報を提供するものとする。
 2 乙は、災害被害物の処理等に関し協力可能な状況等を甲に報告するものとする。

(協力要請の手続)
第5条 甲は、協力の要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を書面で乙に通知する。ただし、書面により難しい場合は、口頭で要請し、後に速やかに書面で通知するものとする。
 (1) 協力を要請する災害被害物の処理等の内容
 (2) 集積場
 (3) 災害被害物の種類及び量
 (4) 収集運搬車両の種類・規格・台数等
 (5) 出動日時
 (6) 収集運搬及び処分場所
 (7) その他必要な事項

(災害被害物の処理等の実施)
第6条 乙は、甲から協力の要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を派遣し、甲が実施する災害被害物の処理等に可能な限り協力するものとする。
 2 乙は、災害被害物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
 (1) 周囲の生活環境を顧みないよう十分に配慮すること。

(2) 災害被害物の再利用及び再資源化を促進し、その分別に努めること。

(実施概要)
第7条 乙は、災害被害物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を書面で甲に報告するものとする。
 (1) 実施した災害被害物の処理等の内容
 (2) 担当者
 (3) 災害被害物の種類及び量
 (4) 収集運搬車両の種類・規格・台数等
 (5) 出動日時
 (6) 収集運搬及び処分場所
 (7) その他必要な事項

(費用等)
第8条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害被害物の処理等に要した費用については、甲が負担するものとする。

(連絡窓口)
第9条 この協定に関する窓口は、甲においては税務住民課生活環境係、乙においては公益社団法人福岡県産業資源循環協会事務局とする。

(委員会の設置等の留意)
第10条 乙は、この協定に基づき協力の処理等が円滑に行われるよう、委員の収集運搬車両の徴収台数等の状況を毎月5月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(協 議)
第11条 この協定に定めるものは必要な事項については、その都度甲と乙で協議し、定めることとする。

この協定を創製するため、本書を2通作成し、甲乙各1通を保存するものとする。

令和6年8月2日

甲 福岡県田川郡香春町大字高野994番地
香春町
香春町長 藤 我 繁 印
乙 福岡県福岡市博多区古塚本町13番47号
公益社団法人 福岡県産業資源循環協会
会長 酒田 雅夫 印

災害時に協力可能な車輛・重機等集計表

公益社団法人福岡県産業資源循環協会
令和7年6月30日現在

災害支援に関する車輛・重機の台数等について、下記の通りご報告致します。

協力支援可能な事業者数 104社

車輛		重機	
項 目	台数	項 目	台数
深ボディンブ車(4t)	31台	バックホウ 0.45クラス (クローフォーク付)	61台
深ボディンブ車(5t-9t未満)	4台	バックホウ 0.45クラス (クローフォーク付 ゴムキャタ使用)	58台
深ボディンブ車(10t)	90台	バックホウ 0.45クラス (マグネット付)	5台
脱着装置付コンテナ車(4t)	125台	バックホウ 0.45クラス (カッター付)	16台
脱着装置付コンテナ車(5t-9t未満)	36台	バックホウ 0.7クラス (クローフォーク付)	28台
脱着装置付コンテナ車(10t)	34台	バックホウ 0.7クラス (クローフォーク付 ゴムキャタ使用)	18台
バックカー車(2t・3t)	108台	バックホウ 0.7クラス (マグネット付)	22台
バックカー車(4t)	73台	バックホウ 0.7クラス (カッター付)	16台
テールゲートリフター車(2t・3t) (パワーゲート車)	65台	ホイールローダー	57台
散水車または高圧散水車	32台		

回答者	所属部署 税務住民課																												
<p>⑥一般廃棄物処理施設について及び施設位置図</p>	<p>【⑥ 一般廃棄物処理施設の概要及び位置図】</p> <p>○エネルギー回収施設、不燃ごみ等処理施設、資源ごみ等処理施設 田川郡大任町大字今任原 3888 番 1</p> <p>○浸出水処理施設、埋立処分場 田川郡大任町大字今任原 825 番地 3</p> <p>(1)一般廃棄物処理施設の稼働状況</p> <table border="1" data-bbox="523 474 1273 1012"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>処理能力</th> <th>型式・施設概要</th> <th>使用開始年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エネルギー回収施設</td> <td>86t/日×2炉</td> <td>全連続運転ストローカ方式</td> <td>令和7年度</td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ等処理施設</td> <td>13t/5h</td> <td>破碎選別処理方式</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>資源ごみ等処理施設</td> <td>かん 1.94t/5h びん 3.52t/5h ペットボトル 0.92t/5h 容器包装プラスチック 0.95t/5h 紙類保管設備 5.94t/5h 布類保管設備 0.23t/5h</td> <td>磁選機、アルミ選別機 手選別コンベヤ 手選別コンベヤ 手選別コンベヤ</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>さくら 浸出水処理施設</td> <td>120 m³/日</td> <td>【水処理方式】 カルシウム(重金属)除去+接触ばっ気+凝縮沈殿+高度処理(砂ろ過・活性炭吸着)+滅菌 【汚泥処理】 汚泥重力濃縮+機械脱水</td> <td>//</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)一般廃棄物最終処分場の残余年数等</p> <table border="1" data-bbox="523 1066 1273 1330"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>残余容量(m³)</th> <th>埋立開始年度</th> <th>埋立終了年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さくら埋立処分場</td> <td>【埋立面積】 14,875.5 m² 【埋立容量】 134,625.0 m³ 【埋立法】 準好気性埋立 【遮水工法】 二重シート方式</td> <td>令和7年度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 	施設名	処理能力	型式・施設概要	使用開始年度	エネルギー回収施設	86t/日×2炉	全連続運転ストローカ方式	令和7年度	不燃ごみ等処理施設	13t/5h	破碎選別処理方式	//	資源ごみ等処理施設	かん 1.94t/5h びん 3.52t/5h ペットボトル 0.92t/5h 容器包装プラスチック 0.95t/5h 紙類保管設備 5.94t/5h 布類保管設備 0.23t/5h	磁選機、アルミ選別機 手選別コンベヤ 手選別コンベヤ 手選別コンベヤ	//	さくら 浸出水処理施設	120 m ³ /日	【水処理方式】 カルシウム(重金属)除去+接触ばっ気+凝縮沈殿+高度処理(砂ろ過・活性炭吸着)+滅菌 【汚泥処理】 汚泥重力濃縮+機械脱水	//	施設名	残余容量(m ³)	埋立開始年度	埋立終了年度	さくら埋立処分場	【埋立面積】 14,875.5 m ² 【埋立容量】 134,625.0 m ³ 【埋立法】 準好気性埋立 【遮水工法】 二重シート方式	令和7年度	
施設名	処理能力	型式・施設概要	使用開始年度																										
エネルギー回収施設	86t/日×2炉	全連続運転ストローカ方式	令和7年度																										
不燃ごみ等処理施設	13t/5h	破碎選別処理方式	//																										
資源ごみ等処理施設	かん 1.94t/5h びん 3.52t/5h ペットボトル 0.92t/5h 容器包装プラスチック 0.95t/5h 紙類保管設備 5.94t/5h 布類保管設備 0.23t/5h	磁選機、アルミ選別機 手選別コンベヤ 手選別コンベヤ 手選別コンベヤ	//																										
さくら 浸出水処理施設	120 m ³ /日	【水処理方式】 カルシウム(重金属)除去+接触ばっ気+凝縮沈殿+高度処理(砂ろ過・活性炭吸着)+滅菌 【汚泥処理】 汚泥重力濃縮+機械脱水	//																										
施設名	残余容量(m ³)	埋立開始年度	埋立終了年度																										
さくら埋立処分場	【埋立面積】 14,875.5 m ² 【埋立容量】 134,625.0 m ³ 【埋立法】 準好気性埋立 【遮水工法】 二重シート方式	令和7年度																											
<p>⑦仮置場候補地について（複数ある場合は、複数カ所記述してください）</p>	<p>A候補地 9,754 m²</p>																												
<p>⑧一次仮置場におけ</p>																													

回答者	所属部署 税務住民課
る必要資機材の調達方法	
⑨仮置場の必要人数の支援要請先	(ワークシート P32 を参照) 受付：町職員他 管理・運営：県産業資源循環協会 (092-409-8911) 収集・運搬：県産業資源循環協会 (092-409-8911) 作業員：町職員ほか 警備員：町職員ほか 重機オペレーター：未定

表 1.2.4 事前アンケート結果（糸田町）

回答者	所属部署 税務町民課
計画策定に関して	
①過去の被災経験	なし
②被災地における災害廃棄物に係る現地支援の経験があるか	なし
③処理計画で重要と思われるのはどの部分か	組織体制及び処理フロー
④仮置場候補地	A 候補地、B 候補地、C 候補地（全て町有地）
ワークシートに関して	
①想定災害と被害想定に関すること (地域防災計画を参考にしてください)	想定災害の名称（地震）：小倉東断層北東部 建物被害棟数：223 避難所避難者数：93 上水道支障率：(20 か所) 水害の建物被害棟数：記載なし
②市町村の概要と市町村の位置図	本町は筑豊のほぼ中心田川郡の北部に位置し、東西に位置し、東西に位置し、東西に位置し東西 3.5km、南北 2.5km、面積 8.04 km ² である。 東は田川市、西は飯塚市、北は福智町に接している。
③災害時の廃棄物処理に関する組織体制（人員配置等）	糸田町災害対策本部組織図

回答者	所属部署 税務町民課																								
	<p style="text-align: center;">■糸田町災害対策本部組織図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><th colspan="2">糸田町 防 災 会 議</th></tr> <tr><td>本部長</td><td>町 長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>副町長</td></tr> <tr><td></td><td>教育長</td></tr> <tr><td></td><td>消防団長 病院長</td></tr> <tr><td rowspan="10">本 部 会 議</td><td>防災管財課長</td></tr> <tr><td>総務課長</td></tr> <tr><td>税務町民課長</td></tr> <tr><td>健康福祉課長</td></tr> <tr><td>土木課長</td></tr> <tr><td>建築課長</td></tr> <tr><td>地域振興課長</td></tr> <tr><td>水道事務所長</td></tr> <tr><td>町立病院事務長</td></tr> <tr><td>議会事務局長</td></tr> <tr><td>人権推進課長</td></tr> <tr><td>子育て支援課長</td></tr> <tr><td>教務課長</td></tr> </table> <div style="margin-left: 20px;"> <p>対策部名(部長) 平常時課名</p> <p>総合対策部 (課長補佐) (総務課長補佐) (局長補佐) 防災管財課 総務課 議会事務局</p> <p>税務町民部 (税務町民課長補佐) 税務町民課</p> <p>健康福祉部 (健康福祉課長補佐) 健康福祉課</p> <p>土木建築部 (土木課長補佐) (建築課長補佐) 土木課 建築課</p> <p>地域振興部 (地域振興課長補佐) 地域振興課</p> <p>水道部 (水道事務所長補佐) 水道事務所</p> <p>教育部 (教務課長補佐) (人権推進課長補佐) 教務課 人権推進課</p> <p>病院部 (事務長補佐)</p> <p>会計部 (会計管理者)</p> <p>子育て支援部 (子育て支援課長補佐) (所長) 子育て支援課</p> <p>現地対策本部 (周辺公共施設) 注)・本部長の指示・指名に基づき対策要員 が配置される。 ・不在の場合は、次順位の者とする。</p> </div> </div>	糸田町 防 災 会 議		本部長	町 長	副本部長	副町長		教育長		消防団長 病院長	本 部 会 議	防災管財課長	総務課長	税務町民課長	健康福祉課長	土木課長	建築課長	地域振興課長	水道事務所長	町立病院事務長	議会事務局長	人権推進課長	子育て支援課長	教務課長
糸田町 防 災 会 議																									
本部長	町 長																								
副本部長	副町長																								
	教育長																								
	消防団長 病院長																								
本 部 会 議	防災管財課長																								
	総務課長																								
	税務町民課長																								
	健康福祉課長																								
	土木課長																								
	建築課長																								
	地域振興課長																								
	水道事務所長																								
	町立病院事務長																								
	議会事務局長																								
人権推進課長																									
子育て支援課長																									
教務課長																									
④連絡先	<p>県及び関係する市町村：福岡県 防災企画係 092-643-3112</p> <p>関係する廃棄物処理施設：さくら環境センター 0947-23-1553</p> <p>廃棄物処理関係の委託業者：糸田清掃 0947-26-0917</p> <p>一般廃棄物処理業の取運運搬許可業者：糸田清掃 0947-26-0917</p>																								
⑤災害時の廃棄物処理に関する協定について (協定の写しがあればください)																									
⑥一般廃棄物処理施設について及び施設位置図	<p>施設名称：さくら環境センター</p> <p>施設所有者：田川地区広域環境衛生施設組合</p> <p>日処理能力：172 トン</p> <p>年間稼働日数：243</p> <p>年間廃棄物処理実績：今年度稼働</p> <p>最終処分場埋立容量、残余容量：20 万 m³</p>																								
⑦仮置場候補地について (複数ある場合は、複数カ所記述してください)	<p>A 候補地：8,456 m²</p> <p>B 候補地：3,907 m²</p> <p>C 候補地：7,453 m²</p>																								
⑧一次仮置場における必要資機材の調達方法	検討中																								

回答者	所属部署 税務町民課
⑨仮置場の必要人数の 支援要請先	検討中

(2) 沖縄県：金武町・北谷町・与那原町・伊江村

沖縄県内の対象自治体の事前アンケート結果について表 1.2.5～表 1.2.8 に示す。

表 1.2.5 事前アンケート結果（金武町）

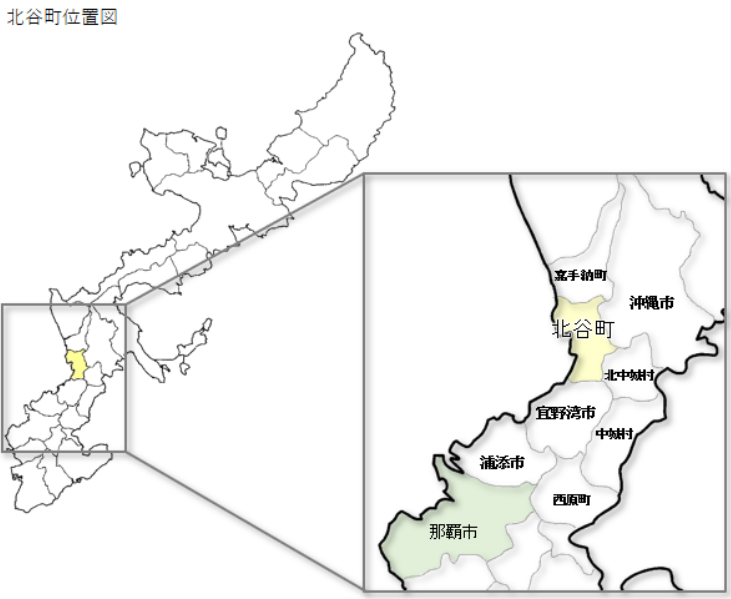
回答者	所属部署 住民生活課
計画策定に関して	
①過去の被災経験	今の部署へ異動してから大規模な被災経験が無い。 令和5年度の8月に台風6号による災害廃棄物を受け入れたが量が多すぎて 分別、処理にかなりの時間を費やしたと聞いている。
②被災地における災害 廃棄物に係る現地支援 の経験があるか	なし
③処理計画で重要と思 われるのはどの部分か	地域防災計画との整合性を明記した組織体制、収集運搬、仮置場の選定、処 理フロー、他自治体等との連携体制を明確にすることが重要であると考えて いる。
④仮置場候補地	A 候補地、B 候補地、C 候補地、D 候補地、E 候補地
ワークシートに関して	
①想定災害と被害想定 に関すること（地域防 災計画を参考にしてく ださい）	想定災害の名称（地震）：沖縄本島南東沖地震3連動（P14） 建物被害棟数：全壊 248、半壊 613（棟） 避難所避難者数：2,808 人（食料等備蓄計画より P138） 上水道支障率：断水人口 10,286 人 水害の建物被害棟数：全壊 607、半壊 182 棟
②市町村の概要と市町 村の位置図	本町は、沖縄本島のほぼ中央部東海岸側（北緯 26 度 27 分、東経 127 度 56 分）にあつて、東西に 12.7km、南北 8 km、総面積 37.88 km ² （うるま市との 境界埋立地先部分未確認箇所の 0.18 平方 km の半分を含む）を擁し、北東に 宜野座村、北西には恩納村、南西にはうるま市と接し、南東部は太平洋に面 している。
③災害時の廃棄物処理 に関する組織体制（人 員配置等）	
④連絡先	県及び関係する市町村：沖縄県環境部環境整備課 一般廃棄物班 宜野座村 関係する廃棄物処理施設：金武地区清掃センター

回答者	所属部署 住民生活課
⑤災害時の廃棄物処理に関する協定について（協定の写しがあればください）	<p>協定名称：災害発生時の廃棄物処理に関する協定</p> <p>締結先：沖縄県、金武町、一般社団法人沖縄県産業資源循環協会</p> <p>締結日：令和7年3月24日</p> <p>協定の概要：沖縄県内において災害が発生した際に、災害廃棄物等の処理を円滑に進めるため</p>
⑥一般廃棄物処理施設について及び施設位置図	<p>施設名称：金武地区清掃センター</p> <p>住所：沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶 1988-332</p> <p>施設保有者：金武地区消防衛生組合</p> <p>日処理能力：32 t / 8 h（16 t / 8 h × 2 炉）</p> <p>年間稼働日数：280 日</p> <p>年間廃棄物処理実績：燃やせるごみ 3,546 t（R5 実績）</p> <p>燃やせないごみ 103 t（R5 実績）</p> <p>最終処分場埋立容量、残余容量：地域内に最終処分場がない</p>
⑦仮置場候補地について（複数ある場合は、複数カ所記述してください）	<p>F 候補地</p> <p>概算面積：約 8,670 m²</p> <p>所有者及び管理者：金武町</p> <p>E 候補地</p> <p>概算面積：約 5,000 m²</p> <p>所有者及び管理者：金武町</p> <p>航空写真等、仮置場候補地の地形がわかるもの：</p>
⑧一次仮置場における必要資機材の調達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・敷鉄板 必須 レンタル ・保安対策品等 必須 レンタル又は購入、整備 ・休憩場所 必須 整備済み ・大型機械類 必須 レンタル ・簡易計量器 必須 レンタル ・管理用品類 必須 購入またはレンタル
⑨仮置場の必要人数の支援要請先	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導員 3 人 生活環境係 ・受付 2 人（現場） 生活環境係 ・作業員 4～10 人 住民生活課（生活環境係） ・重機オペ 2 人 生活環境係、建設課

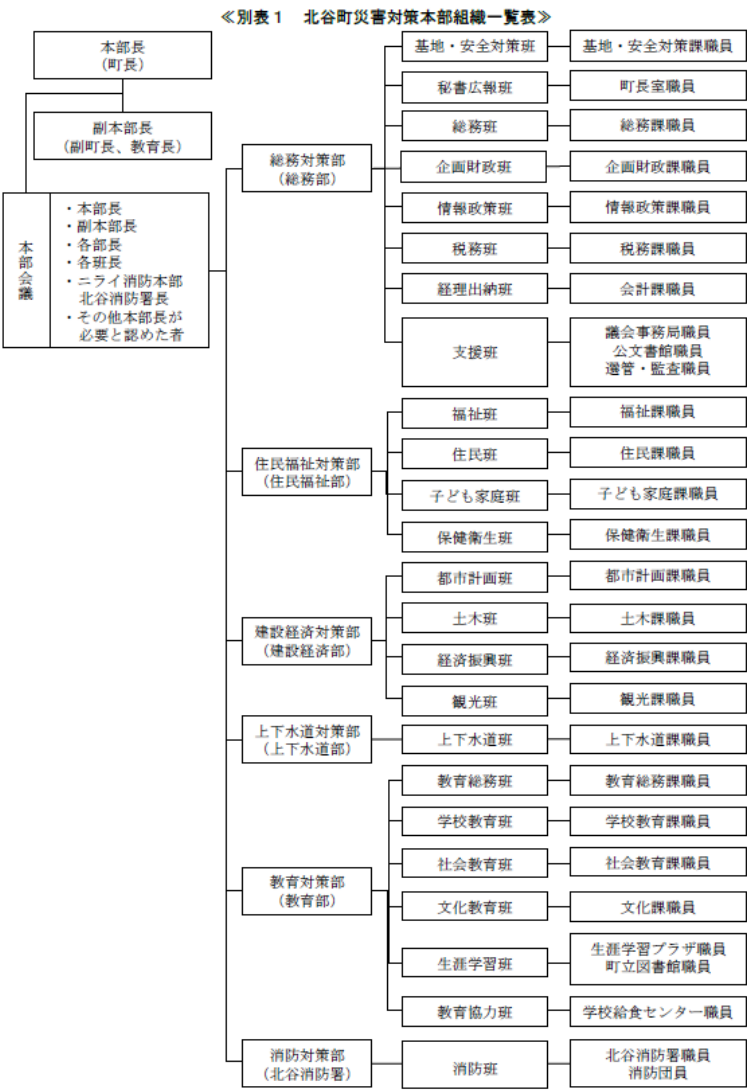
表 1.2.6 事前アンケート結果（北谷町）

回答者	所属部署 保健衛生課
計画策定に関して	
①過去の被災経験	なし
②被災地における災害廃棄物に係る現地支援の経験があるか	なし
③処理計画で重要と思われるのはどの部分か	各種災害に対応した仮置場の選定及び仮置場のレイアウト（案）の設定が重要だと考えています。また、被災時に、速やかな初動対応が行えるよう、対応方法や処理の流れなどがすぐわかる処理計画にしたいと考えています。
④仮置場候補地	A 候補地、B 候補地、C 候補地 ※ただし、庁内での議論を経ていないため、あくまでも現時点における担当課としての考えとなります。また、仮置場候補地として必要な基準等もご教示いただきたいです。
ワークシートに関して	
①想定災害と被害想定に関すること（地域防災計画を参考にしてください）	想定災害の名称（地震）：沖縄本島南東沖地震 建物被害棟数：全壊 1,667 棟、半壊 1,612 棟 避難所避難者数：直後 6,895 人、1 週間後 5,911 人 上水道支障率：上水道断水 27,597 人、下水道被害 10,021 人
②市町村の概要と市町村の位置図	本町は、沖縄本島の中部に位置し、県都である那覇市から北東へ約 16km に位置し、面積は 13.91 平方キロメートルとなっています。北側を嘉手納町、南側を宜野湾市、東側を沖縄市及び北中城村と接し、西側は東シナ海に面しています。本町には、西海岸側に「国道 58 号」が南北に縦断しており、「県道 23 号沖縄北谷線」、「県道 24 号線」及び「県道 130 号線」が東西に横断しています。河川は、「普天間川」、「白比川」、の 2 つの二級河川が流れています。町域には、米軍施設の「嘉手納飛行場」、「キャンプ桑江」、「陸軍貯油施設」及び「キャンプ瑞慶覧」があり、町域の約 51.6 パーセントを米軍施設が占めています。

回答者 所属部署 保健衛生課



③災害時の廃棄物処理に関する組織体制（人員配置等）

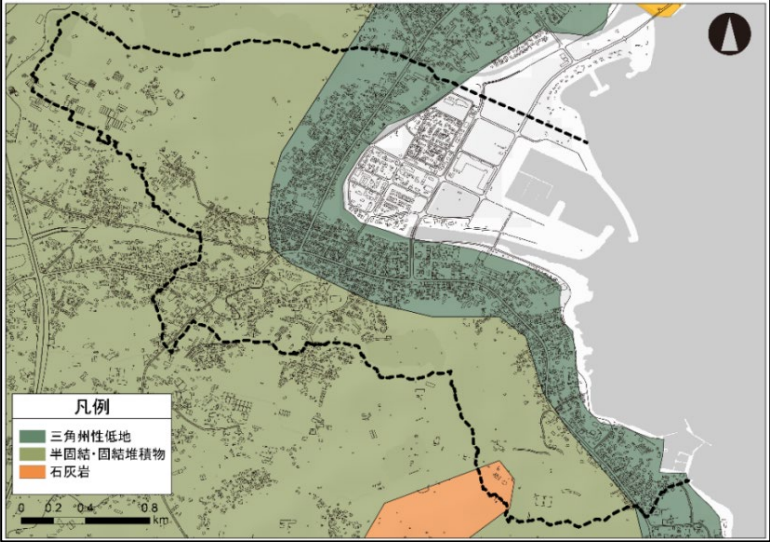
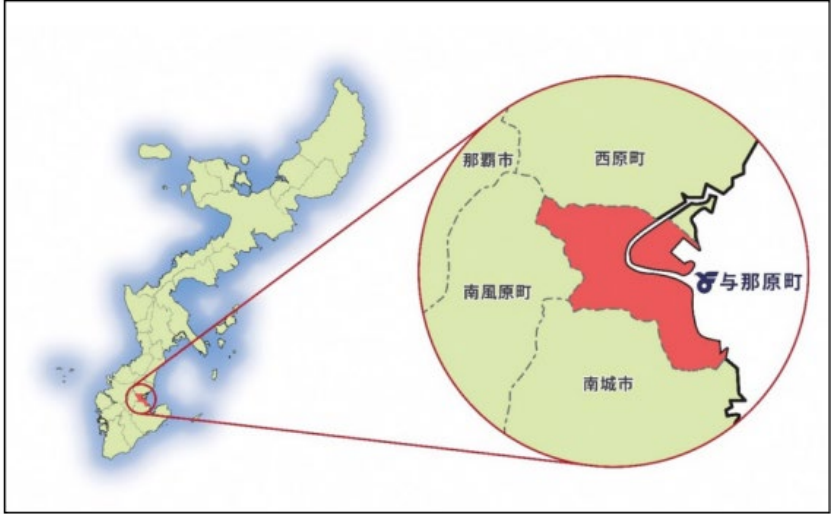


回答者	所属部署 保健衛生課					
④連絡先	県/市町村	課室名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
	沖縄県	環境部 環境整備課	900-8570	沖縄県那覇市泉崎1丁目 2番2 行政棟4階（北 側）	098-866- 2231	098-866- 2235
	沖縄県	中部保健所 環境保全班	904-2155	沖縄県沖縄市美原1-6- 28 中部合同庁舎中部保 健所棟	098-989- 6610	
	沖縄市	市民部 環境課	904-8501	沖縄県沖縄市仲宗根町 26番1号 B2F	098-938- 1516	098-934- 0609
	宜野湾市	市民経済部 環境対策課	901-2710	沖縄県宜野湾市野嵩1- 1-1 新館2階	098-893- 4644	098-893- 4410
	北中城村	住民生活課	901-2392	沖縄県中頭郡北中城村 字喜舎場426番地2 第 一庁舎1階	098-935- 2242	098-935- 4770
	嘉手納町	産業環境課	904-0293	沖縄県中頭郡嘉手納町 字嘉手納588番地 3階	098-956- 1111	098-956- 9508
	読谷村	総務部 生活環境課	904-0392	沖縄県中頭郡読谷村字 座喜味2901番地	098-982- 9214	098-982- 9208
⑤災害時の廃棄物処理 に関する協定について (協定の写しがあれば ください)	No.	締結元	協定名称	締結先	締結日	協定の概要
	1	県	災害時の応援に関する 申し合わせ	内閣府沖縄総合事務 局開発建設部	H19.3.27	災害時における初動時 の被害情報の収集・伝 達、災害応急復旧、二 次災害の防止など
	2	県	関西広域連合と九州 地方知事会との災害 時の相互応援に関する 協定	関西広域連合	H23.10.31	災害時の相互応援
	3	町	災害時の情報交換及 び応援に関する協定	内閣府沖縄総合事務 局長	H27.2.3	リエゾン協定
	4	県	九州・山口9県にお ける災害廃棄物処理 等に係る相互支援協 定	福岡県、佐賀県、長 崎県、熊本県、大分 県、宮崎県、鹿児島 県、山口県	H29.11.15	九州・山口応援協定に 基づき、災害廃棄物処 理における迅速・円滑 な初動対応に必要な事 項を定める協定
	5	町	北谷町・北中城村・ 宜野湾市・中城村・ 西原町災害時相互 応援協定書	北中城村、宜野湾 市、中城村、西原町	R1.8.29	食料、飲料水及び防災 資機材の提供、人員 応援等
	6	県	九州・山口9県災害 時応援協定	福岡県、佐賀県、長 崎県、熊本県、大分 県、宮崎県、鹿児島 県、山口県	R2.4.24	災害時の相互応援、被 災地支援対策本部の設 置
	7	県	全国都道府県にお ける災害時等の広域 応援に関する協定	全国都道府県知事	R3.11.22	災害時の相互応援
	8	県	災害発生時の廃棄物 処理に関する協定	沖縄県、県内各市町 村、一部事務組合及 び（一社）沖縄県産 業資源循環協会	R7.3.24	災害廃棄物等の円滑な 処理に向けた協力体制 の構築
⑥一般廃棄物処理施設 について及び施設位置 図	施設名称：エコトピア池原 施設保有者：倉浜衛生施設組合 日処理能力：309 t 最終処分場埋立容量、残余容量：400,000 m ³ 、182,350 m ³					

回答者	所属部署 保健衛生課
⑦仮置場候補地について（複数ある場合は、複数カ所記述してください）	<p>A 候補地 概算面積：45,217 m² 所有者及び管理者：北谷町</p> <p>B 候補地 概算面積：20.8ha 所有者及び管理者：北谷町</p> <p>C 候補地 ※ただし、避難所運営に支障が生じる可能性があるため、仮置場の基準や、庁内での調整を要する。 概算面積：17,500 m² 所有者及び管理者：北谷町教育委員会</p>
⑧一次仮置場における必要資機材の調達方法	未定
⑨仮置場の必要人数の支援要請先	未定

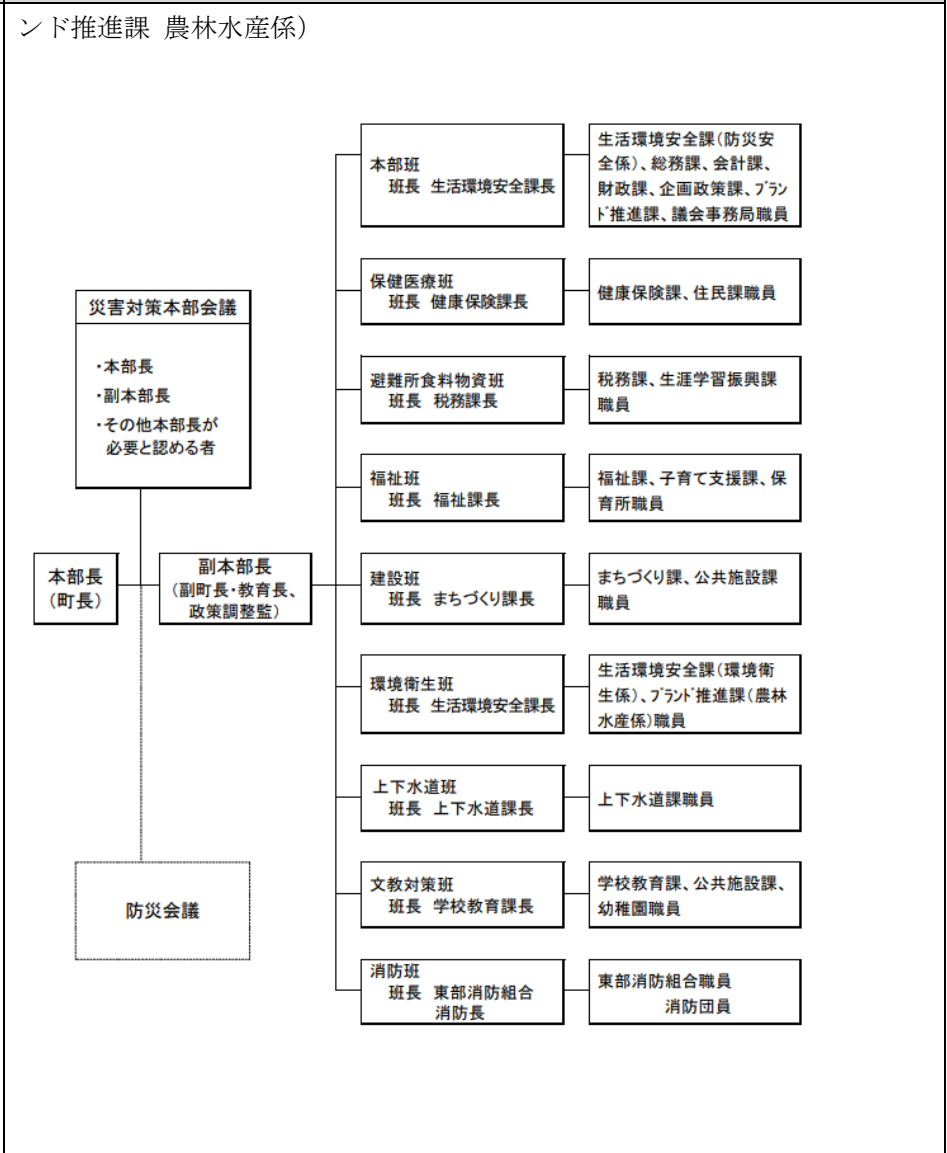
表 1.2.7 事前アンケート結果（与那原）

回答者	所属部署 生活環境安全課
計画策定に関して	
①過去の被災経験	なし
②被災地における災害廃棄物に係る現地支援の経験があるか	なし
③処理計画で重要と思われるのはどの部分か	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場の選定と処理体制の構築 ・ 広域的な連携や県外への処理委託 ・ 公費解体（解体、財源確保、関係機関との連携等）
④仮置場候補地	<p>A 候補地：41,637 m²</p> <p>B 候補地：3,277 m²</p> <p>C 候補地：17,897 m²</p>
ワークシートに関して	
①想定災害と被害想定に関すること（地域防災計画を参考にしてください）	<p>想定災害の名称（地震）：沖縄本島南東沖地震 3 連動</p> <p>建物被害棟数：全壊（1,873 棟）、半壊（1,606 棟）</p> <p>避難所避難者数：6,269 人</p> <p>上水道支障率：88.04%（17,431 人/19,798）</p> <p>水害の建物被害棟数：全壊（1,325 棟）、半壊（1,090 棟）</p>
②市町村の概要と市町	与那原町は、県都那覇市から東へ約 9 km、沖縄本島南部の東海岸に位置し

回答者	所属部署 生活環境安全課
村の位置図	<p>(北緯 26 度 11 分 58 秒、東経 127 度 45 分 17 秒)、東南に南城市、西に南風原町、北に西原町の 3 市町に隣接している。町域面積は 5.18km² で東西に約 4.3km、南北に約 2.1km の長方形をなしており、東南の雨乞森 (133m)、北西にそびえる運玉森 (158m) にだかれ、前方に中城湾を望む海岸線にのびた平坦地である。海岸低地は中城湾に沿って発達し市街地を形成しており、起伏量はほとんどなく、海岸線の長さは約 4 km である。沖縄県では、渡名喜村に次ぐ 2 番目に面積の小さい自治体である。町域には河川危険箇所はないが、運玉森、雨乞森、字板良敷の山手の一部が、防災上配慮が必要な土砂災害警戒区域 (地すべり、土石流) に指定されている。本町の地形は、埋立地以外の地形・地質とも 2 つに区分される。大半は第三紀島尻群の泥岩・砂岩からなる低起伏の丘陵と、中城湾に沿う狭い海岸低地からなるが、南城市大里との境界、大里城址公園付近は島尻層群を覆う琉球石灰岩台地がある。</p>  
③災害時の廃棄物処理	廃棄物処理に関すること：環境衛生班 (生活環境安全課 環境衛生係、ブラ

回答者	所属部署 生活環境安全課
-----	--------------

に関する組織体制（人員配置等）



④連絡先

ア) 市町村

市町村	課 室 名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
与那原町	生活環境安全課	901-1392	与那原町字上与那原16	098-945-4688	098-946-6074

イ) 廃棄物関係一部事務組合

組 合 名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
南部広域行政組合		沖縄県八重瀬町字東風平965番地	098-998-8857	098-998-4420

ウ) 一般廃棄物処理施設（市町村設置）

1) ごみ焼却施設

施設名	事業主体	郵便番号	住所	電話番号
東部環境美化センター	南部広域行政組合	901-1301	沖縄県島尻郡与那原町字板良敷1612番地	098-946-3014

2) 最終処分場

施設名	事業主体	郵便番号	住所	電話番号
美らグリーン南城	南部広域行政組合	901-0401	八重瀬町字東風平965	098-998-8390

3) し尿処理施設

施設名	事業主体	郵便番号	住所	電話番号
南部広域行政組合汚泥再生処理センター	南部広域行政組合	903-0103	沖縄県西原町小那覇964番地	098-943-4421

回答者	所属部署 生活環境安全課																																																																														
	<p>エ) 国関係の廃棄物担当課</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>担当課名</th> <th>郵便番号</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境省 環境再生・資源循環局</td> <td>環境再生事業 担当参事官付 災害廃棄物対策室</td> <td>100-8975</td> <td>東京都千代田区霞が関 1-2-2中央合同庁舎5号館</td> <td>03-3581-3351</td> <td>03-3593-8359</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>廃棄物適正処理推進課</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>03-3581-3351</td> <td>03-3593-8263</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>廃棄物適正処理推進課 施設第2係</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>03-5521-8337</td> <td>03-3593-8263</td> </tr> <tr> <td>環境省 九州地方 環境事務所</td> <td>資源循環課</td> <td>860-0047</td> <td>熊本県熊本市西区春日 2-10-1熊本地方合同庁舎B棟4階</td> <td>096-322-2410</td> <td>096-322-2446</td> </tr> <tr> <td>環境省 沖縄奄美 自然環境 事務所</td> <td></td> <td>900-0022</td> <td>沖縄県那覇市樋川1-15-15那覇第一地方合同庁舎1階</td> <td>098-836-6400</td> <td>098-836-6401</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ) 県関係の廃棄物担当課</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>担当課名</th> <th>郵便番号</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄県</td> <td>環境部 環境整備課</td> <td>900-8570</td> <td>沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟4階(北側)</td> <td>098-866-2231</td> <td>098-866-2235</td> </tr> <tr> <td>沖縄県</td> <td>北部保健所 生活環境班</td> <td>905-0017</td> <td>沖縄県名護市大中2-13-1</td> <td>0980-52-2636</td> <td>0980-53-2505</td> </tr> <tr> <td>沖縄県</td> <td>中部保健所 環境保全班</td> <td>904-2155</td> <td>沖縄県沖縄市美原1-6-28</td> <td>098-938-9787</td> <td>098-938-9779</td> </tr> <tr> <td>沖縄県</td> <td>南部保健所 環境保全班</td> <td>901-1104</td> <td>沖縄県島尻郡南風原町宮平212</td> <td>098-889-6846</td> <td>098-888-1348</td> </tr> <tr> <td>沖縄県</td> <td>宮古保健所 生活環境班</td> <td>906-0007</td> <td>沖縄県宮古島市平良字東仲宗根476</td> <td>0980-72-3501</td> <td>0980-72-8446</td> </tr> <tr> <td>沖縄県</td> <td>八重山保健所 生活環境班</td> <td>907-0002</td> <td>沖縄県石垣市字真栄里438</td> <td>0980-82-3243</td> <td>0980-83-0474</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	担当課名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	環境省 環境再生・資源循環局	環境再生事業 担当参事官付 災害廃棄物対策室	100-8975	東京都千代田区霞が関 1-2-2中央合同庁舎5号館	03-3581-3351	03-3593-8359	同上	廃棄物適正処理推進課	同上	同上	03-3581-3351	03-3593-8263	同上	廃棄物適正処理推進課 施設第2係	同上	同上	03-5521-8337	03-3593-8263	環境省 九州地方 環境事務所	資源循環課	860-0047	熊本県熊本市西区春日 2-10-1熊本地方合同庁舎B棟4階	096-322-2410	096-322-2446	環境省 沖縄奄美 自然環境 事務所		900-0022	沖縄県那覇市樋川1-15-15那覇第一地方合同庁舎1階	098-836-6400	098-836-6401	団体名	担当課名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	沖縄県	環境部 環境整備課	900-8570	沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟4階(北側)	098-866-2231	098-866-2235	沖縄県	北部保健所 生活環境班	905-0017	沖縄県名護市大中2-13-1	0980-52-2636	0980-53-2505	沖縄県	中部保健所 環境保全班	904-2155	沖縄県沖縄市美原1-6-28	098-938-9787	098-938-9779	沖縄県	南部保健所 環境保全班	901-1104	沖縄県島尻郡南風原町宮平212	098-889-6846	098-888-1348	沖縄県	宮古保健所 生活環境班	906-0007	沖縄県宮古島市平良字東仲宗根476	0980-72-3501	0980-72-8446	沖縄県	八重山保健所 生活環境班	907-0002	沖縄県石垣市字真栄里438	0980-82-3243	0980-83-0474
団体名	担当課名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号																																																																										
環境省 環境再生・資源循環局	環境再生事業 担当参事官付 災害廃棄物対策室	100-8975	東京都千代田区霞が関 1-2-2中央合同庁舎5号館	03-3581-3351	03-3593-8359																																																																										
同上	廃棄物適正処理推進課	同上	同上	03-3581-3351	03-3593-8263																																																																										
同上	廃棄物適正処理推進課 施設第2係	同上	同上	03-5521-8337	03-3593-8263																																																																										
環境省 九州地方 環境事務所	資源循環課	860-0047	熊本県熊本市西区春日 2-10-1熊本地方合同庁舎B棟4階	096-322-2410	096-322-2446																																																																										
環境省 沖縄奄美 自然環境 事務所		900-0022	沖縄県那覇市樋川1-15-15那覇第一地方合同庁舎1階	098-836-6400	098-836-6401																																																																										
団体名	担当課名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号																																																																										
沖縄県	環境部 環境整備課	900-8570	沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟4階(北側)	098-866-2231	098-866-2235																																																																										
沖縄県	北部保健所 生活環境班	905-0017	沖縄県名護市大中2-13-1	0980-52-2636	0980-53-2505																																																																										
沖縄県	中部保健所 環境保全班	904-2155	沖縄県沖縄市美原1-6-28	098-938-9787	098-938-9779																																																																										
沖縄県	南部保健所 環境保全班	901-1104	沖縄県島尻郡南風原町宮平212	098-889-6846	098-888-1348																																																																										
沖縄県	宮古保健所 生活環境班	906-0007	沖縄県宮古島市平良字東仲宗根476	0980-72-3501	0980-72-8446																																																																										
沖縄県	八重山保健所 生活環境班	907-0002	沖縄県石垣市字真栄里438	0980-82-3243	0980-83-0474																																																																										
⑤災害時の廃棄物処理に関する協定について (協定の写しがあればください)	なし																																																																														
⑥一般廃棄物処理施設について及び施設位置図	<p>施設名称：東部環境美化センター 施設保有者：南部広域行政組合 日処理能力：98t (49t×2 炉) 年間稼働日数：365 日 年間廃棄物処理実績：32,217.74t 最終処分場埋立容量：900,000 m³ (50m×120m×15m) 残余容量：63,145 m³</p>																																																																														

回答者	所属部署 生活環境安全課
⑦仮置場候補地について（複数ある場合は、複数カ所記述してください）	A 候補地 概算面積：41,637 m ² 所有者及び管理者：与那原町
⑧一次仮置場における必要資機材の調達方法	未定
⑨仮置場の必要人数の支援要請先	7名配置（職員：2名、警備員：5名 ※公共施設警備委託業者）

表 1.2.8 事前アンケート結果（伊江村）

回答者	所属部署 建設課
計画策定に関して	
①過去の被災経験	なし
②被災地における災害廃棄物に係る現地支援の経験があるか	なし
③処理計画で重要と思われるのはどの部分か	本村で通常収集処理を行っていない適正処理困難災害廃棄物の処理方法、仮置場運営体制、補助金の活用、発生量推計、組織体制、近隣市町村との連携
④仮置場候補地	A 候補地、B 候補地、C 候補地
ワークシートに関して	
①想定災害と被害想定に関すること（地域防災計画を参考にしてく	想定災害の名称（地震）：沖縄本島北部スラブ内地震 建物被害棟数：全壊 112 棟 半壊 319 棟 避難所避難者数：650 人

回答者	所属部署 建設課
ださい)	上水道支障率： 水害の建物被害棟数：津波発生なし 久米島北方沖地震 建物被害棟数全壊 42 棟半壊 94 棟避難者数 319 名水害の建物被害全壊 42 棟半壊 86 棟
②市町村の概要と市町村の位置図	伊江村は沖縄本島北部の本部半島から北西約 9 kmの海上に位置する一島一村の農漁村である。島の総面積は約 22.77 km ² で東西 8.4 km南北 3 kmに広がり島の周囲は 22.4 kmほどである。8つの集落で村を形成している。
③災害時の廃棄物処理に関する組織体制（人員配置等）	
④連絡先	県及び関係する市町村：沖縄県環境部環境整備課 098-866-2231 関係する廃棄物処理施設：伊江村 E&C センター098-050-6550 伊江村一般廃棄物最終処分場：098-050-6550 伊江村産業廃棄物最終処分場：098-049-5374
⑤災害時の廃棄物処理に関する協定について（協定の写しがあればください）	協定名称：災害発生時の廃棄物処理に関する協定 締結先：沖縄県 県内市町村及び一般廃棄物の共同処理を目的とする関係一部事務組合 一般社団法人沖縄県産業資源循環協会 締結日：令和 7 年 3 月 24 日 協定の概要：被災市町村等は直接県内市町村及び一部事務組合や沖縄県産業資源循環協会に対して協力を要請することができる
⑥一般廃棄物処理施設について及び施設位置図	施設名称：伊江村 E&C センター 施設所有者：伊江村長 日処理能力：7,000 kg 年間稼働日数：206 日 年間廃棄物処理実績：1,636,000 kg 最終処分場埋立容量、一般廃棄物最終処分場残余容量：42,528 m ³ 産業廃棄物最終処分場残余容量：31,672 m ³
⑦仮置場候補地について（複数ある場合は、複数カ所記述してください）	A 候補地 概算面積：13,800 m ² 所有者及び管理者：伊江村 伊江村長
⑧一次仮置場における必要資機材の調達方法	主な資機材ごとの調達方法：破砕機付油圧式ショベル 1 台、ホイールローダ 1 台保有、E&C センターにてフォーク付油圧式ショベル 1 台、ホイールローダ 1 台、4 トン車 1 台、2 トン車 1 台、フォークリフト 1 台保有
⑨仮置場の必要人数の支援要請先	受付 2 人建設課 0980-49-3162 警備員 E&C センター 1 名 0980-50-6550 作業員村建設業協会 3 人 重機オペレーター 村建設業協会 2 名 村役場各課

1.2.2 処理計画策定に係る支援（業務対象市町村）

業務対象自治体における処理計画策定支援については、以下の要領で実施した。

（1）処理計画ワークシートを用いた作成支援

環境省が作成した既存の市町村ワークシート（巻末資料参照）を事前アンケートとともに配布し、記入方法の質疑応答や検討に関する考え方等について意見交換会で説明を行った。

まず、業務対象自治体がワークシートを作成し、その後、事務局とのやり取りの過程で処理計画（素案）を作成し、事務局が発生量推計、仮置場必要面積算出、避難所ごみ・し尿収集必要量推計等実施しその結果を共有した。また、令和6年能登半島地震で浮き彫りとなった知見や課題等を共有し、これらを対象自治体がそれぞれの処理計画（案）に加えることを可能にした。

（2）処理計画策定に係る市町村支援

災害及び災害廃棄物への知見や実務経験が少ない市町村職員に対し、次のような支援を行った。

- ①処理計画ワークシートの作成にあたっては、必要に応じてワークシート問合せ対応表を作るなどしてやり取りを重ね、記入内容への質問や修正について電話と電子メールによる対応を行った。
- ②想定災害、災害廃棄物発生量推計、既存廃棄物処理施設の処理可能量、仮置場必要面積の算出等について、必要に応じて事務局で計算した結果を共有し、意見交換会等において説明を行うなどの支援を行った。災害廃棄物処理フロー図の作成については、事務局で作成したフロー図のデータを共有し、活用してもらうよう支援を行った。
- ③ワークシートの進捗が芳しくない市町村に対しては、電話や電子メールによる状況確認を行ったうえで、必要に応じて事務局が主となって作成にあたった。

1.2.3 ワークシートに関する検討事項（処理計画案検討事項）

ワークシートで検討すべき各自治体における項目について以下の表 1.2.9 にまとめた。対象とする災害については、各県の災害廃棄物処理計画または業務対象自治体の地域防災計画において想定されている地震災害及び風水害を整理した。風水害については、地域防災計画等に記載されている過去の風水害における最大被害、福岡県資料（令和元年市町村別水害棟数）、沖縄県津波・高潮被害想定調査報告書等を参考に、対象とする災害を想定した。

表 1.2.9 ワークシート（処理計画案）検討事項（福岡県）

項目	田川市	香春町	糸田町
<地震>			
想定される災害	基盤一定（冬 18 時・強風）		
想定根拠	福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書		
<水害>			
想定される災害	彦山川氾濫による水害	遠賀川氾濫による水害	
想定根拠	田川市地域防災計画	福岡県資料（令和元年市町村別水害被害棟数）	
庁内組織体制	各自治体で具体的に検討		
収集運搬体制・処理体制	各自治体で具体的に検討		
災害廃棄物発生量推計 （地震）	162,692t	51,150t	28,901t
災害廃棄物発生量推計 （水害）	3,045t	4,425t	900t
既存処理施設処理可能 量（焼却）	11,762t/年		
既存処理施設処理可能 量（埋立）	141,293t		
仮置場必要面積	52,339 m ²	16,892 m ²	9,544 m ²
仮置場候補地	D 候補地：3,300 m ² B 候補地：4,900 m ²	A 候補地：9,754 m ²	A 候補地：8,546 m ² B 候補地：3,907 C 候補地：7,453 m ²
避難所ごみ発生量 （当日）	5.01t/日	0.83t/日	0.59t/日
し尿収集必要量（直後）	32,453L/日	6,344L/日	10,031L/日
仮設トイレ必要基数 （直後）	114 基	23 基	26 基

※各推計式や推計条件、推計方法については処理計画（案）資料編に示している。

表 1.2.10 ワークシート（処理計画案）検討事項（沖縄県）

項目	金武町	北谷町	与那原町	伊江村	
<地震>					
想定される災害	沖縄本島南東 沖地震3連動	沖縄本島南東 沖地震	沖縄本島南東 沖地震3連動	沖縄本島北部 スラブ内地震	久米島北方沖 地震*
想定根拠	沖縄県地震被害想定調査				
<水害>					
想定される災害	想定台風 5115(RUTH)、想定台風 6123(TILDA)、想定台風 7920(TIP)				
想定根拠	沖縄県津波・高潮被害想定調査				
庁内組織体制	各自治体具体的に検討				
収集運搬体制・処理体制	各自治体具体的に検討				
災害廃棄物発生量 推計（地震）	190,924t	566,354t	451,926t	18,514t	-
津波堆積物（地震）	93,710t	101,050t	47,818t	-	24,618t
災害廃棄物発生量 推計（水害）	900t	900t	900t	900t	
既存処理施設処理 可能量（焼却）	2,390t/年	18,375t/年	0	222t/年	
既存処理施設処理 可能量（埋立）	-	86,640t	34,607 t	31,067 t	
仮置場必要面積	63,743 m ²	189,687 m ²	148,890 m ²	6,114 m ²	
仮置場候補地	A候補地： 8,600 m ² B候補地： 7,000 m ² C候補地： 7,300 m ² D候補地： 8,000 m ² E候補地： 5,000 m ² F候補地： 8,670 m ²	A候補地： 45,217 m ² B候補地： 20.8ha C候補地： 17,500 m ²	A候補地： 41,600 m ² B候補地： 5,800 m ² C候補地： 17,900 m ²	A候補地：13,800 m ² B候補地：2,000 m ² C候補地：12,000 m ²	
避難所ごみ発生量 （1日後）	1.79t/日	8.54t/日	7.76t/日	0.11t/日	
仮設トイレ必要基 数 （1日後）	72 基	221 基	156 基	19 基	

※伊江村においては久米島北方沖地震でのみ津波被害があるため、別途津波堆積物発生量推計として取り扱った。

1.2.4 気象災害における被害の様相と災害廃棄物の質（処理困難物等）

気象災害として台風や大雨による風水害、土砂災害などがあるが、その他に突風等の風害、竜巻等があげられる。発生する廃棄物の特性は災害の種類に応じて多岐にわたる。以下表 1.2.11 に、各災害における災害廃棄物の特徴と留意点を整理した。

表 1.2.11 災害の種類と災害廃棄物の特徴

災害の種類	台風や大雨による 風水害	土砂災害	竜巻 (ダウンバースト)
災害形態	高潮・高波浸水	斜面崩壊、土砂流出	突風による被害
災害要因等	台風に伴う高潮、豪雨等による河川及び水路の氾濫	土砂崩れ、土石流等による災害	異常な自然現象
発生が想定される災害廃棄物の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・床上・床下浸水による災害での家財等 ・河川及び水路の氾濫により市沿岸部に漂着した流下流木類等 	<ul style="list-style-type: none"> ・大量の土砂及び流木等、被害家屋からの廃棄物 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物損壊に伴う廃棄物（剥がされた瓦やスレート、外壁材など） ・建物損壊に伴う家具、家電類 ・農業用ハウス等 ・倒れた樹木
参考となる過去の災害事例	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 7 月豪雨 ・令和元年房総半島台風 ・令和元年東日本台風 ・令和 2 年 7 月豪雨 ・令和 3 年 8 月豪雨 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年伊豆大島土砂災害 ・平成 26 年 8 月広島市土砂災害 ・平成 30 年 7 月豪雨 ・令和 2 年 7 月豪雨、他 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年台風 11 号 ・平成 28 年糸魚川大火（フェーン現象） ・令和 6 年台風 10 号 ・令和 7 年台風 15 号

発生が想定される災害時処理困難物について、減容可能性、粗大性、腐敗性、有害危険性等の観点で表 1.2.12 に整理を行った。

種類や発生場所から、本来は地域の特性や産業に由来した産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）に該当するものの割合が大きいことが考えられるため、平時からの発生の抑制・漏えい防止、適正処理に関して、排出事業者との情報共有等についても検討する必要がある。

表 1.2.12 気象災害により発生が予想される処理困難物の整理

観点	想定される処理困難物	廃棄物の特性	必要事項
減容可能性	空隙の多い可燃性粗大物、多量の水分を含むヘドロ等	破碎・焼却・脱水等により減容化が可能	仮置場における保管・運営のための発生量・性状・発生場所等の情報が必要

観点	想定される処理困難物	廃棄物の特性	必要事項
粗大性	大型保冷設備、鉄骨部材等	簡易な破碎処理によるサイズ調整が困難	仮置場における保管・運営のための発生量・性状・発生場所等の情報が必要
腐敗性	農林水産物及びその加工物、獣畜等の糞尿・死体、飼肥料等	悪臭等、衛生上の支障となり、迅速な処理が求められる	浸水被害等により農林水産加工物や飼肥料の貯蔵施設等が被災し、腐敗による周辺環境の悪化が想定されるため、分布状況等の情報が必要
有害危険性	農薬、化学薬品、PCB、廃油、アスベスト、ガスボンベ、消火器、スプレー缶、蛍光灯、乾電池、医療系廃棄物等	有害物・危険物が含まれ、取扱いに注意が必要	発災時における生活環境や処理時の作業環境に悪影響を及ぼすおそれがあり、分布状況等の情報が必要
処理困難性	農業用資機材、漁具・漁網、養殖資材、工場機械設備、蓄電池、太陽光発電設備、	一般廃棄物処理施設での処理が困難で、民間施設でも処理可能なところは限定される	特別な処理が必要となる廃棄物は、災害廃棄物処理の円滑化を図るため、地域的な分布状況等の情報が必要。事業場由来のものが多く、仮置場に受入れる際には注意が必要

1.2.5 能登半島地震で浮き彫りとなった課題や知見

災害廃棄物処理計画を策定・改定するにあたっては、令和6年能登半島地震で浮き彫りとなった前例のない課題や知見を精査し、その対応策等をそれぞれの自治体の地域特性等を考慮して計画に反映させることは計画の実行性を高めるために有効である。以下に、これらの知見や課題及びその対応案を整理した。業務対象自治体の計画策定又は改定時には、これらの課題・知見やその対応策を、それぞれの地域特性に沿って検討し反映させる。

表 1.2.13 能登半島地震での課題や知見とその対応策案

分類	課題・知見	対応策
1. ボランティアの統制（県）	<ul style="list-style-type: none"> ・プロボノ団体へ分別ルールが共有されず、行政と異なる動きが発生 ・未分別のまま仮置場へ搬入され、混乱を招いた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から社会福祉協議会との連携体制を作る ・市民やボランティア向けの広報内容を準備しておく
2. 収集運搬車両の配分（県）	<ul style="list-style-type: none"> ・声を上げた自治体へ優先配分され、余裕のない自治体が後回しになった。 ・狭い道に大型車が配分されるなどのミスマッチが発生。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援調整を専任化し状況把握を的確に行うことにより、適時適切な支援の割当を行う
3. 海上輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場から港までの距離や港湾内での積込みスペースの不足 ・船のチャーター費用や港湾使用手続きの複雑さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域輸送、海上輸送を前提とした必要情報の整理を事前（平時）に行っておく
4. 建設業協会への収集運搬委託と個別収集	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業協会は重機や輸送車両を保有しているため、迅速な体制構築ができた。 ・輪島市では、地域集積所のような場所に分別排出してもらった上で回収を行った。 ・高齢化が進む奥能登地域では、被災家屋からの個別収集を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の収集運搬戦略については地域の実情を踏まえ、採用する手法を決めておく ・高齢者など排出弱者への対応についてもあらかじめ協力依頼先を決めておく
5. 災害報告書作成用シートの配布（県）	<ul style="list-style-type: none"> ・石川県から災害報告書作成用のファイルを配布した 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害報告書作成の参考となる事項について、様式配布と研修実施を行う
6. 長引く断水と仮設トイレの不足	<ul style="list-style-type: none"> ・長引く断水による衛生環境の悪化（ノロウイルス等） ・仮設トイレ設置までのタイムラグ（数日～2週間） ・下水管や浄化槽の破損 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に使用する簡易トイレ（携帯トイレ）の備蓄 ・避難所での衛生保持のための連携（避難所管理者・保健師・環境部局など）
7. 所有者不明の家屋	<ul style="list-style-type: none"> ・登記上の所有者死亡や複数親族による 	<ul style="list-style-type: none"> ・国によるマニュアルや特例制

分類	課題・知見	対応策
の解体	同意取得の困難さ	度等の整備
8. 複雑な構造の家屋 解体	<ul style="list-style-type: none"> ・隣家と軒先が重なっている、一つの基礎の上に複数世帯の建物が連結・増築されているケースなどがある ・分別解体が難しく、解体に係る時間が大幅に増加した 	<ul style="list-style-type: none"> ・解体業協会と協同で困難事案を整理しマニュアル化

1.3 現地調査の実施

1.3.1 福岡県

福岡県内の業務対象自治体における災害廃棄物処理計画の実効性向上を目的として、有識者同伴のもと仮置場候補地の現地調査を実施した。本調査では、各候補地の立地条件や運営上の課題を多角的に抽出するとともに、発災時に円滑な処理体制を確保するための具体的な改善策および対応策を検討した。

1.3.1.1 田川市

1. C候補地

調査日：令和7年9月1日（月）

参加者：①田川市環境政策課

②環境省九州地方環境事務所資源循環課

③福岡大学工学部社会デザイン工学科

④榊東和テクノロジー

(1) 調査結果の概要

項目	調査結果
所有者	田川市文化生涯学習課（指定管理者：田川市スポーツ協会）
面積	野球場 約 11,000 m ² 、南側駐車場 約 2,000 m ² 、北側駐車場 約 1,500 m ²
利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 322 号からも近くアクセスは良い ・場内への入口が交差点になっており、信号もある ・市の中心部にあり、市民の認知度が高い
インフラ	トイレ、水道、電源あり
出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・野球場を囲む小道を通る必要がある（3 t パッカー車通行可） ・野球場の出入口は1ヶ所、狭いので利用の際には拡張が必要 ・駐車場の出入口はそれぞれ1ヶ所
周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> ・寺院（三井寺）が隣接しているが、周囲に民家はない ・野球場の奥には市民プールがあり、夏場はにぎわっている
地面の性状	<ul style="list-style-type: none"> ・野球場はピッチャーマウンドがあり、外野には芝生が張ってある ・駐車場はアスファルト舗装、パーキングブロックなし

項目	調査結果
平時の利用状況	週末（土日）に野球の試合が行われることが多い
利用用途の重複	特になし
土地利用規制	特になし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の規模が小さければ駐車場を利用する →小まめに搬出を行い、回転率を上げることで狭い面積で運営 ・駐車場は道路渋滞対策用のモータープールとしても利用可能 ・搬出のための大型車両の出入りができるように出入口の拡幅などができる とよい ・南側駐車場と野球場の間にブロックで囲んだヤードがある →屋根とコンクリート土間もあるので地面に直置きせず、直射日光や雨に当たたくない危険物等（薬液類、燃料、スプレー缶やガスボンベなどの保管に適している ・市役所にも近く、市中心部の災害ごみの集積、管理に適した場所 <p>※野球場を仮置場として利用する場合は、出入口の拡幅、敷鉄板の設置による地面養生などが必要</p>

(2) 写真



写真 左：航空写真（GoogleMaps より作成）

右上：駐車場全景（南側駐車場から撮影、野球場は右側にある）右下：野球場全景



写真 左：場内入口の交差点、中：南側駐車場、右：野球場へ続く小道の入口



写真 左：野球場へ続く小道、中：南側駐車場付近のヤード、右：現地調査の様子

2. E候補地

調査日：令和7年9月1日（月）

参加者：①田川市環境政策課

②環境省九州地方環境事務所資源循環課

③福岡大学工学部社会デザイン工学科

④㈱東和テクノロジー

(1) 調査結果の概要

項目	調査結果
所有者	田川市文化生涯学習課（指定管理者：田川市スポーツ協会）
面積	アスファルト舗装面積約 5,000 m ² （駐車台数 130 台想定）
利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 322 号からも近くアクセスは良い、市民球場にも近い ・市の中心部にあるので、市内のどこからでも来やすい場所である
インフラ	トイレ、水道、電源あり
出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・進入路は約 6m の幅があり、普通車なら離合に問題なし ・進入路には大きなカーブが 1 ヶ所ある ・駐車場の出入口は 1 ヶ所
周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> ・北東側に 20 戸ほどの住宅地がある ・高台に立地しており、北東側以外の周囲には民家等はない
地面の性状	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場部分はすべてアスファルト舗装、パーキングブロックなし ・駐車場の周辺には未舗装の空きスペース（緑地）がある
平時の利用状況	

項目	調査結果
利用用途の重複	
土地利用規制	特になし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場周辺の空きスペースまで入れると約 7,000 m²ある ・ 進入路は大型車両の通行は可能 → 離合に不安があれば、搬出のみを行う日を作るなどで対応可能 ・ 出入口には夜間の不法投棄対策をした方がよい → 門扉やチェーンを設置し施錠できるようにする、監視カメラ（ダミーでも可）の設置等 ・ 高台にあり、強風が予測されるので、飛散防止や悪臭対策が必要 → 住宅地側にごみを置かない、適度に散水を行う、飛散防止ネットを用いるなど ・ 駐車場は北側と南側にゆるく分離されているので、災害の規模によって片側のみの利用、両方で品目を分けた利用などいろいろ考えられる ・ 空きスペース（緑地）には受付や危険物を保管するプレハブなどを置くこともできる

(2) 写真

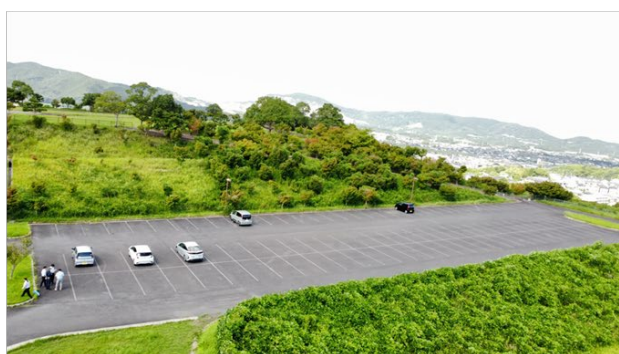


写真 左：航空写真（GoogleMaps）

右上：駐車場全景（北側から撮影）、右下：駐車場全景（東側から撮影）



写真 左：駐車場の全景、中：駐車場への進入路（駐車場側から撮影）、右：駐車場への進入路



写真 左：駐車場周辺に点在するスペース、中：駐車場から住宅地への階段、右：現地調査の様子

3. F 候補地

調査日：令和7年9月1日（月）

参加者：①田川市環境政策課

②環境省九州地方環境事務所資源循環課

③福岡大学工学部社会デザイン工学科

④榊東和テクノロジー

（1）調査結果の概要

項目	調査結果
所有者	田川市環境政策課
面積	約 3,200 m ²
利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道 457 号、420 号にも近くアクセスは良い ・ 市民持ち込みを受け付けており、向かい側に田川消防署などもあり市民の認知度も高い
インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレ、水道、電源あり
出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・ センターに面した道路は約 6m の幅があり、対面通行となっている ・ センターの出入口は 1 ヶ所（幅 7m 以上）
周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北側に老健施設、向かい側に消防署があるが、民家はない ・ 高台に立地しており、水害による被害はない
地面の性状	未舗装で草が一面に生えているが、年に 1 回夏場に草刈りを行っている
平時の利用状況	平日は 80 件～140 件程度の持ち込みがある

項目	調査結果
利用用途の重複	指定緊急避難場所
土地利用規制	特になし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・未舗装の土地だが、敷鉄板等の敷設やパッカコンテナの設置などで仮置場として利用することは十分に可能 ・災害時には普段の資源ごみに受入れを一定期間行わず、災害ごみの受入れ専用にする利用方法もある ・管理棟や収集車両（収運委託業者に貸し出し）の置場があり、職員の他に委託業者も常駐している ・センター奥側から仮置場に入り、施設中央の資源ごみ保管ヤードと管理棟間の通路から出るといった動線を作ることもできる ・センター奥には溜まった資源ごみを一時保管する倉庫があり、災害時には処理困難物や危険物等を安全に保管することが可能 ・トラックスケールはない

(2) 写真



写真 左：航空写真（GoogleMaps より作成）

右上：仮置場候補地（センター南西側）、右下：資源ごみ回収センター全景



写真 左：センター前の道路（北側より撮影）、中：センター出入口、右：候補地の状況



写真 左：センター南東側（奥側）にある倉庫、中：資源ごみ保管ヤードと管理棟の間にある通り抜けができるスペース、右：現地調査の様子

1.3.1.2 香春町

1. A候補地

調査日：令和7年9月2日（火）

参加者：①香春町税務住民課

②環境省九州地方環境事務所資源循環課

③福岡大学工学部社会デザイン工学科

④榊東和テクノロジー

(1) 調査結果の概要

項目	調査結果
管理者	香春町教育委員会
面積	9,754 m ²
利便性	・ 県道 418 号沿い、国道 322 号からも近くアクセスは非常に良い
インフラ	グラウンド内に仮設トイレ、水道、電源あり
出入口	・ 総合運動公園内の道路は 5m 以上あり、大型バスの通行も可能 ・ 進入路は約 8m で十分な幅があるが、直角になっており見通しが悪い箇所がある ・ グラウンドの出入口は 1ヶ所、施錠できる門扉がある
周辺環境	・ 町立総合運動公園内にあり、周辺に民家はない
地面の性状	・ 土の地面と芝生の地面がある（2～3ヶ月に1度草刈りを実施） ・ 暗渠はなく、グラウンド内周囲に排水溝あり
平時の利用状況	サッカー、少年野球での利用がメイン

項目	調査結果
利用用途の重複	特になし ※公園内や公園に隣接する学校には防災上の用途あり
土地利用規制	特になし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場利用に係る様々な制約等を考慮すると、このグラウンドが最適 →管理者である教育委員会にも災害時の利用についてある程度認識を てもらっている ・1 ha 近い長方形の土地であり、レイアウトや動線等も作りやすい ・今年4月から稼働した桜環境センター（焼却施設）はここから2～3 km の距離にあり、いざとなれば国道が小倉に直結している ・仮置場として利用する場合は、敷鉄板の設置など地面養生が必要 ・グラウンドの周囲は高いネットフェンスが張り巡らされ、飛散防止や不 法投棄防止に役立つ ・グラウンド内の道具倉庫には直置きや直射日光や雨にさらしたくない危 険物などの保管に適する ・道具倉庫脇には仮設トイレや水道（水栓）がある ・グラウンド北側にはスタンドがあり、作業員などの休憩場所や仮置場の状況 を定点撮影するための場所としても活用できる

(2) 写真



写真 左：多目的グラウンド全景1、右：多目的グラウンド全景2（香春町提供）



写真 左：航空写真（香春町提供）、中：グラウンド進入路への出入口、右：グラウンド進入路



写真 左：グラウンド出入口、中：地面の性状（土の部分）、右：地面の性状（芝生の部分）



写真 左：グラウンド内の倉庫（仮設トイレと水栓あり）、右：現地調査の様子

1.3.1.3 糸田町

1. A候補地

調査日：令和7年9月1日（月）

参加者：①糸田町税務町民課

②環境省九州地方環境事務所資源循環課

③福岡大学工学部社会デザイン工学科

④榊東和テクノロジー

（1）調査結果の概要

項目	調査結果
管理者	糸田町教務課
面積	8,546 m ²
利便性	最寄りの主要道路は県道95号
インフラ	現在は特になし
出入口	直接車両が出入りできる所がない
周辺環境	南西部に共同住宅団地（戸石団地）あり
地面の性状	グラウンド内は未舗装の緑地で、草に覆われた状態
平時の利用状況	現在の利用頻度は高くない
利用用途の重複	仮設住宅の建設候補地として重複の可能性あり
土地利用規制	特になし
その他	・既存の別グラウンドが病院の建替え用地になり、その代わりにこの西部グラウンドが整備される

項目	調査結果
	<ul style="list-style-type: none"> ・道路より低く、法面で囲まれたすり鉢状の立地になっており、グラウンドへは階段を下りて行くようになっている ・大型車両の出入りも考慮して、敷鉄板の設置など地面養生が必要 ・仮置場として利用する際は、隣接する住宅団地（戸石団地）への配慮が必要となる ・住宅団地とグラウンドの間の舗装された空き地は、仮置場への持ち込み車両の待機スペースとしても活用可能 ・災害時に仮置場としての利用を考えるならば、2ヶ所の出入口、水道、トイレ、電気の整備が必要 ・教務課とは担当レベルで災害時の仮置場としての利用可能性について認識している

(2) 写真



写真 左：航空写真（GoogleMaps より作成）

右上：グラウンド全景、右下：グラウンド全景（南側から撮影）



写真 左：グラウンド東側1、中：グラウンド東側2、右：グラウンド西側



写真 左：グラウンド内に下りる階段、中：住宅とグラウンド間の空き地、右：現地調査の様子

2. B候補地

調査日：令和7年9月1日（月）

参加者：①糸田町税務町民課

②環境省九州地方環境事務所資源循環課

③福岡大学工学部社会デザイン工学科

④榊東和テクノロジー

（1）調査結果の概要

項目	調査結果
管理者	糸田町教務課
面積	3,907 m ²
利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄りの主要道路は県道 95 号 ・窰元やため池があり、地元にはわりと知られた場所
インフラ	水道（公園内の水場）、トイレ（監視カメラ、電源）あり
出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・公園出入口前の道路幅は約 6 m、普通車がなんとか離合できる ・公園の出入口は 1 ヶ所
周辺環境	公園周辺に周囲に民家等はない
地面の性状	公園内は未舗装の緑地で、年に 2 回草刈りを行っている
平時の利用状況	サッカーやキャンプ場として貸出しているが利用頻度は高くない
利用用途の重複	特になし
土地利用規制	特になし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の出入口には蓋のない排水溝があり、傾斜もついているので敷鉄板を渡す、必要に応じて拡幅するなどの対策が必要 ・仮置場として利用する際は、敷鉄板の設置など地面養生が必要 ・公園の周囲には山道があるが、車両の通行は不可 ・北側（トイレ側）を造成して出入口を作ることができれば、公園東側の道路での車両の離合を避けて動線を作ることも可能 ・搬出の時間帯や曜日を決めて交通規制を行うなどして、狭い道路での大型車両による搬出を行うこともできる ・公園内には四阿が 2 ヶ所（片方は水場）あり、仮置場として利用する際には、直

項目	調査結果
	置きを避けたい物や雨や日光にさらしたくない物を一時保管する、作業員の休憩場所にするなどの利用方法が考えられる ・教務課とは担当レベルで災害時の仮置場としての利用可能性について認識している

(2) 写真

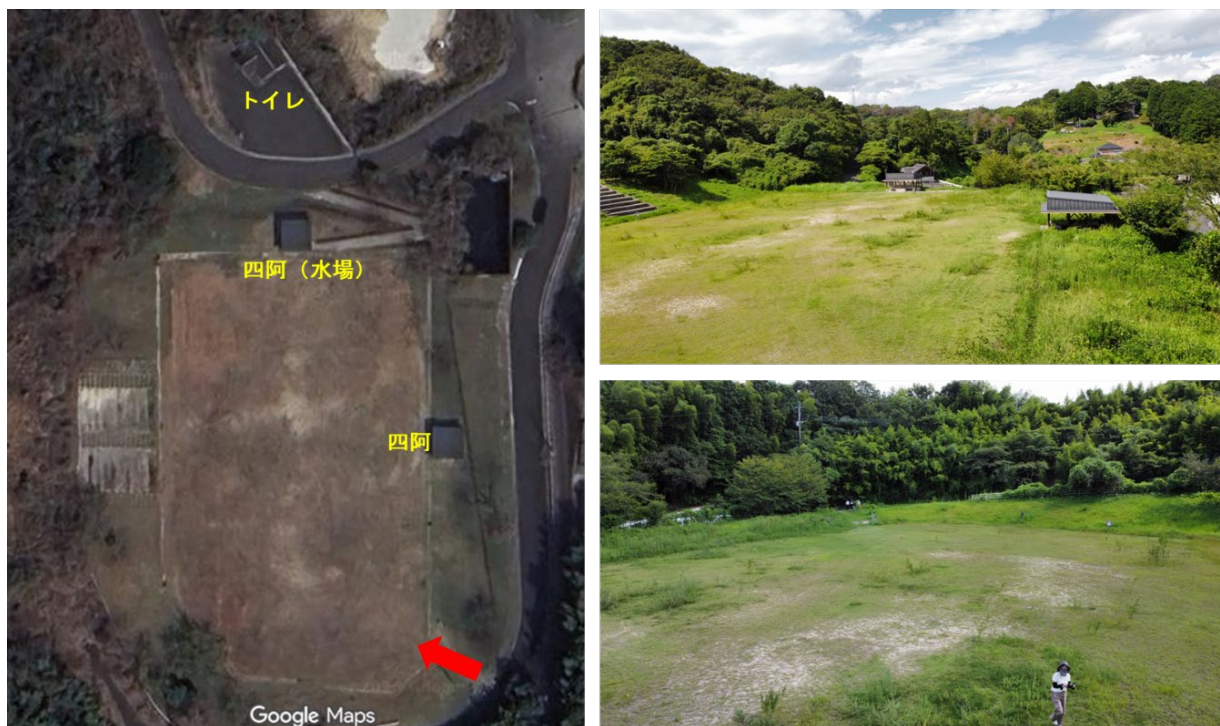


写真 左：航空写真（GoogleMaps より作成）

右上：公園全景（南側から撮影）、右下：公園全景（西側から撮影）



写真 左：公園出入口前の道路、中：公園の出入口、右：公園内の地面の様子



写真 左：公園内にある四阿（水場）、中：現地調査の様子 1、右：現地調査の様子 2

3. C候補地

調査日：令和7年9月1日（月）

参加者：①糸田町税務町民課

②環境省九州地方環境事務所資源循環課

③福岡大学工学部社会デザイン工学科

④榊東和テクノロジー

（1）調査結果の概要

項目	調査結果
管理者	糸田町教務課
面積	7,453 m ²
利便性	最寄りの主要道路は県道 405 号、458 号
インフラ	トイレ、水道、電源あり
出入口	1ヶ所、グラウンドに接する道路は幅約 5m
周辺環境	住宅地の中にあるグラウンド、グラウンドに隣接する住宅もある
地面の性状	グラウンド内は未舗装で、外野には芝生が張ってある
平時の利用状況	少年野球などによる利用頻度が高い
利用用途の重複	
土地利用規制	特になし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・約 5m 幅の道路がグラウンドを囲むようになっているが、十分な広さがあるとは言えないので動線の工夫が必要 ・出入口は普通乗用車の離合がギリギリの幅なので、柵を切って拡幅することが必要だが、電柱があるので制限あり ・仮置場として利用する際は、敷鉄板の設置など地面養生が必要 ・周辺住宅への配慮（飛散、臭気、騒音、不法投棄対策等）が必要となる →仮囲い、飛散防止ネット及び散水、ゲート及び施錠、パトロールや監視カメラ設置等 ・災害廃棄物の発生量が多いと見込まれる地域なので、ここに仮置場を開設することは住民にとって便利になる。公費解体などで利用期間が長引くようなら、解体ごみの仮置場を別に設けて、片付けごみの受入期間だけの利用にすることも考え

項目	調査結果
	られる ・教務課とは担当レベルで災害時の仮置場としての利用可能性について認識している

(2) 写真



写真 左：航空写真（GoogleMaps より作成）
 右上：グラウンド全景（南側から撮影）、右下：グラウンド全景（ホーム側から撮影）



写真 左：グラウンドに接する道路、中：グラウンド出入口、右：グラウンド地面の状況



写真 左：グラウンド地面の状況（外野側）、中：トイレ、右：現地調査の様子

1.3.2 沖縄県

沖縄県内の業務対象自治体における災害廃棄物処理計画の実効性向上を目的として、有識者同伴のもと仮置場候補地の現地調査を実施した。本調査では、各候補地の立地条件や運営上の課題を多角的に抽出するとともに、発災時に円滑な処理体制を確保するための具体的な改善策および対応策を検討した。

1.3.2.1 金武町

1. A候補地

調査日：令和7年9月10日（水）

参加者：①金武町住民生活課

②九州地方環境事務所資源循環課

③国立環境研究所

④榊東和テクノロジー

（1）調査結果の概要

項目	調査結果
管理者	金武町教育委員会
面積	約 8,600 m ² （赤点線で囲んだ部分）
利便性	国道 329 号にすぐに接続でき、アクセスは良い
インフラ	中学校（トイレ、水道、電気）
出入口	2ヶ所（東側出入口：幅員約 6m、西側に工事車両の出入口あり）
周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校の運動場であり、東側には武道館や図書館などの施設がある ・候補地の西側、南側には民家あり
地面の性状	土のグラウンドで、やや草が生えている
平時の利用状況	平成 14 年～15 年に拡張した部分が候補地だが、部活で多少使うことはあるが、体育の授業で使うことはない
利用用途の重複	特になし
土地利用規制	特になし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・運動場の周囲はネットと柵が張っており、出入口は施錠可能なゲートなので、夜間などの不法投棄対策には一定の効果がある

項目	調査結果
	<ul style="list-style-type: none"> ・東側の出入口の向かい側に工事車両が出入りする幅員の出入口があるので、動線が作りやすい ・普段授業などでも使用するもとの運動場（野球場）と仮置場候補地の間に仮囲いなどを立てて仕切ると安全対策や目隠しにもなる ・未舗装の地面と芝生なので、仮置場として利用する際は敷鉄板の設置などの地面養生を行うとよい ・土壌汚染対策として、あらかじめ広場の土をサンプリングしておき、仮置場として利用が終わった時のサンプルと比べるとよい ・中学校正門前の道路（運動場西側）は渋滞対策を考慮する

(2) 写真



写真 左：候補地の航空写真（GoogleMaps より作成）

右上：金武中学校運動場東側の道路の様子、右下：運動場への出入口



写真 左：金武中学校運動場（候補地側）全景 1、右：金武中学校運動場（候補地側）全景 2



写真 左：中学校運動場への進入路、中：運動場の地面の状況、右：現地調査の様子

2. B候補地

調査日：令和7年9月10日（水）

参加者：①金武町住民生活課

②九州地方環境事務所資源循環課

③国立環境研究所

④㈱東和テクノロジー

（1）調査結果の概要

項目	調査結果
管理者	金武町教育委員会 ※指定管理者あり
面積	約 7,000 m ²
利便性	国道 329 号にすぐに接続でき、アクセスは良い
インフラ	トイレ、水道、電気
出入口	広場北東側には幅員約 4m の出入口があり、広場南西側にガードレールと広場フェンスの切れ目があるが、広場に入るためには 1m 程度の段差を下りなければならない
周辺環境	北側に JA の集荷場がある以外は、住家等はない
地面の性状	土のグラウンドで、外野には芝生が張ってある
平時の利用状況	小学生の野球チームが平時はほぼ毎日利用している
利用用途の重複	災害時広域避難場所に指定されている
土地利用規制	特になし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野球場を 3 本の道路が取り囲むような扇形の土地 ・ 広域避難場所に指定されているが、実際に避難する人は少ない見込み ・ 北東側の出入口はフェンスを切って拡幅、南西側から出入りするには道路と広場の段差を埋める工事が必要になる ・ 道路沿いの西側以外はフェンスが設置されており、不法投棄対策になる ・ フェンスがない西側は段差があるので車両は進入できないが、そのまま投げ込まれるおそれがある（かつて不法投棄の経験あり） → 仮囲いや門扉、監視カメラの設置などが有効 ・ 未舗装の地面と芝生なので、仮置場として利用する際は敷鉄板の設置などの地面養生を行うとよい

項目	調査結果
	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策として、あらかじめ広場の土をサンプリングしておき、仮置場として利用が終わった時のサンプルと比べるとよい →広場の原状回復について、利用前後の地面の状況が分かる写真を撮っておくとよい（税務課が3年に1回撮影している） ・車両の待機スペースを設けると渋滞対策になる <p>※仮置場の候補地として非常に有力な場所である</p>

(2) 写真



写真 左：候補地の航空写真（GoogleMaps）
 右上：並里区民広場南西側の様子、右下：並里区民広場全景



写真 左：北東側の出入口、中：外野からの全景、右：広場北側の様子



写真 左：広場の地面の状況、中：広場内にあるトイレ、右：現地調査の様子

3. C候補地

調査日：令和7年9月10日（水）

参加者：①金武町住民生活課

②九州地方環境事務所資源循環課

③国立環境研究所

④榊東和テクノロジー

（1）調査結果の概要

項目	調査結果
管理者	金武町教育委員会 ※指定管理施設として屋嘉地区が運営
面積	約 7,300 m ²
利便性	県道 88 号にすぐ接続できるので、アクセスは悪くない
インフラ	トイレ、水道、電気、照明設備
出入口	グラウンドへの進入路は1ヶ所、幅員約4m、登り坂になっている
周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> ・南側に公民館・体育館があるくらいで、周囲に民家などはない ・グラウンドの周りを1周できる農道があるが、幅員3m～4mと狭い
地面の性状	野球場であり、内野は土、外野には芝生が張ってある
平時の利用状況	少年野球チームが練習に使っており、利用頻度は高い
利用用途の重複	特になし
土地利用規制	特になし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・付近一帯は海拔2mで台風時の高潮で浸水した経験もあるが、候補地は護岸対策で高くなっている ・グラウンド南西側のバックネットを切って出入口を作ると動線ができる ・グラウンドへの進入路には施錠できるゲートがあり、グラウンド周囲はフェンスで囲まれているので、夜間の不法投棄対策になる ・未舗装の土及び芝生の地面なので、仮置場として利用する際は車両の動線などに合わせて敷鉄板を設置するなどの養生が必要 ・ごみの種類によってはバケコンテナを分別品目ごとに設置し、いっぱいになったらそのまま小型のアームロール車で搬出する方法もある ・かつて、グラウンドの出入口付近を買い上げて駐車場整備をしようという話もあつ

項目	調査結果
	<p>た。実現するのなら、うまく改良して出入口を拡幅したい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドから県道までが近く、モータープールもないので、渋滞すると県道まで影響が及ぶことが懸念される。また、近くには事故多発地点のある道路があり、警察と相談の上、交通誘導員を配置するなどの対策も考えられる ・この地区は自主防災会が設立されており、災害廃棄物が発生した場合、産資協の体制が整うまでの間に応援してくれるかもしれない

(2) 写真



写真 左：候補地の航空写真（GoogleMaps より作成）

右上：屋嘉グラウンド出入口付近の様子、右下：屋嘉グラウンド全景



写真 左：グラウンド進入路への接続道路 中：グラウンド進入路、右：グラウンドの出入口



写真 左：グラウンドの地面の状況 1、中：バックネット付近の状況、右：現地調査の様子

4. D候補地

調査日：令和7年9月10日（水）

参加者：①金武町住民生活課

②九州地方環境事務所資源循環課

③国立環境研究所

④㈱東和テクノロジー

（1）調査結果の概要

項目	調査結果
管理者	金武町教育委員会 ※指定管理施設として自治会が運営
面積	約 8,000 m ²
利便性	高速道路（沖縄自動車道）と国道 329 号の間に位置するが、候補地までは農地や宅地の中の狭い道路を通る
インフラ	公民館・体育館（トイレ、水道、電気）
出入口	グラウンドへの進入路は 1 ヶ所、幅員約 5m、登り坂になっている
周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館・体育館に面している ・周辺は農地である
地面の性状	土のグラウンドで、外野には芝生が張ってある
平時の利用状況	少年野球チームが練習に使っており、利用頻度は高い
利用用途の重複	公民館及び併設された体育館は大人数の避難所としての利用された場合、グラウンドも避難者の駐車スペースなどになる可能性もある
土地利用規制	特になし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドの進入路へは 5m 幅程度の道路を直角に曲がらなければならず、大型車両の通行は難しい ・道路脇に伊芸神社があるので、グラウンドへの進入路の拡幅は不可能 →車両のすれ違いが難しいので出入口や進入路につながる道路の交通整理員の配置が必要 →グラウンド東側の駐車場をモータープールとして活用できる ・未舗装の土及び芝生の地面なので、仮置場として利用する際は車両の動線などに合わせて敷鉄板を設置するなどの養生が必要

項目	調査結果
	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの種類によってはバツカンコンテナを分別品目ごとに設置し、いっぱいになったらそのまま小型のアームロール車で搬出する方法もある ・避難所としての利用が考えられる公民館に近い側にはできるだけ災害ごみを集積しないように配置を工夫する ・グラウンドへの進入路にあるゲートを閉めて施錠することで、夜間の不法投棄対策になる

(2) 写真



写真 左：候補地の航空写真（GoogleMaps より作成）、右：伊芸地区グラウンド全景



写真 左：グラウンド進入路付近の様子、右：グラウンドの全景2



写真 左：グラウンドの地面の状況、中：グラウンドへの進入路、右：現地調査の様子

5. E候補地

調査日：令和7年9月10日（水）

参加者：①金武町住民生活課

②九州地方環境事務所資源循環課

③国立環境研究所

④㈱東和テクノロジー

（1）調査結果の概要

項目	調査結果
管理者	金武町教育委員会
面積	約 5,000 m ²
利便性	国道 329 号から 1 km 弱の距離で、アクセスは良い
インフラ	屋内運動場（電気、水道、トイレ）
出入口	3ヶ所あり 駐車場出入口幅員は 7m～8m) の他に、屋内運動場の東側は幅員約 6m、屋内運動場の北側は幅員約 4m の出入口がある
周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲には野球場、フットボールセンター、病院などがある ・住家はない
地面の性状	アスファルト舗装
平時の利用状況	
利用用途の重複	正式には決まっていないが、屋内運動場は避難所に指定される可能性が高く、駐車場も仮置場利用が難しくなる可能性あり
土地利用規制	特になし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス、周辺環境ともに良好であり、過去に津波警報や津波注意報が発表された時に避難場所となった経緯がある ・もともと米軍施設が返還された土地を町が買い上げという場所なので、土地は余っている ・仮置場で利用できるなら、3ヶ所の出入口を使った動線の構築、候補地としているメインの駐車場以外の駐車場のモータープール利用による渋滞緩和策など、理想的な利用が可能

項目	調査結果
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ごみを置く場合は建屋（屋内運動場）から離れた場所に置くなどの留意が必要 ※場所が好条件すぎるので用途の重複は必至であり、仮置場としての利用は現実的ではないかもしれない

(2) 写真



写真 左：候補地の航空写真（GoogleMaps） 、右：屋内運動場及び駐車場の全景



写真 左：屋内運動場に接する道路、右：駐車場への出入口



写真 左：駐車場の地面の様子1、中：駐車場の地面の様子2、右：現地調査の様子

6. F 候補地

調査日：令和7年9月10日（水）

参加者：①金武町住民生活課

②九州地方環境事務所資源循環課

③国立環境研究所

④榊東和テクノロジー

（1）調査結果の概要

項目	調査結果
管理者	金武町教育委員会
面積	約 8,670 m ²
利便性	・ 国道 329 号にすぐに接続でき、アクセスは良い
インフラ	トイレ、水道、電気、照明施設
出入口	数ヶ所あるが、車両の出入りには不向き
周辺環境	・ 公園の北側は米軍キャンプ（キャンプハンセン）と接している ・ 公園南側と国道との間には住家等がある
地面の性状	野球場の内野部分以外は芝生が張っており、丁寧に管理されている
平時の利用状況	公園内には駐車場、陸上競技場、テニスコート、遊具広場などもあり、休日は利用者が多いと見込まれる
利用用途の重複	避難所や総合的な防災拠点として用途の重複が想定される
土地利用規制	不明
その他	・ 災害廃棄物の仮置場には不向きな場所だと考えられる ・ 防災上、あるいは米軍キャンプとの兼ね合いなどで何らかの制約がありそうである

（2）写真



写真 左：候補地の航空写真（GoogleMaps より作成）、右（上下）：野球場全景



写真 左：金武地区公園野球場全景、右：地区公園内の道路



写真 左：野球場の地面の状況 1、中：野球場の地面の状況 2、右：現地調査の様子

1.3.2.2 北谷町

1. A候補地

調査日：令和7年9月11日（木）

参加者：①北谷町保健衛生課

②九州地方環境事務所資源循環課

③国立環境研究所

④(株)東和テクノロジー

(1) 調査結果の概要

項目	調査結果
管理者	北谷町
面積	約 45,217 m ²
利便性	国道 58 号と海岸の間の場所でアクセスは良好
インフラ	ショッピングモール（トイレ、水道）、電気、監視カメラ
出入口	東側入口（約 4m）、西側出入口 2ヶ所（約 6m）
周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> ・西側と北側に商業施設、南側に運動公園、国道 58 号の西側は米軍基地 ・駐車場の周囲は車道
地面の性状	広大で平坦な土地はすべてアスファルト舗装（車輪止めブロックなし）
平時の利用状況	買い物客や観光客の利用がある

項目	調査結果
利用用途の重複	防災計画上正式な用途はないが、災害時には様々な重複が考えられる
土地利用規制	特になし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・米軍の返還跡地に海側の土地を埋め立てた広大な場所。 ・海拔3mで、5mの津波が想定されているため被災の可能性もあるが、水が引いてからは仮置場候補地として非常に有効 ・大きく6つの区画に分かれており、防災上の他の用途（仮設住宅、車両や支援物資の拠点等）を重複しても区画を分けてうまく利用できる →仮設住宅等とはできるだけ離れた場所に配置 ・出入口が数ヶ所（ゲートは5ヶ所）あり、施錠や監視カメラもあるが、生活環境対策、夜間の不法投棄対策のために災害ごみを集積する場所の周囲に仮囲いを設置するとよい ・断水用の水道管も入っているので、水の心配はない ・利便性の高い土地なので、地域防災計画との兼ね合いや土地の利用については、地区に相談しておくことで後で問題になることはない

(2) 写真



写真 左：候補地の航空写真（GoogleMaps より作成）

右上：駐車場出入口付近の様子（西側）、右下：駐車場全景（南側より撮影）



写真 左：駐車場南側全景 1 中：駐車場南側全景 2、右：駐車場北側全景

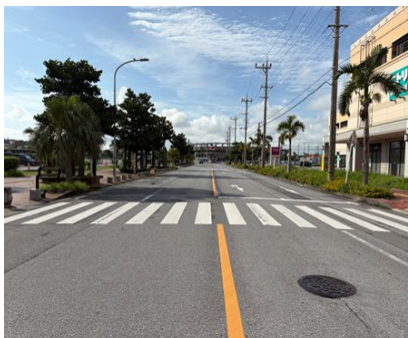


写真 左：駐車場西側の道路、中：駐車場内の区画分離用通路、右：現地調査の様子

2. B候補地

調査日：令和7年9月11日（木）

参加者：①北谷町保健衛生課

②九州地方環境事務所資源循環課

③国立環境研究所

④榊東和テクノロジー

(1) 調査結果の概要

項目	調査結果
管理者	北谷町（指定管理者あり）
面積	約 208,000 m ² (20.8ha)
利便性	国道 58 号から近く、北側は町営美浜駐車場に隣接、アクセスは良好
インフラ	トイレ、水道、電気
出入口	駐車場への出入口は 2ヶ所（幅員 8m 以上）、他にも数ヶ所あり
周辺環境	北側は町営美浜駐車場、西側及び南側は海岸、東側は桑江中学校と隣接
地面の性状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場はアスファルト舗装（450 台） ・ 蝶々広場（野球場機側の円形の広場）は特殊な舗装 ・ その他競技場等の中は未舗装の地面及び芝生
平時の利用状況	球場や競技場は大会が開催されることもある
利用用途の重複	防災計画に正式な用途はないが、災害時には様々な重複が考えられる
土地利用規制	特になし

項目	調査結果
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野球場や陸上競技場は大型車両の出入りが直接できないため、出入口を拡幅する必要がある場合が多い → 北谷公園の野球場や競技場は整備が行き届いており、原状回復の費用も多額になることが見込まれるため、よほどのことでない限り仮置場としての利用は避けた方がよい（もったいない） ※ 利用する場合は、仕様前後の写真撮影を忘れずに、必要に応じて使用前の土壌のサンプリングもしておくとい ・ 災害の規模によるが、地盤のことを考えると駐車場（約 8,000 m²）の利用が現実的である ・ サブグラウンドは車両の出入りも可能であり、約 8,000 m²の広さがあるので、ここも仮置場として利用可能である → 未舗装なので、車両の動線などに合わせて敷鉄板の設置などによる地面養生は必要になる ・ 公園全体を地域防災計画上のような位置付けで考えられているのか、施設ごとなどで利用区分を決めておく、スムーズな利用につながる

(2) 写真



写真 左：候補地の航空写真（GoogleMaps）

右：北谷公園概略平面図（出典：一般財団法人 北谷地域振興センターHP）



写真 左：蝶々広場側の出入口（普段は閉鎖） 中：蝶々広場全景、右：サブグラウンドの様子



写真 左：駐車場の様子、中：一次避難所の案内看板、右：現地調査の様子

3. C候補地

調査日：令和7年9月11日（木）

参加者：①北谷町保健衛生課

②九州地方環境事務所資源循環課

③国立環境研究所

④㈱東和テクノロジー

(1) 調査結果の概要

項目	調査結果
管理者	北谷町教育委員会
面積	約 17,500 m ²
利便性	県道 23 号から直線距離 300m～400m 程度、アクセスは良い
インフラ	トイレ、水道、電気、照明設備
出入口	仮置場用としては 1ヶ所（幅員約 6m）
周辺環境	住宅地の中にある運動場であり、北西側は青少年支援センターや図書館、ホールといった公共施設と接している
地面の性状	未舗装の土の地面
平時の利用状況	
利用用途の重複	災害時には北西側の公共施設が避難所となるが、避難所運営に支障が生じる可能性があるため、仮置場の運営基準等について庁内での調整を要する
土地利用規制	特になし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・北谷町内東側における唯一の仮置場候補地 ・青少年センターが避難所となるため、災害ごみの仮置場への出入口は運動場北東側の 1ヶ所で考えている →この運動場への進入路にはゲートが設置してあり、さらに運動場の出入口には高いネットが張ってある ・十分な広さがある長方形なので、レイアウトや動線作りがしやすい ・土の運動場なので、大量の敷鉄板の設置が必要になる

項目	調査結果
	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅街の中にあるので渋滞対策を考慮する必要がある →進入路付近の交通誘導員の配置、運動場内にモータープールを設けるなどの対策を講じる ・運動場の周囲は高いネットが張ってあるので飛散防止対策にもなるが、広い土の運動場なので必要に応じて散水を行うとよい ・このエリアが被災した場合は、周辺の住宅を中心に片付けごみが排出されることが想定されるが、近所に仮置場があれば便利であり、住民にとって必ずしも悪いことではない

(2) 写真



写真 左：候補地の航空写真（GoogleMaps より作成）、右（上下）：桑江総合運動場全景

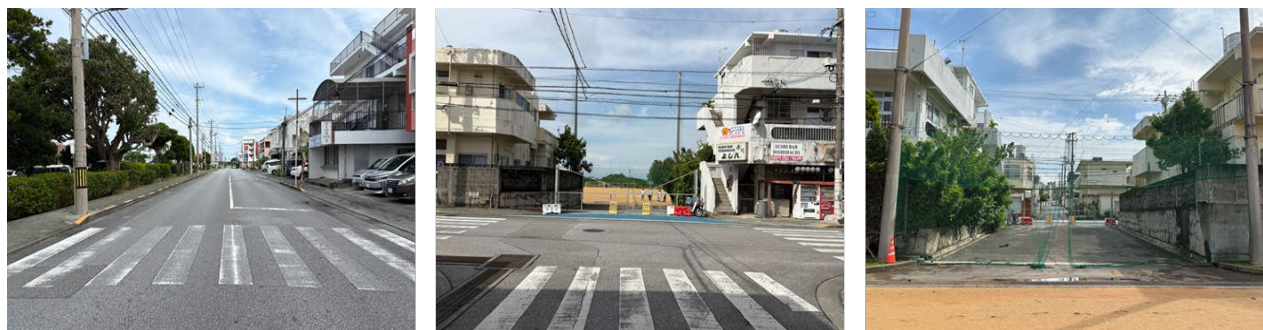


写真 左：青少年センター前の道路 中：運動場への進入道路、右：運動場への出入口



写真 左：運動場内にあるトイレ、中：現地調査の様子1、右：現地調査の様子2

4. D候補地

調査日：令和7年9月11日（木）

参加者：①北谷町保健衛生課

②九州地方環境事務所資源循環課

③国立環境研究所

④㈱東和テクノロジー

(1) 調査結果の概要

項目	調査結果
管理者	北谷町漁業協同組合
面積	敷地全体では約 6,500 m ²
利便性	国道 58 号から近い湾内の漁港であり、アクセスは良好
インフラ	トイレ、水道、電気
出入口	1ヶ所（幅員約 7m）
周辺環境	道路向かいにマンションがある
地面の性状	アスファルト舗装
平時の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港内には製氷施設（町所有、漁協が指定管理者）や荷捌き所、加工品販売所がある ・駐車場に車を停めて漁に出る人もいる
利用用途の重複	防災計画上正式な用途はない
土地利用規制	特になし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ごみの仮置場としてごみを集積した時に液体が海に流れ込まないように対策を行うことに留意する ・向かい側のマンションへのごみや分時の飛散を防止するために、飛散防止ネットの設置や散水などの対策を行う必要がある ・漁港内には荷捌き所や加工品販売所（飲食もできる）もあることから、災害による停電で冷蔵庫が使えなくなると、水産系の腐敗性廃棄物が発生することも想定される ・海岸沿いにはダイビング関係の事業者が多いので、サーフボードやダイビング用品なども災害ごみとして出てきそうである

項目	調査結果
	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場利用の可能性や利用時の留意事項等についてあらかじめ漁協と協議をしておき、災害時に速やかに開設できるようにしておくとい

(2) 写真



写真 左：候補地の航空写真（GoogleMaps より作成）、右：浜川漁港全景



写真 左：浜川漁港前の道路 中：浜川漁港出入口、右：浜川漁港全景（東側より撮影）



写真 左：漁港内にある製氷施設、中：漁港内の荷捌き所及び加工品販売所、右：現地調査の様子

1.3.2.3 与那原町

1. A候補地

調査日：令和7年9月11日（木）

参加者：①与那原町生活環境安全課

②九州地方環境事務所資源循環課

③国立環境研究所

④(株)東和テクノロジー

(1) 調査結果の概要

項目	調査結果
管理者	与那原町
面積	約 41,600 m ²
利便性	県道 77 号沿いに位置し、国道 329 号から直線距離 500m 程度、アクセスは非常に良い
インフラ	トイレ、水道、電気
出入口	・南側駐車場（出入口 1 ヶ所、幅員約 6m） ・西側駐車場（出入口 2 ヶ所、幅員 3m～4m）
周辺環境	・3つの交差点に囲まれ、公園の周囲には商業施設などがある ・公園東側には集合住宅などがある
地面の性状	全面芝生を張った地面、駐車場はアスファルト舗装
平時の利用状況	
利用用途の重複	避難場所等の指定はないが、災害時には仮設住宅の候補地になり得る
土地利用規制	特になし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場候補地としての可能性がある最大の町有地である ・埋立地なので液状化の影響が懸念される ・東側の陸上競技トラックはできれば使いたくない →広さは十分にあるので、災害の規模によってはできるだけ小さく使ってうまく回したい ・海のすぐそばの広い場所なので、飛散防止対策（仮囲いや飛散防止ネット等）が必要になる →仮囲いを設置すればトラックとの仕切りにもなる ・駐車場が2ヶ所あるので、駐車場から公園内への入口のバリケードを外し、さらに拡幅すれば大きな動線を作ることができる ※陸上競技トラックとも反対方向である ・公園の周囲に沿って道路があるので、県道で渋滞を起こさないような対策を考える必要がある

(2) 写真



写真 左：候補地の航空写真（GoogleMaps）、
右上：与那古浜公園の全景（奥が陸上競技トラック）、右下：公園の駐車場全景



写真 左：公園内の様子1 中：公園内の様子2、右：公園内の様子3

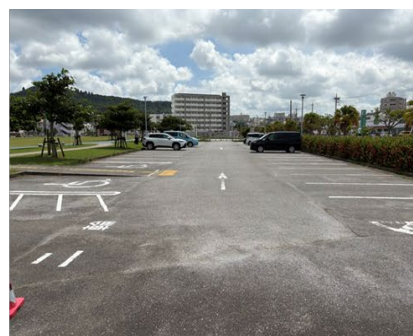


写真 左：公園内から見た講演出入口、中：公園の駐車場、右：現地調査の様子

2. B候補地

調査日：令和7年9月11日（木）

参加者：①与那原町生活環境安全課

②九州地方環境事務所資源循環課

③国立環境研究所

④榊東和テクノロジー

(1) 調査結果の概要

項目	調査結果
管理者	与那原町
面積	約 5,800 m ²
利便性	国道 329 号沿いで、アクセスは良好
インフラ	トイレ、水道、電気
出入口	西側にある駐車場の出入口は約 10m の幅員がある
周辺環境	南側にコミュニティセンターと町立図書館、西側の道路向かいには小学校、北側に親水公園があり、東側は川沿いである
地面の性状	未舗装で土の地面と芝生を張った部分がある（年に 1 回芝刈り）
平時の利用状況	毎年 7 月の終わりごろ（今年は 7/27）にここを会場として伝統行事である「与那原大綱引」が開催される
利用用途の重複	災害時には何らかの用途との重複はあり得る
土地利用規制	特になし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統行事の開催場所であり、歴史的にも神聖な場所であるので、できれば使いたくない ・ 仮置場として利用する際には、駐車場と広場の間のフェンスを切って動線を確保する必要がある ・ 災害ごみは、避難所になるであろうコミュニティセンターからは遠い方に置くなどの配慮も必要である ・ 地面養生のために車両の動線などに合わせて敷鉄板の設置、ごみを置く部分にも敷鉄板や養生シートなどを設置して配慮する <p>→綱引き会場となるので、利用後の地面の原状回復は表層の全面的な剥ぎ取りが必要になると思われる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入は片付けごみだけ、利用期間については遅くとも 5 月末とし、7 月後半までには原状回復が終わっている必要がある

(2) 写真



写真 左：候補地の航空写真（GoogleMaps より作成）、右：青少年広場の全景 1



写真 左：青少年広場の全景 2、右：隣接する駐車場のの全景



写真 左：青少年広場の地面の状況 1、中：青少年広場の地面の状況 2、右：現地調査の様子

3. C候補地

調査日：令和7年9月11日（木）

参加者：①与那原町生活環境安全課

②九州地方環境事務所資源循環課

③国立環境研究所

④榊東和テクノロジー

(1) 調査結果の概要

項目	調査結果
管理者	与那原町まちづくり課
面積	約 17,900 m ²
利便性	国道 329 号から直線距離 200m 程度（側道につながっている）であり、アクセスは良い
インフラ	トイレ、水道、電気
出入口	公園の方には幅員 4m～5m 以上の出入口が数ヶ所ある
周辺環境	北西側以外は住宅地に囲まれている
地面の性状	<ul style="list-style-type: none"> 公園の方は芝生を張ったような部分と舗装された場所や階段がある グラウンド側は現在造成工事中
平時の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 公園は地元の人たちが利用 少年野球の練習で週に 4 日～5 日使われていた
利用用途の重複	特に用途の重複等はない
土地利用規制	特になし
その他	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地の中を通る場合は大型車両の通行には特に留意が必要だが、国道バイパス側を使うと安全かつ利便性が高まる 公園内には樹木やコンクリートの階段、構造物などがあり、災害廃棄物の仮置場としての使い勝手は良いとは言えない 現在造成工事中の場所は野球場とサッカー場、駐車場（100 台程度）を整備しており、令和 8 年度に完成予定である グラウンドには暗渠が設置されるようになっており、仮置場として利用する場合は、暗渠保護対策と地面養生の観点から敷鉄板を広く設置するとよい →グラウンドの復旧費用より敷鉄板の設置費用の方が安い 近くに交番があったので、仮置場への不法投棄防止のための夜間のパトロールを相談できるかもしれない

(2) 写真



写真 左：候補地の航空写真（GoogleMaps より作成）※以前の姿であり現在工事中
右上：公園の全景、右下：現在工事で整備中のグラウンド側



写真 左：与原公園周辺の様子 右：与原公園に接する道路の様子



写真 左：工事中のグラウンド側の擁壁、中：グラウンド側の状況、右：現地調査の様子

1.3.2.4 伊江村

1. A候補地

調査日：令和7年9月10日（水）

参加者：①伊江村E&Cセンター

②九州地方環境事務所資源循環課

③国立環境研究所

④(株)東和テクノロジー

(1) 調査結果の概要

項目	調査結果
管理者	伊江村建設課
面積	約 13,800 m ²
利便性	県道 225 号（伊江島環状線）接しており、アクセスは良い
インフラ	管理棟あり（電気、水道、トイレ）
出入口	1ヶ所、幅員は約6m以上
周辺環境	周囲には配慮を要する建物はない
地面の性状	車両の動線や廃棄物等を置いていない部分には草が生えている
平時の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・農業廃材（廃プラ類、ハウスの骨組み）、建設廃材などを受け入れ ・受入時間は8時から17時まで
利用用途の重複	特になし
土地利用規制	特になし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・村営の産廃処分場で、普段は農家や建設業者が利用しているが、住民もよく知る場所である ・管理型最終処分場であり、受入品目は廃プラスチック類、金属くず、木くず、紙くず、がれき（コンクリートがら、アスファルトがら） ・台貫は設置しておらず、台数と車種で数量と金額（2t以下、6t以下）を管理している ・実質的には80%程度は埋まっているが、跡地利用も未定 ・処分場に沿って周囲を1周できるようになっている（道幅4m弱）ので、動線が作りやすい →搬入車両が県道で渋滞せず、処分場周囲で待機することもできる ・場内真ん中にある覆土の山を隅の方に寄せるとある程度広い面積が確保できる →処分場内のガス抜き管や大雨時に調整池のようになる場所は避ける ・仮置場として利用する場合は、通常産廃として持ち込まれたものと災害廃棄物が混合しないように留意が必要

(2) 写真



写真 左：候補地の航空写真（GoogleMaps）

右上：産業廃棄物最終処分場の看板、右下：産業廃棄物最終処分場の出入口



写真 左：産業廃棄物最終処分場全景 1、右：産業廃棄物最終処分場全景 2



写真 左：処分場内の様子 1、中：処分場内の様子 2、右：現地調査の様子

2. B仮置場

調査日：令和7年9月10日（水）

参加者：①伊江村E&Cセンター

②九州地方環境事務所資源循環課

③国立環境研究所

④榊東和テクノロジー

(1) 調査結果の概要

項目	調査結果
管理者	伊江村商工観光課
面積	約 2,000 m ²
利便性	県道 225 号（伊江島環状線）からリリーフィールド入口にある駐車場
インフラ	水道、電源（1 段下の海岸寄りの小型車用駐車場のトイレ棟）
出入口	2ヶ所、南側は幅員約 4m、北側は幅員約 10m
周辺環境	周囲には配慮を要する建物はない
地面の性状	アスファルト舗装で、場内は大型車用のラインが引いてある
平時の利用状況	伊江島ゆり祭りが開催されるゴールデンウィーク期間中は 5 万人～ 6 万人の観光客が訪れる
利用用途の重複	ヘリポート
土地利用規制	特になし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の認知度が高く、県道に接続していてアクセスもよいので、災害規模が小さく廃棄物の発生量が多くない場合における利用が可能 ・ 出入口が 2ヶ所あり、大型車の通行も可能なので動線が作りやすい ・ 駐車場はアスファルト舗装がしてあり、場内は大型車両用の車線が引いてあるので、レイアウトの目印などに工夫できる ・ 道路沿いのオープンスペースなので、出入口に柵やチェーンを設置するなど、夜間の不法投棄対策が必要 ・ 海側からの強い風で、集積したごみが散乱するのを防ぐために飛散防止ネットを掛けるなどの対策を講じるとよい ・ 発災時期によるが、イベント（ゆり祭り）を実施するという事になれば、仮置場としての利用はできない <p>※処理計画では、廃棄物処理が自区域内でできない事態になった場合に必要となる島外搬出の手段などを検討しておく必要がある</p>

(2) 写真



写真 左：候補地の航空写真（GoogleMaps）
右上：リリーフィールドへの進入道路（南側から撮影）、右下：駐車場南側出入口



写真 左：県道 225 号、中：処分場の出入口（県道側から撮影）、右：処分場の看板



写真 左：現地調査の様子 1、右：現地調査の様子 2

3. C候補地

調査日：令和7年9月10日（水）

参加者：①伊江村E&Cセンター

②九州地方環境事務所資源循環課

③国立環境研究所

④榊東和テクノロジー

(1) 調査結果の概要

項目	調査結果
管理者	伊江村建設課
面積	約 12,000 m ²
利便性	県道 225 号（伊江島環状線）沿いの広い場所でアクセスは良い
インフラ	なし
出入口	1ヶ所、幅員は約 6 m
周辺環境	向かい側に牛舎があるが、周囲には配慮を要する建物はない
地面の性状	<ul style="list-style-type: none"> ・未舗装の地面で多少の起伏がある ・土を置いていない部分は草が生えている
平時の利用状況	工事で発生する残土を受け入れている
利用用途の重複	残土処分場以外特になし
土地利用規制	特になし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・県道に接する広い土地なので、動線と渋滞緩和のためのスペースを組み合わせることで利用しやすくなる →出入口をもう1ヶ所作って、大型車両が通行できる一方通行の動線ができればなお良い ・道路沿いのオープンスペースなので、仮囲いの設置や出入口の施錠などの対策でごみの投げ込みや夜間の不法投棄を防ぐ ・海側からの強い風で、集積したごみが県道に散乱するのを防ぐために飛散防止ネットを掛けるなどの対策を講じた方がよい ・未舗装の地面は草が生えている所や水たまりがあり、仮置場として利用する際には少なくとも車両の動線に合わせて敷鉄板の設置などの養生が必要になる ・インフラがないので、仮設トイレ、非常用電源、給水設備等の設置は必要

(2) 写真



写真 左：候補地の航空写真（GoogleMaps より作成）
右上：残土処分場の出入口（処分場内から撮影）、右下：残土処分場全景



写真 左：県道 225 号、中：処分場の出入口（県道側から撮影）、右：処分場の看板



写真 左：処分場内の様子 1、中：処分場内の様子 2、右：現地調査の様子

1.4 意見交換会の開催

1.4.1 福岡県

(1) 第1回意見交換会

本業務の趣旨、業務の進め方、業務対象自治体の現状及び課題等について業務対象自治体廃棄物担当部局及び県廃棄物担当部局、民間協定団体等の中で情報共有及び意見交換を図るための会議を以下のとおり開催した。

【令和7年度九州ブロックにおける災害廃棄物処理計画策定・改定支援業務】	
件名	第1回意見交換会（田川市・香春町・糸田町）
日時	令和7年9月2日（火）13:30～15:40
場所	田川市民会館 講座室1-1
参加者	①田川市環境政策課：宇佐見主任 ②香春町税務住民課：金光課長補佐 ③糸田町税務町民課：牧野主査 ④福岡県廃棄物対策課：中島主事 ⑤福岡県産業資源循環協会：渡邊副会長、今村筑豊支部副支部長 ⑥九州地方環境事務所資源循環課：松下課長補佐、倉石課長補佐 ⑦㈱東和テクノロジー（事務局）：佐伯、大田、大畑
資料	資料0 第1回意見交換会次第 資料1 意見交換会名簿 資料2 仕様書（抜粋） 資料3 本業務の概要と流れ 資料4-1 災害廃棄物処理計画ワークシート 資料4-2 災害廃棄物処理計画資料編ワークシート 資料5-1 事前アンケートまとめ 資料5-2 事前アンケートまとめ（ワークシートに関して） 参考資料 災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン
内容	<p>1. 挨拶及び自己紹介</p> <p>(1) 開会挨拶（九州地方環境事務所・倉石課長補佐）</p> <p>〈環境省〉本事業において今回支援を行う市町は災害廃棄物処理計画が未策定であり、我々としてもできる限りサポートをしていきたいと思っている。</p> <p>直近の災害では、先月8月の大雨で九州にもかなりの被害が出ており、特に熊本、鹿児島での被害が大きい。熊本県では八代市や玉名市、天草地方で浸水被害があり、我々も毎日交代で仮置場を見に行っている。鹿児島県では霧島市などに被害があり、そちらも仮置場を設けている。福岡県では大きな被害はなかったが、福津市で仮置場までではないが災害ごみの集積場を作っている。被害の大きさによって、仮置場を設置するか、いくつかの集積場を作るか、家の前に出して回収するのか、それぞれの状況に合わせて臨機応変に対応する。その基本方針を示すのが災害廃棄物処理計画になるので、</p>

今回は活発な意見交換を期待している。

(2) 参加者による自己紹介

各自自己紹介を行った。

2. 議事

(1) 事業の趣旨説明（九州地方環境事務所・松下課長補佐）

〈環境省〉九州管内では多くの自治体において被災経験があると思うが、災害廃棄物処理の基本方針やスキームを定めた計画が未策定の自治体もまだある。本事業は、今後起こり得る災害において、災害廃棄物処理をいかにスムーズかつ適正に行うかという基本事項を盛り込んだ計画の策定を支援するという趣旨である。ただし、あくまで計画策定の支援であり、策定そのものを行うわけではない。計画の基本パッケージを提供し、よりよい計画となるよう支援はするが、内容の最終的な詰めや仕上げは各自治体で行っていただきたい。その上で他の自治体や協定締結団体などとの相互協力のための関係強化を図ることができれば、計画の実効性もより向上し、実際の災害廃棄物処理に活かすことができると考えている。

〈事務局〉本業務では、ワークシートをベースにした処理計画（案）という形で納めるので、最終的な仕上げは各市町でお願いしたい。

(2) 事業の進め方（事務局）

事務局より資料3をもとに説明を行った。

(3) 災害廃棄物処理計画ワークシートの説明（事務局）

事務局より資料4-1、4-2の説明を行った。

3. 意見交換

(1) ワークシートについての留意事項

〈事務局〉災害廃棄物発生量推計のための想定災害及び被害想定は「地域防災計画」や「地震・津波被害想定調査報告書」を参考に提示していただくとよい。

仮置場候補地は必ずしも記載することが必須というわけではない。関係者や近隣住民との話し合いを経たいというケースもあると思う。本業務内では、できれば候補地を記載した上で検討を進め、最終的に記載するかしないかは各市町の判断でよい。

〈香春町〉水害の想定に関する基礎資料のようなものはあるのか。

〈環境省〉各市町の地域防災計画やハザードマップを確認してほしい。

〈事務局〉ハザードマップに関して、浸水深別被害世帯数というデータが取りまとめられている可能性がある。実際に、そのデータを出してきた自治体もあるので、防災部局などに要請したら出てくるかもしれない。ただし、ハザードマップの色分けは、発生量推計に使う住家被害の分類とは一致していないので、推計結果が大きく変動する可能性があることに留意が必要だ。また、過去に大きな水害の経験があれば、当時の記録を基に、それと同等の水害が起こったと仮定して推計を行う方法もある。

(2) 各市町の現状と課題

〈事務局〉それぞれの市町で抱えている課題などをこの場で共有することで、新たな課題認識とその解決策への気付きが得られるかもしれないので、この場で順に発表いただきたい。

〈田川市〉本市は大きな被災経験はないが、熊本地震の際には、収集体制が不足していた熊本市に対して本課清掃管理係から収集運搬の支援に入っている。

計画策定については、組織体制や初動対応、処理フローの検討が大事だと思う。仮置場候補地については、市の中心部にある陸上競技場の駐車場が広くてアスファルト舗装がされており、使えるのではないかと思っている。また、市民球場については、球場自体は大型車両の乗り入れ対策に時間がかかるので、球場の駐車場を選定しようと思っている。他にも清掃事務所の空き地を候補地に挙げたい。

〈環境省〉駐車場での受入れの想定を超える量であれば、市民球場や陸上競技場自体を利用する。

〈香春町〉大規模災害ではないが、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）などの大雨で土砂崩れが起きた事例がある。仮置場は開設せず、通常のごみ収集業務の範囲内で対応、土砂の方は建設課の所有地で受入れることができた。

平成29年7月九州北部豪雨では、朝倉市杷木地区の災害ごみの仕分け作業に数日間ボランティアで参加した。車両の順番や待ち時間の目安などの交通整理、重い物から荷下ろしするために分別搬入の案内などの大切さが分かった

処理計画については、組織体制、資機材の準備、収集運搬、仮置場からの処理フローが大切だと思う。町の職員も少ないので、産資協との協定など人的資源の活用について考えなければならない。仮置場については運動公園の多目的広場が適地なので、担当部署との調整が必要だと思う。土砂は通常の業務でも発生するので、別途置き場がある。土砂や流木など多目的広場で受け入れられないものは建設課と共同で対応することを想定している。

〈糸田町〉被災経験や被災地への現地支援の経験などはない。

処理計画については、初動時の組織体制の構築が大切だと考えている。仮置場に関しては、日ごろから使っている町有のグラウンドなど候補地として、教育部の担当者と話し合っておきたい。仮置場候補地は全部で3ヶ所程度を確保したい。

〈事務局〉処理計画策定の際の検討課題として仮置場候補地の選定が挙げられているが、発災したらまずごみをどこに持って行くかが非常に重要になる。仮置場候補地を使う場合はどのような資機材や工夫が必要か、いざとなったらすぐ使えるよう検討を進めていただければよいと思う。

〈環境省〉処理フローに関して、仮置場で受入れできないような物が入ってきた場合に、どんな品目をどの処理先に持って行けばよいかなどを産資協と協議しておくといよい。

組織体制については、地域防災計画の中で廃棄物部局の役割や位置づけを確認し、担当部署でどこまで対応できるのか、他部署からの応援が得られるのか、そのあたりで外部からの応援なども含めた検討が必要になってくる。

〈事務局〉福岡県では令和3年3月に県の処理計画を改定しているが、その際の改定のポイントや市町に整合を図ってほしいことなどはあるか。

〈福岡県〉根本的に変わったところはないが、やはり仮置場は重要だと考えている。平時からの産資協とのコミュニケーション、災害時の廃棄物処理体制など、人事異動があっても引継ぎが必須である部分は毎年確認、見直しを行ってほしいと思う。

(3) 災害時のごみ処理の体制について

〈事務局〉市町と産資協は普段直接の接点がないので、この機会に県を通じて協定をしっかりと活用できるような体制づくりにつながればよいと思う。他に、災害廃棄物処理に関して情報交換などをする機会はあるか。

〈田川市〉組合（田川地区広域環境衛生施設組合・8市町村で構成）には、各市町村の課長たちが集まる機会がある。4月から運用が始まったばかりのさくら環境センター（組合の焼却施設）では災害廃棄物や処理困難物の受入れに関して完全に固まっていないという認識を持っており、広域処理は今後の協議事項になると思っている。

もう1点、ごみ処理が広域化されたことで、組合構成市町村は全部桜環境センターに持って行くことになった。かつては管内に数ヶ所あったごみ処理施設が1ヶ所になったことで、処理能力は上がったが、アクセスが不便になり運搬に時間がかかることもある。そのあたりは実際に災害が発生した時にどうなるのか不安要素ではある。

〈香春町〉通常のごみの出し方のルールもおそらくバラバラなので、実際に災害が起きて、可燃系の災害ごみを一般廃棄物処理施設で処理しようとした際に、分別区分の違い、ごみの性状や分別の精度によって、市町村からの受入れの可否が分かれるケースがあるのではないかと。

〈事務局〉構成自治体数が多いと、水害のような局所的な災害の場合、大きく被災した自治体もあれば、無傷の自治体もある。組合としては、通常のごみ処理を基本的には優先するだろうから、災害廃棄物の受入れが後回しになったり、拒否されたりというケースもある。量的にも十分な処理ができない可能性が高い。

災害時には、量的にも性状的にも一般廃棄物処理施設で簡単に受け入れられないものが大量に発生するので、産資協の力を借りるということが有力な方法となる。福岡県の産資協における災害廃棄物処理の実績にはどのようなものがあるか。

〈産資協〉2003年に起こった飯塚穂波地区の水害における災害廃棄物処理をはじめ、その後県内で発生した災害における廃棄物処理についてはほぼ全部協力している。

平成28年熊本地震の際には、熊本県産資協の協力要請に応じて、九州全部の産資協青年部に連絡し、約100名がボランティアで3日間現地支援に入った経験もある。当時の支援内容は、仮置場での分別指示や荷下ろしの補助などだった。

〈事務局〉産市協には人員だけでなく要な重機や資機材も揃っているもので、仮置場の開設からその後の管理運営まで委託するケースが全国的にも増えている。丸投げ状態はよくないが、自治体と連携して管理にあたれば心強い味方である。県や市町村との協定はどのような状況なのか。

〈産資協〉県及び市町村と協定を結んでおり、現在は県内56市町村のうち47市町村と直接協定を締結している。どこかの市町村で災害が起これば、直接産資協に連絡して支援を要請することができる。

〈事務局〉その場合、県はどのような形で情報共有などを行うのか。

〈福岡県〉現地確認に行けば入っていることが分かるので、それで把握できている。

〈産資協〉市町村から直接連絡をもらって対応した場合は、協会事務局から必ず連絡している。

当協会には福岡支部、北九州支部、筑豊支部、筑後支部の4つの支部があり、田川市であれば管轄である筑豊支部がまず動く。それで足りなければ各支部に依頼をする、さらに足りないという場合は九州各県にお願いをするという体制になっている。市町村との直接の協定については、一様に共通の

内容というわけではなく、協会員以外の地元業者を優先的に使いたいというところもあるので、要望どおりに対応するようにしている。

当協会では災害廃棄物委員会を設置しており、現在保有している資機材や車両、災害時に協力できる車両の台数、現在の例では深ボディー4tダンプ31台、10tダンプ90台、脱着コンテナ車125台、バックホー0.45tクラス61台などというように、ほぼ毎年アンケートを行って把握しており、県にも提出している。

〈事務局〉通常業務で使われているものもあるだろうが、災害時には最大でこれだけ出すことができるということか。

〈産資協〉全部出すとなると、本当に大規模な災害の場合だと思うが、協会全体でかき集めることが可能である。

〈事務局〉広域処理のための支援の調整などは具体的にどのようなになっているのか。

〈福岡県〉市町村において自区域内でもう処理ができないという場合には、県の調整による広域処理が必要になってくると思う。令和5年の大雨による災害では、うきは市のごみを北九州市が受入れるという調整を行った経緯がある。

産資協とは年度初めに、災害時の処理能力等についてアンケートを行って把握している。し尿処理についても、県が把握している情報を市町村に提供し、調整することができると思う。

〈事務局〉ある程度規模の大きい災害が発生した際に、県からプッシュ型でリエゾンを派遣するなどして情報の収集に当たることはするのか。

〈福岡県〉知っている限りでは、そこまではしていない。

〈事務局〉被災自治体が混乱状態の時に、県の方から頻りに状況報告などを求められることがあり、それが負担に感じるという現場の声をよく耳にする。災害時に被災自治体に派遣するリエゾンを毎年任命して情報収集体制を構築している県もある。

〈環境省〉能登半島地震の際はそのようなリエゾンが被害の大きな市町に派遣されていたが、九州管内では、被災自治体に県から数名のリエゾンを派遣すれども、災害廃棄物関連のリエゾンはまだないと思う。

〈事務局〉更なる広域処理体制として、九州ブロックまで輪が広がっていくと思うが、そのあたりはどのような体制になっているのか。

〈環境省〉以前現場から、被害が大きいところには災害廃棄物に特化したリエゾンを入れられないかという話をしたことがあるが、災害廃棄物の担当部署につないでほしい情報がなかなか正確に伝わらないことがあるからである。そのあたりは処理計画にも盛り込んでもらいたい。環境省の立場から言えば、今後はブロック協議会においてもそういう話を継続して発案したいと思っている。

まず県内での調整を行うことが基本だが、人材バンクなどの制度を活用して、どんな支援、どんな人材、何が必要なのかなど相談してもらおうとよい。

〈事務局〉人材バンクは、基本的には県を通じて要請するのか。

〈福岡県〉そこは特に関係ない。環境省に直接要請してもらってよいし、県から案内することもある。

〈環境省〉人材バンクの制度について知らない自治体もあるかも知れず、被災自治体に対しては直接案内している。

〈事務局〉人材バンクは被災経験があり、災害廃棄物処理を経験した自治体職員を、廃棄物処理のマ

ネジメントや仮置場の運営、公費解体や補助金申請に係る助言など、経験と知見に応じて派遣されるので即戦力になる。

〈環境省〉ただし、あまり長期間ではなく、1週間単位くらいで交代したり、またしばらくして来るというパターンが多い。

〈事務局〉人材バンクを要請する場合は、できるだけ早く、どんな人に何をしてほしいかを具体的に要請することが肝要だと思う。

皆さんが組織体制の構築を課題としても挙げているのは、人員の不足が大前提としてあると思う。ワークシートには災害廃棄物処理の組織体制案を示しているが、自らの組織で案を満足することは難しいと思う。その場合には、応援が必要な部分を整理し、他市町の応援や支援制度の活用、産資協などの協定団体の力を借りて補完することで体制作り結びつけていただきたいと思う。

(4) 仮置場候補地の選定や運営について

〈事務局〉仮置場候補地は具体的に選定しておくべきだが、処理計画において公表するためには、候補地の管理者との調整や近隣住民への説明、利用に際しての準備などが必要である。災害発生後すぐに片付けごみが排出される水害の場合などは、仮置場の準備が整っていないと未分別のごみをどんどん受け入れるだけになり、十分な機能を果たせなくなることが想定される。平時からの調整や準備、住民への広報が重要であり、不十分な場合は処理計画に公表するのは待った方がよいかもしいない。全国的に見ても、処理計画に仮置場候補地を掲載して公表しているケースはまだ少ない。ただし、いざという時のために具体的な候補地を絞り込み、異動の際に引継ぎができるように内部でリスト化しておくことは必要である。

市町村の一次仮置場で粗分別をしたものを集約して、破碎・選別などを行う二次仮置場については、より広い土地が必要となるが、例えば、県有地を提供するなどの検討はされているのか。

〈福岡県〉一昨年前からエリア会議を開催し、仮置場として利用したい県有地について市町村にアンケートを行い、昨年度に利用できる県有地を調整してピックアップしている。市町村から連絡があれば、直接がやりとりして利用できる方向で決まっている。

〈事務局〉非常に大切な話を聞くことができた。環境省としてもこのような取組は広域処理の観点からもとても実効的なのではないかと思う。

(5) その他の意見交換

〈香春町〉産資協に聞きたいが、ワークシートに仮置場における必要資機材を記載する表があり、産資協との協定で対応できるだろうと思っている。例えばクーラーボックスなども載っているのだが、この中で産資協から見て、これは市町の方で準備をしておいてもらいたいという物は何か。

〈産資協〉車両関係は協会で作成する。グラウンドを使用した場合に、地面がぬかるんで大型車の出入りが難しい場合などには敷鉄板も協会で作成して設置する。作業の現場で使用する保護マスク、ゴーグル、手袋などもこちらの準備物に含まれる。プレハブに関しては協会でも手配できるが、町の方で確保していただく場合もある。また、出入口のゲート、チェーン、南京錠などはどちらかという町と町の備蓄品になるかと思う。

〈環境省〉市町村が維持管理を行うので、管理用の備品は市町村が準備する。プレハブは産資協に準

備してもらうケースが多い。

〈産資協〉クーラーボックスは、季節などその時々によるのではないか。

〈香春町〉分別区分を示す立て看板などは町の方で作るべきかと思っており、プロッターで大きな看板を作れるように準備している。それを看板に貼ってビニールを巻いて使おうと思っている。

〈産資協〉災害ごみの分別用の看板は、協会の企業でも持っている会社はないと思うので、町で用意してもらえると助かる。大きな文字を印刷した紙をラミネート加工したのもでも十分である。仮置場の状況にもよるが、分別看板を置いてもらえば、場内の誘導や荷下ろしなどはこちらですべてスムーズに行うことができる。

〈香春町〉もう1点、協定を結んで産資協に災害廃棄物の撤去や仮置場の管理運営を委託した場合、どのくらいの期間なら無償で対応してもらえるのか。

〈産資協〉協定だから無償ということではなく、協定に基づいて仮置場の管理などを行うが、基本的にはそこからもう最初から有償である。期間としては、初動時に協会が現場に入ってから3ヶ月程度が目安であり、その先は管轄支部の会員企業などと個別に契約して委託するというのが基本である。

〈事務局〉業務委託になるので、きちんと仕様書を作って契約すれば、問題なく対応してもらえる。委託費用はけっこう大きな額になるかもしれないが、かかった費用は国庫補助の対象になる。

〈環境省〉仮置場の管理に関してちょっと難しいなと思う物は簡易計量器である。設置例はなかなか見ない。

〈産資協〉1台ずつ測るとなると、1回止まって、可搬式の簡易計測器だと車両の幅に合わせて、搬入時と搬出時に測らなければならない、莫大な時間がかかるので現実的には難しい面があると思う。搬出量であれば、それぞれの受入先（処理施設）が計量器を設置しているので、そこで把握すればよいのではないか。

〈事務局〉仮置場における搬入量の把握は補助金申請にも関係するので、車種と台数などから大まかな数量の目安をつかんでおくことが必要である。最終的には、搬出したものはどこかで受け入れて処理をしてもらうので、そこでマニフェストのようなものが発行されれば処理量は分かる。仮置場の管理日報を作っておくと、補助金の査定時の説明などでも役に立つと思う。

〈事務局〉ワークシートにおいて、災害廃棄物の発生量や仮置場必要面積を推計について、地震は福岡県が平成24年3月に出している「地震に関する防災アセスメント報告書」から各市町で被害が最大となる想定災害及び被害想定（建物被害棟数）を設定することで統一したいと考えており、特に皆さんがその部分を調べたりする必要はない。計画段階の発生量推計は、あくまでも被害の規模感の目安として捉えてもらえればよい。

水害については、先ほども述べたが、浸水深別被害世帯数のデータや地域防災計画などで過去に起こった大きな水害の記録があれば、それらを参考に推計を行いたいと考えている。

最後に環境省からまとめをお願いしたい。

〈環境省〉災害廃棄物処理計画の策定は、災害廃棄物処理の段階の1段階目である。いざ発災した時に適切な行動をとるための基本方針を定めるという思いで取り組んでいただきたい。産資協や通常の一般廃棄物処理事業者、収集運搬事業者などとの関わりの中で災害廃棄物処理体制を構築することも必要である。大規模災害においては、解体業協会や建設業協会あたりも巻き込んだ形になってくる。そのような事柄を処理計画に盛り込んで、実行性あるものにしていただきたいと思っている。



(2) 第2回意見交換会

第1回意見交換会後に実施した現地調査の報告及び災害廃棄物発生量推計の結果報告、ワークシート素案の進捗状況や作成にあたってのワークシート項目に関する質疑応答について業務対象自治体廃棄物担当部局及び県廃棄物担当部局を加えた第2回意見交換会を以下のとおり開催した。

【令和7年度九州ブロックにおける災害廃棄物処理計画策定・改定支援業務】	
件名	第2回意見交換会議事録（田川市・香春町・糸田町）
日時	令和7年12月3日（水）13:30～15:30
場所	田川市青少年文化ホール 小会議室
参加者	①田川市環境政策課：宇佐見主任 ②糸田町税務町民課：牧野環境衛生係 ③福岡県廃棄物対策課：船越主事、中島主事 ④㈱東和テクノロジー（事務局）：佐伯、大田、大畑
資料	資料1 意見交換会名簿 資料2 第1回意見交換会の議事録 資料3 仮置場候補地現地調査記録 資料4 災害廃棄物発生量推計 （参考資料）災害廃棄物処理計画ワークシート （参考資料）災害廃棄物処理計画資料編ワークシート
内容	<p>1. 開会 出席者及び配布資料の確認を行った。</p> <p>2. 議事 （1）仮置場候補地の現地調査の報告 事務局から資料3に基づいて各市町の仮置場候補地現地調査の概要を説明した。</p> <p>（2）災害廃棄物発生量推計等について 事務局から資料4に基づいて説明を行った。</p>

〈事務局〉ごみ処理施設の処理余力について、さくら環境センターは供用が始まったばかりなので、老朽化による処理能力の低下などについて考える必要はない。広域化を進める中で、処理施設の能力は無駄がない規模にしつつ、その上で災害廃棄物の処理余力を10%程度見込んだ設計になっている。大規模地震のような広域災害になった場合は、8市町村で分けなければならず、あまりあてにもできなというのが現実かと思う。福岡県も、県全体の処理施設における災害廃棄物の処理可能量を取りまとめていると思う。

〈福岡県〉福岡県の一般廃棄物の現況を年1回取りまとめて、施設の概要や処理方式などを一般に公開している。基礎的な情報は一通り把握できている。

〈事務局〉実際に災害が起こると、施設自体の被災などいろいろな実態はあるかもしれないが、キャパシティの目安を県でまとめているので、そのあたりも参考になる部分があると思う。

〈事務局〉計画段階での発生量推計は、規模感を把握するための目安のような数字だと思っていたかとよい。むしろ実際に災害が起こってから、どのように災害廃棄物の発生量を把握するかということの方がより大事である。処理フロー図もかなり単純化している。大規模災害で大量の災害廃棄物が発生した場合は、自区域内で処理を完結することは当然ながら困難なので、特別処理として、県の調整のもとに広域処理を行うか、民間に処理を委託するということになる。また、木質の廃棄物や金属くず、コンクリートがらなどは基本的にはリサイクルされる物であるし、フロー図はそういう方針を示したものである。そのあたりの受入先まで具体的に分かっていたら、今後皆さんでもっと詳しく書いてブラッシュアップすることもできるし、人事異動に際しての引継ぎにも役立つと思う。

仮置場必要面積については、計算上かなり大きな数字になり、広大な土地が必要になるような算定結果となることが多々ある。この算定結果は、災害廃棄物発生量の全量を受け入れる計算になっているのだが、実際には発災直後から排出されるのは全量2～3割程度の片付けごみであり、残りの家屋解体に伴う廃棄物は早くとも発災後1ヶ月～2ヶ月程度が経過した頃に、解体工事の進捗に合わせて一定のペースで出てくることになる。つまり、片付けごみを受け入れる仮置場がまずは必要となるのだが、受入先が決まっていれば搬出しながら搬入ができるし、仮置場内での受入と回転の効率を上げることで、計算上の面積が不足していても十分に機能することも可能である。複数の仮置場を同時に開設するという場合もあるが、その分人員や資機材も必要になるので、調達と配置に考慮する必要がある。それでも不足するというのであれば、組合単位で検討することもできるかも知れないし、福岡県ではブロックごとに使える県有地を検討するという先進的な取組も行われているので、相談することもできるのではないかと。

〈糸田町〉当町の仮置場候補地は土の地面なので、雨が降るとぬかるんでしまって、大型の車両などはスタックしてしまうことが考えられる。その場合、敷鉄板以外の資機材はないか。

〈事務局〉地面のぬかるみ対策、地面の養生となると、やはり敷鉄板が適している。ぬかるみが軽度なら、工事現場などでよく見るプラスチックやゴム製の敷板も使えるかと思う。砂利を敷いている現場もあるが、砂利が地面にめり込んでしまい、原状回復の時に砂利を除くとなるとけっこう大変である。畳を敷いた例もあるが、畳もすぐにボロボロになって、泥とかみ合った状態になってしまう。

仮設トイレの必要基数については、県と関連事業者団体との協定があるとはいえ、大規模災害時には、すべての被災自治体に満足な数を調達できるかと言えば難しいのではないかと思う。また、避難所などに届くまでにおそらく数日以上かかることも少なくなく、その間のつなぎとして簡易トイレや

携帯トイレの備蓄が必要となることにも留意が必要である。

(3) ワークシートの作成について

〈事務局〉このワークシートは元々環境省が公開しているものをベースにして少しアレンジを加えたもので、環境省の「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」の項目を網羅したものとなっている。そのような基本的な内容をお手伝いするという業務なので、最終的には皆さんがそれぞれ必要事項について足したり、詳述するなどして完成していただくものである。

地震の想定については、県が出している「地震に関する防災アセスメント調査報告書（令和7年9月）」において、皆さんの市町でも最大被害が想定されている基盤一定を採用している。

仮設トイレの必要基数の算定などに必要な上水道支障率等のデータがこの報告書にはないので、総人口と被害人口の割合などから、こちらである程度基準を決めて計算している。

地域性については、地勢や気候などの他に、土地利用や主要産業などの観点から、災害時に留意すべきことがあれば記述しておきたい。

組織体制についてだが、この部分は非常に重要である。皆さんは地域防災計画から災害対策本部の組織体制図を引用されており、その中に廃棄物対策を担う部署、班が記載されている。その班内の体制や役割分担を明確化しておかないと計画の実効性は高まらない。環境省の資料からどんな役割があつてどんな業務を担うのかを例示したものをワークシートに掲載しているが、これを自らの組織に当てはめて分担できる自治体は、政令市の規模でもない限りまずないと思う。そこで、業務の内容を冷静に見直し、自らの組織でできること、他部署や外部からの応援が必要なこと、民間事業者などに委託することなどに整理しておくことよ。お金に関することは財務部局、解体工事の発注に関することは建設部局、仮置場の運営は産資協に委託するなど、自分のところでどこまでやるか、できないことはどこにどういうふうに頼もうかということをある程度割り切って整理しておく。これも立派な体制構築だと思う。協定の発動や外部の応援を呼ぶ際に県に相談するなどの手順もあるだろうが、ここを具体的に整理しておかないと、いざという時にすぐに動けない。

県や近隣自治体、施設や民間事業者等との連携については、担当部署とともに連絡先（電話番号）が記載されていて、すぐに連絡がとれることが重要である。このことは、応援の依頼だけでなく情報収集にも有効である。例えば、収集運搬業者なら自分が担当する地区と収集運搬ルートについては誰よりも精通しており、精度の高い情報を迅速に得ることができる。庁内の他部署からの応援が難しければ近隣自治体や付き合いのある民間事業者、または県に相談する。それよりも広い範囲となると、環境省のブロック行動計画において九州ブロックという単位で支援の輪を広げていくことになる。

ボランティアについて留意しなければならないことは、ボランティアはあくまでも被災者の支援に来るのであって、行政の仕事を手伝いに来るわけではない。仮置場で荷下ろしや分別の作業をやっているのを見ることがあるが、本来させてはいけないことである。おそらくボランティア保険の対象にも入っておらず、事故が起こった時には責任を問われるだろうと思う。

住民への啓発・広報について、例示ではホームページと書いているが、今時は SNS を活用しているのではないか。公式 LINE などがあれば、有効な手段なので具体的に記載しておくことよ。

〈田川市〉X に関しては産業振興課がアカウントを持っており、災害時や緊急時にはそれを利用することができるかと思う。インスタグラムも商工系の部署がアカウント持っていたと思う。

〈糸田町〉当町にも公式LINEがある。インスタグラムについては確認してみる。

〈事務局〉インスタグラムなどは観光協会などでもよく使われているようだが、そこから発信する情報は全国のボランティアの目にも触れやすい。

〈福岡県〉処理計画に載っていれば何かあった時はここを見ればよいというふうに分かるので、ここに記載しておくのは有効だと思う。

〈事務局〉あらゆる方法を使って周知をすることが大事であり、聞いていない、知らなかったという人が1人もいないようにしたい。高齢者の方が多い地域などでは、防災無線や広報宣伝車などの昔からなじみのあるアナログな方法が有効な場合もある。

〈田川市〉周知は本当に課題だと感じており、思ったより全然伝わってない。SNSも登録しなければ見ないし、私もこの仕事をしていなかったら自分の住む町のSNSのフォローはしていないと思う。

〈福岡県〉自分の住む町に災害が起きたとしたら、情報を得るためにインターネットを検索したり、自治体のSNSを見るのではないか。だから、フォローしていなくても見る人はけっこういると思う。

〈事務局〉ケーブルテレビなどは災害時の仮置場はここですといった情報を常時流しているので、テレビに慣れ親しんでいる高齢者には届くのではないか。

〈田川市〉広報の部署が契約しているDボタンがあるが、それでもなかなか伝わっていないのではないかと考えている。最近、新しいごみ処理施設が建ったことで周知が必要な事項がかなりあるのだが、ホームページや各種SNSなどを使っているが、体感的には3割～4割程度しか伝わっていないのではないか。それ以外は聞いたことがないから役所に直接来たという人がとても多い。また、自治会の回覧板の中に広報チラシを入れて配ったりもするが、これも周知度は低いと思われる。行政として周知の難しさを感じているところである。

〈福岡県〉いろいろな冊子などがあると量もかさばって、丁寧に見てもらえないこともあると思う。

〈糸田町〉透明の封筒に入れて全戸配布をしても、届いていないと言われることが多い。周知は本当に難しいと感じる。

〈事務局〉平時から周知の難しさを体感しているので、災害時の広報・周知にはあらゆる手段を講じることがより必要になる。災害時のごみの出し方をごみ出しカレンダーに載せて、平時から周知を行っている自治体も増えつつある。あらかじめ周知しておくことで、災害時にも普段からちゃんとお知らせしていますよねということも言える。

仮置場については、最終的に候補地を処理計画に載せて公表するかはそれぞれの判断だが、業務中は情報を共有しながら進めていきたいと考えている。仮置場必要面積に関しては、災害の規模にもよるが、先ほども説明したように、まずは片付けごみを受け入れるための仮置場を確保すること、搬出しながら受け入れを行うなどの工夫をすることで、なんとか運営することができる。また、分別区分と仮置場でのレイアウトを決めておかないと、場内で未分別のごみの山ができてしまい、すぐにパンクすることになる。そうなると、次の仮置場の手配や、場内での分別作業などの労力、時間、費用が余計にかかることになる。一次仮置場における必要資機材については、産資協などに開設から運営まで委託すれば、基本的にすべて揃う。ただし、出入口のチェーンや南京錠、看板類や場内の配置図、コーンやロープ、受付用の机や椅子などの基本的な備品は役所で備えておいた方が、すぐに動けるのでよいと思う。仮置場の必要人数と役割も、災害の規模や仮置場の広さにもよるが、例えば、受付には2人以上で行政の人がいるとよい。ずっと屋外にいるので交代人員も必要になる。荷下ろし補助の

作業員や交通誘導の警備員なども必要である。渋滞対策のための一般道の交通整理や夜間の見回りなどは警察に相談することもできる。

職員の教育・研修に関しては、やりもしないこと書いても意味がないので、環境省や県が主催する訓練への参加や、内部で行う研修などがあれば記述するとよい。また、人事異動に伴う引き継ぎのこともあるので、年に1回計画を読み合わせて内容を確認するなどがあってもよいと思う。

〈福岡県〉福岡県でも令和5年度から毎年県内の市町村を対象にリモートでの座学研修を実施している。近年災害が頻発していることもあり、今後は仮置場の設置訓練などもやる可能性がある。

〈事務局〉処理計画の実効性を高めるためには、誰が何をやるのかという役割分担が明確であり、できないことはどこに頼むかが決まっているという組織体制、必要な協力先や関係先の連絡先が分かっていること、仮置場の候補地が具体的にきちんと決まっていて迅速に確保できるということが重要である。この3つがあれば、いざという時にとりあえず動くことができる。これが欠けていて初動でつまづいたら後手を踏んでしまうことになる。

3. 今後の予定について

〈事務局〉今後は、ワークシートの完成形が見えてきて、最後は書きぶりをどうするかなどの問題になってくると思う。必要に応じて個別に確認、対応しながら進めていけたらと考えている。1月半ば頃には必要事項を記入したものを提出してもらい、1月末頃には「処理計画(案)」という形で確認できるようにしたい。

2月前半に第3回意見交換会を予定しているが、これが最後なので、それまでに作成した案を確認し、最後に有識者の評価や助言をもらうことになっている。それまでにワークシートをしっかりブラッシュアップしていただきたいと思う。



(3) 第3回意見交換会

第2回意見交換会後、事務局とやり取りを行いながら作成したワークシート素案についての進捗状況報告や質疑応答、今後の各自治体計画策定スケジュール等について対象自治体廃棄物部局、県廃棄物部局、有識者を加えた第3回意見交換会を以下のとおり開催した。

【令和7年度九州ブロックにおける災害廃棄物処理計画策定・改定支援業務】	
件名	第3回意見交換会議事録（田川市・香春町・糸田町）
日時	令和8年2月10日（火）13:30～15:30
場所	田川市青少年文化ホール 小会議室
参加者	①田川市 環境政策課環境政策係：宇佐見主任 ②香春町 税務住民課：金光課長補佐兼生活環境係長 ③糸田町 税務町民課：牧野環境衛生係 ④福岡県 環境部廃棄物対策課：中島主事、船越主事 ⑤福岡大学 工学部社会デザイン工学科（有識者）：鈴木教授 ⑥環境省九州地方環境事務所 資源循環課：和家課長、松下課長補佐 ⑦㈱東和テクノロジー（事務局）：佐伯、大畑
資料	資料1 意見交換会名簿 資料2 第2回意見交換会の議事録 資料3 田川市災害廃棄物処理計画（案）・資料編（案） 資料4 香春町災害廃棄物処理計画（案）・資料編（案） 資料5 糸田町災害廃棄物処理計画（案）・資料編（案） 参考資料 令和6年能登半島地震で浮き彫りとなった知見や課題等
内容	<p>1. 挨拶 省略</p> <p>2. 議事</p> <p>（1）各市町災害廃棄物処理計画（案）の着目点・工夫点</p> <p>1. 田川市</p> <p>今回は一番自分が大変だなと思ったのは、見込量の算定が難しいこと。東和さんが出していた数字をそのまま使用させてもらう形でしているが、更新の時期とかに自分たちでするのは難しいなというのは正直感じました。工夫したとことは、ほぼお示しいただいたワークシートをそのまま踏襲した。</p> <p>〈事務局〉今回の皆様にワークシートをお渡ししてそれをベースにして肉付けしていただくという形で取り組んできたが、田川市さんは組織体制はどうだったか。ここでは、環境省さんの資料から案で図示しているところに留まってはいるが、具体的に検討が進んでいるのか。</p> <p>〈田川市〉庁内で話ができなくてないのが正直なところ。</p> <p>〈事務局〉ここは計画のポイントになってくる部分と思う。仮置場の候補地を、何ヶ所かご案内いただいて、最終的には2ヶ所載せている。市民球場の駐車場は止められたのか。</p> <p>〈田川市〉利用の面から市民球場よりも陸上競技場の方が広いし、車の行き来とかの面を考えると。万が一どこも足りなくなったら、裏で持って行くぐらいでよいとなった。</p> <p>〈事務局〉市民球場は市役所傍で街中なので便利でもあるが。仮置場候補地は計画策定が完成となると、公表はされるか。</p> <p>〈田川市〉そこも含めて（案）が出来上がった時点で課内検討。</p> <p>〈事務局〉処理計画が策定完了して、その後は大体ホームページなどで公開される流れが多いが、</p>

スケジュール感はどういうふうにお考えか。

〈田川市〉今年度中にホームページのアップまでを完了させたい。できれば3月末。庁内で特に他の部署からの意見で変わる可能性がある。起案は3月中旬ぐらいまでにしたい。

2. 香春町

〈香春町〉基本的に田川市さんと同じで、我々災害廃棄物処理計画の上位にある防災計画についても、災害廃棄物のことに関してはあまり触れられていない。最初から組み立てていかないといけないが、ノウハウがあるわけでもないの、事務局さんにいろいろ助けをいただいて作らせていただいた。香春町の特長もある程度入れているが、我々田川地区の広域でやって処理を行っているの、一つの町村だけで決められることが少ない。その辺も含めた中で肉付けやアップデートをしていく。災害が来れば広域的に協定を結ぶなど検討の必要があるが、町だけの計画なので、広域の構成市町村も計画のあるところ、無いところがある。そういうところと話しながら作っていくべきと思った。

もう一つが、第1回のときにお話をさせていただいた、香春町の場合は町営のグラウンドはほとんど使えない状況。中学校小学校の合併が進んだが、土地を民間に売り払ったため使えない状況になった。まともに使えるのが総合運動公園。また国道322号線の導入とか様々な状況を考えたときに、多目的グラウンドならと作った。これについては公表するかは、あくまで参考資料としては作っている。何かあった時にはすぐ使えるようにということで。結局災害が起きればごみの問題だけでなく、住宅の問題とか様々な問題が出てきて、その調整が正直出来ていない。私どもとしては、ここを一番最初に使いたい。一応資料は作成した。環境審議会が町にあり、廃棄物の関係について、諮問する機関ですが、諮問と防災計画を作っている防災会議があり、そちらにもお示しをしたいと思っている。3月中に全て決めてアップデートできるというのは難しい。来年度入って早めに会議を進めて、早めに承認をいただいてアップデートしていく、あるいは地域の皆さんにお示しをする形で考えている。

環境審議会は4月、5月に開かれる。防災の会議は総務課の担当なので、内容の確認しつつになる。総務課で防災会議までなくていいということであれば、比較的早くできるためスケジュール感が変わってくる。

〈事務局〉庁内のオフィシャルな会議に合わせてのスケジュール。きちんとしたスケジュールにのっとった話になっていくと理解した。

〈香春町〉上半期までには出したいなと思っている。

〈事務局〉ご案内いただいた総合公園の多目的グラウンドは本当にいい場所なので、ここ1ヶ所使えれば大概行けそうな気がする。有識者も同じ印象を受けている。

2. 糸田町

今回作成に当たって一番難しかったところは組織体制。人材をどれぐらいさけるかを防災担当と協議すると一部の防災で位置付けられるかと思っている。また、必要資機材関係の確保が課題になる。どれだけ準備できるかというところは難しい。仮置場の候補地は、町内の中で調整がつけば現実可能な所を3か所載せてた。こちらで計画は作ろうと思っている。最後に資料編でレイアウトを事前に落とし込みができなかったのは現場と協議してどんな資材を持ち込むか協議中ですので、それは協議後に資料として落とし込む。スケジュール的には（案）ができて、町内で関係部署と協議

の後の作成になる。年度内は難しいと思う。

〈事務局〉仮置場の候補地も案内いただき、それぞれ課題がある土地が多かった。必要資機材も産資協さんに委託すれば、基本的にはほとんど揃うが、産資協さんからも例えば看板とか標識とか出入口のゲートを防ぐチェーンや鍵、受付に関する机や椅子は、普段から役所で揃えておいていただきたいと話もあった。人の配置にせよ、受付はできれば行政の方が行う方が望ましい。委託された場合、責任持った返答、適切な判断ができるかどうか。他県の産資協も受付や総括の責任者としては行政職員が居た方が助かるという話はある。組織体制の問題は皆さん課題はある。簡単に例示してあるような体制に落とし込みにくい話はある。その辺りも専門家の先生にお話を聞いてみたい。県からご覧になってこういう検討を進めて（案）ができています。ご助言があればいただきたい。

〈福岡県〉3回目ということで、前回拝見させていただいた計画からかなり進んでいる状態を確認した。仮置場の選定とか公開をするしないは、大事なことと思っている。関係課と話を詰めていただきたいという点と、審議会にかけたり、防災の意見とかと詰めて、最終的に住民に出せる状態までもって行く過程が大事と思っている。作って終わりではなくて、使える計画にしていいただきたい。

〈事務局〉福岡県さんから作って終わりではなくてというお話がありました。仮置場の公表は任意ですが、今回（案）が完成して、（案）が取れてそれが処理計画第1版として出していただき、その間に検討や仮置場のことも進んでいけばと思う。仮置場は公表する場合に準備や根回しも必要になる。宜見直しをしながらブラッシュアップしながら、第2版、第3版と触っていけるものになればいいと思う。総合的に見て専門家の立場からお話を伺いたいと思います。

〈有識者〉福岡大学の鈴木と申します。第1回の時に候補地を見させていただきました。細かい点で課題はあるのかもしれないが、非常に十分機能する可能性も高い場所を選定していただいているため、実効性の高い計画の策定に繋がるという印象を持っている。全国の災害廃棄物処理計画の策定率は非常に上がっている、計画を作ってこれで完了したということではない。県の方もおっしゃっていますが、作った計画の実効性をどう高めるかというのは非常に大きな課題で、ポイントがいくつかある。一つは自治体の人事異動があるので、担当者が代わった途端に計画の存在すら忘れ去られてしまうということが重々に起こりうる。自分がこの部署を離れたらどうするかを常に念頭に入れていただきたい。どのタイミングでどのレベルの被害が発生しても、対応できる計画作りを常に念頭に入れてい。それと、仮置場という一時的に滞留させる場所があり、そこから搬出して処理施設に運ぶ。入りと出の番のバランスによって決まる。計画を立てる時は仮置場設置の廃棄物の入りを常に意識しながら作られるが、搬出のところが抜けていることが非常に多い。重要度が高いのは搬出。搬出がきちんとできないと受入れられない。組織体制が難しいというのはおっしゃるとおりだが、体制をきちんとしない限りは全く機能しないことを念頭に入れて欲しい。平常時のごみ処理が一部事務組合の施設であれば、一組さんの受入れ制限が相当厳しいはず。これだけしか受けられないのかということに直面する。その辺りを念頭に入れていただいて、まず処理の体制です。そこが重要。

〈事務局〉田川市さんから発生量の推計の話が冒頭に出ました。発生量の推計はあくまで規模感をつかむ目安に過ぎない。実際は計算通りに出てくるものでもありませんし、ここ最近起こった災害でも推計式と実績はかなり乖離している。桁が違うというケースもあれば、割と近似のところもあ

るが、そのぐらいたつきはある。一応目安としてというところ。先生の話の仮置場の受入れですけど、推計した発生量を一気に入れる訳ではない。最初に片付けごみが出る。特に水害だと雨が止んだら直後から片付けが始まる。地震の場合は余震があり、1週間もすれば皆さん片付けに入る。片付けごみは全体の発生量のうちの2割前後ぐらい。片付けごみを受入れるキャパはしっかり持っておくといい。2ヶ月前後ぐらい以降から、解体ごみが一定のペースで入ってくることになる。搬出先が決まっていれば出しながら入れるという事ができるので思っているよりは少し狭い面積でも回せる、仮置場自体の寿命を延ばせる。また、業務の引継ぎ。定期的にそういったタイミングで年に1回か2回かでも関係者で処理計画を読み合わせるとか、そういったことだけでもやると違うと思う。

〈環境省〉環境省九州事務所の松下です。この処理計画（案）の（案）外す時期が今年度から来年度の半ばぐらいまでにとのお話を聞いて、まずは一安心。実際の処理計画にさせていただくまでをお願いしたい。処理支援計画を結局（案）の状態で終わってしまったということも見受けられましたので、今回は実際の処理計画までしていただければありがたい。

熊本地震を経験して、災害廃棄物処理担当でした。熊本県は保健所単位で災害廃棄物の処理事業の研修会をやっており、私が所属する阿蘇地域は水害の経験から重要性を保健所単位で共有していたので、災害廃棄物処理の研修会を年に1回だけやっていた。仮置場のイメージや、産資協との連携、県との連絡方法、災害報告のやり方など。当時の町の災害廃棄物処理計画は内容の薄い処理計画だった。内容は発生量推計について。実際に発生量推計をすると、4月発災、7月災害報告書作成の時に、当初発生量推計で10万5,000tと私が推計し、最終的には11万5,000tだった。内容の薄かった計画だが、計算式で大体大方合うぐらい推計出来た。推計式があるだけでも非常にいいなと思っている。今回の計画案と資料編には、福岡県内の家屋の平均面積もあるし、木造非木造の割合とかから全体の発生量も推計できるので、非常にありがたい資料が載っていると思う。災害廃棄物処理計画があるのを知っておくのと、1回でも2回でもいいので研修会に参加してイメージを持っておくこと。それで初動が変わってくる。異動する時に心構えを伝えて欲しい。イメージできるようにして下さいという事を伝えていただければいいと思っている。

〈事務局〉地域防災計画で全体の災害時の体制があって、部や班で対応を担当するところまでは地域防災計画で示してはある。担当するところの具体的な人員配置や業務内容がない。どういうふうに位置づけるかで皆さんお悩みになっている。人的リソースが元々足りない組織体制の構築に当たってのご助言を研究の中身も踏まえて有識者より伺いたい。

〈有識者〉組織の体制は庁内での組織の体制に関する機能と、庁外の外部関係者との組織の体制の組み方と、大きく2通りある。外部の場合は事前に協定などが締結できていれば理想。一緒にチームとして災害廃棄物処理事業を進める事を前提とした形での組織体制作りはできると思うが、被害規模が大きくなると、それとは異なる形での外部からの支援が入る。受援体制がきちんとしていないと、そこをうまく活かさない。右往左往することがあることは、念頭には入れておいていただきたい。内部の調整は良くも悪くも非常に難しく、結論が出ないと思う。それを前提に考えておられるといいと思う。外部の関係者との関係をできるだけ密にして、何かあった時に確実に動ける状態が大事。普段の家庭ごみの収集をされている許可業者や委託の方とか、産廃処理業との連携をいかに組み立てていくかが重要。平時ではおそらく全く繋がりが無い。いざという時に動ける体制まで

持っていけるかどうか。徐々に熟成をかけて、いざという時に備えることが大事。内部の関係者でもやはり土木関係の部署の方との連携が強化できること。初動時は、間違いなく人命救助に最優先なので、その関連の部署に完全に人を取られるので念頭に置いておく必要がある。

〈事務局〉災害の規模が大きい場合はどんどん後手に回ってしまう恐れはある。全部町内だけで考えるとなかなか厳しいが、この業務はここの応援をもらうとか、業者委託するとか割り切ってもう1回構築されると全体的にはチームができると思う。県は産資協と協定も結んでいる。基本的には各市町村から県を通して産資協さんとの協定を発動してもらおうという形でしたか。

〈福岡県〉市町村さんと産資協さんが直接結んでいるものもある。全市町村ではないが8割ぐらい結んでいただいている状況。市町村さんでそのままお願いするケースが大半。協定を結んでいる場合、直接やってもらっている所が多い。産資協さんからは県へ連絡をいただいて共有はする。

〈香春町〉書面で通知するとなっているが、他の町も同じ状況じゃないかなと思う。

〈事務局〉例えば組織体制の図でも、仮置場の管理運営、ごみ処理、収集は協定による委託で体制を補完できるとか、そういう考え方もできる。

〈環境省〉基本的には県と産資協さんがベースにあって、市町村と産資協という形がその下にある。直接協定を結んでいない市町村は県を通じて、大規模災害になれば県を通じてください、小規模であれば直接産資協とやってくださいという協会さんもある。人員体制という話の中で、産資協さんは仮置場開設後に関わってくる。豪雨災害だと全ての部署が逼迫する場面にはならないことが多い。忙しい部署は忙しいが、そうでない部署はそうでない。逼迫していない部署から応援を頼み、仮置場配置するという体制は確保できると思う。熊本のケースでは、被災していない町から被災している町に人が入って、町村会中心に支援者の割り振りを行い、日程調整をしてくれた。発災からその期間で、まずは自分たちで動かなければならない時期、今度は支援が入ってくる時期があって、その後、産資協さんの体制が整ったら基本的に産資協さんに移行するという時期的なケースで変わってきた。

〈事務局〉福岡県さんは人員の支援体制は何かあるのか。

〈福岡県〉人員の支援は環境ではなく、総務とか人事の業務。ただ大規模な災害が起きていないので、そこまで支援体制をとというのは実績無い。

〈環境省〉知事会とか市長会とか、総務省の対口支援とかありますよね。

〈環境省〉大規模になるとそういうのを使っていく感じ。県内単位ぐらいであれば県の中のどこかが調整する。

〈事務局〉廃棄物関係に特化している支援ではない。

〈環境省〉オーダーを出すことは必要。能登にも行って、人が来るスキームあるが、環境部署の方でそういうのを知らない。人員が必要ならアピールしないと人は来ない。

〈環境省〉災害が発生した時に人的支援が欲しいとき、どういう連絡体制になっているのかは、防災として確認をしておく必要があると思う。災害廃棄物に特化したものや、広域的な相談は県へ。

〈環境省〉環境省独自のルートで全都清に依頼したり、人材バンクのルート使い分けも必要。

〈事務局〉人材バンクは県を通さずとも地方環境事務所さんに直接相談。

〈有識者〉県の方に対する事務委託をお願いするのは現実としてはあり得なくはない。どんな選択肢があるかを頭に入れておいていただくと、いざという時に動きやすい。

〈事務局〉それらを取りまとめた計画ではあるが、次の段階へどういう形でどういった支援をもらうかは大事なので、そういったところも整理できればと思う。皆さんも、第一版はまず出して、次に第2版、第3版と適宜見直しをかけられるときにそういったところもブラッシュアップされていてと実効性が高まると思われる。

〈環境省〉組長さんがどれだけ災害廃棄物処理事業を理解されているか。被災経験が無いと組長さんの理解も得がたいかもしれない。

〈香春町〉どうしても小さい町ですと、インフラ整備が第1になる。今まで水害があっても、普通に一般廃棄物として処理ができていた状態が続いていたので、大規模災害時への認識は薄いかも。

〈環境省〉通常のスキームでできるうちは全然問題ない。

〈事務局〉計画案には支援先等の連絡先の電話番号まで記載があり、すぐに連絡・情報が取れる。今一度確認をいただき電話番号を載せていないところは載せていただきたい。業者目線での勝手仮置場の場所の確認などの情報源として非常に有効。この地域は組合単位で考えて行く必要がある。組合でどれくらい受け入れるつもりなのかどうか。各自治体の処理可能量ではなく、組合の処理可能量を目安にしなければならない。分別区分など統一がある方がよい。組合がこの場にいないので方針を決めるのも自治体さんは難しい。

〈事務局〉計画案の話だが、皆さん組合の同じ施設で処理をされているなかで、計画案に最終処分場の処理可能量の推計を行っている。この数字を、同じ組合構成市町の皆さんと統一することとする。数字に関しては後ほど、皆さんと共有する。

全部共通になるはず。皆さん実際に組合さんも含めて、お集まりになって災害廃棄物処理に関して協議をする場合は今どんな感じか。

〈田川市〉実際はないです。今までやったことない。

〈香春町〉それ自体はないが組合の会議の中で、災害廃棄物計画を策定してないところがうちも含めある。一昨年の会議の中では作らなくちゃいけないので、作って下さいという言いぶりだった。

〈事務局〉交付金の要件にもありますからね。

〈香春町〉ですので整備してくださいという案内があった。作成した段階で報告しようかなと思っはいたが、それを取りまとめてどうされるかまでは話し合いの中ではなかった。

〈事務局〉少なくとも今こちらでご参加の三つの市町村においては、共通の格好で組合の最終処分場としての処理余力をこういうふうに出しましたよということはお示しできると思う。ゆくゆく組合として、災害廃棄物の受入れに関して方針を示すことが必要と思われる。割と大所帯で組合さんの施設を利用されている、そういう実情に合った検討や課題認識という部分はあると思う。

〈事務局〉参考資料として、令和6年能登半島地震で浮き彫りとなった知見や課題等がある。皆さんの計画に直接入れ込んでいるわけではないが、他の自治体からも能登半島の話なので、今回自分の計画に全て取り込むのは、という意見もある。一般的に使える話もたくさんあると思う。実際に私どもが能登半島に支援に入ったとき、またその後いろいろな業務で、関係者、県、自治体、事業者にはアヒンクなども行っている中から実際に見聞きしたことである。大事なところは抜き取って書き加えて下さっても結構。業務報告書冊子は納めるので、皆さんには冊子で届くので、また改めて参考にしていただくもよしではある。

〈環境省〉能登半島地震は特に半島の先端部で発生した災害で、道路が寸断されていて、自衛隊に

しろ、支援がなかなか入らないと報道されていた。入ろうにも入れない事情が能登半島で一番特徴的な部分。海上輸送もそういう場所だったため。輪島市の火災があり、所有者も土地の境界も不明だったので、ブロック塀や基礎を残した状態で一旦撤去し、そこで再立会いした。所有者が不明というケースもあり、次の工程に進めなかった。土地の境界が決まってない、もしくは土地の所有者が分からないケースが出てくると、撤去もしくは解体が遅れていく。今後問題になっていくが代替措置はあるので、それを活用しながらやっていく必要がある。

3. 意見交換

〈環境省〉筑豊地区で、一部事務組合で8市町村で処理をされている。来年度はまた二つの町で取り組む予定。あと1自治体だけ残っている。再来年度に向けてその町にこういう形で支援ができるので、PRしていただけたらありがたい。2030年度までにはこれを整備する、目指すという方針が次に出るので。

〈香春町〉産資協に頼まないで資機材等は揃わない。その費用については補助対象になるか。

〈環境省〉作業員、重機、オペレーター、重機に伴う燃料込みであれば燃料は基本的には補助対象。仮置場の管理運営という形。収集についても収集車両の燃料と直営でなければその委託費用等は補助対象になる。仮置場でどうしても看板が必要になった場合も、看板の制作費等は対象になり得る。

〈香春町〉絶対産資協の力がないと無理。頭になる人は災害経験がある方が絶対必要。その場合は、環境省さんの人材バンクの話があった。

〈環境省〉人材バンクは発災当初で仮置場の開設、公費解体の要綱等、受付体制の支援。作業報告書の作成支援、時々支援内容も変わってくると思うので、そういう時にこういう専門知識を持っておられる方いませんかというのは、県を通じてでもいいし、直接でもいいので連絡が欲しい。

〈香春町〉ある程度期間を決めて期間の中でという話なのか。

〈環境省〉費用的には人材バンクに関してはない。専門的な支援員の支援もある、我々も巡回する。

〈香春町〉産業廃棄物を処理できる施設とか、業者さんが少ない。

〈環境省〉田川地区にないとなれば、田川以外の北九もしくは福岡方面、県内の施設にどんどん広域的に広げていくしかない。調整は基本的には県内であれば相手の自治体との文書、協議。これが県外になると県に間に入ってもらうという話になる。県の産資協として処理先の調整をされると思う。

〈田川市〉能登の知見の参考資料のプロボノ団体が行政的には課題があるとのこと。実態として現地の人はその人たちの方が役に立っているなら、そこはどうしようもないのか。

〈環境省〉被災住民からすれば、すごく助けられていると思う。地元の行政としては分別ルールに従ってもらえない場合が一番の課題。

〈有識者〉廃棄物資源循環学会としてD.Waste-Netの一員で支援させていただいているが、学会の中の災害廃棄物関係の研究部会の中に、プロボノ団体と思われる方が入っている。悩ましいところではあるが、第三者的に見て、災害廃棄物処理について思うのは、良くも悪くも非常に行政支援、目線の色がかなり強い。被災者の方の直接の要望に応えられる研究活動が実際できてないのは事実。

その辺の課題感とか反省みたいなのは、学会チームの中ではある。今後の課題。

〈有識者〉まさに今やっとの思いで計画案を立てておられるところに、無理難題ばかりを申し上げている。災害にも当然強弱というか、かなり程度の違いはある。良くも悪くも災害が頻発化することによって、滅多に起こらなかった災害が身近なところで頻繁に発生するようになっている。自治体の中での情報交換がさらに密度が上がっていくと非常に良い。いろんな自治体の皆様の支援に当たれるように学会としても動いているので、何かあれば対応しますので、今後ともよろしくお願ひします。

4. 今後の流れ

〈事務局〉今日の話にあった最終処分場の数値を計算し直して修正し、早急に3市町へファイルを共有する。その後2月20日までに修正加筆があればファイルを送信願ひたい。連絡がなければ、数値再計算後のファイルが最終となる。ご協力よろしくお願ひします。



1.4.2 沖縄県

(1) 第1回意見交換会

本業務の趣旨、業務の進め方、業務対象自治体の現状及び課題等について業務対象自治体廃棄物担当部局及び災害関連部局、県廃棄物担当部局、有識者の間で情報共有及び意見交換を図るための会議を以下のとおり開催した。

【令和7年度九州ブロックにおける災害廃棄物処理計画策定・改定支援業務】	
件名	第1回意見交換会（沖縄県内町村）
日時	令和7年9月9日（火）13:30～15:30
場所	金武町中央公民館 第2会議室
参加者	①金武町住民生活課：伊芸課長、国吉氏 ②伊江村建設課：具志川E & Cセンター長 ③北谷町保健衛生課：松田環境衛生係長、渡慶次主任主事 ④与那原町生活環境安全課：高良主事 ⑤沖縄県環境整備課：石川主任技師 ⑥国立環境研究所（有識者）：松本客員研究員 ⑦九州地方環境事務所資源循環課：松下課長補佐、佐々木課長補佐 ⑧(株)東和テクノロジー（事務局）：佐伯、大田、大畑
資料	資料0 第1回意見交換会次第 資料1 意見交換会名簿 資料2 仕様書（抜粋） 資料3 本業務の概要と流れ 資料4-1 災害廃棄物処理計画ワークシート 資料4-2 災害廃棄物処理計画資料編ワークシート

	<p>資料5-1 事前アンケートまとめ</p> <p>資料5-2 事前アンケートまとめ（ワークシートに関して）</p> <p>参考資料 災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン</p>
<p>内容</p> <p>1. 開会</p> <p>(1) 開会挨拶（九州地方環境事務所・松下課長補佐）</p> <p>〈環境省〉本業務は、九州環境事務所として自治体の災害廃棄物処理計画の策定の支援を行うということで、沖縄県では4つの町村を対象にしている。災害廃棄物処理計画は、市町村における災害廃棄物処理の基本の一步であり、今後も未策定の自治体に対する支援を続けていきたいと思っている。環境省としても、皆さんの協力を得ながら災害廃棄物対策に取り組みたく、協力をお願いしたい。</p> <p>(2) 参加者自己紹介</p> <p>参加が順に自己紹介を行った。</p> <p>2. 議事</p> <p>(1) 事業の趣旨説明（九州地方環境事務所）</p> <p>〈環境省〉本業務は、計画策定支援であり、災害廃棄物処理計画そのものを作成するものではない。その代わり、ひな型となるワークシートを提供し、それに沿って内容を記載すればある程度形の整ったものになるというものだ。このワークシートは環境省の「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」の項目を網羅した形になっており、必要事項を押さえたものではあるが、自治体において想定する災害、庁内の組織体制、普段の廃棄物処理システムなどはそれぞれ違うと思うので、そのあたりは各町村で検討し、計画に織り込んでもらいたい。そのための支援をこちらで行うが、計画の最終的な仕上げは各町村で行うということが大事である。来年の3月末に向けて、各町村でこの処理計画を完成させてほしい。</p> <p>(2) 事業の進め方（事務局）</p> <p>資料3をもとに事務局から説明を行った。</p> <p>(3) 災害廃棄物処理計画ワークシートの説明</p> <p>資料4-1、資料4-2をもとに事務局から説明を行った。</p> <p>〈北谷町〉県と産資協が協定を結んでいることによって、市町村も産資協に委託できるということか。</p> <p>〈沖縄県〉今年3月に全市町村と一部事務組合は産資協と協定を結んでおり、仮置場の管理、災害ごみの収集運搬、廃棄物処理などの業務を委託することができる。</p> <p>〈北谷町〉協定の中に歌い込んでいれば、直接支援要請できるということか。</p> <p>〈事務局〉産資協と各市町村が直接協定を結ぶ形ができており、その内容において災害廃棄物処理の他に、仮置場の開設や管理運営の支援について盛り込んであれば、市町村は直接協定を発動できる。</p>	

〈沖縄県〉 委託仕様書に仮置場に関する支援を要するという記事を記載しておけばよい。

〈環境省〉 九州管内では、県と産資協との協定は各県すべて締結している。市町村と産資協が協定を締結しているところはまちまちである。支援のスキームは整っているが、実際に協定を発動する場合にどのように動くのか、支援を要請して実際に対応されるまでの手順や手続のルート等について、具体的に詰めておく必要があるのではないかとと思う。

〈金武町〉 昨年の沖縄本島北部豪雨の国頭村での水害は局地的な災害だったが、県全域が被災すれば、

41 市町村が個別に産資協に連絡した時に本当に対応できるのかは疑問が残る。おそらく業者の取り合いのようなことになるので、その場合、県が音頭をとってくれるのか、市町村が直接連絡するのか。大規模災害時は、県が取りまとめる部分と市町村が個別に直接動く部分が整理されているとよい。

〈事務局〉 市町村から直接連絡が入れば産資協も動くだろうが、県内で広域に被災した場合には、県と産資協との間で調整などが行われるのではないかとと思う。そのあたりは、先ほど環境省の話にあったように仕組みを整理して示す必要があるのではないかと。

〈有識者〉 広域的な災害の場合、市町村やその近辺の産廃業者の対応力にはそれぞれ差がある。岩手県職員時代に東日本大震災を経験したが、一番注意したのは、県内の被災自治体の災害廃棄物処理をほぼ同時に完了させるということだった。そこで、12 市町村から委託を受けて全体を調整しながら進めていったという経緯がある。大規模災害を想定した処理計画では、近隣市町村や一部事務組合、県がそれぞれどういう役割を担うのかということについて平時から協議しておいた方がよいと思う。

災害廃棄物処理は、環境部局だけがいろいろ大変そうだと思うかもしれないが、災害時には地域防災計画を担っている危機管理部局と相談して、土木や財務など他部局から必要な応援を得られるように調整してもらえば、うまく構築できるのではないかとと思う。危機管理部局との連携は、各所管部署との調整が必要となる仮置場のスムーズな確保にもとても有効だと思う。

〈北谷町〉 ワークシート中の仮置場候補地について、公表する場合としない場合のメリット、デメリットを教えてください。

〈事務局〉 最近は仮置場候補地を計画中に公表するケースが増えつつあるように思う。平時から計画で公表しておくことによって、いざという時に確実に仮置場を確保し、どこに災害ごみを持ち込めばいいかすぐに分かるので、混乱や勝手仮置場の発生を抑制につながる。これは、仮置場候補地を選定、公表するにあたっては、管理者や地元住民への説明、排出ルールの理解があって成り立つメリットだと思う。逆にそのあたりの準備なくして公表すれば、地元住民からのクレームなどもあるだろうし、災害時には無秩序な状態でごみが持ち込まれ、仮置場の適正な管理とは程遠い状態になってしまい、デメリットということになるだろう。

実際には、仮置場候補地を公表していないところの方が多いのだが、管理者との調整ができていない、地元住民との話ができていないなどの事情がある場合も多い。ただし、候補地はリストアップして手元の資料として持っておき、災害時にはすぐ確保に向けて動けるようにしておくということが最低限必要である。仮置場候補地が絞り込めていないままだと、災害時に仮置場開設で後手を踏み、勝手仮置場の出現など、災害廃棄物田策にとってデメリットになる状況が生じかねない。これ

らのことを鑑みて、仮置場候補地の講評は、それぞれの判断に委ねられるということになる。

〈北谷町〉能登半島地震でも問題になった公費解体の件についても、計画に載せた方がよいか。

〈事務局〉全壊判定であれば無条件に公費解体の対象となり、半壊の場合も特定非常災害に指定されれば、国費による公費解体の対象となり得る。公費解体や補助金制度については、それぞれ国からマニュアルも出ているので、詳細は別途それらを参照することとし、このような制度があるということが分かればよいかと思う。災害廃棄物処理計画には、市町村として特に初動期に対応しなければならないことをしっかり書き込んであれば、実効性の高いものになると思う。

〈環境省〉公費解体については、まず要綱を作成し、受け付けの条件を住民に示す必要があるが、普段扱っているものではないし、発災後に作成していたら時間がかかるので、平時から準備しておくとうい。国が要綱のガイドラインを出しているわけではないが、災害廃棄物処理を経験した自治体のホームページなどにも載っているの、参考にしてもらおうとよい。要綱は、年々少しずつ変わる部分もあるので、最新の情報を入手しておくのも一つの手だと思う。

〈事務局〉沖縄県は県の処理計画の改定を今年検討しているが、特に市町村と関係がある部分で計画改定のポイントなどはあるか。

〈沖縄県〉災害廃棄物発生量の推計式が変わったので発生量推計値や焼却施設に関するデータの更新、水害に関する記載も充実できればと考えている。

〈事務局〉水害に関しては、過去に経験した大きな水害の記録に相当する想定災害や、ハザードマップを基にした被害想定などから水害で発生する災害廃棄物量を推計することになる。ハザードマップに関しては、浸水深別被害世帯数というデータが案外簡単に入手できる場合もあるので、危機管理部局などに問い合せてみるとよいと思う。水害への対策については、しっかり盛り込んでおく必要がある。

県を越えて枠を広げると、環境省の九州ブロック行動計画があるが、環境省の対策を伺いたい。

〈環境省〉沖縄県全土で災害が発生すれば、沖縄県内での相互協力は厳しくなることが考えられる。その場合、九州内の各県が沖縄県に支援に入るという形を環境省では想定しており、そのための協議の場を設けている。具体的には、被災市町村から沖縄県に寄せられた支援要請に対して、対応が可能な自治体や団体のマッチングを行うという形になるかと思う。

3. 意見交換

(1) 対象自治体の現状と課題

〈金武町〉当町の地域防災計画は平成 29 年に策定されたまま更新されておらず、普段廃棄物を担当している住民生活課では、災害時には支援物資の調達と住宅供給も担当することになっている。職員数が約 25 人の役場の現状ではとても対応できない。そのあたりについて、地域防災計画と災害廃棄物処理計画の整合を図りたいと考えている。

令和 5 年 8 月の大きな台風によって町内で最大 10 日間ほど停電した地域があり、その地域の災害ごみを受け入れることになった。普段は粗大ごみのステーションとして使っている場所を開放して受け入れたところ、災害と関係ない物まで大量に持ち込まれてしまった。聞き取りをしても、台風によるものだと言われたら受けざるを得ない状況になり、4 日間で 4 ヶ月分のごみが持ち込まれた。

〈伊江村〉過去の被災経験としては、主に台風の被害である。牛舎等のトタンやブロック塀のブロ

ックなどの産業廃棄物系の物が発生し、町が保有する産業廃棄物の最終処分場に搬入した経緯がある。

災害廃棄物処理計画で重要と思われる部分は、近隣市町村との連携だと考えている。当村は離島なので、災害時におけるフェリーでの運搬など、どういった連携ができるのか。

〈北谷町〉今回の処理計画策定では、仮置場の選定とレイアウトを実効性のあるものにしたと考えている。海に面した西海岸地域にまとまった大きな土地があるので、仮置場の選定もしやすいが、水害時は浸水の恐れがあるので機能するのかなという問題もある。東側にはまとまった広さの土地がなく、住宅が密集しているので、仮置場の確保が難しい。地震、水害それぞれの災害対応できる仮置場の準備が大事だと考えている。

また、処理計画を見て直ぐに動けるようなものにした。仮置場候補地についても、各所管や防災関係の部署とも調整し、意思決定を迅速に進めていくことが重要だと思っている。

〈与那原町〉地域防災計画をもとにして災害廃棄物の処理体制を考えてみたが、実際に防災部局、環境部局それぞれ1人ずつしか職員がおらず、処理体制の構築を考えていく上で悩んでいる。仮置場の選定については、当町は沖縄で一番面積の小さな町であり、仮置場候補地になりそうな広い土地がないので、そのあたりも課題である。

ごみの処理についても、東部環境美化センターの老朽化により普段の生活ごみの処理で精いっぱいであり、災害廃棄物の処理は難しいと考えている。災害廃棄物は他の施設で処理してもらえるのか、県外に持って行けるのか、調整が必要だと思う。公費解体についても要綱の作成やどの部局が担当するのかなど、まったく見当がつかっていない。

〈事務局〉皆さんに順番に発表してもらい、各町村の課題を共有することで、共感する部分や新たな気付きがあったのではないかなと思う。特に処理計画で重要と思われる部分については、そこに課題認識があるからであり、この機会に自らの組織のウィークポイントを洗い出し、どんな役割やどんな業務に対してどんな形の支援があれば課題の解決につながるのか、受援という観点からも考えることができると思う。そういう意味で、処理計画の中でも課題をしっかりと認識できるようにして、いざという時に、具体的にどの部分に支援を受けて補完できるかが明確になっていれば、処理計画の実効性も高まるのではないかなと思う。

(2) 災害廃棄物対策に関すること

〈事務局〉明日から仮置場候補地の現地調査を行うが、それぞれの候補地に対して防災計画上の別用途との重複、仮設住宅の建設用地や自衛隊や消防の駐屯地、ヘリポートなどが考えられる。そのあたりは、ある程度確認しているのか。

〈金武町〉当町では、地域防災計画における防災上の用途の土地もまだ検討段階なので、仮置場候補地として考えている土地もどうなるか不明な点がある。

〈伊江村〉当村では、リリーフィールド公園入口の駐車場がヘリポートと用途が重複しており、特に調整も行っていない。他の候補地は大丈夫だと思う。

〈北谷町〉事前に防災担当と調整しており、3ヶ所の候補地のうち2ヶ所は大丈夫だと思う。1ヶ所避難施設と隣接しているので、管理運営上の問題で調整が必要であると思う。

〈与那原町〉候補地は小さい公園ばかりであり、中でも一番大きい公園は防災課に確認して問題な

いとはいえ、埋立地なので地震や津波が起こった時に実際に使えるのか心配である。そういう地域なので、仮設住宅の建設用地など用途の重複がないのかなと思う。

〈事務局〉大規模災害になれば、まとまった広さが必要な二次仮置場の検討も考えられるが、市町村で候補地を選定するのはさらに難しいかもしれない。例えば沖縄県としては、災害時に県有地を提供するなどの検討は可能なのか。

〈沖縄県〉以前に県有地を使ったことがあるので、その時の事例を参考にしつつ、必要に応じて県有地の活用を考えたい。

〈北谷町〉沖縄県の特徴でもあると思うが、観光シーズンに被災した観光客が排出する廃棄物や米軍基地側から出てくる災害廃棄物への対応について、考える必要があるのではないかと考えている。

〈環境省〉観光客由来の災害廃棄物にはどのようなものがあるかと考えた場合、宿泊施設で発生する廃棄物は事業系の廃棄物なので、ホテルなどが通常使っているシステムで処理することが前提である。もう1点は、災害時に観光客が宿泊施設に避難、滞在することができずに避難所に来た場合の避難所ごみの取り扱いにも注意する必要があるかと思う。

〈有識者〉先ほどの話にあった避難所ごみの問題は、観光のピーク時にどれくらいの観光客が入ってくるのか、そのうち台風などで避難所に避難する人がどれくらいいるのかということは、避難所ごみなどの推計に影響が出る可能性もある。

〈事務局〉観光客の来訪で人口が普段の倍になるということもあるわけだから、何らか言及しておく必要があるかもしれない。

〈有識者〉東日本大震災の時は全国各地から約3万人の支援者やボランティアが来た。岩手県遠野市が支援の拠点になったのだが、それだけ人口が増えて一般廃棄物が15%ほど増えた。支援で来た人たちは衣食は自分達で手当てするが、ごみは出る。また、ごみよりし尿の方が問題としては深刻である。大規模災害、広域災害では、そのようなことも考える必要がある。

〈金武町〉し尿の問題は、例えば東日本のような場合は近隣の県で広域的な処理もできるだろうが、沖縄県では広域処理は難しいのではないかと。本町にはし尿処理施設がないので、隣のうるま市にし尿処理を委託しているが、そこが閉鎖するという話があり、受け入れ可能な施設を探して全島を回ったが、どこも処理余力がない状況である。そうになると、県内で処理ができなくなる恐れがある。

〈有識者〉東日本大震災で岩手県は沿岸部が被災したが、し尿は一時貯留をし、大きなバキュームカーで内陸の市町村に運搬し、広域下水道を直接投入するなどして処理した経緯がある。

〈金武町〉実は、当町を含めた近隣5市町村で新しい広域処理の計画について話を進めているが、その中で絞り込んだ場所ですら、最短で令和14年ということなので、今災害が起きたら受入先がない状況になる。

〈事務局〉九州ブロックでバキュームカーのフェリー輸送などはできないのか。

〈有識者〉災害現場では、し尿の処理が一番最初に問題になる。仮設トイレを運んで設置してもすぐにいっぱいになって、し尿の回収と運搬が大きな問題になる。穴を掘ってシートを張ってということもあるかも知れない。

〈環境省〉九州ブロック協議会においても、沖縄県では災害時にし尿に関する問題が発生する恐れ

があるということを共有したいと思う。

〈事務局〉米軍基地の話について、以前、米軍基地がある自治体の処理計画を受託した際、米軍基地由来の廃棄物のことは考えなくてよいということだった。沖縄県ではどうか。

〈沖縄県〉沖縄県の処理計画でも触れていない。

〈環境省〉沖縄県の処理計画においても触れていないということで、基本的には米軍の内部で処理が行われるという前提なのだろうと思う。逆に、災害廃棄物が発生し、排出されるという話になれば、その際にはいろいろと協議する必要があるだろうと思う。

〈有識者〉沖縄県には3万数千人の米軍関係者がいる。そこから出る廃棄物は沖縄県内の産廃処理施設と一部事務組合に入っている部分もあるようだが、災害廃棄物についても通常の処理ルートと同じなのではないか。災害時には何らかの影響を受けるかもしれないので、そのあたりは処理計画の策定にあたって、産資協や一部事務組合の関係者と話してみるのもよいと思う。

〈金武町〉あそこに見えるフェンスは米軍基地である。宜野湾市と金武町で構成する事務組合で清掃センターを運営しているが、キャンプハンセンの通常の一般廃棄物も受け入れるというキャパで施設は作られている。ただし、キャンプ・ハンセンのごみ処理は民間業者に委託されており、当該施設での受入れはしていない。災害廃棄物が大量に発生したら、おそらくその民間業者では処理できないだろうから、こちらの施設に入ってくる可能性もあるが、普段からまったく分別されていない状態なので、混乱するのではないかと危惧している。分別されていないから、基準に合わせて分別する作業が大変であり、かなりコストが高くなってしまうと思う。

〈有識者〉災害時廃棄物の処理をあてにしていた民間業者に、米軍の災害ごみを受入れたのもうキャパがいっぱいと言われると困る。

〈事務局〉市町村の処理計画にどこまで載せるか、載せないかはあるにせよ、内包された課題の1つと言えそうである。

(3) 災害廃棄物処理の策定にあたって

〈有識者〉災害廃棄物処理計画の策定においては、庁内の防災部局と仲良くなるということと、ごみ処理を一部事務組合に委託している場合は、構成市町村がそれぞれバラバラな処理計画だと整合性がなくなるので、近隣の市町村と一緒に作っていくということが早道かなと思う。組合構成自治体などと相談して、ごみの分別ルール、収集方法、委託業者などについて情報を共有することで形になってくると思う。庁内や近隣市町村と仲間を作って取り組む、その中のどこかが既に策定していれば、それを参考にするなどして、さらに早まるのではないかな。

〈環境省〉私も自治体職員時代に被災経験をしたが、災害が起こってまず何を抛り所にしたかという、災害廃棄物処理計画だった。計画の中で、どのような流れで対応するのか、産資協などには何を道のように依頼するのか、廃棄物の発生量の推計はどういう考え方や方法でやるのか、そのようなことを読んで参考にした。市町村は人事異動等で担当者が周年ごとに変わるので、誰が見てもある程度理解できる引き継ぎやすい形のものを作っておくと、実際の災害廃棄物処理においてもうまく対応できるのではないかなと思っている。

4. 今後の予定

〈事務局〉今後のスケジュールについて、2ヶ月後くらいを目途に第2回意見交換会ができればとよい考えている。それまでに、皆さんに配ったワークシートをできるところまで記入していただきたい。埋まらない箇所や作業が止まっている箇所があってもかまわないので、まずひととおり作ってみてほしい。それが、いわゆる原案という形になると思う。

また、組織体制の構築が非常に重要だという話があったが、危機管理、建設、財務など関連部局の方にも話を聞いたり、次回の意見交換会に呼ぶなどすると、計画の実効性も高まると思うし、皆さんもいざという言う時に動きやすくなるのではないかと思う。



(2) 第2回意見交換会

第1回意見交換会後に実施した現地調査の報告及び災害廃棄物発生量推計の結果報告、ワークシート素案の進捗状況や作成にあたってのワークシート項目に関する質疑応答について業務対象自治体廃棄物担当部局及び県廃棄物担当部局を加えた第2回意見交換会を以下のとおり開催した。

【令和7年度九州ブロックにおける災害廃棄物処理計画策定・改定支援業務】	
件名	第2回意見交換会（沖縄県内町村）
日時	令和7年12月25日（木）13:30～15:30
場所	金武町中央公民館 第2会議室
参加者	①金武町住民生活課：伊芸課長 ②伊江村建設課：具志川E&Cセンター長 ③北谷町保健衛生課：松田環境衛生係長、渡慶次主任主事 ④北谷町基地・安全対策課住民安全係：山川係長 ⑤与那原町生活環境安全課：高良主事 ⑥沖縄県環境整備課：石川主任技師 ⑦環境省沖縄奄美自然環境事務所：佐々木課長補佐 ⑧(株)東和テクノロジー（事務局）：佐伯、大畑
資料	資料1 意見交換会名簿 資料2 第1回意見交換会議事録 資料3 仮置場候補地 現地調査記録 資料4-1 金武町ワークシート ver.1 資料4-2 災害廃棄物処理計画資料編ワークシート 資料4-3 伊江村ワークシート ver.1

内容

1. 開会

(1) 開会挨拶（九州地方環境事務所・佐々木課長補佐）

〈環境省〉9月に各自治体の仮置場候補地の現地調査に同行したが、それぞれが複数の仮置場候補地を選定しているということに安心した。かつて平成29年九州北部豪雨において、発災直後に福岡県朝倉市に入った時、人口5万人の市で仮置場を3ヶ所すぐに開設していたが、2～3日間でいっぱいになってしまい、その後のやりくりで大変苦労されていた。当時の担当者は役所からの帰宅の道中でもどこか空き地がないかと目を皿のようにしていたと話していた。災害時は想定外のことが本当に多いので、今ある候補地だけで満足せず、少しでも可能性があれば候補地に加えてもらえるようお願いしたい。

(2) 仮置場原調査の概要説明

事務局から資料3をもとに説明を行い、さまざまな立地条件の仮置場候補地の利用と留意事項等に関する情報共有の機会とした。

〈環境省〉金武町の中学校運動場の候補地については、運動場を利用する生徒が危なくないように、仮置場と運動場を完全に分けて、動線にも配慮することが必要である。

伊江村の産廃処分場を利用する場合は、既存の産業廃棄物を持ち込まれた災害廃棄物を明確に分けて混じらないようにする必要がある。

北谷町の町営駐車場は商業施設に囲まれた立地だが、これだけ広い場所で仮置場を開設したら、短期間で閉鎖することは考えにくい。2ヶ月、3ヶ月と使っていくうちに、ショッピングモールもできるだけ急いで営業再開するだろうから、そのあたりの折り合の付け方について平時から相談しておいた方がよいと思う。

与那原町農業振興地域の遊休地は農地なので、災害廃棄物の仮置きが終わった後に、表層から割と深いところまで土の入れ替えを要求される可能性がある。これまでは、例えば15cmほど掘ってみてそのあたりに陶器やガラスのかけらが埋まっている状況の写真、こんな状況だったので表層15cmの土を入れ替えたという費用が分かる見積書などを災害報告書に付けることで、補助金の対象になった例はある。ただ、農地は基本的に仮置場として利用するのは避けた方がよいと思う。

2. 議事

(1) ワークシートの進捗状況及び課題・疑問等について

①金武町

〈事務局〉想定する地震は沖縄本島南東沖地震3連動、水害は県が出している沖縄県津波・高潮浸水被害想定調査報告書（平成19年）より、床上浸水365棟、床下浸水165棟とした。

〈金武町〉令和8年度に地域防災計画の見直しをやると聞いており、災害の想定も変わってくる可能性があるが、現時点では提示された想定でよい。

〈事務局〉組織体制については、地域防災計画の組織図からのさらに具体的な検討となると、人員

のこともあって簡単にはいかないと思う。環境省の資料から例示しているが、ゆくゆくは貴町の形にアレンジできればよい。大規模災害時には、人事異動で10名以上のプロジェクトチームを作った例などがあるが、参考になりにくいかもしれない。自分たちで担わなければならないことと庁内や外部に応援を頼むことを明確にしておくだけでも、いざという時に少しでも動きやすくなるのではないか。

〈金武町〉 災害廃棄物は住民生活課が担当することになるが、避難所の開設、支援物資の調達、災害復興住宅まで当課の担当業務になっているので、そもそも無理な話だと思う。今回の計画策定を機に、災害廃棄物の業務がこれだけあるので応援が必要だということが分かり、内部で話題にできるようになればと思っている。

〈事務局〉 例えば、土木・建築の技術職が必要になるなど、関連部局より応援人員を招集するということを載せておけば、地域防災計画の改定の際にも有効だと思う。

連絡先一覧を載せているが、ここで大事なのは電話番号が入っていることであり、いざという時にすぐに直接連絡が取れるということが肝要である。

施設に関しては、最終処分場が建設中だということだが、どのような状況になっているのか。

〈金武町〉 令和10年度供用開始を目指すということである。米軍の返還予定地に作っているので、工事で使う機材や電磁波などの確認が必要となり、工事がどんどん遅れていると聞いている。

〈事務局〉 堆肥センターはどこが管理しているのか。

〈金武町〉 当町が設置し、第3セクター管理している。許可を持っているので、いざという時にはし尿の受入ができると考えている。現行のし尿処理施設である長尾苑は老朽化が進んでいるため、現在は別の施設で受け入れてもらっている。将来は、当町やうるま市など5市町村で新たなし尿処理施設の共同設置について令和14年度を目標に動いている。

〈事務局〉 産業資源循環協会との協定はもう締結しているのか。

〈金武町〉 県が中心になって今年3月に結んでいる。

〈事務局〉 災害廃棄物の分別区分や仮置場のレイアウトについては例を示しているもので、それぞれの自治体において具体的に決めておくとよい。

災害廃棄物の発生量推計などは、冒頭の想定災害における被害想定等のデータを基に算出している。処理可能量については、施設の処理可能量として算出しているもので、組合で処理しているという場合は自分の自治体単独の処理可能量でないことに留意する。

仮置場候補地は現地調査を行った3ヶ所について載せているが、処理計画を公表する際に載せておくのか、公にはせずに内部資料としておくのかは任意である。仮置場は、発災後すぐに排出される片付けごみの受入れが可能な面積は確保したいところだが、搬出先を決めた上で出しながら受け入れるなどの工夫によって、算定結果より小さい面積で運営、または延命化することが可能である。一次仮置場での必要資機材については、自治体で備蓄済みの物以外は未定と書かれていることが多いが、仮置場の管理を産資協に委託するというのであれば、未定ではなく、委託とか協定と記載した方がよいと思う。

〈金武町〉 産資協との協定の中で委託す物と自治体で準備する物を明確に記載したものはあるか。

〈事務局〉 丸ごと産資協に委託するのであれば100%揃うが、産資協としても市町村にまずこのくらの準備をしてもらった上で入ることができたら効率的だということがある。出入口のチェーンや

看板、コーン、受付用の机と椅子などは市町村で平時に準備しておいた方がよい。

〈環境省〉補助金の査定場で費用が上がってきた時に、全部産資協に頼んだと言うところもあるが、例えば表中の掃除道具などはもともと持っていた物ではないのかと引っ掛かる場合もある。

〈事務局〉今回の災害廃棄物対策のための物なのか、もともとあったり、今後も別の用途で使えるじゃないかという物は査定で引っ掛かる。

〈沖縄県〉協定では、産資協だけに依頼するものではなく、被災していない市町村からの支援も調整するので、その際には手を挙げていただきたい。

〈事務局〉仮置場の必要人員については、基本的に産資協などに委託すれば重機とオペと資機材がセットで現場に入ってくるので、調達先を分ける必要はない。場内の重機とオペを地元の建設業者などに委託するケースもある。また、警備員なども必要があって委託すれば補助金の対象になり得る。ただし、現場責任者や受付などは自治体職員がきちんと関与しておいた方がよい。

〈金武町〉当町にも建設業の団体があるので、そこへの委託も想定している。
あります。

〈事務局〉職員の研修・訓練については、県や環境省が主催する訓練への参加などが該当する。また、人事異動で引き継ぎをする際に計画を読み合わせて確認するなどもあるとよい。連携先との訓練を年1回やるなどはまだ現実的ではないので、このあたりは当方で文章を考える。

〈金武町〉もらった案を確認し、来年度の地域防災計画の見直しの影響等があれば加味して、それから処理計画の策定という流れを予定している。

②伊江村

〈事務局〉地震で最大被害が想定されているのはスラブ内地震、津波被害は久米島北方沖地震である。

水害は金武町同様、沖縄県津波・高潮被害想定調査報告書によることとする。

し尿処理施設の状況はどうか

〈伊江村〉現在建設中である。

〈事務局〉災害廃棄物発生量は、新しい推計式を用いると、全壊棟数が10棟未満の場合の発生量全量、被災建物棟数が1,000等未満の場合の片づけごみ発生量がそれぞれ定数になる。伊江村の場合は被害想定が小さいので発生量推計値は定数となる。

施設の処理可能量を算定するための年間稼働日数は280日でよいか。

〈伊江村〉実際は206日である。

〈事務局〉そうなると計算上の処理可能量はさらに少なくなる。また、施設の規模からも環境省のシナリオの上では、災害廃棄物の受入施設としては除外される。

〈事務局〉仮置場候補地については、村有地は仮置場候補地とすることを事前に調整しているということによいか。

〈伊江村〉そのとおりだ。

〈事務局〉一次仮置場の必要資機材について、未定の部分は委託としてもよいか。

〈伊江村〉レンタル会社での調達を予定している物もあるし、重機はE&Cセンターにある重機を充てようと考えている。

〈伊江村〉 災害廃棄物処理実行計画は自治体の職員が作成するのか。

〈事務局〉 実際に災害が起きた時に、災害廃棄物の発生量、仮置場、処理先、処理スケジュールなどを取りまとめるのだが、災害廃棄物処理の進捗状況に合わせて更新していくものである。大規模災害時には作成するとよいが、必須ではない。

〈環境省〉 処理に1年以上かかるような場合などに、状況や今後の予定等の情報共有のためにホームページに載せることもある。

③北谷町

〈事務局〉 想定災害は沖縄本島南沖地震と、水害は沖縄県津波・高塩被害想定調査報告書のデータによるものとする。

発生量推計については、水害の場合に全壊棟数が10棟未満なので全体量は定数900トンとなるが、被害棟数の総数から推計する片付けごみの量は4,874トンをはるかに大きくなる。この場合、安全を見て数字の大きい方を取ることになっているので、片付けごみの発生量を使って関係項目の算定を行う。

処理可能量については、こちらで処理施設の年間稼働日数を280日と想定している。実際の実績日数でかんがえるのであれば、関連する部分の数字が変わってくるので、想定日数か実績日数かを決めていただきたい。

仮置場候補地のキャパは十分なので、問題はないかと思う。

広報用のチラシは、発災時にすぐ作れるように事前に備えておくとうい。

〈北谷町〉 令和3年度にも環境省の支援を受けて処理計画の作成に取り組んでいたが、策定には至らなかった。その時に取りまとめた案を今回織り込んだ部分が、県が締結している協定関係で、市町村の協定としても使えるという判断で含まれている。これは現在も有効なのかどうか、沖縄県に確認したい。

〈沖縄県〉 確認しておく。

〈北谷町〉 仮置場候補地を3ヶ所選定してはいるが、被災状況によって全部使えなくなった、他にもあてがないとなった時に、仮置場の問題も含めて広域処理や事務委託の可能性について県にお尋ねしたい。

〈沖縄県〉 事務委託によって県が一部手配するという可能性はある。

〈北谷町〉 まずは自区域内で完結させるために、先ほど挙げた3ヶ所以外にも仮置場用地をあたることにはなるが、本当に対応できない時の最後の手段として計画に盛り込んでおきたいと考えている。

〈事務局〉 事務委託の事例は多い。仮置場に関しては主に二次仮置場での事例である。自区域内での対応が難しければまず県に相談し、さらに広域となれば国に相談という形になる。

④与那原町

〈事務局〉 地震では沖縄本島南東沖地震3連動、水害では沖縄県津波・高潮被害想定調査から抜粋したものを想定して検討を進めることとする。

できれば仮置場における分別区分を決めていただきたい。

災害廃棄物の発生量については、先ほどの北谷町と同様、水害における発生量は全量より片付けご

みの方が計算上多く発生するので、片付けごみ＝災害廃棄物発生量となるとことに注意してほしい。

焼却施設の処理可能量については、施設の稼働年数等から処理シナリオに該当しないので、余力ゼロ、すなわち処理可能量ゼロということになる。

〈与那原町〉 普段のごみ処理においても365日ずっと稼働しているような状態であり、それだけ運転しないと処理が回らない。

〈事務局〉 老朽化が激しいので、公称能力に比べて実際の処理能力がかなり低下しているということだと思われる。このあたりの事情については処理計画の中でも記述したいと思う。

仮置場の候補地が載っていないので、処理計画には載せないということか。

〈与那原町〉 課内で確認したところ、載せないこととした。

〈事務局〉 業務期間中は情報共有の意味でも候補地を載せた状態で進めさせていただきたい。処理計画を正式に策定、公開という時期に削除してもらってかまわない。

一次仮置場における必要資機材も他の町村と同じように、未定としている部分を委託するなど方針を検討していただきたい。

〈与那原町〉 こまごました物は備蓄しておいた方がよいかと思う。

〈事務局〉 仮置場の人員配置について、作業員、警備員、重機をそれぞれ違った業種から割り当てるようになっているが、例えば産資協にすべて委託することも可能である。

せっかくなので、昨年度の事業で途中まで検討していた情報なども、必要であれば盛り込んでいくとよいと思う。

(2) 今後の流れについて

〈事務局〉 本日の意見交換会の内容を踏まえて修正した素案を一旦送るので、その内容を確認し、修正・加筆事項があれば1月15日までに回答いただきたい。

次回の第3回意見交換会は2月3日である。本業務の最後のイベントとなるが、その時は回答内容を反映した処理計画(案)として提出したい。意見交換会には第1回でも出席された国立環境研究所の松本先生も参加し、意見や助言をいただくことになっている。その上で最終的な案を環境省に納めるという流れである。皆さんもなんとか処理計画策定まで漕ぎつけることができるかと思う。

公表などはそれぞれのタイミングがあるだろうが、適宜ブラッシュアップできるような実効性の高い計画として仕上げていただきたいと思う。



(3) 第3回意見交換会

第2回意見交換会后、事務局とやり取りを行いながら作成したワークシート素案についての進捗状況報告や質疑応答、今後の各自自治体計画策定スケジュール等について対象自治体廃棄物部局、県廃棄物部局、有識者を加えた第3回意見交換会を以下のとおり開催した。

【令和7年度九州ブロックにおける災害廃棄物処理計画策定・改定支援業務】	
件名	第3回意見交換会議事録（沖縄県）
日時	令和8年2月3日（火）13:00～15:30
場所	金武町中央公民館 第1会議室
参加者	①金武町 住民生活課：伊芸課長代理前田氏 ②伊江村 建設課：具志川E & Cセンター長代理 東江氏 ③北谷町 保健衛生課環境衛生係：松田環境衛生係長、渡慶次主任主事 ④与那原町 生活環境安全課：高良主事 ⑤沖縄県 環境部環境整備課：石川主任技師 ⑥国立環境研究所（有識者）：松本客員研究員 ⑦環境省九州地方環境事務所 資源循環課：松下課長補佐、倉石課長補佐 ⑧環境省沖縄奄美自然環境事務所：佐々木課長補佐 ⑨(株)東和テクノロジー（事務局）：佐伯、大畑
資料	資料1 意見交換会名簿 資料2 第2回意見交換会議事録 資料3 金武町災害廃棄物処理計画（案）・資料編（案） 資料4 伊江村災害廃棄物処理計画（案）・資料編（案） 資料5 北谷町災害廃棄物処理計画（案）・資料編（案） 資料6 与那原町災害廃棄物処理計画（案）・資料編（案）
内容	<p>1. 挨拶 省略</p> <p>2. 議事</p> <p>（1） 各町村災害廃棄物処理計画（案）の着目点・工夫点</p> <p>1. 北谷町</p> <p>今回、支援いただきつつ策定する中で、担当者が人事異動で定期的に入れ替わるため、誰しもが見て分かるようなものに整える点に着目して取り組んできた。有識者からのアドバイスをいただき、組合構成自治体の計画も参考に、作成を進めてきた。内部調整では仮置場の選定を工夫した。候補地は担当課の了承をいただいているが、そここのやり取りが大変だった。今日の意見交換会を踏まえて、上長との調整に入る。仮置場候補地がどうしても観光地に近い場所をメインターゲットにしているため、観光への影響という部分で、庁内に意見が出てきそうだと思っている。そこら辺で大詰めになる。</p> <p>〈事務局〉確かにスポーツ施設とか商業施設ど真ん中。</p> <p>2. 与那原町</p> <p>仮置場の候補地の選定が悩みどころだった。事務局の方から実際どういった場所がいいか、具体的なアドバイスをいただけたので、大変助かった。これから今回作った素案を上の方にも見ていただいて、具体的に事案をどうしていくかということ掘り下げていきたい。</p> <p>〈事務局〉レイアウトまで作っていただいているので、いざとなった時に準備万端になったかなと思</p>

う。資料編の方も手を加えて頂いた。分別区分も本編の18ページにあるように、検討し分けられた方が発災した時に有効な広報に繋がると思うので、良かった。

〈事務局〉北谷町さんもそう。資料編で仮置場のレイアウトまでも考えてくださった。北谷町さんとか、与那原町さんは策定に過去もトライはされており、元々検討されていた資料があるということで、特に北谷町さんはかなり詳しく検討も元々されていたらっしゃる。いよいよ今年度、リリースまでいけそうという感じになると思う。ここまで作っていただいて、(案)を取れば、計画というレベルに近い所まで来ている。災害処理計画は作って終わりのものではありません。逐次見直ししながらブラッシュアップしながら、仮置場の情報にしても、状況が変わってくるということもある。法令も改正されていくこともあるので、そういったことを逐次盛り込んで、常にブラッシュアップしていくということから考えれば、まずは第一版として出し、タイミングを見てブラッシュアップしていくという感覚でいいと思う。ここであまり細かいところを気にしすぎて、なかなか計画として仕上がらないということではなくて、まずは基本方針、いざとなったら動けるといふところを定めた第一版として出していただいて、それからブラッシュアップしていくということが大事と考える。

3. 金武町

現地調査に参加させていただいて、意見交換会は課長の伊芸が毎回出席させていただいた。意見交換中で申し上げた通り、来年の地域防災計画の改定の時期を迎えるため、その際に災害廃棄物処理計画も出来上がっている状況であるので、地域防災計画に載せられるような形にしたい。実働的に動ける体制という部分を、そこで構築していきたい。現状として計画の中のし尿の関係がございませうけれど、金武町のし尿処理は、お隣のうるま市での処理を委託している状況である。今後こちらの施設の老朽化に伴い、うるま市、恩納村、読谷村、嘉手納町含めての市町村での合同処理に向けて今取り組んでる。将来的な動きも見えるところがあり、計画にはそういったものを次年度以降も取り組みたい。あわせて、ある程度の仮置場の候補地を私も一緒に見させていただいたが、やはり住宅に近い場所、自治会の考え方というのも意見を踏まえながら、決定していきたい。具体的には来年度以降の地域防災計画と同時進行という形で計画をブラッシュアップしながら進んでいきたい。

〈事務局〉地域防災計画の改定とタイミングを合わせるということが重要。地域防災計画の中でも「災害時に発生する廃棄物の処理は別途定める災害廃棄物処理計画による」と書き込んである地防計も増えつつある。処理計画を策定する際に、防災部局の方も参加して、意見交換し、地域防災計画に盛り込むべきだということで、位置づけができると非常に大きい。地域防災計画は公的計画なので、そこに別途定める処理計画によるとあるだけでも、仮置場や必要な人員配置を災害対策本部で受け止めてもらえる。非常にタイミングとしてもいい。他県でも、そういった時期と重なり、防災の担当者が策定計画に関わり、防災計画の中に処理計画の重要な部分を載せてた自治体もある。とてもいいタイミングになったと考える。

4. 伊江村

小規模市町村である本村において自力での処理が困難となることから計画づくりを通じて広域事務組合及びその構成市町村、沖縄県、関連主体との関係向上を図る必要性を感じた。また、計画策定後は職員への教育、訓練を継続しその結果を踏まえて必要に応じて継続的に計画の見直しを行う必要があると思った。また、仮置場候補地の管理、運営をどういった体制で進めるのか決まっていないため調整決定し迅速な対処ができるようにしておきたい。県への要求です

が、継続して研修、ワークショップ等の開催を今後続けてほしい。村として計画は4月までには最終調整して作成できるようにしたいと考えている。

〈事務局〉伊江村さんは島なので。支援にせよワンクッションが必ず入る。ただ村有の広い仮置場の候補地もあり、いざという時は使える。差し当たって支援が必要とはいえ、十分な広さが確保できると見込まれる。仮置場の面積を超える災害廃棄物量が出てくるという想定にも計画上もなっていないので、十分対応はできるかと思いつつ、連携の必要性をお感じになっている。

皆さんから計画案を進めていくにあたってのポイントを簡潔にお話をいただいた。県は県のお立場として、既存計画を見直す予定ではあるが、その立場からそれぞれ町村さんからの計画案の重視した点のお話を聞き、沖縄県さんとしてその辺りご意見をお願いします。

〈沖縄県〉1年間お疲れ様でした。策定まではして下さい。あと残り他の自治体の策定もあるのでその際に私ができないところもあるので、皆さんからもアドバイスとか、職員から相談があった場合には助言をしていただきたいと思う。

〈事務局〉未策定の自治体さんがあるとのこと。組合で処理されている市町もあると思うので、同じ組合に参加されていて、これから策定しようという自治体に対してある程度足並みを揃えるような形で備えておくことは必要だと思う。これから策定される方への助言があればというお話がまさにそういうところかと思う。伊江村さんからは4月に策定予定。金武町さんのご予定は？

〈金武町〉来年の4月です。

〈環境省〉地域防災計画の中に入れ込む形か。

〈金武町〉入れ込む形か、もしくは別々か、地防計改定と同じタイミングで入れ込んでいくが、実働的に動ける体制にしたい。防災計画だけ見ると、人手が絶対足りない。それじゃいけないというところで、防災計画自体を見直していただく。その分野は別の担当課の方に任せて、我々が現場に入るとかそういう計画にしないといけない。現在は相当乖離している。我々のこの意識と町全体の考え方も異なっているので擦り合わせが必要。運営していけないのもう少し時間が必要。

〈事務局〉目的と予定が出ている。そういうことで大丈夫です。

〈与那原町〉もうすぐ策定になるかもしれない。

〈事務局〉最速で3月末ですね。詳しく検討を重ねてられている北谷町さんはいかがでしょう。

〈北谷町〉私も年度中には公表できるようにしたい。

〈事務局〉3月末までにはですか。今こういうお話が出たところで、環境省さんからもお話いただきたい。

〈環境省〉今年度、4町村災害廃棄物処理計画の策定に手を挙げていただきありがとうございます。年度内、また年度明け、上位計画の地域防災計画との整合性をとったところで策定という形に持っていければということをお伺いして、本当にありがとうございます。次年度以降も、沖縄県内まだまだ処理計画の策定自治体がございますので、次年度も引き続き沖縄県内の自治体に対しては、支援業務を継続してやっていけたらと考えている。次年度になりまして自治体の集まりがあった時には、前年の経験をお伝えしていただければありがたい。先ほど事務局からありましたけど、一部事務組合等で通常の一般廃棄物は処理している中で、処理計画を策定済、未策定の市町村があると思う。この支援業務を活用して策定したことを未策定の方にお伝えしていただければありがた

い。

仮置場の候補地について候補地として計画に掲載する自治体と、候補地は掲載しない自治体がある。与那原町さんは掲載されないと。他の自治体は計画に掲載するのか？

〈北谷町〉北谷町は担当課としては載せたいと思うが、上長とこれから調整。

〈環境省〉当然候補地というのは内部では明確にしておいた方がいい。公表したことで住民さんへの説明が不十分でクレームが来るというケースも見受けられるので、そこは十分庁内で協議していただければと思う。

〈事務局〉仮置場の候補地は今回の業務の中では一応オープンにした状態で情報共有しながら進めたが、最終的な公表はそれぞれ任意。いざという時に動けるリストは持っておくというところが必要。国立環境研究所の松本先生からコメントをお願いしたい。

〈有識者〉皆さんご苦労さまでした。仮置場がある程度目星が立っているというのは、本当に災害が起きた時のことを考えるといいことだと思う。候補地があると住民の皆さんにアナウンスしやすい。特に組合を構成している隣近所の市町村と調整をしたり、勉強会を今後していけたらよい。全国でも廃棄物部局職員は5人以下というところがほとんど。その人数で遂行できるのか考えて欲しい。役所の人間必須のところと、それ以外のところは団体や被災していない自治体に助けてもらうことが出てくる。場合によっては調整を県に願いをする、そういったところまで踏み込んでおけば、有事の時に動きが早い。1人でやると方針を立てられない。いろいろ被災現場を見ているが、方針が定まらなると勝手仮置場ができるし、業者さんに適当にお願いしたら混合廃棄物の山になっていたりを結構見る。これらを今後取り組まればよいと考える。特に水害では浸水区域で災害が起こるため、区域外の近隣の市町村から支援をいただくことを念頭に入れ、連携の方法を考えておくことがよい。処理は事務組合であれば連携して、できるだけ住民が混乱しない広報を構成市町で勉強会をして、合わせていけたらなと思った。出来た計画を元に隣の役場の人とか、自分の庁内の中で支援を受ける話を詰めていければよいと思った。また、組合と連携を取ってやっていかないと、せっかく集めたものが処理できませんとなると大変なので、その辺の連携を取るべき。

3. 意見交換

〈北谷町〉平時は組合施設で処理。災害時は組合施設で処理が出来ないものが出る。その場合は県と協定を結んでいる産廃業者に協定の中で処理が可能か。

〈沖縄県〉はい。そういうイメージ。分別が必要であれば、協定を使うとして産資協に分別のお願いをする。

〈北谷町〉極力早めに処理ができる体制が既に構築されていて、発令が出ればすぐ動ける体制とかができれば一番いい。備えという部分で必要。

〈環境省〉仮置場の管理運営に関して、沖縄県産資協と協定を結んで、市町村も結ばれた。その辺りで産資協さんが仮置場を管理され処理する。その前提として、自治体市町村と産資協さんで運営の関わり方とか処理スキームを、平時に打ち合わせして、スキーム作りをやっておくこと大事。

〈事務局〉他県の事例でも、組合も災害廃棄物は普段受入ないものも受入る事例もあり制約もあつたりするので確認しながら、決めておけば、有事の際に混乱しない。

〈与那原町〉仮置場に受入れる災害ごみ、事業者が被災した場の災害ごみの違いの定義があるの

か。

〈環境省〉中小企業から仮置場に持ち込まれたごみに関しては、処理事業の一環として、補助対象になり得る。基本は事業系ごみ事業所のごみについては、事業系の通常のスキームで出してくださいというのが前提です。

〈与那原町〉なるほど、分かりました。

〈環境省〉現場の判断になるが、むげに断るのはどうか。前段としては事業系ごみについては持ち込まないで下さいというのはアナウンスしておく必要がある。

〈有識者〉いろいろ矛盾が起きてくるものもある。また地域の特性に応じた廃棄物が出てくるので、自分の町の産業について出来そうな廃棄物を検討しておく。水害では家電4品目とそれ以外の家電がたくさん出てくる。沖縄県の場合は住宅がコンクリート造りが多く1階が駐車場のところが多いので、本州の原単位とは全く違う出方をすると思う。

〈沖縄県〉車両ですね。

〈環境省〉災害廃棄物事務処理マニュアルの問55に、回答がある。個人商店とか含む中小企業から発生した災害廃棄物、一廃と性状が同等のもの、さらに仮置場とかに持ち込まれてしまって、市町村が生活環境保全上処理が必要と判断した場合は補助金の対象になる。中小企業規模基本法で定められている人数とか企業体によって判断をしてもらいたいと書いているので参考にする。

〈環境省〉昨年8月の豪雨災害で、離島で業務用冷蔵庫が結構出た。一般家庭では食料保管用に大型の業務用冷蔵庫所有しているためだった。そういう理由があればよい。

〈与那原町〉はい実際たくさん来ると思う。今の話を聞いて少し安心しました。

〈有識者〉漁協は中小企業で農協は大企業。その辺りの軋轢もある。

〈環境省〉津波で打ち上がって誰のかわからないから、それが持ち込まれたら仕方ない。

〈環境省〉ただ豪雨災害とかで漁網が出てくると、何でと。

〈有識者〉便乗ごみもある。タイヤもたくさんでる。タイヤは補助申請はせずに単費で行った。

〈事務局〉今回の業務の中で、令和6年の能登半島の地震で得られた知見とか盛り込んでくださいという話がありまして、我々D.Waste-Netとして能登半島の支援に入ったり、その後被災された市町村、県、業界団体の方に、それぞれ別の時期に別の業務でヒアリング行き、見聞きしてきたものだけ簡単に項目で出している。能登半島というところなので、参考になるところはたくさんあるが、地勢も異なるので全てを計画案に入れてるのではなく、地域事情に沿った知見を検討いただければと思う。本業務の報告書は九州ブロック市町村にも全て冊子が届く。今箇条書きにしていますけど、もう少し詳しく書いたようなものを報告書の中には取り込むので策定時の参考にしていただければと思う。

〈環境省〉能登半島に8回行きまして、水もトイレも使えず、避難所でも簡易トイレを使っていた。避難所に使用済み簡易トイレのごみも別途置いてもらっていた。それを一緒にパッカー車にいれると、中身が出るため平ボディカーで別途収集対応が必要だった。

〈環境省〉し尿に関して、熊本県はし尿の収集体と協定を結んで、仮設トイレの支援まで協定の中に入れ込んでおります。

〈事務局〉ところが、今回熊本県で訓練やらせていただきました。鹿児島県もやった。その際、し尿の協会全体としては、仮設トイレじゃある程度の数は協会としての保有はあるが、すでに客先に

貸し出しているため、災害時は必要な数量融通ができないと言われていた。

〈環境省〉大規模災害時内閣府や経産のリエゾンが自治体に入り、仮設トイレが足りないと言うと、プッシュ型で来るが、後でどこから来たものか分からなくなる。

〈有識者〉どこにどれだけあるか計画と一体化していないとうまく回らない。

〈環境省〉仮設トイレは収集体制というか、汲み取り体制もセットで考えておく。

〈北谷町〉能登半島の知見の7番の所有者不明の家屋の解体について、複数の親族が場合によっては海外にいるというパターンが考えられる。

〈環境省〉基本的に能登では、事前に登記してある建物については、全壊対象建物は、職権で事前に削除。元々登記がない状態に戻るの、今の管理者で申請というのが多い。

〈北谷町〉相続の手続きを踏まなくてもよいか。

〈環境省〉災害により職権で事前に出来るかどうかが変わる。場合によっては相続関係全部必要。公費解体マニュアルのQ&Aに載っている。所有者不明の建物管理制度で裁判所と協議する方法も現在はある。熊本地震では海外に行っている方からも取られてされている市町村もあった。誓約書等で取れる範囲だけ取ってあとは本人の制約ということをやっているところもある。後々何かあったら自治体職員は訴えられる可能性があるのというはある。最終的にはその自治体の判断です。

〈環境省〉市町村に準備していただきたいのは、実際、災害が発生した時の要綱や、申請様式。ホームページにアップされている自治体が結構あるので、事前にそういう情報を集め、町での要綱を整備しておくのがよい。Q&Aとかマニュアルに載っていない部分は当然ご相談いただければよい。

〈有識者〉決裁も取っておけたらいい。

〈与那原町〉ありがとうございます。

〈環境省〉富山県の氷見市さんが、公費解体の要望を、要綱までダウンロードできるようにホームページにアップされているので、参考にしてほしい。

〈環境省〉4町村の計画は章や項目は基本的には一緒で、その中身も基本は一緒だと思うが、地域特性を踏まえて、所々違うと思う。例えば北谷町さんだと、特徴的な事項への対応という項目が入ってる。他の自治体はオリジナルの特徴的だなみたいなどころはどこら辺になるのか。他とは違う書き方にしているとか

〈事務局〉適宜それぞれの自治体さんの方で加えていただいているところ。

〈環境省〉事務局さんでというよりは、町村さんで。

〈事務局〉それ以上、盛り込むことがある、あるいは以前から元々取り組んでいる自治体もあったので、今までまとめていたものを上手く盛り込んでいただければより良くなる。それぞれの対象自治体がおやりになっている。

4. 今後の流れ

〈事務局〉2月20日(案)の仕上げの提出。本日の資料が現時点の最終だと思っているので、本日以降の加筆修正があれば2月20日までに送っていただきたい。

〈金武町〉改めて今回の意見交換会を受けた中で修正する市町村については提出ですか。

〈事務局〉はい。特になければこのままで今回はいいよ。第1版ということであればそれで結構ですし、もうちょっと加えようとかがあれば提出お願いします。最後に有識者様・環境省様から

お願いします。

〈有識者〉先ほどもお話ししました通り計画はもう少しすると出来上がるようだが、それに附属するものが必要になってくると思うので、関わる事務についても進めて、毎年度、ブラッシュアップして、異動の場合も引き継いで、次の方がこれを見ながら進められるようにしていただければと思う。自分達で出来る部分を把握した上で、人に頼むべきことを整理すれば県も支援しやすい。是非お願いします。



1.5 総合的な検証及び処理計画案等の作成

1.5.1 策定支援業務の総合的な検証

災害廃棄物処理計画の策定にあたっては、基本として環境省より示されている「災害廃棄物対策指針」及び「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」に従うこととするが、本業務で実施した意見交換会及び現地調査で得られた知見から、自治体担当者に取り組む場合には以下の手順・要領で行うことにより、各自治体の現状を踏まえた実効性の高い計画とすることができると考えられる。



図 1.5.1 災害廃棄物処理計画策定の流れ

Step 1 必要な情報の収集と確認

- ・ 平時の廃棄物処理に関する体制、施設の現状と処理能力・処理実績
- ・ 地域防災計画と災害による被害想定
- ・ 災害時の支援協定とその内容
- ・ 過去の災害対応の事例

Step 2 処理計画の記述内容の検討

- ・ 災害廃棄物発生量及び処理可能量の推計
- ・ 災害廃棄物の処理体制の検討
- ・ 仮置場候補地の検討と絞り込み
- ・ 避難所ごみ・し尿の収集運搬と処理体制
- ・ 住民への広報内容と周知方法の検討
- ・ 必要資機材の把握と調達方法

Step 3 災害対応力強化のため取り組むべき事項の検討

- ・ 平時からの関係機関との連携強化の方策
- ・ 広域的な支援・連携を求める必要性
- ・ 地域特性を踏まえた対応の検討

Step 4 災害廃棄物処理計画案の作成

なお、上記の作業過程において、自組織内での計画内容の理解推進はもとより、関係部局（防災担当、土木部局、福祉部局、仮置場候補地管理者など）との連携と意思疎通に努めるほか、災害時の支援協定締結先との関係強化を図ることも重要である。

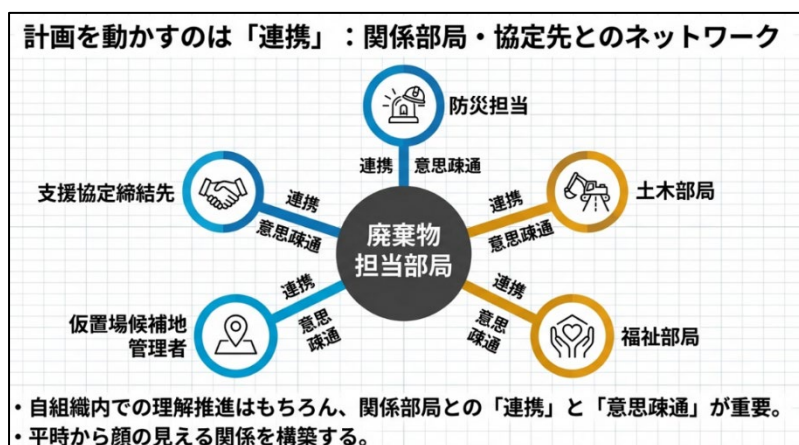


図 1.5.2 災害廃棄物処理計画策定のためのネットワークイメージ図

1.5.2 処理計画策定事項の整理と処理計画策定案の作成

ワークシートに記載のある項目について検討を行った事項を表 1.5.1 に整理した。策定事項についてはガイドラインに示された「実効性向上のための重要事項」を反映している。これらの事項を反映する業務対象自治体の処理計画策定案を作成した。

表 1.5.1 処理計画策定事項の整理

項目	策定事項
1 編 総則	
1 章 背景及び目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模地震に加え、風水害のリスクについても策定の背景にあること ・ 法令改正や国の指針の改正、県の災害廃棄物処理計画等も反映させること ・ 市の地域防災計画との整合性を確保していること ・ 平時の災害予防対策、災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すとしていること
2 章 本計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物対策指針に基づき策定する

項目	策定事項
	・自治体の地域防災計画と整合性を取った計画であること
3章 基本的事項	
(1) 対象とする災害及び災害廃棄物	・県の災害廃棄物処理計画及び自市町村の地域防災計画との整合性を図る
(2) 災害廃棄物処理の基本方針および処理主体	・指針で示す内容との整合性を図る
(3) 地域特性と災害廃棄物処理	・自自治体の状況変化に応じた特性を反映
2編 災害廃棄物対策	
1章 組織体制・指揮命令系統	
(1) 市町村災害対策本部	・自自治体の災害対策本部を反映
(2) 災害廃棄物対策の担当組織	・関係他課を含む庁内の組織体制及び各担当の災害廃棄物関連業務の内容
2章 情報収集・連絡	
(1) 市町村災害対策本部との連絡及び収集する情報	・自自治体の災害対策本部から収集すべき情報やその目的
(2) 県との連絡及び報告する情報	・県へ報告すべき情報の収集を行う ・情報収集が困難な場合は県や民間事業者団体等からの情報収集支援を活用する
(3) 国、近隣他都道府県等との連絡	・広域的な処理体制構築のため、国や支援都道府県の担当課と連絡調整や報告を行う ・関係する国や県、近隣市町村の担当課、一般廃棄物処理施設、協定締結民間事業者団体等、廃棄物処理関係の委託事業者、許可業者等の連絡先リストの作成
3章 協力・支援体制	
(1) 市町村等、都道府県及び国の協力・支援	・災害時相互応援協定等、予め締結している災害協定等リストの作成 ・D. Waste-Net等の活用や県への要請等支援体制の構築
(2) 民間事業者団体等との連携	・災害支援協定締結先も含む具体的な複数の支援要請先（連絡先を含む）及び支援の内容
(3) 広域支援体制	・地域ブロック行動計画に基づく支援内容や行動計画を反映する
(4) ボランティアとの連携	・自自治体の社会福祉協議会への支援要請事項 ・ボランティア活動に関する留意点
4章 住民等への啓発・広報	・住民やボランティア等へ広報すべき情報の整理 ・災害廃棄物の最低限の分別区分の記載 ・住民や災害ボランティアへの広報（平時・災害時）の雛形

項目	策定事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の廃棄物に関する広報を発災時にどこに掲示するか住民に周知できている。(情報伝達手段)
5章 一般廃棄物処理施設の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・処理能力を含めた自自治体や一部事務組合等の一般廃棄物処理施設について ・一部事務組合等の搬入先と受入条件等の協議・合意について
6章 災害廃棄物処理対策	
(1) 災害廃棄物発生量	<ul style="list-style-type: none"> ・被害想定調査報告書等の想定被害からの災害廃棄物発生量推計(地震及び水害、津波堆積物) ・災害廃棄物の発生量を推計するための推計式や推計条件
(2) し尿	<ul style="list-style-type: none"> ・被害想定からし尿収集必要量や仮設トイレ必要基数推計
(3) 避難所ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所ごみ発生量推計
(4) 処理可能量	<ul style="list-style-type: none"> ・自自治体における一般廃棄物処理施設の災害廃棄物処理可能量の推計
(5) 処理フローに係る項目 (広域的な処理・処分、処理スケジュールについて)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の種類毎の処理フロー ・県への事務委託を含めた広域的な処理の検討 ・処理スケジュールやそのタイムラインについて
(6) 仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場の候補地の事前選定(自治体によって計画書中の公表要否) ・仮置場候補地の地権者や管理者との事前調整や現地確認の実施など速やかな開設準備への検討 ・仮置場の必要条件(選定時に考慮すべき点等) ・仮置場の管理・運営に関して災害支援協定締結事業者等との事前調整 ・仮置場必要面積(推計) ・住民への仮置場候補地の周知 ・仮置場の設置・運営に関する事項(受付対応、便乗ごみ対策) ・仮置場の種類とレイアウト案 ・仮置場の復旧について ・仮置場の必要車両や資機材とその調達方法 ・仮置場における人員数
(7) 片付けごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・片付けごみの回収戦略 ・勝手仮置場(無管理集積所)への対応
(8) 有機廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・自自治体で通常処理を行っていない廃棄物に対し、民間事業者との処理方法の検討 ・有害物質の処理方法について

項目	策定事項
	<ul style="list-style-type: none"> 混合廃棄物処理の際の安全対策や留意事項
7章 風水害における処理対応	<ul style="list-style-type: none"> 風水害により排出される災害廃棄物の処理方針 地震災害時と異なる排出時期を考慮した対応方法等の特記事項
8章 災害廃棄物処理実行計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 処理実行計画の項目と段階的な見直しの必要性
9章 平時の備え	
(1) 計画の点検・改定	<ul style="list-style-type: none"> 平時からの計画内容の点検による、災害廃棄物処理計画の状況変化に応じた改定 災害廃棄物処理計画を活用した職員への災害廃棄物処理に係る研修・訓練の継続的な実施及びその結果を踏まえた計画の点検・見直しの実施
(2) 計画の共有、関係者との連携	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理計画を庁内（首長等の上層部や関係他課）や住民、民間事業者へ周知すること ごみカレンダーやパンフレット等を用いて、平時から住民等へ災害廃棄物対応に係る周知・広報をすること 県や一部事務組合、協定締結先と平時から情報交換や協議を行うこと
(3) 職員の教育、研修及び訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 関係職員に計画の内容、国や県等の関係機関との処理体制、役割、過去の事例等についての周知徹底 災害廃棄物処理の担当職員に対し、専門的知識や関係法令の運用、処理に関する技術的教育を受けさせる機会の提供 公的研修への職員の積極参画、マニュアルや研修ガイドブック等の活用 連携先との定期的な訓練の実施について
10章 補助金の活用	<ul style="list-style-type: none"> 環境省補助金について（災害廃棄物処理事業費補助金・廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金）

1.5.3 次回処理計画改定に検討すべきポイント

本業務で作成した「災害廃棄物処理計画（案）」に基づき、各自治体で計画が策定された後、次回の改定時に検討すべき事項を以下の通り整理した。

表 1.5.2 次回改定時に検討すべきポイント

改定事項	改定のポイント
計画の位置づけ	・指針の改定等による位置づけ等の変更反映
対象とする災害	・地震や風水害に関する被害想定調査報告の更新があった場合
組織体制	・災害廃棄物処理に関する組織体制の変更があった場合の検討 ・組織人員の具体化
協力・支援	・災害廃棄物処理に関する新たな協定締結の有無と反映 ・地域ブロック行動計画の更新有無と反映 ・広域支援体制について
住民等への啓発・広報	・災害廃棄物分別区分 ・広報手段の追加
一般廃棄物処理施設	・一般廃棄物処理施設の状況更新 ・一般廃棄物処理施設の処理可能量更新 ・一部事務組合等の搬入先と受入条件等の協議・合意について
災害廃棄物発生量	・指針技術資料改定による推計方法変更有無 ・地震や風水害に関する被害想定調査報告の更新有無 ・毎年更新される係数の反映（建物木造・非木造の割合）
し尿や避難所ごみ	・発生量推計の推計方法変更の有無 ・仮設トイレや簡易トイレ対策状況の更新
処理可能量	・既存の処理施設の処理能力の更新
処理フロー	・処理先の更新有無
仮置場	・仮置場候補地の変更有無 ・仮置場候補地の地権者や管理者との事前調整 ・臨時集積所設置について ・仮置場人員配置について ・管理・運営に関して災害支援協定締結事業者等との調整事項
片付けごみ	・回収戦略について（個別回収、集積所の設置等）
有害廃棄物・処理困難廃棄物	・新たな処理困難物等の対策有無
職員の教育、研修及び訓練	・関係団体と連携した継続的な訓練および外部研修の推進 ・教育に活用できるマニュアルや研修ガイドブック等
補助金の活用	・災害廃棄物処理に関する補助金制度の変更有無

第2章 災害廃棄物処理計画改定支援

2.1 業務の概要

2.1.1 業務の目的と基本方針

指針が平成30年3月に改定され、指針の資料編（技術資料）も令和5年4月に改定されており、近年の災害対応の実績等を踏まえた修正や項目の追加が行われている。また令和5年4月に環境省よりガイドラインが示され、処理計画改定の際に実効性を向上させるために必要な事項等が取りまとめられた。

一方で、近年大規模な風水害や土砂災害の被害が頻発している状況を踏まえると、既存の処理計画における風水害・土砂災害への対策の強化が必要不可欠となっている。

本業務では、これらの状況を鑑み、既に処理計画を策定済みであるが改定の意向がある県及び町を対象に、現行処理計画策定後の状況変化等を踏まえた検討を行い、改正後の指針や資料編、ガイドラインの内容を踏まえ、頻発する風水害に対する検討や、令和6年能登半島地震等の大規模災害で浮き彫りとなった課題や知見を整理し計画に反映させることで、より現実的な処理計画への改定を支援することを目的とする。

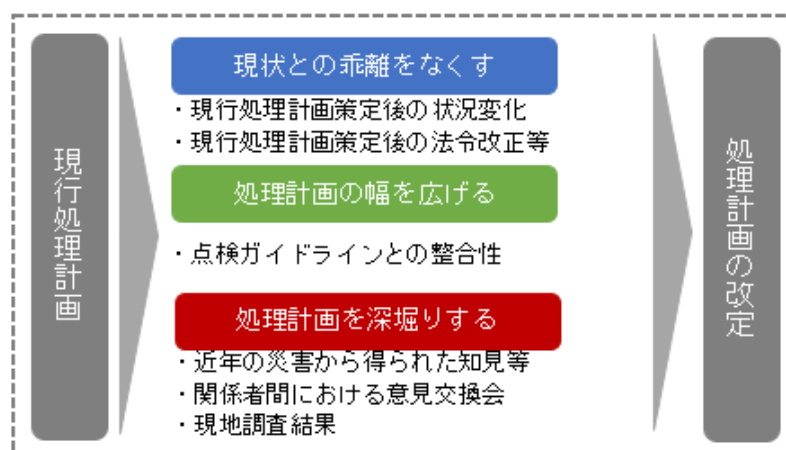


図 2.1.1 計画改定支援業務の流れ

2.2 業務対象自治体（日出町・高鍋町・門川町）

2.2.1 業務対象自治体の処理計画策定年月と概況

処理計画改定の対象自治体は、大分県（日出町）、宮崎県（高鍋町・門川町）の3町を対象とする。それぞれの町の処理計画策定年月と人口統計等の概況を表 2.2.1 に整理した。



図 2.2.1 大分県・宮崎県における業務対象自治体

表 2.2.1 業務対象自治体の基礎データ

項目		大分県	宮崎県	
		日出町	高鍋町	門川町
災害廃棄物処理計画策定年月		平成 30 年 3 月	平成 27 年 5 月	平成 28 年 3 月
市勢	面積 ^{※1}	73.32 km ²	43.80 km ²	120.4 km ²
	人口 ^{※1}	27,723	19,922	17,379
	世帯数 ^{※1}	11,072	8,685	6,874
	人口密度 ^{※1}	378 人/km ²	455 人/km ²	144 人/km ²
	高齢化率 (65 才以上)	32% ^{※2}	36% ^{※3}	34% ^{※3}
産業	農業産出額 ^{※4}	545 千万円	834 千万円	446 千万円
	製造品出荷額 ^{※5}	5912 千万円	6703 万円	2521 万円
土地等 利用率 ^{※6}	田	6%	18%	8%
	畑	4%	34%	5%
	宅地	8%	20%	8%
	竹林	6%	—	—
	山林	28%	21%	66%
	原野	4%	—	—
	雑種地	—	7%	3%
その他	44%	1%	10%	
空家 ^{※7}	空家率	16%	19%	10%

項目	大分県	宮崎県	
	日出町	高鍋町	門川町
災害廃棄物処理計画策定年月	平成 30 年 3 月	平成 27 年 5 月	平成 28 年 3 月
主要交通	東九州自動車道、 大分自動車道 JR 日豊本線 国道 10 号、213 号	JR 日豊本線 東九州自動車道 延岡南道路 国道 10 号、222 号	JR 日豊本線 東九州自動車道 延岡南道路 国道 10 号、388 号

- ※ 1 令和 2 年国勢調査
- ※ 2 大分県内の高齢者の状況（令和 6 年 10 月 1 日現在）（令和 6 年 10 月 大分県）
- ※ 3 宮崎県高齢化の状況 R7 年 3 月（R5 年時点の状況）（令和 7 年 3 月 宮崎県）
- ※ 4 令和 5 年市町村別農業産出額（推計）（農林水産省 令和 7 年 3 月 25 日公表）
- ※ 5 2023 年経済構造実態調査（経済産業省、令和 6(2024)年 7 月 26 日掲載）
- ※ 6 令和 6 年版大分県統計年鑑_地目別面積（令和 7 年 3 月 大分県）及び宮崎縣市町村別民有地面積（令和 5 年 1 月 1 日 宮崎県）
- ※ 7 令和 5 年住宅・土地統計調査

2.2.2 業務の実施状況（日出町・高鍋町・門川町）

本業務の実施状況について、以下の表に取りまとめた。

表 2.2.2 本業務の実施状況

項目	実施内容
九州地方環境事務所との打合せ	表 1.1.3 と同様
現地調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調査 →令和 7 年 9 月に沖縄県を除く各対象地域で実施 ※調査許可、有識者及び関係事業団体の選定、日程調整、予備資料（調査先情報の整理や地図データ等）の準備、調査報告書作成、有識者への旅費及び謝金の支払い等
意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 回意見交換会 →令和 7 年 9 月に各対象地域で実施 業務の概要、対象自治体の過去の被災経験有無、仮置場候補地等、について課題の抽出とその対応について有識者、県、民間事業者団体を交え意見交換を行った ※事前アンケート実施、有識者及び関係事業団体の選定、日程調整、会場確保、会場設営、受付及び司会進行、配布資料作成及び説明、議事録の作成、有識者への旅費及び謝金の支払い等 ・ 第 2 回意見交換会（3 町） →令和 7 年 12 月に各対象地域で実施 現地調査の結果報告、災害廃棄物発生量推計結果について 3 町の計画改定について 2 町（日出町・高鍋町）については雛形による全面改定、1 町（門川町）については現行計画を基本とした改定方針に決定する

項目	実施内容
	<p>県、民間事業者団体を交え意見交換を行い、今後の改定に向けた流れを再度確認する</p> <p>※日程調整、会場確保、会場設営、受付及び司会進行、配布資料作成及び説明、議事録の作成等</p> <p>・第3回意見交換会（3町）</p> <p>→令和8年2月に各対象地域で実施</p> <p>各対象自治体より災害廃棄物処理計画改定の内容の説明と着目点、工夫点、今後の計画改定までの予定について報告をいただき、民間事業者団体からの意見、有識者から助言を頂いた。</p> <p>※日程調整、会場確保、会場設営、受付及び司会進行、配布資料作成及び説明、議事録の作成、有識者への旅費及び謝金の支払い等</p> <p>その他、会議等の前後での打合せや補足的な問い合わせ等を電話や電子メールなどにより適宜実施した</p>
処理計画改定に係る対象自治体支援	<p>・第1回意見交換会及び現地調査終了後、情報量が多く内容が多岐にわたり重要事項が判別し難いため、分かりやすくなるように全面的な改定を希望する自治体（日出町・高鍋町）には、策定支援で使用したワークシートをベースにした雛形を提供し、雛形の不明な点に対する質疑応答や、発生量推計、必要な資料やデータの提供を行った。また、現行処理計画にもとづく改定を希望する自治体（門川町）に対しては、新しい情報や知見を盛り込み、実効性を高める計画改定を目指し、改定骨子案の作成と発生量推計やその質疑応答、必要な資料やデータの提供を行った。進捗状況確認や質疑応答等の処理計画改定支援をそれぞれの自治体に電話及び電子メールなどにより実施した</p>
九州ブロック協議会での発表	表 1.1.3 と同様

2.3 現行処理計画策定後の自治体における状況変化の検討

2.3.1 事前アンケートの実施

2.3.1.1 アンケート調査票（計画改定支援）

業務対象3町村へ第1回意見交換会開催までに事前アンケートを実施し、処理計画改定に参考となる事項（改定にあたり重要となるポイント、仮置場候補地）や改定にあたり、ガイドラインとの整合性、必要な基礎情報の補完について、表 2.3.1 を用いて調査を行った。

表 2.3.1 事前アンケート調査票（日出町・高鍋町・門川町）

<改定支援に関して>

設問	回答
回答者	所属部署： 役職名： 氏名：
①災害廃棄物処理計画策定後の更新情報	被害想定（想定災害）： 組織体制： 廃棄物処理の受入先： 仮置場の変更・追加： 新たな協定の締結： その他：
②災害廃棄物処理計画策定後の被災経験	
③被災地における災害廃棄物に係る現地支援の経験があるか	
④災害廃棄物処理計画の改定において重要となるポイントはどこか	
⑤仮置場候補地	

<ガイドラインに関して>

実効性確保のための必要事項	現行計画での記載 「○/×回答」	改定計画反映 「○/×回答」
関係他課を含む庁内の組織体制及び各担当の災害廃棄物関連業務の内容が記載されている。		
災害廃棄物処理のタイムラインや処理スケジュール（特に初動期を詳細に記載したもの）が記載されており、災害廃棄物処理事業の全体像を把握できる。		
災害廃棄物の発生量を推計するための推計式や推計条件（原単位、組成割合）が災害廃棄物処理計画に記載されている。		
災害廃棄物の最低限の分別種類が災害廃棄物処理計画に記載されている。		
片付けごみの回収方針・回収方法（ごみ出し支援・ごみ収集支援等の役割分担を含む）が災害廃棄物処理計画に記載されている。		
求められる仮置場の必要条件が記載されている。		
仮置場における必要人数が災害廃棄物処理計画に記載されている。		
仮置場候補地の形状に応じた災害の種類毎の配置・レイアウトが災害廃棄物処理計画に記載されている。		

実効性確保のための必要事項	現行計画での記載 「○/×回答」	改定計画反映 「○/×回答」
必要な資機材・調達方法が災害廃棄物処理計画に記載されている。		
廃棄物の種類ごとの処理フローが記載されている。		
平時から災害廃棄物処理計画の点検を行うことに加え、災害時における災害廃棄物処理計画の活用方法が記載されている。		
災害廃棄物処理計画の見直し・改定頻度が計画に記載されている。		
災害支援協定締結先も含む具体的な複数の支援要請先（連絡先を含む）及び支援の内容が災害廃棄物処理計画に記載されている。		
地域ブロック行動計画に基づく支援が処理計画に記載されているか、地域ブロック行動計画を確認している。		
職員への人材育成方法について記載されている。		

2.3.1.2 アンケート結果（計画改定支援）

1. 日出町（大分県）、高鍋町・門川町（宮崎県）

大分県及び宮崎県内の対象自治体の事前アンケート結果について表 2.3.2～表 2.3.4 に示す。

表 2.3.2 事前アンケート結果（日出町）

<改定支援に関して>

回答者	所属部署 住民生活課
①災害廃棄物処理計画策定後の更新情報	被害想定（想定災害）：なし 組織体制：なし 廃棄物処理の受入先：なし 仮置場の変更・追加：なし 新たな協定の締結：なし その他：
②災害廃棄物処理計画策定後の被災経験	なし
③被災地における災害廃棄物に係る現地支援の経験があるか	なし
④災害廃棄物処理計画の改定において重要となるポイントはどこか	・近年の災害の状況や最新の知見を取り入れていること。 ・発災時、応援職員などが、初見であっても理解しやすく、すぐに行動に移せること。
⑤仮置場候補地	A 候補地、B 候補地

<ガイドラインに関して>

実効性確保のための必要事項	現行計画での記載 「○/×回答」	改定計画反映 「○/×回答」
関係他課を含む庁内の組織体制及び各担当の災害廃棄物関連業務の内容が記載されている。	○	○
災害廃棄物処理のタイムラインや処理スケジュール（特に初動期を詳細に記載したもの）が記載されており、災害廃棄物処理事業の全体像を把握できる。	○	○
災害廃棄物の発生量を推計するための推計式や推計条件（原単位、組成割合）が災害廃棄物処理計画に記載されている。	○	○
災害廃棄物の最低限の分別種類が災害廃棄物処理計画に記載されている。	○	○
片付けごみの回収方針・回収方法（ごみ出し支援・ごみ収集支援等の役割分担を含む）が災害廃棄物処理計画に記載されている。	○	○
求められる仮置場の必要条件が記載されている。	○	○
仮置場における必要人数が災害廃棄物処理計画に記載されている。	×	○
仮置場候補地の形状に応じた災害の種類毎の配置・レイアウトが災害廃棄物処理計画に記載されている。	×	○
必要な資機材・調達方法が災害廃棄物処理計画に記載されている。	×	○
廃棄物の種類ごとの処理フローが記載されている。	○	○
平時から災害廃棄物処理計画の点検を行うことに加え、災害時における災害廃棄物処理計画の活用方法が記載されている。	○	○
災害廃棄物処理計画の見直し・改定頻度が計画に記載されている。	×	○
災害支援協定締結先も含む具体的な複数の支援要請先（連絡先を含む）及び支援の内容が災害廃棄物処理計画に記載されている。	×	○
地域ブロック行動計画に基づく支援が処理計画に記載されているか、地域ブロック行動計画を確認している。	×	○
職員への人材育成方法について記載されている。	×	○

表 2.3.3 事前アンケート結果（高鍋町）

<改定支援に関して>

回答者	所属部署 町民生活課
①災害廃棄物処理計画策定後の更新情報	被害想定（想定災害）：南海トラフ地震による建物倒壊・津波被害、超大型台風による浸水被害 組織体制：未確定 廃棄物処理の受入先：西都児湯クリーンセンター等 仮置場の変更・追加：未確定 新たな協定の締結：特になし その他：

回答者	所属部署 町民生活課
②災害廃棄物処理計画策定後の被災経験	※被災した災害と災害廃棄物対策に関する事例 浸水等による軽微なものはあるが、大きなものはなし
③被災地における災害廃棄物に係る現地支援の経験があるか	特になし
④災害廃棄物処理計画の改定において重要なポイントはどこか	仮置き場の設置及び運営
⑤仮置場候補地	A候補地、B候補地

<ガイドラインに関して>

実効性確保のための必要事項	現行計画での記載 「○/×回答」	改定計画反映 「○/×回答」
関係他課を含む庁内の組織体制及び各担当の災害廃棄物関連業務の内容が記載されている。	○	○
災害廃棄物処理のタイムラインや処理スケジュール（特に初動期を詳細に記載したもの）が記載されており、災害廃棄物処理事業の全体像を把握できる。	×	○
災害廃棄物の発生量を推計するための推計式や推計条件（原単位、組成割合）が災害廃棄物処理計画に記載されている。	×	○
災害廃棄物の最低限の分別種類が災害廃棄物処理計画に記載されている。	○	○
片付けごみの回収方針・回収方法（ごみ出し支援・ごみ収集支援等の役割分担を含む）が災害廃棄物処理計画に記載されている。	×	○
求められる仮置場の必要条件が記載されている。	×	○
仮置場における必要人数が災害廃棄物処理計画に記載されている。	×	○
仮置場候補地の形状に応じた災害の種類毎の配置・レイアウトが災害廃棄物処理計画に記載されている。	×	○
必要な資機材・調達方法が災害廃棄物処理計画に記載されている。	×	○
廃棄物の種類ごとの処理フローが記載されている。	×	○
平時から災害廃棄物処理計画の点検を行うことに加え、災害時における災害廃棄物処理計画の活用方法が記載されている。	×	○
災害廃棄物処理計画の見直し・改定頻度が計画に記載されている。	×	○
災害支援協定締結先も含む具体的な複数の支援要請先（連絡先を含む）及び支援の内容が災害廃棄物処理計画に記載されている。	×	○
地域ブロック行動計画に基づく支援が処理計画に記載されているか、地域ブロック行動計画を確認している。	×	○
職員への人材育成方法について記載されている。	×	○

表 2.3.4 事前アンケート結果（門川町）

<改定支援に関して>

回答者	所属部署 環境水道課
①災害廃棄物処理計画策定後の更新情報	被害想定（想定災害）： 組織体制： 廃棄物処理の受入先： 仮置場の変更・追加： 新たな協定の締結： その他：策定後更新していない。
②災害廃棄物処理計画策定後の被災経験	策定後の特に大きな災害被害はないが、令和6年10月に庵川東地区のハウス団地が大雨浸水被害を受け、1次仮置場、2次仮置場を設置した。
③被災地における災害廃棄物に係る現地支援の経験があるか	令和6年能登半島地震における人的支援として、輪島市へ1週間5名派遣。業務内容は被災家屋公費解体の書類審査業務であり、特に処理計画は使っていない。
④災害廃棄物処理計画の改定において重要となるポイントはどこか	現計画では、南海トラフ地震の最大想定の子害を対象とした計画であり、より発生頻度の高い豪雨災害、土砂災害の対応について計画に反映したい。また、実際に被災した場合にすぐ使えるような実行計画やマニュアル的な計画の方が好ましい。
⑤仮置場候補地	A候補地、B候補地、C候補地

<ガイドラインに関して>

実効性確保のための必要事項	現行計画での記載「○/×回答」	改定計画反映「○/×回答」
関係他課を含む庁内の組織体制及び各担当の災害廃棄物関連業務の内容が記載されている。	○	○
災害廃棄物処理のタイムラインや処理スケジュール（特に初動期を詳細に記載したもの）が記載されており、災害廃棄物処理事業の全体像を把握できる。	×	○
災害廃棄物の発生量を推計するための推計式や推計条件（原単位、組成割合）が災害廃棄物処理計画に記載されている。	○	○
災害廃棄物の最低限の分別種類が災害廃棄物処理計画に記載されている。	○	○
片付けごみの回収方針・回収方法（ごみ出し支援・ごみ収集支援等の役割分担を含む）が災害廃棄物処理計画に記載されている。	×	○
求められる仮置場の必要条件が記載されている。	×	○
仮置場における必要人数が災害廃棄物処理計画に記載されている。	×	○
仮置場候補地の形状に応じた災害の種類毎の配置・レイアウトが災害廃棄物処理計画に記載されている。	×	○
必要な資機材・調達方法が災害廃棄物処理計画に記載されている。	×	○

実効性確保のための必要事項	現行計画での記載 「○/×回答」	改定計画反映 「○/×回答」
廃棄物の種類ごとの処理フローが記載されている。	×	○
平時から災害廃棄物処理計画の点検を行うことに加え、災害時における災害廃棄物処理計画の活用方法が記載されている。	×	○
災害廃棄物処理計画の見直し・改定頻度が計画に記載されている。	×	○
災害支援協定締結先も含む具体的な複数の支援要請先（連絡先を含む）及び支援の内容が災害廃棄物処理計画に記載されている。	×	○
地域ブロック行動計画に基づく支援が処理計画に記載されているか、地域ブロック行動計画を確認している。	×	○
職員への人材育成方法について記載されている。	×	○

2.3.2 指針改定後の状況変化（平成 30 年 3 月以降）

2.3.2.1 関係法の改正及び指針等の改定

国の災害廃棄物に関する諸法令や計画の位置づけについて図 2.3.1 に示し、「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月）策定後の主な法令改正や指針改定等の時期と内容に関して表 2.3.1 に整理し、改定の際に反映すべき事項を検討する。

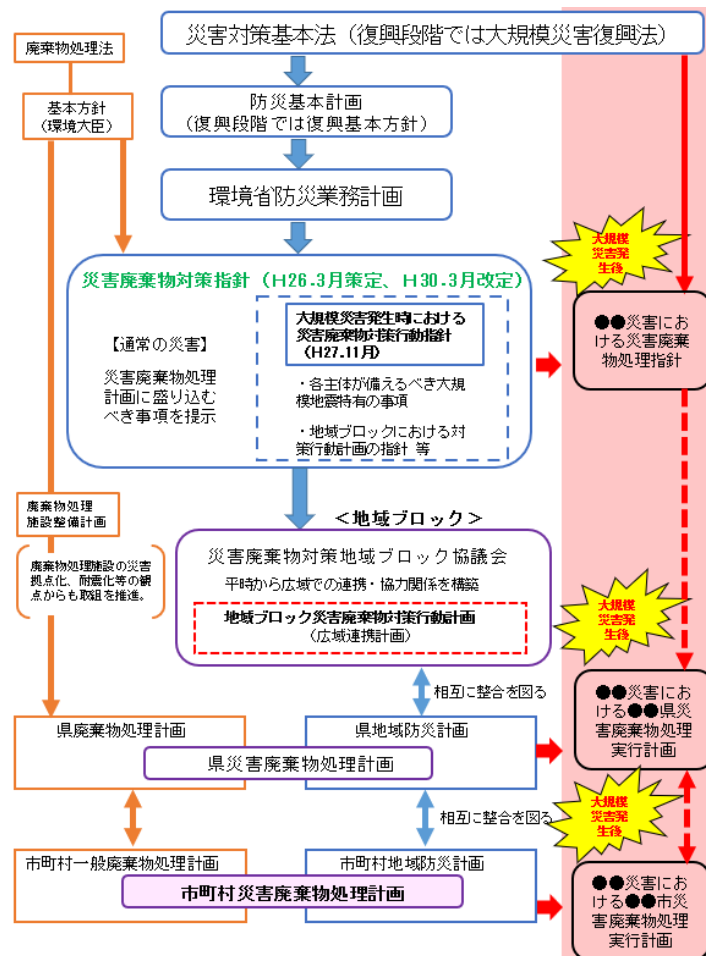


図 2.3.1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け

出典：「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成 30 年 3 月 環境省）

表 2.3.1 主な法令改正や指針改定等の時期と内容

年月	法令や通知、指針等	内容
平成 27 年 7 月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び災害対策基本法の一部を改正する法律	災害廃棄物処理について、適正処理と再生利用を確保し、円滑・迅速に処理すること、また、これらについて、発災前から周到に備えること
	〈廃棄物処理法〉	<ul style="list-style-type: none"> ・国、都道府県、市町村及び民間事業者は、災害廃棄物について、相互に連携・協力し、適切に役割を分担して取り組む責務を有すること ・平時から、廃棄物処理の基本方針又は処理計画に基づき、災害時の備えを実施すること ・災害時には廃棄物処理施設の迅速な新設又は柔軟な活用のための手続きの簡素化を行うこと
	〈災害対策基本法〉	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の大規模災害の発生後、環境大臣は廃棄物処理法の基本方針に則り、災害廃棄物処理に関する指針を策定する ・処理の実施体制、専門知識・技術の必要性、広域処理の重要性を勘案して必要と認められる場合、環境大臣は災害廃棄物の処理を代行することができる
9 月	災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net) 発足（以下「D. Waste-Net」という。）	事務局である環境省から協力要請により、災害廃棄物処理に関する「発災時」と「平時」の各局面において支援を行う
11 月	大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針	平時の枠組み・対策では対応できない大規模災害発生時においても災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための基本的な考え方、対応方針を整理
平成 28 年 1 月	環境省告示第 7 号 廃棄物処理法「基本方針」の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・国、都道府県、市町村、事業者及び専門家の災害廃棄物対策に係る役割を明確化 ・災害廃棄物対策としての処理施設の整備及び災害時の運用、民間施設の活用による処理体制の確保 ・地域住民に対する情報発信
平成 30 年 3 月	「災害廃棄物対策指針」改定	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の法改正を受けた計画や指針の位置づけの変化等への対応 ・近年発生した災害時の対応を受けた実践的な対応につながる事項の充実 ・自治体における災害廃棄物処理計画策定の必要性や体制整備の具体化など平時の備えの充実
	大規模災害発生時における九州ブロック災害廃棄物対策行動計画	九州ブロックにおいて県域を越えた連携が必要な規模の災害が発生した場合に備え、ブロック内の関係者それぞれの役割分担や連携手順を示す

年月	法令や通知、指針等	内容
平成 30 年 12 月	気候変動適応法	気候変動影響が生じる生活・社会・経済・自然環境の 4 分野に対応する形で、国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応を推進する
令和元年 5 月 ～令和 2 年 3 月	「災害廃棄物対策指針」資料編 改定	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場、人員・資機材確保、収集運搬、支援・受援等に関する基本的事項の見直しや知見の整理 過去の災害対応事例の充実化と整理
令和 2 年 3 月	災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）	災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員を「災害廃棄物処理支援員」として登録
7 月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令	産業廃棄物処理施設において非常災害により生じた廃棄物処理するときは、施設の設置許可に係る産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を処理することができる

2.3.2.2 災害廃棄物対策指針における技術資料の改定

環境省では、平成 30 年 3 月に災害廃棄物処理対策指針本編の改定・公表を行い、さらに災害廃棄物対策指針の資料編（技術資料）についても、順次改定を行っている。改定作業の完了した資料について表 2.3.2 に整理し、改定の際に反映すべき事項を検討する。

表 2.3.2 災害廃棄物対策指針資料編の主な改定内容

改定時期	改定のポイント	主な内容
令和元年 5 月 16 日	仮置場に関する基本的事項の見直し	仮置場の種類、候補地の選定、設置方法、管理方法について近年の災害廃棄物処理で蓄積した知見をもとに多様な災害に対応できるように、基本的事項の見直し <ul style="list-style-type: none"> 仮置場の分類 仮置場の必要面積の算定方法 仮置場の確保と配置計画にあたっての留意点 仮置場の運用にあたっての留意点 仮置場の復旧
	被災自治体における人員・資機材の適切な確保に向けた知見の整理	災害の初動・応急対応期での被災自治体における人員や資機材の迅速かつ適切な確保・配置について平時から検討すべき情報を充実化 <ul style="list-style-type: none"> 組織体制図（例） 受援体制の構築について 必要資機材
	災害廃棄物の収集運搬に関する基本的な考え方の提示	発災直後から、災害の種類や規模、地域の状況等に応じて必要な片付けごみの回収戦略について検討すべき基本的な考え方を整理 <ul style="list-style-type: none"> 収集運搬車両の確保とルート計画の留意事項
	事例情報の充実化	事例情報の不足や偏りが見られた資料について、幅広

改定時期	改定のポイント	主な内容
		<p>く参考になる事例情報を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水害廃棄物処理の事例 ・ 処理のスケジュール（例） ・ 処理フロー ・ 火災廃棄物の処理
	資料の趣旨や解説内容の明確化	<p>災害廃棄物処理の検討にあたり自治体等が行う推計・試算の手法に関して、資料の趣旨、根拠について解説を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物の発生量の推計方法 ・ 既存の廃棄物処理施設における処理可能性の試算 ・ 収集運搬車両の必要台数の算定方法 ・ 仮設破砕機の必要基数の算定方法（例） ・ 仮設焼却炉の必要基数の算定方法（例）
令和2年 3月31日	災害時の支援・受援に関する事例や知見の整理	<p>自治体間の相互協力体制や、関係団体等との協力や受援計画についての事例、都道府県による事務委託やボランティアの受け入れ等に関する記載を充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理における広域的な相互協力体制（例） ・ 受援計画に関する国内の取り組み事例 ・ 関係団体との協力体制 ・ 協定の活用方法（例） ・ 事務委託（例） ・ 過去の災害における支援事例 ・ D. Waste-Net の活動 ・ 地域ブロック協議会 ・ 被災地でのボランティア参加と受入れ
	災害廃棄物処理体制のさらなる向上に関する情報の整理	<p>自治体の災害対応力向上のための災害廃棄物対策に関する業務リストの整理、災害廃棄物処理計画づくりや教育訓練における留意点等の追加、損壊家屋等の撤去にかかる業務フローや適正処理に関する技術情報等を充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物対策に関する業務リスト ・ 計画づくりの留意点 ・ 教育訓練、研修 ・ 損壊家屋等の撤去と分別にあたっての留意事項 ・ 公費解体に係る手続き ・ 土砂系混合物（津波堆積物）の処理 ・ 廃石綿、石綿含有物の処理 ・ 住民等への普及啓発、広報等

改定時期	改定のポイント	主な内容
	過去の災害対応事例の整理等	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等への情報伝達、発信等 <p>東日本大震災や熊本地震等、過去の災害時における実際の災害廃棄物対策に関する最新の情報を整理。環境省の検討資料や国立環境研究所「災害廃棄物対策情報プラットフォーム」等、災害廃棄物対策について知見を深めるための情報収集手段の紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年における主な自然災害の一覧 ・大規模災害発生時の災害廃棄物対策のあり方 ・水害事例 ・過去の自然災害において生じた課題 ・東日本大震災関連 ・熊本地震関連 ・災害廃棄物情報プラットフォーム
令和5年 1月20日	「災害廃棄物対策指針」資料編改定	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアの受入れ体制に係る事例として One NAGANO の事例を追記した。また、災害ボランティアとの連携方法を追記 ・鉄板の敷設に当たって必要な重機等を写真付きで掲載 ・被災自治体が仮置場の地盤対策の方法を適切に選択できるよう、鉄板及び砕石それぞれのメリット・デメリット、留意点等、技術資料として整理 ・環循適発第1812271号（平成30年12月27日）「廃エアゾール製品等の排出時の事故防止について（通知）」に記載されている排出方法と記載の整合性を図る ・「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」と整合性を図りながら仮置場での分別保管等の留意事項について整理 ・災害等廃棄物処理事業の担当所管である廃棄物部局において、速やかに申請受付を行えるよう、過去事例から解体・撤去に係る事務処理手順を整理するとともに、必要となる書類の例を整理 ・災害等廃棄物処理事業の担当所管である廃棄物部局において、広域処理が必要となった場合、速やかに広域処理の事務手続きを行えるよう、事務処理手順を整理するとともに、必要となる書類の例を整理 ・災害等廃棄物処理事業を進める中で貴重品が発見された場合、拾得物を適切に保管し、被災者に返還することが必要となる。そのため、被災自治体におい

改定時期	改定のポイント	主な内容
		<p>て、遺失物法に基づき適切に対応できるよう、過去事例から貴重品の取扱に係る関連様式を収集し、参考例を掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月改訂した「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」を掲載
令和5年 4月28日	「災害廃棄物対策指針」資料編改定	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで対策指針では平成26年3月に策定された「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて（中間とりまとめ）」の災害廃棄物発生量推計式を提示してきたが、災害廃棄物発生量の推計精度向上のための方策検討会において、地震、水害等の災害の種類別に災害廃棄物全体量と片付けごみ量の推計式を分けて新たに策定された ・過去の災害事例を参考に、仮置場の整備や管理・運営の概略手順の整理。 ・仮置場の整備や管理・運営のそれぞれを外部委託する場合の書類の一部について過去の災害における事例を掲載 ・令和2年8月に作成した「災害廃棄物の撤去等に係る 連携対応マニュアル」を掲載 ・令和3年に運用を開始した「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」を掲載した。

2.3.2.3 災害廃棄物対策に関するマニュアルの策定・改訂

災害廃棄物の処理においては、通常の業務に加え、一時的に大量かつ多様な業務が発生することが想定されるため、処理体制の構築、受援等を含めた効率的な処理戦略、予算の確保などが必要となる。環境省では、自治体が災害時初動対応、補助制度の活用などを検討する際の参考となるよう各種マニュアルや手引きを策定しており、主なものを2.3.3に整理し、改定の際に反映するべき事項を検討する。

表 2.3.3 災害廃棄物対策に関する主なマニュアル

策定年月	名称	内容
令和元年3月	災害廃棄物対策現地支援オペレーションマニュアル	<p>現地支援チームが効率的かつ効果的に活動できるよう、標準的な対応をとりまとめたマニュアル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地支援チームで環境省職員が果たす役割 ・現地支援チームの業務遂行に向けた準備 ・フェーズに応じた現地支援チームの業務

策定年月	名称	内容
令和2年8月	災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル	<p>環境省、防衛省、自治体、ボランティア、NPO等の関係者の役割分担や、平時の取組、発災時の対応等を整理した連携対応マニュアル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の役割分担・連携 ・各主体における平時の取組等 ・発災時の対応 <ul style="list-style-type: none"> 自衛隊の災害派遣活動に当たっての考え方、留意事項（公共性、緊急性及び非代替性を総合的に勘案して判断がなされる） 関係機関の実施事項 ・自衛隊の活動終了に伴う対応等
令和3年3月改訂	災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き	<p>災害時の初動対応に特化して初動対応手順及び平時の事前検討事項をまとめた手引書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時初動対応の全体像 ・一般廃棄物処理の災害時初動対応 ・安全及び組織体制の確保 ・被害情報の収集・処理方針の判断 ・生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬体制の確保 ・災害廃棄物の処理体制の確保 ・継続的な一般廃棄物処理体制の確保 ・円滑かつ迅速な初動対応のための事前検討等
令和3年3月	災害時に発生する廃石膏ボードの再生利用について	<p>廃石膏ボードの発災時の発生源や性状、安全性や再生利用に向けた取組を解説した手引書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における廃石膏ボードの再生利用 <ul style="list-style-type: none"> 廃石膏ボードの再生利用までの主な流れ 廃石膏ボードの仮置場における受入・保管の留意点 ・災害時における再生利用可能な廃石膏ボード <ul style="list-style-type: none"> 災害の種類による性状の違い 廃石膏ボードの受入基準、再生利用方法、環境安全性
令和3年5月	地方公共団体向け仮設処理施設の検討手引き	<p>仮設処理施設の計画、発注、建設、運営等に係る課題や対応策をとりまとめた手引書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設処理施設設置の概要 ・仮設処理施設の計画 ・建設工事 ・仮設処理施設の運営（災害廃棄物の処理） ・処理の完了後の対応

策定年月	名称	内容
令和4年3月	災害廃棄物処理支援員マニュアル	・災害廃棄物処理支援員の位置付けや役割、支援活動等についての整理
令和5年4月	災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）	・令和2年の「大気汚染防止法」改正の反映や規制対象の拡大、事前調査の棟について改訂がなされた
令和5年12月 改訂	災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）	災害等廃棄物処理事業費及び廃棄物処理施設災害復旧事業費の申請方法を紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・災害等廃棄物処理事業とは ・廃棄物処理施設災害復旧事業とは ・災害関係事業の補助金申請について ・災害報告書の作成事例について ・補助金交付申請書・実績報告書の作成方法について 等
令和6年6月 第5版	公費解体・撤去マニュアル	・災害で被災した家屋の公費解体について一連の手続きの流れや質疑応答集を取りまとめた

2.3.3 気象災害における被害の様相と災害廃棄物の質（処理困難物等）

本編第1章 1.2.4 の記載内容に準ずる。

2.3.4 能登半島地震で浮き彫りとなった課題や知見

本編第1章 1.2.5 の記載内容に準ずる。

2.4 現地調査の実施（日出町・高鍋町・門川町）

改定支援業務対象である大分県日出町、宮崎県高鍋町・門川町における災害廃棄物処理計画の実効性向上を目的として、有識者や事業者団体等同伴のもと仮置場候補地の現地調査を実施した。本調査では、各候補地の立地条件や運営上の課題を多角的に抽出するとともに、発災時に円滑な処理体制を確保するための具体的な改善策および対応策を検討した。

2.4.1 大分県日出町

1. A候補地

調査日：令和7年9月24日（水）

参加者：①日出町住民生活課

②大分県循環社会推進課

③環境省九州地方環境事務所資源循環課

④大分県産業資源循環協会

⑤元国立環境研究所有識者

⑥榊東テクノロジー

（1）調査結果の概要

項目	調査結果
管理者	日出町教育委員会社会教育課
面積	約 10,000 m ²
利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・日出バイパスまで直線距離で約 500 ・住宅団地の北側に位置し、住民の認知度は高い
インフラ	トイレ、水道、電源、照明設備あり
出入口	現在の出入口は1ヶ所、幅約 4 m
周辺環境	入口側の道路向かいに老健施設や民家などがある
地面の性状	土のグラウンドだが、外野部分には芝生が張ってある、暗渠なし
平時の利用状況	小学生たちの野球やサッカー、夜間はソフトボールなど、利用頻度は高い
利用用途の重複	特になし
土地利用規制	特になし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・津波の影響を受けない高台に立地し、道路向かいにある老健施設との間には木々があり、ある程度の距離もあるので配慮の心配は少ない →ごみに飛散が懸念される場合や飛散防止ネットや散水によって対策 ・レイアウト案では、動線を作るために既存の出入口は入口専用とし、東南角のフェンスと樹木を取り除いて出口を作る計画となっている ・入場車両は公園西側の敷地内道路を通るが、ここに受付を設け、車両が 20 台～30 台ほどは待機できるモータープールとしても活用できる ・外から場内に入ろうとする車両と退出する車両が交差する場所がある →警備員を適切に配置するなどして十分な安全対策が必要 →あらかじめ警察に相談するなどして説明が付けば補助対象になり得る

項目	調査結果
	<ul style="list-style-type: none"> ・地面養生のために車両の動線に合わせて敷鉄板を設置するなどの対策が必要な場合もある →敷鉄板は産資協がリース会社から調達する →廃家電などはブルーシートに置く、バックコンテナの設置も有効 ・県と産資協の協定内容には仮置場開設から管理運営まで入っている →市町との直接協定など、迅速に現場対応できる仕組みづくりが課題

(2) 写真



写真 左：仮置場利用時の配置図（案）（日出町提供）
 右上：公園グラウンド全景、右下：公園グラウンド出入口



写真 左：グラウンド出入口、中：グラウンド側から見た出入口、右：グラウンド地面の性状



写真 左：公園東南角の様子、中：公園前の道路（道路向かいの老健施設）、右：現地調査の様子

2. B候補地

調査日：令和7年9月24日（水）

参加者：①日出町住民生活課

②大分県循環社会推進課

③環境省九州地方環境事務所資源循環課

④大分県産業資源循環協会

⑤元国立環境研究所員

⑥(株)東和テクノロジー

(1) 調査結果の概要

項目	調査結果
管理者	日出町教育委員会社会教育課
面積	約 12,000 m ²
利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・広場に接する道路はすぐに国道10号に接続でき、アクセスは良い ・町の中心部に近い場所であり、住民もよく知っている
インフラ	トイレ（2ヶ所）、水道、電源、照明設備あり
出入口	現在の出入口は広場南側の駐車場に停めて階段で降りるようになっている
周辺環境	広場の北側に太陽光発電所、駐車場のさらに南側に民家あり
地面の性状	広場の真ん中は土の地面だが、それ以外は緑地（芝生）、暗渠なし
平時の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・サッカーチーム、中学校の部活、ゲートボールなど、ほぼ毎日利用あり ・草刈りは頻繁に行っている
利用用途の重複	仮設住宅の担当課と協議中
土地利用規制	特になし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・津波や土砂災害の影響を受けない土地に立地しているが、現在は広場に直接入れる車両の出入口がない →広場の西北側で、接する道路との段差が最も低いフェンスを切って進入路（出入口）を作る計画 →9m程度の幅の確保で大型車両の出入りも可能) ・風向きによっては発電所のソーラーパネルにごみや粉じんが飛散しないような配慮が必要になる

項目	調査結果
	<ul style="list-style-type: none"> ・国道も近いので渋滞対策は考える必要がある →場内にモータープールを作る、駐車場に誘導するなどの方法がある ・道路側には高いフェンスが設けてあるので、不法投棄防止対策になる ・広場内には四阿のようなものがあり、作業員の休憩場所、危険物等の保管場所、受付の設置などの利用が考えられる <p>※出入口の工事が伴うので、黒岩公園から優先的に利用したい</p>

2.4.2 宮崎県高鍋町

1. A補地

調査日：令和7年9月26日（金）

参加者：①高鍋町町民生活課

②環境省九州地方環境事務所資源循環課

③元国立環境研究所所有識者

④㈱東和テクノロジー

（1）調査結果の概要

項目	調査結果
管理者	高鍋町町民生活課
面積	約 52,000 m ² （航空写真で囲んだ部分は約 30,000 m ² ）
利便性	県道 304 号につながる海に近い平地に立地している
インフラ	トイレ、水道、電源あり
出入口	1ヶ所、幅 7m 以上
周辺環境	周囲には農地が広がり、交通量は農家の車両程度
地面の性状	埋立処分場部分には一面に草木が繁茂している
平時の利用状況	10 年以上前から受入停止中である
利用用途の重複	特になし
土地利用規制	特になし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場内のポンプ施設の周りは深くくぼんでいる場所もあり、全体が利用できるわけではない ・実際にはごみが埋まっている場所と埋まっていない場所があり、ごみが埋まっている場所には頻繁に車両や重機が行き来するような状態になるのは好ましくない ・浸出水の水質管理も継続して行っているため、ごみが埋まっている部分に新たに廃棄物を積み上げて水質に影響があると言われたくない →ごみを埋めていない土地を伐開、整地して利用したい →有害物のような物は倉庫に保管して、地面に直接置かない、雨ざらしにしないと見た目に見える対策を行う ・道路沿いにはフェンスと植え込みがあり、ゲートもあるので不法投棄も少ないと思われる

項目	調査結果
	<ul style="list-style-type: none"> ・管理棟には人が常駐して監視、管理にあたることも可能 ・津波を伴う大規模な地震が発生した場合、津波で押し流された家屋や散乱物を業者が撤去・回収して持ち込む場所としての利用も考えられる

(2) 写真



写真 左：高鍋町一般廃棄物最終処分場の航空写真（GoogleMaps より作成）
 右上：最終処分場の様子、右下：最終処分場管理棟付近



写真 左：最終処分場に面する道路、中：最終処分場の出入口、右：入場後（管理棟、台貫跡）



写真 左：最終処分場内のポンプ施設、中：最終処分場の状況、右：現地調査の様子

2. B補地

調査日：令和7年9月26日（金）

参加者：①高鍋町町民生活課

②環境省九州地方環境事務所資源循環課

③元国立環境研究所所有識者

④榊東和テクノロジー

（1）調査結果の概要

項目	調査結果
管理者	高鍋町町建設課
面積	圃場（航空写真囲み部分）：約 2,300 m ² 、南側駐車場：約 1,600 m ²
利便性	県道 24 号に面した舞鶴公園のふもとに立地しており、アクセスは良い
インフラ	トイレ、水道、電源あり
出入口	2ヶ所、南側駐車場 6m 以上、北側駐車場約 5m
周辺環境	道路向かいに数件の民家あり、北側の斜め向かいには高校がある
地面の性状	駐車場はアスファルト舗装、圃場は未舗装で草が生い茂っている
平時の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 舞鶴公園、文教歴史館への観光客あり 年に 1 回お祭り（高鍋城灯籠まつり）が開催される 県道の交通量は多い
利用用途の重複	特になし
土地利用規制	特になし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップにおいて浸水区域に入っていない場所なので候補地として選定した経緯がある 土地がやや傾斜があり、県道沿いの水路への排水が気になっている →危険物や農薬・燃料といったものを適正に保管する対策を行っていれば、基本的には有害物質が流れ出すことはないので、特に心配する必要はない 県道に面しているので渋滞が懸念される →警備員を立てて交通整理を行う（あらかじめ警察に相談するとよい） 面積が広いとは言えないので、圃場の上下段と駐車場を使い、駐車場をモータープールとして利用する方法もある

項目	調査結果
	→圃場の上段を使う際は段差をなくすための土工事が必要 →圃場は未舗装なので、必要に応じて敷鉄板の設置など ・車両の出入りに伴って粉じんの発生などが考えられるので、道路向かいの民家や高校への影響に配慮する →散水車など

(2) 写真



写真 左：候補地（島田圃場及び駐車場）の航空写真（GoogleMaps より作成）

右上：南側駐車場の全景、右下：圃場の全景



写真 左：駐車場から見た出入口、中：北側から見た駐車場、右：南側から見た駐車場



写真 左：圃場の地面の状況、中：県道沿いの水路、右：現地調査の様子

2.4.3 宮崎県門川町

1. A候補地

調査日：令和7年9月25日（木）

参加者：①門川町環境水道課

②環境省九州地方環境事務所資源循環課

③元国立環境研究所有識者

④榊東和テクノロジー

（1）調査結果の概要

項目	調査結果
管理者	門川町環境水道課
面積	有効面積約 3,000 m ²
利便性	普段から町民がごみの持ち込み場所として認識しており、利便性は高い
インフラ	トイレ、水道、電源、トラックスケールあり
出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ所、進入路の幅は約6m以上 ・仮置場候補地へはさらに場内のスロープを下る
周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に民家等はない ・自動車部品工場（宮崎部品株）が隣接している
地面の性状	未舗装で水はけは良くない
平時の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの中継施設（可燃、不燃共）として町民が持ち込み利用をしている ・多い日は1,000台/日の利用があり、渋滞ができる
利用用途の重複	特になし
土地利用規制	特になし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・町民が普段からごみの持ち込みをしているので、災害ごみの仮置場となっても特に苦情などはない見込み →環境対策も特に必要ないのではないと思われる ・施設の管理及びメンテナンスの会社（南門川メンテナンス）が入っており、分別、選別については安心して任せられる ・敷地が広くないので、品目を限定して二次仮置場のような形で利用することも考えられる

項目	調査結果
	<p>→分別精度や状態が悪くて焼却施設で受け入れてもらえないケースもあり、このような場所があると対応が可能である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に利用する際には、地面が未舗装で水はけも良くないので、敷鉄板の設置などが必要になる ・建屋の周りを1周できるようになっているので、動線が作りやすい ・場内にヤードや倉庫があるので、処理困難物や危険物などを分けて保管することに利用できる

(2) 写真



写真 左：候補地の航空写真（GoogleMaps）、右：門川町清掃工場全景



写真 左：清掃工場出入口のゲート、中：中継施設の状況、右：仮置場候補地に下りるスロープ



写真 左：仮置場候補地全景 1、中：仮置場候補地全景 2、右：現地調査の様子

2. B 候補地

調査日：令和 7 年 9 月 25 日（木）

参加者：①門川町環境水道課

②環境省九州地方環境事務所資源循環課

③元国立環境研究所所有識者

④㈱東和テクノロジー

（1）調査結果の概要

項目	調査結果
管理者	門川町教育課（指定管理者：門川ふるさと文化財団）
面積	多目的広場（陸上競技場）：約 15,000 m ² 、野球場：約 12,000 m ² 駐車場：4,200 m ² 、管理棟前中央広場：約 4,000 m ² （駐車スペース共）
利便性	門川湾に面した埋立地で、国道 10 号（388 号）に接続している
インフラ	トイレ、水道、電源あり
出入口	・中央広場や駐車場へは正面出入口がる ・多目的広場は場内道路（幅 4m～5m）を通過して出入口がある
周辺環境	3 方は海に面しており、北側は住宅密集地である
地面の性状	・グラウンドや野球場は未舗装で土の地面と芝生あり、野球場は暗渠あり ・駐車場や中央広場はアスファルト舗装
平時の利用状況	多目的広場は中学校の部活でも使われており、利用率は高い
利用用途の重複	ヘリポート、仮設住宅建設候補地
土地利用規制	特になし
その他	・規模の小さい災害であれば、グラウンドや野球場を使わずに駐車場や中央広場での対応が十分可能 ・グラウンドや野球場を使用する場合は、敷鉄板等の地面養生、出入口の拡幅等による大型車両の動線の確保などが必要 ・住宅が近いので、仮囲いの設置等、粉じんの飛散や騒音の防止、目隠しなどの対策が必要 ・搬入車両が非常に多い場合は、駐車場をモータープールとして利用するなどの対策が必要だが、公園から住宅地、国道 10 号まで渋滞が発生することが想定される

項目	調査結果
	<ul style="list-style-type: none"> ・津波を伴う大規模地震などが発生した場合、おそらく公園のみならず周辺の住家等の建物も大きく被災し、津波堆積物の発生も見込まれることから、公園の機能や利用方法も変わってくると思われる ※災害の規模や発生場所によって、町営の温泉施設や公民館等の駐車場や敷地などを利用することが現実的であり、過去の災害における受入れ実績もある

(2) 写真



写真 左：海浜総合公園の航空写真（GoogleMaps） 右上：公園全景、右下：平面図



写真 左：駐車場全景、右：多目的広場（陸上競技場）全景



写真 左：管理棟前中央広場全景、右：野球場全景



写真 左：多目的広場の出入口、中：多目的広場の地面の状況、右：野球場の出入口

3. C候補地

調査日：令和7年9月25日（木）

参加者：①門川町環境水道課

②環境省九州地方環境事務所資源循環課

③元国立環境研究所有識者

④榊東和テクノロジー

（1）調査結果の概要

項目	調査結果
管理者	門川町農林水産課
面積	約 8,000 m ² （多目的広場、グランドゴルフ場）
利便性	進入道路は県道 225 号～国道 388 号に接続している
インフラ	トイレ、水道、電源あり
出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ所、進入路の幅は約 7m ・グラウンドへの入口に設置されている車止めは取り外すことができる
周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> ・北側に隣接する集会施設は利用者が減少している ・周囲に民家等はない ・東側に五十鈴川が流れており、氾濫による浸水被害が起こる
地面の性状	グラウンドは短い草に覆われた緑地になっている
平時の利用状況	利用率は低い
利用用途の重複	集会施設の方は避難所となっている
土地利用規制	特になし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・町西部の中心集落（上納谷地区：約 100 世帯、三ヶ瀬地区：約 100 世帯）をカバーする仮置場候補地 ・高齢化が進んでいる地域であり、災害の規模によっては手前のアスファルト舗装された駐車場（2,000 m²強）だけでも足りる ・災害の規模が大きい場合はまとまった面積のあるグラウンドの部分を利用することになるが、進入道路が近距離で県道に接続しているため搬入車両が多い場合は渋滞対策が必要になる <p>→駐車場を待機車両のモータープールとして利用するなど</p>

(2) 写真



写真 左：候補地の航空写真（GoogleMaps）、右：西門川町総合活性センター全景



写真 左：グランドゴルフ場（手前）と多目的広場全景、右：駐車場全景



写真 左：進入道路の状況、中：グラウンドへの進入路、右：グラウンドの出入口



写真

左：駐車場とグランドゴルフ場の間のトイレ、中：地面の状況と電源、右：現地調査の様子

4. D候補地

調査日：令和7年9月25日（木）

参加者：①門川町環境水道課

②環境省九州地方環境事務所資源循環課

③元国立環境研究所有識者

④榊東和テクノロジー

（1）調査結果の概要

項目	調査結果
管理者	門川町建設課
面積	約 4,500 m ²
利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・国道10号に近距離で接続 ・総合文化会館に隣接しており、町民の認知度の高い場所
インフラ	トイレ、水道、電源あり
出入口	2ヶ所、北側の出入口の幅は約5m（南側はもう少し狭い）
周辺環境	総合文化会館に隣接している他は、特に住家等はない
地面の性状	グラウンドは土の地面と芝生を張った緑地になっている
平時の利用状況	利用率は高くない
利用用途の重複	避難場所、仮設住宅建設用地との重複の可能性あり
土地利用規制	特になし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・五十鈴川河口東岸に位置し、町総合文化会館に隣接する都市公園で、浸水被害の少ない場所である →南町地区の災害廃棄物仮置場として考えることができる ・隣接する総合文化会館は避難所になっているので、仮置場利用の際には配慮が必要である ・出入口が2ヶ所あるので動線が作りやすい →出入口は必要に応じて拡幅する ・未舗装なので利用の際には敷鉄板の設置等、地面の養生を行うとよい ・囲いのないオープンスペースなので、仮囲いや出入口のチェーン設置などの対策をする必要がある ・公園の向かい側にある駐車場を待機車両のモータープールとして利用することも可能

(2) 写真



写真 左：候補地の航空写真（GoogleMaps）
右上：南町近隣公園全景、右下：公園に隣接する総合文化会館



写真 左：公園に接する道路、中：公園南側の出入口、右：公園北側の出入口



写真 左：公園内のトイレ、中：公園の地面の状況、右：現地調査の様子

2.5 意見交換会の開催（日出町・高鍋町・門川町）

（１）第１回意見交換会

本業務の趣旨、業務の進め方、業務対象自治体の現状及び課題等について業務対象自治体廃棄物担当部局及び県廃棄物担当部局、民間事業者団体、有識者等の間で情報共有及び意見交換を図るための会議を以下のとおり開催した。

【令和7年度九州ブロックにおける災害廃棄物処理計画策定・改定支援業務】	
件名	第1回意見交換会議事録（日出町・高鍋町・門川町）
日時	令和7年9月25日（木）13:30～16:30
場所	門川商工コミュニティセンターAPIO
参加者	①日出町住民生活課：釜堀係長 ②高鍋町町民生活課：酒匂主任技師 ③門川町環境水道課：小林課長、川越課長補佐、諸江係長 ④大分県循環社会推進課：前田主査 ⑤宮崎県循環社会推進課：鬼束主幹、蛭原主事 ⑥宮崎県産業資源循環協会：山下会長 ⑦元国立環境研究所（有識者）：宗先生 ⑧環境省九州地方環境事務所資源循環課：和家課長、松下課長補佐 ⑨(株)東和テクノロジー（事務局）：佐伯、大田、大畑
配布資料	資料1 意見交換会名簿 資料2 仕様書（抜粋） 資料3 本業務の概要と流れ 資料4 災害廃棄物対策に関する制度の動向と災害の発生について 資料5 「地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応対策ガイドライン」（抜粋） 資料6 事前アンケート 参考資料 災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン
内容	<p>1. 開会</p> <p>（1）開会挨拶（九州地方環境事務所・和家課長）</p> <p>〈環境省〉我が国においては、過去10年間で5つの特定非常災害という大災害が起きているという現状がある。また、九州管内では、昨年に日向灘地震、台風10号や線状降水帯の発生等もあった。そして今年は、8月の大雨で熊本県や鹿児島県で甚大な被害が発生している。この九州においては、地震災害、豪雨災害による災害廃棄物対策をさらに強化していく必要があると感じている。そういう意味でも、本業務を実効性のある計画改定につなげていただきたいと思います。計画は作ったら終わりではなく、その計画をもとに平時から皆さん一人一人が、災害が起こったらいつどこで何をするのかということを日々確認、継続していくということが大事だと思っている。ぜひそのような検討を継続していただきたいと思います。</p>

(2) 参加者自己紹介

参加者より順番に自己紹介を行った。

2. 議事

(1) 事業の趣旨説明 (九州地方環境事務所 資源循環課 松下課長補佐)

〈環境省〉今回の業務は、対象自治体が策定した災害廃棄物処理計画が策定から年数が経過していることを踏まえ、これまでの大規模災害の経験や教訓、指針及び技術資料の改定などを反映した計画の改定支援を行うものである。例えば、初動期の行動、仮置場のレイアウト、産資協に支援を依頼する場合の手順、応援を頼む相手の連絡先など、誰が見ても分かりやすく動きやすい、実効的な計画であることが必要である。また、市町村の職員は異動があるので、引継ぎの際にもうまく活用していただきたいと思う。本業務で計画改定案を取りまとめ、最終的に各町で計画書として仕上げさせていただくという形で進めていきたいと考えている。

(2) 事業の進め方 (事務局)

資料2、資料3、資料4をもとに事務局から説明を行った。

(3) 地域における現状と課題

① 地域における現状と課題について、資料6-1をもとに各町から説明を行った。

〈日出町〉日出町の想定災害は基本的に南海トラフ巨大地震である。これまで、仮置場を設置するような規模の大きな災害の経験はなく、当町は担当課の職員も少ない(係員4名)ので被災地への応援派遣などの経験もないという現状である。災害廃棄物処理計画については、もっと分かりやすく取り組みやすいものにしたいと思っていたが、大分県産資協なども乗り気であり、今回の事業応募となった経緯がある。2～3年ごとに異動があるので、後に着任した人にも分かりやすい計画を残せるとよいと考えている。

〈高鍋町〉高鍋町も南海トラフ巨大地震による揺れや津波による建物等の被害、台風による浸水被害を想定している。当町では危機管理課が令和4年3月に地域防災計画を改定しており、被害想定はそれに合わせている。町民生活課環境保全係は3名しかいないことに加え、ごみの受入先も西都児湯クリーンセンターという一部事務組合の施設なので、災害時には地区のごみが集中してパンクするのではないかと懸念がある。大規模災害の経験はないが、大雨が降ると浸水被害が発生する。計画の改定に際して、当町の一番の課題である仮置場の設置について、平地での津波浸水被害、内陸部での土砂崩れによる道路の寸断などを考えると、候補地の選定が非常に難しい。その中で最終処分場の利用を考えているが、事情もあり簡単に進むものでもないというのが現状である。

〈門川町〉計画策定後の被災経験について、大きな災害ではないが、昨年、線状降水帯の発生によって庵川東地区の農業ハウス団地が浸水被害を受け、仮置場を設置したという経緯がある。また、被災自治体への支援経験については、昨年の能登半島地震において公費解体の書類審査に5名程度派遣した。計画改定のポイントとしては、実際に起こり得る災害を想定し、発災時にどう対応するかという実効的な内容を重視したい。現行計画も読んでみたが、書いてある内容があまり頭に入らなかったもので、やはり実践的な使える内容が一番よいと思う。

②ガイドラインに基づく現行計画の点検について、資料6-2をもとに各町から説明を行った。

〈日出町〉日出町では処理計画の他に、令和5年度に初動のガイドラインを作成しており、今回合わせて点検したところだ。当時の担当者レベルで作っているのも、他の関係部署や外部の関係団体等と協議しながら進めたということではなく、実情に合っていないところも見受けられ、そのあたりが不十分だと思っている。昨日は、仮置場候補地の現地調査に立ち会っていただいた産資協の支部長とも色々話せたので、この機会にきちんと整理できればと思っている。

〈高鍋町〉当町の現行計画は、必要事項がほとんどきちんと記載されていないという状況だった。最初に計画を策定した当時は近隣の自治体と横並びのような内容になっており、組織体制については現状と全く違う、災害廃棄物の発生量推計については推計の根拠が全く分からないなどといったかなり雑然とした印象を受けた。

〈門川町〉門川町も、高鍋町を似たような状況だと思われ、災害廃棄物処理計画に必要な具体的で実効的な内容にはなっていない。組織体制についても、当課の環境係は3名体制であり、いざという時はやはり他課などからの応援が必要だが、そこまでの記載はない。当町の受援計画によると、環境部門には廃棄物対策に加えて遺体の処理も担当業務に含まれており、なかなか厳しいと感じている。

〈事務局〉門川町からは、総務課から防災担当の方にも参加いただいている。災害廃棄物処理計画の点検結果とその課題認識について話があったが、災害対策本部の視点からはどのように思ったか。

〈門川町〉どこの町村でも職員不足という課題が顕在化してきているという現状があると思う。現行の災害廃棄物処理計画は、どうしても実効性が伴っていないという面があり、実際の災害対応時においては、状況に応じてできる限りのことをその場でやるしかないということになってしまいそうである。

〈事務局〉災害の規模によると思うが、全庁を挙げて対応しなければいけないという状況においては、人を動かして応援部隊を担当課に配置するなどといったことについても相談がかかるような場面もあると思われる。

(4) 県との連携について

〈事務局〉各町が自区域内での対応が難しいとなれば、県に相談して調整等を依頼など、県との連携という展開が考えられる。大分県、宮崎県共に県の処理計画の改定に取り組んでいる、あるいは取り組もうとしている中で、それぞれの計画改定のポイントをお聞かせいただきたい。

〈大分県〉大分県の災害廃棄物処理計画は、令和2年3月に一度改定を行っている。今年度は、発生量推計など、指針の技術資料の改定内容を反映したのものとしており、市町村別の災害廃棄物発生量の推計値も変わるので、市町村の計画改定にも反映してもらえればと思う。その他、仮置場の管理運営、公費解体に関する記述の充実を図っているので、参考にしてもらいたい。

〈宮崎県〉宮崎県の処理計画改定の具体的な検討は来年度の予定だが、一番のポイントとしては南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しと推計方法の改定に伴う災害廃棄物発生量推計値の更新がある。発生量だけでなく、仮置場必要面積や処理等にも影響があるので、市町村と連携して仮置場候補地を増やす必要への認識や、県が事務委託を受けて二次仮置場を設置することなどについて検討したいと考えている。

〈事務局〉他県では、県内ブロックごとに二次仮置場として利用可能な県有地をピックアップして

いるという事例もある。両県の処理計画の改定ポイントを聞いた上で、改めて県の役割について、有識者のご意見をいただきたい。

〈有識者〉各町の話を見るとやはり職員の人数が少ない、初動マニュアルまで作ってもそこに当てはめて動いてくれる人の確保も難しいという状況だ。先ほどから県の話を知っていると、発生量の見直しなどについて述べているが、災害現場に行き行って感じるのは、人口の少ない自治体では担当の係員が2～3人しかおらず、その人たちに過大な負荷がかかるということ、それに対して県が有効な支援を行うことの大切さである。実際に自治体がSOSを発し、県が動いて何とか乗り切ったという事例を見てきた。そういう意味で、県の役割として、担当者が少ない自治体に対して具体的な支援の手を伸ばそうという話があると非常に助かるのではないかと思います。そのあたりのことまず考えていただけるとありがたい。

〈環境省〉事例の紹介になるが、平成28年熊本地震では、1年間の一般廃棄物処理量の20年分を超える量に相当するような災害廃棄物が発生した自治体はいくつかあった。その自治体からの事務委託を受ける形で熊本県が県有地に二次仮置場を設置し、該当する6市町村の災害廃棄物の処理の一部を担ったというケースがある。この場合、基本的には市町村の処理分は市町村が査定を受けるが、二次仮置場の設置から撤去に関しては県が災害廃棄物処理事業として査定を受けるといったような形だった。また、県が被災自治体に人員（県職員）を送り込んで、支援を行ったというケースもある。このように、被災規模が甚大だった自治体に対しては、県が主体的に動いて被災自治体を支援するというケースも最近見られるようになった。

〈事務局〉今の話を聞くと、県の計画としても単に新しい推計方法やデータの更新の提示に留まらず、具体的にリソースの足りない自治体に対してどういった形の支援を行うのか、あるいはどういった調整を行うのかということが具体的に示されると、それに伴った行動というところを市町村の処理計画にも落とし込みやすくなるのではないかと思います。

（5）産業資源循環協会との連携

〈事務局〉災害廃棄物対策においては、民間事業者との連携が不可欠であり、とりわけ産資協の力を借りる場面は多いと思う。今日は宮崎県産資協も参加いただいているので、県との協定も踏まえて話を聞きたいと思う。

〈宮崎県〉宮崎県では、県と産資協事務局が協定を結んでおり、それとは別に県内26市町村が個別に産資協と協定を結ぶという2段階になっている。発生頻度の高い局地的な災害の場合は、市町村が直接産資協に連絡を取り、協定に基づいて支援を受ける。この場合、県と産資協との協定は発動していない。一方、南海トラフ巨大地震で想定されるような県全域が被災する場合には、県と産資協の協定を発動して、県内における広域的な支援をどのような形や順番で進めていくかなどについて検討・整理して実施することになる。

〈宮崎県産資協〉宮崎県産資協は、現在210の会員企業で構成しており、県内4支部に分かれている。門川町は県北支部の担当である。各支部に支部長がおり、担当エリア内で起こった比較的小規模な災害については、支部長あてに自治体から依頼が入るという流れになっている。一昨年、台風による大きな被害が県内に広く発生し、各支部で対応していたが、県央地区の西都市県南地では自区域内での処理ができず、県西支部の都城市にある民間の焼却施設で直接契約を結んで処理をしたという実

績がある。また、宮崎市における仮置場の管理運営について、最初の2週間程度を協会で行い、その後宮崎市が入札を行ったという経緯がある。

甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震などへの対応については、熊本地震で協会の代表企業が受託して采配したケースや、能登半島地震では協会として全体の災害廃棄物処理を受けるケースなどもあるので、それらを参考にして考えていきたいと思う。

〈環境省〉石川県では、協会が一旦全体を受け、会員企業に下ろしていくという方法だが、それがスタンダードというわけではなく、都道府県によって変わってくると思う。

〈事務局〉先ほどの宮崎市の事例で、最初の2週間は協会が入り、その後もう1回入札が行われたということだが、その最初の2週間というのはいわゆる協定の発動による緊急随契というものか。

〈宮崎県産資協〉そのとおりだ。宮崎市は台風の経験が何度もあり、気象情報で台風の進路方向が向いた時点で何日後に来ると予想できるので、協会や支部に相談がある。仮置場が必要であれば期限を決めて仮置場の管理を行う。その後は、改めて宮崎市が入札を行い、協会の会員企業が市と直接契約した。

〈門川町〉協定締結から時間が経っていると思うので、災害廃棄物の処理費用などについて話をする機会があればよいと思う。

〈宮崎県産資協〉九州8県の産資協で構成する九州地域協議会において、災害廃棄物の処理費用について九州の統一単価を示すことはできないかという議論を行ったことがある。各県でそれぞれ事情があるので、そのあたりを調査しているところである。当協会としては、適切な県内統一単価ができないかと思っているが、処理費以外にも収集運搬の費用などもみる必要がある。土木の単価をベースにしたものなどもあるが、車両や機械については単価が出ていないものもあり、簡単ではないと思う。当協会は210社のうち8割強が土木業者である。災害時にはまず人命救助、その後に道路啓開、ごみはその次となるので、土木の仕事が一段落してから業者の数も揃う。土木の仕事がごみの仕事と並行するとなると、土木の単価より低ければ業者は集まらないだろう。少なくとも同等以上の金額でないと、有事の際の対応が難しくなるのではないかという危惧もあり、今年度中には作りたいと考えている。

〈事務局〉実務面で非常に大切な話をされたと思う。地元ですぐに対応できないとなると、県と協会との調整機能が期待されるということにはなるかと思う。民間事業者との連携強化という観点から有識者のご意見をいただきたい。

〈有識者〉産資協との協定は、仮置場の運営管理から入ってもらえると理解しているが、発災後に早く取りかかってもらえるか、そういう協定でないか実際には役に立たないのではないかと思う。処理計画の見直しで大事なことは、業者が災害廃棄物を撤去、運搬し、仮置場での分別を考えた時、初動においてどんな機動力で、どこから車両を持って来るのかという部分をしっかり押さえておかないと最初から動かないのではないかという心配がある。また、民間事業者との連携において重要なのは、処理処分先をいかに確保するかということである。産資協で取り扱わない物の処分先をどこにするかということもカバーできるような計画にしていく必要があるかなと思う。

東日本大震災では、津波によって町中に散乱してしまったごみやがれきを業者が運搬し、仮置場に搬入し、仮置場で分別するという負荷の大きな仕事を担っていた。今回は、水害の場合も計画に盛り込むようになっているが、津波の場合とは全く違う。仮置場に入ってくる物の性状や量、そのためのレ

イアウトなども考えておく必要がある。そうしないと計画の実効性を高めることにはならないと思っている。

〈宮崎県産資協〉 災害ごみの回収について、以前ある地域で一般廃棄物の業界の会社とバッティングしたことがある。協会員なのだが、一廃の委託事業がメインの会社だったので、災害廃棄物は一般廃に分類されるので自分たちの仕事だということで、その業者の単独行動になってしまった。そのような事態を避けるために、産資協としては基本的に一次仮置場からの先の仕事を担うこととしている。一次仮置場までの収集運搬は少なくとも一廃の事業者、または、被災者個人が一次仮置場に持って来るといった形を基本とし、産資協は一次仮置場の管理運営から二次仮置場または処理先への運搬、処理処分を担うことになると考えている。ただし、熊本地震や能登半島地震のような大規模災害時には県内だけで処理することは難しいだろうし、実際に県外の大手業者が入っているという実績もあるので、そのあたりの兼ね合いも考えなければならないと思っている。

(6) 国（環境省）との連携

〈事務局〉 国との連携について、処理計画で検討しておくことと実効性が高まるということなどについてお聞きしたい。

〈環境省〉 九州地方環境事務所として動いている中の1つに九州ブロック協議会がある。環境省が県や政令市などと協議会を構成しており、県で災害が発生した時にその県内では対応が難しい場合を想定し、協力・支援できる県を選定し、スムーズに対応できる形を作ろうとしている。今後は、その枠の中に、産資協を含めた業界団体とも話しながら、実際に大規模災害になれば、近隣の県などへ支援要請等を行う必要がある。それでも対応できないような規模の災害であれば、九州を超えた支援体制（人的支援、処理処分等の支援）を協議していく必要があるということを進めている。

〈事務局〉 国、県、市町村、民間事業者、それぞれ役割があると思うが、処理計画の実効的な改定のためにはその役割を明確にしておくことよと思う。役割を縦割りにするという考え方ではなくて、明確にした上でどこまでなら頑張るけど、どこからは応援をお願いするといった、支援を仰ぐためのボーダーラインを形にしておくことにつながるのではないかと考えている。

3. 意見交換

〈事務局〉 皆さんの現行計画の点検結果では、どこも仮置場のレイアウトに関しては×印がついていた。今回の業務では仮置場候補地の現地調査が含まれており、昨日は日出町の仮置場候補地を案内してもらい、担当者以外にも県や産資協の方にも同行いただいた。実際に候補地を見て、こういう動線だと効率的だとか、敷鉄板が必要になるが、敷鉄板は一度にまとまった数を揃えるのは難しく、取り合いになるといった産資協からの現実的な意見も聞けるなど、有意義な機会になったと思う。他県の自治体では、市町村と産資協が仮置場候補地を見て回り、現実的なレイアウトの案を一緒に考えるという研修を実施している事例もある。

〈有識者〉 仮置場のレイアウトについては、国環研の「災害廃棄物情報プラットフォーム」というサイトに、仮置場の配置図を自動的に作ってくれる「Kari-hai」というツールがあるので、自らの候補地について試してみると参考になると思う。

今回は水害についても計画に盛り込むことになっているが、水害の場合は発災直後から片付けごみの

排出が始まり、いわゆる勝手仮置場が必ずと言っていいほど発生する。多い場合は数万tにも及ぶ量が排出されることもあり、発生場所から仮置場に運搬し、それを分別するという余計な仕事を多く背負い込むことになる。そうすると計画どおりに仕事を進めるどころではなくなってしまうという状況をよく見てきた。処理計画の実効性を高めるためには、勝手仮置場対策もしっかりとやってほしいと思う。例えば、「3日後にどこそこに仮置場を作るので、それまではごみ出しを我慢してください。」といったような予告広報を行うなど、考えてみてほしい。

処理計画は作って終わり、改定して終わりではなく、年に1回でもいい、簡単なことでいいので、例えば初動期の行動の部分の読み合わせを課内で行うなどでよいと思う。人事異動の際も、役割分担を決めてこのような読み合わせをするだけでもスムーズな引き継ぎに役立つのではないかと。

〈事務局〉勝手仮置場の話だと、福島県には仮置場を3日間で開設する協定を産資協と結んでおり、それまでは片付けごみを出さないでほしいという方針を打ち出している市が実際にある。自宅保管が無理な場合は、町内会単位で住民が管理する臨時地域集積所を設けることをあらかじめ市に申請させるという取組であり、テレビでも紹介されていた。

〈門川町〉勝手仮置場は絶対にできるものだと思っている。水が引いたらすぐに外に運び出しが始まると聞いているので、その場合どう対処するかということも計画に盛り込みたいと思っている。

〈有識者〉勝手仮置場ができた時の対策を考えておく必要がある。放置してしまうと、ごみのごみを呼んでどんどん大きくなってしまふ。見つけたらすぐに撤去して拡大させないことが大切である。

〈門川町〉軽トラなど片付けごみを運べる車がある家ばかりではないので、もし本当に勝手仮置場ができないのであれば、仮置場以前に各町内の街角に片付けごみを集める場所を作ってはどうか。

〈有識者〉管理する人がいなければうまくいかないと思う。熊本地震の時にそういうやり方をして大変な目に遭ってしまった自治体がある。九州北部豪雨の時にも、住民から近所にごみを出させてくれという要望が自治体に押し寄せ、だめだと言っても聞かないので、管理者を置いて開設するように伝えた。管理者をきちんと置いた所は問題なかったが、まともに管理できない所が増えて、結局53ヶ所もの勝手仮置場ができてしまった事例がある。逆に、長野県の自治体では、役所の担当者が区長を集めて、勝手仮置場ができたなら自治会責任で処理するようにはっきり通達したところ、本当にきれいに分別・管理してくれたという事例もある。

〈環境省〉熊本地震の当時、災害ごみを通常ごみのステーションに出して回収するとアナウンスした自治体と、仮置場に持って来るようにアナウンスした自治体、2種類あった。ステーション回収をアナウンスした自治体では、大量の災害ごみの回収が全く追いつかず、街中に混合廃棄物の山ができてしまった。収集しても混合廃棄物のまま持ち帰り、そこでまた分別をするという状況だった。それでも追いつかないので、最終的には自衛隊等の支援を受けて回収をしたという事例だった。軽トラなどを保有している人が少ない都市部ではステーション回収のような方法を取り入れた方がよい場合もあるだろうが、その場合は、処理計画において収集体制についてしっかり検討しておく必要がある。そして、自区域内だけでは無理という状況であれば、どこに支援を依頼するのか、どこと協定を結んで支援体制を確保しておくのかということまで考えておく必要があると考える。また、高齢者などの排出困難者に対しては、ボランティアを派遣して片づけ、ごみ出し、仮置場までの運搬等を担ってもらった事例もある。町内会などの地域コミュニティのつながりが強い地区では、近隣住民が協力してごみ出しや運搬をしていた。最近では、ごみ出しカレンダーの中に災害廃棄物の排出ルールを載せて

いる自治体もある。平時及び発災直後のアナウンスがそれぞれいかに大切かということだ。

〈事務局〉 災害廃棄物の処理主体である市町村がしっかり検討して、計画に盛り込んでおくべきような話だったと思う。特に広報、周知に関する部分は、計画の中でも重要なポイントだと思う。

〈大分県〉 今回の計画改定支援の中で、仮置場候補地を何ヶ所かピックアップし、レイアウト案まで載せるようにしているが、実際に計画に載せて公表することまで考えているのか。大分県内でも仮置場候補地を公表している自治体と非公表にしている自治体がある。公表するとなると、町内会の班長や近隣住民、地元の町議会議員などへの案内や説明が必要になると思う。そのあたりどの程度までやろうしているのか確認したい。

〈事務局〉 全国的に見ても、仮置場候補地を具体的に掲載して公表している自治体の方がまだまだ少ないが、最近では所管部署とも調整し、地元にも説明した上で掲載、公表するところが増えているのも事実である。公表するからには、各種調整や開設のための準備、広報なども必要になる。公表しないにせよ、いざという時にすぐに使えるように検討と整理はしておかなければならないと思う。仮置場候補地も周辺環境や用途の変更、売却されたなどという場合もあるので、情報の更新も必要になる。その上でレイアウトまで落とし込んでいけば、すぐに使うことができるし、異動の際の引継ぎもスムーズになると思う。本業務では、オープンにした状態で検討を深めていただき、最終的に各町で仕上げ公表する際に掲載するしないを決めてもらえばよいと思う。

〈事務局〉 計画改定支援の形について、基本的には各町の現行処理計画をベースに更新事項や追加で盛り込むような事項を挿入し、素案としてお渡しするようなイメージで考えている。ただし、今回の各町は策定期間が早かったので、国の処理計画点検ガイドラインの項目・内容を押さえて、構成から見直す必要について検討いただいた方がよいかもしれない。根本的に見直すということであれば、こちらでも計画のひな型なども用意できるので、相談していただきたい。

水害に関しては、ハザードマップに基づいた浸水深別被害世帯数というデータがおそらくどの自治体にもあるのでないかと思う。データをすんなり提供していただけたところもあるので、防災部局などに確認するとよいと思う。それが無い場合は、過去に起こった水害の記録などから、同等の災害が発生したと仮定して推計を行うという方法となる。災害廃棄物発生量の推計値は、計画段階ではあくまでも規模感をつかむための目安の数字と考えておくとよい。

〈大分県〉 今、大分県の災害廃棄物処理計画も改定しており、災害廃棄物発生量の推計結果などは共有するとよいと思うが、いつまでに県で取りまとめている数字を示してほしいということはあるか。

〈事務局〉 そこは整合が取れていた方がいい部分だと思う。本業務の納期から逆算すると、1月末までに示してもらえれば対応できると思う。

〈日出町〉 最終的に3月末までに町の計画改定が完成していなければならないのか。

〈事務局〉 冒頭で環境省からの説明にもあったように、本業務では3/13までに計画の素案のような形で納めるので、その頃までには各町にデータを渡し、その後各町で改定計画の仕上げを行っていただくことになる。業務の意図としては、年度末か年度明け早々に改定計画を完成・公表されるのがベストかと思う。

(2) 第2回意見交換会

第1回意見交換会後に実施した現地調査の報告及び災害廃棄物発生量推計の結果報告、処理計画改定の進捗状況や作成にあたっての項目に関する質疑応答について業務対象自治体廃棄物担当部局及び県廃棄物担当部局、民間協定団体事業者を加えた第2回意見交換会を以下のとおり開催した。

【令和7年度九州ブロックにおける災害廃棄物処理計画策定・改定支援業務】	
件名	第2回意見交換会議事録（日出町・高鍋町・門川町）
日時	令和7年12月8日（月）13:30～
場所	門川商工コミュニティセンターAPIO
参加者	①日出町住民生活課：釜堀係長 ②高鍋町町民生活課：平木課長補佐、酒匂主任技師 ③門川町環境水道課：小林課長、川越課長補佐 ④大分県循環社会推進課：前田主査 ⑤宮崎県循環社会推進課：鬼束主幹、蛭原主事 ⑥宮崎県産業資源循環協会：山下会長、兒玉適正処理委員長 ⑦(株)東和テクノロジー（事務局）：佐伯、大田、大畑
配布資料	資料1 意見交換会名簿 資料2 第1回意見交換会の議事録 資料3 仮置場候補地現地調査記録 資料4 災害廃棄物発生量推計 （参考資料）災害廃棄物処理計画ワークシート （参考資料）災害廃棄物処理計画資料編ワークシート
内容	事務局より資料の確認を行った。 2. 議事 （1）現地調査の実施結果報告 事務局から資料3をもとに報告を行った。 〈事務局〉日出町の現地調査では、大分県産資協の支部の方にも同行してもらって、2ヶ所の運動広場のような場所を案内していただいた。両方とも県道などのメイン道路に接するなど、一般道の渋滞が懸念される場所だが、駐車場などを使ってモータープール機能を考えられていた。日出町では既にこの仮置場候補地のレイアウトや動線の案ができており、出入口でネックになる部分（出入口が狭い、出入口の動線上で車が交差する等）への対策も考えられていた。両方とも1ha前後の広さがあり、仮置場候補地に適しているが、地面が土なので悪天候時対策として敷鉄板の設置なども必要だと思う。産資協に聞いたところ、会員企業が持っているわけではなく、リース会社から調達することになるので、大規模災害時にはとりあいになることが予想されるとのことだった。単純に協定を結んでいるから大丈夫だろうではなく、平時から確認しておく必要があると思う。 門川町では、さまざまな立地条件の仮置場候補地を案内していただいた。海浜総合公園は広大な土地

に様々な運動施設（グラウンドなど）があるが、湾内にあるような場所なので大きな津波が来れば被災は免れないだろうから、水が引いてからの利用になる。他の防災上の用途との重複や、国道から住宅地を抜けるルートの渋滞対策などの課題もあるが、広い場所があるのは心強い。他にも町域をカバーするような住民の認知度も高い地域の公共施設や清掃工場などを調査した。敷鉄板等による地面養生、オープンスペースにおける仮囲い設置等による不法投棄対策など、それぞれの候補地で仮置場として利用するための対策が考えられるが、基本的には補助金の対象になり得るので、遠慮することなく対策を講じるとよい。そのような工夫や対策によって仮置場として十分に機能することができる。高鍋町では、町営の最終処分場を案内いただいた。5 ha ほどの広大な土地で、仮置場として使える面積も3 ha ほどある。受入れを停止して10年ほど経っており処分場内は草木も繁茂していることから仮置場として利用する際は伐開が必要な部分もある。また、浸出水の処理水の放流先との地元協議の必要もあるようだ。他にも県道沿いの公共の駐車場を調査したが、アクセスが良い、アスファルト舗装、出入口が2ヶ所などの条件が揃いながら、十分に広いとは言えず、渋滞対策や近隣への環境対策等も考える必要があると思われる。警察からの助言を受けて交通警備員を配置するなど有効だと思う。

（2）災害廃棄物発生量推計

事務局より資料4について説明を行った。

〈事務局〉仮置場の必要面積は、計算上かなり小さい面積で済むような算定結果になったとしても、仮置場はごみを置くだけでなく、車両の動線、荷下ろしなどの作業や重機の運転のためのスペースも必要になることから、国の指針の技術資料にも最低でも3,000㎡の面積が必要であると示している。

仮設トイレの必要基数も国の指針に沿って算出しており、かなりまとまった数が必要になる。宮崎県は産資協やし尿処理関係の事業団体とも協定を結んでいるが、仮設トイレの調達についてはどのような状況なのか。

〈宮崎県〉協定は結んでいるが、数量的には不足している。

〈宮崎県産資協〉一廃の許可を持っている協会員は仮設トイレを持っている。

〈門川町〉門川町では、多くの仮設トイレの調達やし尿の収集をすぐに手配することは難しいと考えており、基本的には簡易トイレで対応することを検討している。

〈事務局〉算定結果は規模感をつかむという意味合いがあるが、実際には協定を結んでいても、すぐにまとまった数を調達して設置するのは難しい。しかし、避難者のトイレ問題は待ったなしなので、仮設トイレが来るまでのつなぎの意味でも、携帯トイレや簡易トイレを十分に備蓄しておく必要があることも考えておいてほしいと思う。

〈門川町〉南海トラフ地震の被害想定は規模が大きすぎて現実的ではないのではないか。災害廃棄物の発生量も仮置場の必要面積も到底町で対応できるものではなく、はなから無理な話で終わってしまう気がする。日向灘の地震のようにもう少し身近なレベルのもので検討したい。

〈事務局〉南海トラフ地震の発生確率の見直しに伴って、被害想定も今年3月に見直されている。想定される最大規模の災害で処理計画を検討したいという考え方もあれば、もっと現実的な想定について検討したいという考え方もある。

〈大分県〉大分県の災害廃棄物処理計画には、市町村別に南海トラフの災害廃棄物発生量、それに対応する仮置場必要面積を記載しているのので、市町村の処理計画でも整合を取り、どのように対応するかを検討してもらおうとよいと考えている。

〈宮崎県〉宮崎県の現行計画は、南海トラフ地震を最大の地震災害と想定しているが、その他の地震についても発生量推計などを行って記載している。次回県の計画を改定する時も、同様にいくつかの地震を想定し、それぞれにおける発生量推計の結果などを示すことになると考えている。

〈事務局〉確かに南海トラフ地震の場合は想定される災害廃棄物の発生量が非常に多いので、それに対する仮置場の必要面積などは計算上確保が不可能であるということは、他県でも少なからずある。この場合、速やかに県や環境省の広域ブロックで対応するということになると思う。皆さんの処理計画における想定災害については、改めて協議したいと思う。

〈宮崎県〉仮置場の必要面積が16haという算定結果について、一度に全量集めるわけではなくタイムラグがあるので、仮に運営で2回転できるとすれば、必要面積は半分で済むという考え方もできる。

〈事務局〉今の話のとおり、算定したのは全量を受けた場合の必要面積である。災害時は最初に片付けごみが出る。水害なら発災翌日からでも出るし、大きな地震の場合は、発災後1週間前後くらいは余震が怖いので避難所で様子を見るだろうが、その後は一気に片付けモードになる。片付けごみの発生量は全量のおよそ2割前後かと思うが、まずはその片付けごみを受け入れる仮置場のキャパが必要になる。その後は家屋解体に伴う廃棄物が発生後2ヶ月前後から本格的に出てくるが、解体工事の進捗ペースに合わせて長期間にわたって出てくるので、それに対応する仮置場が必要になる。解体現場で分別されて直接処理先に持ち込まれる物もあるので、解体ごみの全量が仮置場に来るわけでもない。そのあたりを考慮して、仮置場の確保や運営を検討するとよいと思う。

〈門川町〉建物の被害想定によって発生量が定数となる場合があるようだが、水害の発生量があまりに少ないという印象である。

〈事務局〉国の指針の推計方法によれば、建物被害想定において全壊棟数10棟未満の場合、全体の発生量が一律に900トンとなる。建物の被害棟数が出ていない場合は、ハザードマップを基にした浸水深別被害世帯数というデータが存在する可能性がある。ハザードマップの色分けも被害想定の基本と合っていないから精度は低いが、それなりの数字は出る。

〈事務局〉発生量推計に関しては、あくまでも規模感をつかむという程度のものであり、そこにこだわっても災害時にはあまり意味がないので、ある程度割り切って考えてもらいたい。

(3) ワークシートの進捗状況

〈事務局〉第1回の意見交換会で環境省からも事業の趣旨説明があったが、処理計画の改定の支援であって、改定処理計画そのものを作って納めるものではない。事務局としては、もともと現行処理計画をベースにして改定内容を盛り込むことを考えていたが、皆さんそれぞれ現行処理計画を根本的に見直したいということだったので、ひな型となるワークシートを配って、それをベースに検討・作成を行うという進め方となっている。このワークシートは元々環境省が作成しており、環境省の「災害廃棄物処理計画策定点検ガイドライン」の項目をひとつおろ網羅したようなものになっている。今回はそれぞれが検討を進める中で、課題や疑問、よそではこういう検討をしているのかという気づき

などを共有する機会にもしていただきたいと考えている。

〈門川町〉門川町としては、現行処理計画をベースにして、ワークシートに示されている必要事項などを検討して盛り込んでいければよいと考えている。

〈事務局〉ワークシートをベースにするか、現行処理計画をベースにするかという選択肢として考えてもらえればよい。仕様書にも記載されている能登半島の教訓についても、我々も現地支援には行ったこともあるし、その後もヒアリングなどを行っているが、まだ処理期間中でもあり、能登半島地震の処理の記録やそこで得た教訓などもオフィシャルに発表されているわけではないと思う。ヒアリングの相手の立場によって言い分が違ふということも実際にあったので、こちらで軽々に取りまとめて載せるものでもないと思っている。ただし、断水とトイレの問題や浄化槽の被災などは大きな話題として周知のことであり、現実的な問題としてある程度盛り込める部分もあると思う。

〈日出町〉日出町の処理計画は量（ページ数）が多く、内容も古かったので、もっと簡素化して他の人が見ても分かりやすいものにしたと考え、ワークシートをベースにして最新の検討事項などを肉付けしていく形にした。現行処理計画や大分県が今年見直している県計画の必要部分を盛り込みながら、本編はできるだけ小さく、後は資料編で補足するという形を考えている。

〈高鍋町〉高鍋町の処理計画は時間が経っていて現状に沿った形ではないので、ワークシートをベースにして町独自の部分を取り入れていくという形になると考えている

〈門川町〉門川町としては、宮崎県で大きな被害が想定される南海トラフ地震と日向灘の地震、それから水害について検討したい。

〈事務局〉処理計画において、検討が難しいと思った項目として組織体制の構築があったのではないかなと思う。地域防災計画には災害対策本部の体制図は載っているが、災害廃棄物対策を担当する組織の構成や役割分担まで載っているところはおそらくほとんどないのが現状である。ワークシートにも環境省が理想形の1つとして例示しているが、それだけの人員を担当課で賄える自治体は中核市クラスでも少ない。マネジメントを統括する意思決定者などは担当課が担う必要があるが、その他多岐にわたる業務については、他の部署からの応援、近隣市町村や県の支援、民間事業者への委託などいろいろな方法で体制を補完することも考慮して整理すればよいと思う。処理計画においてはとても重要な部分なので、検討していただきたい。また、支援要請や情報収集を行う関係機関や事業者のリストには必ず電話番号を載せて、いざという時にすぐ直接連絡できるようにしておくことも有効である。住民への広報については、あらゆる手段を使って、聞いていないという人をなくすことが鉄則になると思う。ワークシートに例示している方法以外にも、最近では自治体の公式LINEやXなどもあり、若い人は情報を得やすいかなと思う。他方で、防災無線や広報宣伝車といったアナログな方法もいざという時は非常に役に立ったという話も多い。

仮置場の候補地については、業務期間中は情報共有等のために掲載したままで進めるが、最終的に公表するかどうかは各地自体の任意である。載せるからには、近隣住民とのコミュニケーションや管理体制などについて調整・整理しておいた方がよい。また、一次仮置場における必要資機材についてはほとんど未定となっているが、出入口のチェーンや南京錠、案内看板、分別看板、三角コーン、受付で使う机と椅子、場内配置図などは自治体で準備しておき、後は委託業者が必要に応じて調達することができるので、「町で準備」、「委託」などと記載すればよいと思う。

仮置場においては分別区分が重要で、ワークシートにも仮置場のレイアウトの例示があるが、それぞ

れで考えていただければよいと思う。分別品目が少なく大きな分け方だと仮置場内か処理先で再度分別作業が必要になることもあるし、あまり細かく分別するとそれも現場の負担増につながる。基本的には災害ごみを持ち込む住民に分別区分を周知し、できれば分別した上で搬入してもらえると仮置場での受付や運営の効率がかなり高まる。

組織体制を具体的に検討する、協力先や関係機関の連絡先が分かるようにしておく、仮置場候補地が具体的に決まっている、少なくともこの3つが定まっていれば、災害が発生した際に、なんとかすぐに動くことができると思う。

〈門川町〉宮崎県の災害廃棄物計画の資料編に、熊本地震での処理委託に係る契約書のひな形が載っていたと思う。処理業者との契約の際に町名を変えて使えるようなものなら参考になると思う。

〈事務局〉熊本県内での熊本県産資協の事例であり、宮崎県では宮崎県産資協のやり方があるのかもしれないので、このあたりは宮崎県産資協とのすり合わせなどが要るのではないかと。産資協には実際に災害廃棄物処理に係る契約書の様式などはあるのか。

〈宮崎県産資協〉災害廃棄物処理について県内の市町と契約した実績がある。細かい数字まで入ったものは相手先の許可が必要だが、ひな形だけであれば提供することは可能である。

〈事務局〉宮崎県内でそのようなものがあれば、他県のもを引用する必要はない。

〈宮崎県産資協〉各県産資協で構成する九州地域協議会の災害廃棄物委員会では、実績が豊富な熊本県で使用したものをベースにして、書式や単価などを九州で統一システム化しようという話が一部である。

〈宮崎県〉宮崎県では、仮置場の運営については協定を進めていないので、県内で自治体が実際に仮置場の運営を産資協に委託したとなれば、補助金の査定時に委託の根拠について説明を求められるのではないかと。処理計画に仮置場の運営を協会に委託するという旨が記載されている必要があるのではないかと。

〈宮崎県産資協〉仮置場の運営委託の実績は宮崎市だけだが、宮崎市は処理計画にうたいこんでいると思う。延岡市と日向市に関しては、仮置場の場所まで盛り込んだ運営委託の協定を結んでいる。

〈事務局〉宮崎県と産資協との協定において仮置場の開設や運営管理について盛り込もうという動きはないのか。

〈宮崎県〉実は、県と産資協の協定は一度も発動したことがない。現場での実務的な部分は基本的に各市町村との協定による。県と産資協の協定の一番のポイントは、大規模災害で県内全域が被災した時、優先順位を決めてどの順番で産資協に応援に入ってもらえるかなどのルール作りをすることである。ときに使う。

〈宮崎県産資協〉市町村と産資協の間の調整役として間に入ってもらう形である。

〈宮崎県〉市レベルだと、先ほどの延岡市や日向市のように産資協と独自の協定を結んだりしているが、町村は一括で協定を結んでいるので、内容を追加する場合は全町村と調整を図らねばならず、現状では簡単ではないと思っている。

〈事務局〉大分県の場合は、基本的には県と産資協との協定を活用してもらおうということだが、協定では仮置場の管理運営などまで網羅しているのか。

〈大分県〉仮置場の運営までは協定に盛り込んでいない。県内の自治体を個別に見ると、仮置場の運営まで委託するところもあれば、運営は市で行って収集運搬だけを委託するなど、自治体によって

それぞれ変わってくると思う。

〈門川町〉南海トラフ地震のような大規模災害に見舞われたら、沿岸の自治体はすべて壊滅的な被害になるだろうと思う。県の処理計画には事務委託について、議会の議決や国への届出等その手続きが記載されているが、実際にやるのか。

〈宮崎県〉実際にやることになる。

〈事務局〉地方自治法に則って、定められた手順を踏んで実施されるもので、過去の災害においてもいくつか事例がある。

〈門川町〉粗大ごみや不燃ごみの処理施設である日向日サイクルセンターは海辺にあるので、津波で壊滅的な被害を受ける。そのような場合に県で処理先を考えてもらえるということか。

〈宮崎県〉そのような場合は次の手を考えておく必要があるが、情報をもらえば、まず県内で処理余力があって受入可能な施設の確認を行う。そのような施設がなければ九州内で対応できる施設がないか、広域支援という形で応援をお願いします。

〈門川町〉そのような場合には県に相談、お願いするということで理解した。

〈事務局〉南海トラフ地震の規模だと、九州各県と地方環境事務所、各県の産資協などが一体となり九州ブロックという単位で調整を図らないと手に負えないのではないかと思う。

〈宮崎県〉そのあたりの連絡体制や手順などが処理計画でも分かるようにするとよいと思う。

〈事務局〉災害廃棄物処理計画は、災害時の廃棄物処理の基本的な方針、基本的な手順などを定めた拠り所のようなもので、細かい数字について精緻に計算したつもりでも、自然災害なのでまず計画のようにはならない。発生量推計などは規模感をある程度認識するための目安だと考えた方がよい。

(4) 今後について

〈事務局〉今後は、素案のブラッシュアップを行い、「素案」から「案」として納めるために個別のやり取りを中心に進めていくことになる。2月前半あたりで第3回目の意見交換会を行い、環境省や有識者も交えて計画案の確認などを行いたいと考えている。できれば1月中旬までに素案のブラッシュアップについてお互いが作業の進捗などを確認できればと思う。

環境省の意図としては、できれば年度内に処理計画改定を完成させ、公開するなどしてもらいたいということだが、手続き等の都合で年度明けになったとしても、できるだけ早期の完成を目指してスケジュールを示す必要があるかと思う。



(3) 第3回意見交換会

第2回意見交換会後、事務局とやり取りを行いながら作成した素案についての進捗状況報告や質疑応答、今後の各自治体計画改定スケジュール等について対象自治体廃棄物部局、県廃棄物部局、有識者を加えた第3回意見交換会を以下のとおり開催した。

【令和7年度九州ブロックにおける災害廃棄物処理計画策定・改定支援業務】	
件名	第3回意見交換会議事録（日出町・高鍋町・門川町）
日時	令和8年2月9日（月）13:30～15:30
場所	門川商工コミュニティセンターAPIO
参加者	⑩日出町住民生活課：釜堀係長 ⑪高鍋町町民生活課：平木課長補佐、酒匂主任技師 ⑫門川町環境水道課：小林課長、川越課長補佐 ⑬大分県循環社会推進課：前田主査 ⑭宮崎県循環社会推進課：鬼束主幹、蛭原主事 ⑮宮崎県産業資源循環協会：山下会長、兒玉適正処理委員長 ⑯国立環境研究所（有識者）：松本 実 ⑰環境省九州地方環境事務所：和家課長、松下課長補佐 ⑱(株)東和テクノロジー（事務局）：佐伯、大畑
配布資料	資料1 意見交換会名簿 資料2 第2回意見交換会議事録 資料3 日出町災害廃棄物処理計画（案）・資料編（案） 資料4 高鍋町災害廃棄物処理計画（案）・資料編（案） 資料5 門川町災害廃棄物処理計画（案）・資料編（案） 参考資料 令和6年能登半島地震で浮き彫りとなった知見や課題等
内容	<p>事務局より資料の確認を行った。</p> <p>1. 挨拶</p> <p>〈有識者〉国立環境研究所の客員研究をしております松本です。元々は、岩手県庁の職員で東日本大震災の際の責任者といえますか担当者で3年間災害廃棄物約600万tを処理した。現職のときに熊本地震の支援、退職後は国立環境研究所の客員研究員として西日本豪雨等支援に行っています。前回来ていただいた宗さんは、実は東日本大震災のときに岩手に3年間来ていただいて、私のすぐそばで仕事をしておられた。都合がつかなくなったので、ピンチヒッターということでよろしく願いしたい。</p> <p>2. 議事</p> <p>(1) 各市町災害廃棄物処理計画（案）の着目点・工夫点</p> <p>1. 日出町</p> <p>日出町の計画については、ワークシートベースに、計画を組み立ててきました。大分県が作成中の計</p>

画で、ワークシートの中に無い内容を取り入れた。災害も未経験、職員も十分ではない、他部署との協議も十分整ってないので完成ではない。協力者の方の意見を仰ぎながら、協力者を増やしていきながら、もう1年で私も異動になるでしょうから、上手く引き継ぎながら、対応できる人を増やしていくことが課題。通常業務優先で後回しにならないようにやりたい。

〈事務局〉災害処理計画改訂版の第1案でリリースなさると思う。日出町さんも公開されると思うが、日程的にはどういう感じか。

〈日出町〉3月末に町議員選挙がある。今週から議会が始まる。それには間に合わないので、年度途中に大方完成はするが、議会への報告が6月。4月、5月で報告するタイミングがあれば、それを経た上で公表という形で進めていく。仮置場候補地は掲載の予定。案というところで掲載予定。

2. 門川町

平成28年に作った計画に付け加えてた形で改定した。前の計画は40ページだったが、資料編も合わせても倍になってしまった。そこが一番のネックかと思っている。正解が無い仮置場の配置図。私ながらに考えて作ったが、どういう順番で配置するのがいいのか、何を見ても全然違う。国の指針の配置図とか、kari-haiも全然違う。とりあえずkari-haiを参考にして考えた。

〈事務局〉門川町さんは水害の方もハザードマップから具体的に検討して下さった点が御苦労されたのではないかと思います。推計とおりにはならないが規模感をつかむ目安として分かりやすくなっている。計画改定の完成からリリースというところの日程はどのような感じでお考えか。

〈門川町〉3月末ぐらいまでに決裁をもらって、公表できれば公表したい。

3. 高鍋町

日出町同様、ひな形で作成した。作りながら思ったのが、仮置場の候補地が少ないこと。町がほぼ浸水してしまうため、課題かと思う。建設課の方と仮設住宅の候補地等融通してくれないかなと協議したが、仮設住宅の土地がそもそもない。現地調査の2ヶ所をとりあえず設定した。先週宮崎県さんの会議であったが、県有地、民間地も視野に入れられないといけないと、会議の中で感じた。候補地については、関係部局と協議しつつ、民間と話を詰めなければならないと思った。レイアウトの方も、門川町さんと一緒に、何が正解か分からない。資料編のレイアウトを見ていただくと、2つ案を入れている。様々な資料を見ながら、最終的に統一していく予定。

〈事務局〉レイアウトに関しても平時の検討案と実際の現場では違ったりもする。それゆえ初動に時間がかかってしまう。それぞれの候補地において、きちんと決めておけば、即行動に移せる。完成からリリースというところはどのようなご予定か。

〈高鍋町〉3月末に一般廃棄物処理計画の改定もある。審議会に3月にかけて、その中で図っていく予定。3月に了承されれば内部を詰めて、来年度中の早めにできればいいかというところ。

3. 意見交換

〈事務局〉必要人数と役割分担で、門川町さんは、受付は職員で検討されている。日出町さんと高鍋町さんは、受付から全部産資協さんに委託できれば、というような書きぶり。レイアウトの関係と、それからこの仮置場の委託を受けた際の人員の配置等について、産資協さんからご意見お願いし

たい。

〈宮崎県産資協〉宮崎市の台風災害のとき経験がある。規模があまり大きくない場合、便乗ごみが結構来る。住民に持ち帰りいただく時は、協会メンバーでなく、自治体の方をお願いしたい。そこまで厳しいことは協会員ではできない。

〈事務局〉住民対応まで責任持って対応は難しいかもしれない。仮置場内のレイアウト、分別区分とその配置について皆さん迷われていた。そのあたりについてはどうか。

〈宮崎県産資協〉水害なのか地震なのかによって出てくるものも違う。基本的に受付の近くに発火するものや危険物を置き、監視できるようにとか、いろいろ言われるが、これだと決めてやってみること。そこでまた考えるべき。一定のルールを決めてやるのが一番。

〈事務局〉そういうことはあると思う。全国では県主催の仮置場実地訓練がされている。両県の方は今後そのあたりの取組み予定はあるか。

〈大分県〉予算要望は挙げている。ぜひ県主催で今後やっていきたい。

〈宮崎県〉来年度に環境省さんの事業で県が主催して県内市町村の職員を集めて実地訓練予定。

〈宮崎県産資協〉3月18日に宮崎市主催で仮置場の訓練がある。他の市町村も見学参加可能と思う。

〈有識者〉計画はかなりまとまったものと思う。自分の町で出来る範囲はどこまでか想定しておくべき。南海トラフの被害想定はかなり大きい。町の人口の半分ぐらいが避難所に行くような状態と思う。本当に役場が機能するのだろうか。東日本大震災のときも、役場の職員半分亡くなったところもあった。職員も被災者。県だけで足りなくて全国から宮崎県さんとか大分県さんからも来ていただいた。自分たちでできる範囲はこれぐらいで、それ以上は大変なことになると市内で共有すべき。計画の中で環境担当だけでできないものも相当ある。町長さんまで上げていく中で、土木関係、財政部局にも説明をされて、有事の際の協力体制を内部調整で図っておくのがいい。

〈事務局〉皆さんの計画改定案を拝見すると関係機関の連絡先電話番号まで全部きっちり入っているので有事に活用できる。それぞれ組織体制も具体的に検討されている。高鍋町は各部局の方に、仕事を振り分ける格好、門川町も住民対応を入れている。日出町は具体的に係とか班まで全部落とし込んでいる。どこまで町でできるか、そこから先はどうするかというところまで考えたような、そんな組織を皆様それぞれご検討なさっている。

〈環境省〉本事業を通じて、本計画として改訂していただいて、今後の災害廃棄物対応にあたっていただければと思う。非常に重要な部分が仮置場の選定。いち早く仮置場というのを開設すること。レイアウトもこれを基に産資協等と協議して、より良い配置を考え運営していただければと思う。私も実際熊本地震を経験した際、発災前の県の研修での配置図例があったので、それを参考にした。当時の職員3名、4名を現場に張り付け運営した。後に産資協に委託した。熊本周辺が大きくやられたので、産資協さんも人をなかなか集められなかった。要は現場作業員というか、当然産資協さんの中には建設業を業にされている方もいるので重機も作業員もいるが、道路啓開等優先で仮置場の方まで回らないのが現実だった。1週間～2週間は職員で回し、その後多くの自治体から支援くるが短期支援で1週間人が変わる支援が入る。受援の体制として支援者のうち数人仮置場に配置してもらいをお願いをしながら運営した。時間経過と共に産資協の重機、作業員、オペレーターも整備される。そうしながら乗り切った。最初から産資協さんもベストの状態に入らないことも考慮すること。

〈事務局〉仮置場の設置と組織体制これが重要。令和6年の能登半島地震で浮き彫りとなった最新の知見課題等々をまとめている。環境省に納めるときにはもう少し詳しく検討はするが、D.Waste-Netで能登支援に入り、その後石川県、事業者等ヒアリングに行く機会もあり実際に見聞したことをまとめている。能登半島のその知見や教訓を処理計画の改定にも活用するというところがあった。他の自治体では実情とそぐわない内容もあり、そのまま教訓という形にはなりにくいという意見もあった。

それぞれの自治体の地域特性に合わせて、盛り込むべきものを検討いただきたい。このあたりに関して、環境省さんの方からも何か補足のようなものをいただければと思う。

〈環境省〉こ所有者不明家屋の解体。相続権者が多岐にわたるため同意を得られないケースがある。今回の能登半島地震、または昨年末の大分市の佐賀関の大火災等では、全壊または全焼家屋については、法務局の方で家屋登記が事前に抹消されている。元々登記がなかったという状態に戻されている。家屋の所有というのが所有者等で申請ができる、相続をさかのぼる必要がない場合もある。大規模災害で中規模半壊等、法務局では抹消できない家屋については本人から同意をいただく必要、相続人から同意を取る必要がある。能登ではほとんどの市町村で全員から同意を取るというやり方をされていますが、地域によっては申請者からの誓約書を持って、取れる範囲で同意を取って解体したというようなケースもある。そこについては市町村の最終的な判断になる。

〈有識者〉東日本大震災のときには、岩手県が福島発電所問題もあり、結果的に最後12市町村分全部委託を受けてやった。事務の委託は時間がかかる。議会にかけなくてはならない。議案作り、予算を組む、意向の確認など。早くて1、2ヶ月かかる。その間は、自力でやらしてもらわないと、いつまでたってもごみがあるということになる。県に最終的に頼むことになっても、どこから受けるのかいうことをある程度決めておかないと、大変なことになる。問題になったのは業者契約。地元では既に業者が契約して動いているので、その契約をどうやり直すか等。県と市町村では契約の方法が異なる。県は国と同じで、WTO協定があり告示して一定期間空けないといけない場合もある。事務委託については、市町村と県で話し合われ、二次仮置場から以降とか役割分担したらいいのかなと思う。できないというのであれば、そこは事務支援の形でいいと思う。平時のときに、年に1、2度話し合いをしておくのと仮に事務委託を受けるにしても、議会とか内部調整とかもスムーズにいくと思う。

〈環境省〉熊本地震のときにも被災規模が大きかった7つの市町村も含め熊本県が二次事務委託を受けてくれた。受託基準が発生量。被災自治体の年間発生量の10倍以上、または金額が10倍以上を超える場合。まず市町村意向調査がある。意向のある市町村では一時仮置場から二次仮置場に送り込む。もしくは解体現場から直接二次仮置きを送り込んだ。実際に、県が二次仮置場を整備して受け入れを開始したのが、10月中旬、末ぐらい。市町村では本格的な公費解体が始まっていた時期だったので、仮置場が逼迫したところでやっと二次仮が開設した。タイミング調整が難しい。

〈事務局〉大分県さんと宮崎県さんお見えでいらっしゃる。南海トラフのような巨大な災害が起これると、事務委託が一つの選択肢に入ってくる。そういった場面になったときどのようにお考えか。

〈大分県〉大分県の災害廃棄物処理計画の中に事務委託のスキームなどは掲載している。県への依頼文書の様式とか。こういうのはあらかじめ一応準備はしている。もしご意向等があれば、それに沿って手続きを進めればできる準備はしている。ただ先ほど熊本県さんの事例を聞いて、年間の10倍以上とか、金額が10倍以上とか、そういう基準の設け方もあるというのをこの場で初めて知ったの

で、他県さんのそういった情報も整理しながら、うちでいざ受けるときには、どういう基準を設けるかとか、そういうのを具体的に検討していかなければというのは思った。

〈環境省〉そのときの報告書では2倍以上となっている。ただ私達が当時聞いたときには10倍以上と聞いていた。実際、どうですかと言われたときには最終報告書は2倍以上だった。

〈宮崎県〉宮崎県の場合、南海トラフが来たらもう沿岸部がもうほとんどやられる想定。県のイメージ自体、県がするだろう想定はある。事前に県から意向調査をするというところの感覚はなかった。実際に段取りをするときに、どういう形でとりかかるかというところについては、来年度計画改定予定なので、その中身にも踏み込んでいければと考える。

〈事務局〉もう単独の県だけでは受け入れられない可能性もある。当然今度は九州全体、国が関わっていく、いわゆる九州ブロックという対応になる。その辺りの枠組みについて環境省から。

〈環境省〉環境省の方で各都道府県と災害廃棄物でいう政令都市ブロック協議会というのを組織している。その中で協議しているのは、九州でいうと南海トラフ等が発生し、東九州沿岸地域で大規模な災害、津波を含めて発生したときに、九州・沖縄を含めた地域で、その被災地をどうやって支援していくという協議を重ねているところ。要は支援マッチング。その辺りをスムーズにできる体制も含めて今協議している。

〈事務局〉災害廃棄物処理においては産資協さんの力が非常に頼りになる。産資協で九州全体での協議会も作ってらっしゃる。広範囲に及ぶ大規模災害の場合はどんな動きになっていくのか。

〈宮崎県産資協〉大規模災害時、依頼があれば、隣県産資協が動く協議を今している。熊本県が経験がおありなので、熊本県を中心に九州全体で動いている。

〈事務局〉各県の産資協さんは各県とも協定を結んでらっしゃる。他県の産資協同士でもそういった支援の体制というものできてらっしゃる。今後、具体的に考えていくときに、頭に入れておくといいのかなと思う。非常に心強いネットワークがそれぞれ築かれているという認識を持った。

〈門川町〉ボランティアの収集が掃法違反にならないのかなというところ。どんなスキームなのか。収集運搬業の許可を持ってないボランティアが、高齢者の家のごみを仮置場まで運ぶというのは基本的にはもうグレーゾーンですか？

〈産資協〉高齢者のごみ出しに収集運搬業の許可を持ってない事業者が入ってごみを出すと、それが例えば数十メートル先のごみステーションまでだったら、これは収集運搬の範疇に入らない。OKと判断する自治体もあれば、仮置場まで運んだらさすがに許可が要するという議論はある。災害廃棄物のボランティアで廃掃法違反という話は聞いたことはない。料金は業としてもらってない、要求してないなら。なるべくごみを出された方に同乗していただくようにする自治体もある。

〈有識者〉料金ももらっているかどうかで判断したら、確かに一番いい。

〈事務局〉ボランティアは、あくまでその被災者の支援に加わるので、行政の業務の応援に来ているわけではないというところがある。仮置場内の分別作業はできない。

〈有識者〉計画資料編にチラシが有事と平時である。近隣市町村と調整をしておいた方がいいかと思った。地勢的に近隣市町村までそれぞれ近い。全く近隣市町村と異なると混乱するケースがある。チラシを作る際には一部事務組合にも相談されたらよいと思う。特に水害時にチラシの出番。水害時は、大雨の懸念時がある。その際に準備できるように用意しておく。大規模災害時は組長さんの発信力が高いところにボランティアも行く。発信力のない市町村はその支援が行き届かない場合があ

る。ぜひ、この計画を元に支援をしてもらう立場になったときに何をやってもらうのかというあたりを含めて、整備していただきたい。

〈宮崎県〉仮置場の話で、災害廃棄物の量をカバーできるほどの仮置場がなかなか見つけきれないとのこと。そのような市町村が県内にも結構ある。計画を作るにあたって、計画の段階から既に自治体の圏域を超えたいくつかの市町村と広域的な仮置場を作ると載せている計画の事例があるか。

〈環境省〉仮置場が作れなかったので、隣の村の土地に被災村の仮置場を作った事例がある。運搬距離で10キロ程度。最終的には被災自治体の中で仮置場を整備したが、当面隣の村の土地に仮置場を開設した事例はある。当初からこの処理計画等に乗っていたかということ、それはなかったと思う。一部事務組合とかで、実際事例として確認は取れてないが、そこで作るというのも一つの方法かなと思う。事務組合でトータル的に仮置場の配置とかを考えるとというのも一つの方法としてはあると思う。

〈事務局〉方法としてはあるが、私どもも、組合の処理計画策定をいくつか手伝ったことがあるが、一次仮置場に関しては、構成市町村それぞれでまずは構えてくださいという計画にやはりなっている。処理計画の段階で近隣の市町の土地を借りることが計画に謳われているというのは事例として見たことがない。

〈宮崎県〉この話をしたのは、環境省で災害廃棄物発生量推計や仮置場必要面積の算定方法も示されている関係で、必要面積が分かる。これだけの廃棄物がでるのに、面積が確保できない。うちの自治体大丈夫なのかということで、議会で話題になる。足りないのをどうする、頑張れよと。でも頑張ってもない、そうなったときに、我々はどうしたらいいのかという課題がある。

〈有識者〉推計式では高さ5mで計算となっているが、東日本大震災では20mを超えたこともたくさんある。面積がないのでそれは仕方がなかった。ただ火災や事故が発生する可能性があるので、台形に高さ5m以下が理想。現実と理想は違う。だからといって積めないということでもないので温度管理等、やりながら実際には積んだ。入れ方と出し方もある。

〈事務局〉発生量の推計は全量がでる。災害廃棄物の出方は、まず片づけごみ。これは全体量のせいぜい2割前後ぐらい。それをまず受け入れる面積は欲しい。まずはその片付けごみに対応できる広さを確保できるかということが一つ。もう一つは出しながら入れるということ。処理先が決まっていれば、分別したはなからどンドン出していく。その間にまた入れることで仮置場の面積を小さく、あるいは延命させながら運営していく。そういう考え方でご説明の方も議会の方も乗り切っていたらと思う。

〈環境省〉発生量があって、面積があるというお話があった。発生量全体を1回そこに入れてしまうという計算方法だと、どこの町もアウトだと思う。仮置場というのは搬入と搬出とのバランス。そこもどうやっていくかがある。単純に、発生量、仮置場面積、絶対的不足とはならないと思う。

〈宮崎県〉実は算定結果と実際は異なることをイメージして、さらにこれくらいあればいいという計算式を作り町村へ配布した。でもどうしても足りないところがある。

〈産資協〉県内のある市町村では、森林面積が全体の8割を超えているところがある。平地があったら全部ヘリポートや仮設で抑えられている。児童公園レベルでしか押さえられない南の方の市。そういうところから隣の市と共同で仮置場を作るのはどうかという質問をいただいている。

〈宮崎県〉実際そういう事例がある。県内の内陸の市町村の一部の市は、実際そういう災害が起きたときは、後方支援を担う中枢都市だという形で防災計画でも、そういう後方支援をする街だと謳っ

ている。そういった形で他の自治体の仮置場というのを考えていく必要があるなどと言ってくれている。

自分ところの廃棄物ではないけど、仮置場が無いなら受け入れざるを得ないと言ってくれているが、何にも謳われていないので、そういうことを計画に載せ、市町村間で連携し、こういった場合についてはもうやむを得ず別の市の方に持っていくというようなことを盛り込めば、受入れることができるかもと考えたところ。

〈環境省〉 発災時に災害廃棄物について被災自治体以外の市で確保し、そこに持ち込むというのは協定等で結べると思う。

〈事務局〉 自治体間で合意が形成されていて、必要な手続きも定めておけば災害廃棄物処理計画に載せるということに関して何か問題があるか。

〈環境省〉 否定するところはない。

〈事務局〉 今後、そういったところはおそらくニーズがあると思う。事例が計画の方でもできれば、道が開けるのではないかと。複数自治体で広域的に仮置場を持つ。

〈有識者〉 現実的にはあり得る。数量管理をきっちりやること。どちらのごみか、災害報告書作成時に問題にならないように。

〈宮崎県産資協〉 混合で置くのではなく、単独で置かせてもらう方法。市の仮置場も十分あり、更に余力があるので貸しますという形。

〈宮崎県〉 あくまで沿岸部に津波被害があり、内陸部では被害がない場合。

〈事務局〉 仮置場の方の融通支援体制も構築していければということですね。有効な方法だとは思う。

〈宮崎県産資協〉 二次仮置場を都道府県が作ったときに、全部の市町村にそれを置くのというのは、効率的にも良くないので集約すると思う。そのときも、組長同士の協定という話はあるのか。

〈有識者〉 県が土地の所有者の市にお願いして借りる。あるいは県有地。借りた中で処理する分については、入ってきたものを按分して、受入量に応じて、処理費を出す。

〈環境省〉 設備投資するのであれば、設備投資を事務委託した市町村で基本的には持って、搬入は搬入で、それ搬入量に応じた処分費を受け入れ側に請求する。県の方から。

〈事務局〉 トラックスケールやら伝票やら整備するので。数量管理まできちんとそれぞれの市町村でやるのが、出したものということがわかりやすい。

4. 今後の予定

〈事務局〉 今回の意見交換会を含め、各自治体の方で計画案のブラッシュアップ予定があり、加筆修正がある場合は、2月20日中に事務局に共有いただきたい。計画案のデータは各自治体様のものをその自体様へ納品となる。業務の報告書という形でまとめたものは、今回ここにご列席の皆様の方にも冊子で届く。

〈環境省〉 支援事業を受けていただきましてありがとうございました。今回の改定を機に、災害が発生したときにスムーズに災害廃棄物処理事業が行えるよう、この処理計画が改定されると思っている。産資協の皆さんには、皆さんのお力が非常に重要になってくるので、今後ともご支援いただきますようよろしくお願いいたします。



2.6 業務対象自治体（沖縄県）

2.6.1 業務対象自治体の処理計画策定年月と概況

処理計画対象自治体である沖縄県の災害廃棄物処理計画は平成 29 年 3 月に策定されている。現行計画同様、県内 41 市町村を 5 つの地域に区分し、人口統計等の概況を表 2.6.1 に整理した。

表 2.6.1 沖縄県の概況

地域	市町村数	人口(人)	構成市町村
北部	9	102,338	名護市, 国頭村, 大宜味村, 東村, 今帰仁村, 本部町, 伊江村, 伊平屋村, 伊是名村
中部	11	522,291	沖縄市, 宜野湾市, うるま市, 恩納村, 宜野座村, 金武町, 読谷村, 嘉手納町, 北谷町, 北中城村, 中城村
南部	16	746,403	那覇市, 浦添市, 糸満市, 豊見城市, 南城市, 西原町, 与那原町, 南風原町, 渡嘉敷村, 座間味村, 粟国村, 渡名喜村, 南大東村, 北大東村, 久米島町, 八重瀬町
宮古	2	56,704	宮古島市, 多良間村
八重山	3	56,036	石垣市, 竹富町, 与那国町
合計	41	1,483,772	11 市 11 町 19 村
その他概況			
処理計画策定年月日	平成 29 年 3 月策定		
人口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県人口密度 623 人/km² ・ 県土面積の約 20%にあたる沖縄本島中南部に全人口の約 83%が集中 ・ 県土面積の約 45%を占める離島の人口比率は約 8.9% ・ 本島中南部における過密化と離島における過疎化進む 		
高齢化率 ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県全体の高齢化率は 23.5%（離島町村高齢化率 30.5%） 		
家屋	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅構造は県内 19 市町村の統計で鉄筋鉄骨コンクリート造が約 93%（令和 5 年土地家屋調査） ・ 建築様式として 1980 年代以降ピロティ構造の戸建、集合住宅が多い ・ 風に対する設計強度が地震力を上回るケースも多い ・ 耐震性に課題をもつ可能性の高い鉄筋鉄骨コンクリート造のピロティ構造を持つ家屋が多い 		
産業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 次産業として観光が大きな比重を占める 		
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軌道交通として那覇空港と首里間を結ぶゆいレール ・ 中央を走る沖縄自動車道、沿岸部の国道 58 号、329 号、330 号、331 号 		

※1：令和 2 年国勢調査及び沖縄県令和 6 年度超高齢社会に対応する公共私の連携に関する万国津梁会議

出典：沖縄県廃棄物処理計画（第六期 令和 8 年 3 月）をもとに作成

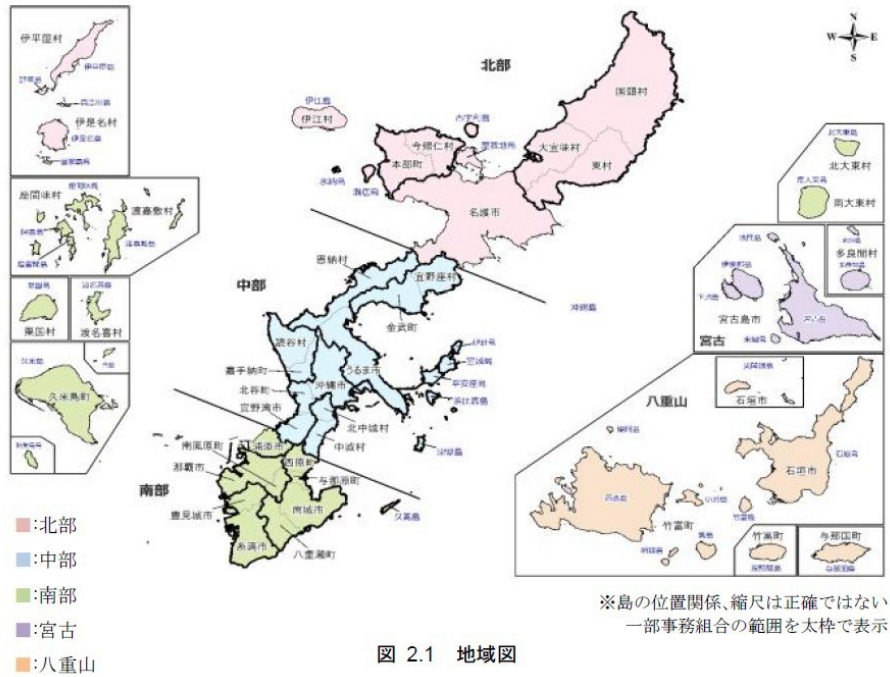


図 2.1 地域図

出典：沖縄県廃棄物処理計画（第六期 令和 8 年 3 月）

図 2.6.1 沖縄県域図

2.6.2 業務の実施状況（沖縄県）

本業務の実施状況について、以下の表に取りまとめた。

表 2.6.2 本業務の実施状況

項目	実施内容
九州地方環境事務所との打合せ	表 1.1.3 と同様
意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 回意見交換会 →令和 7 年 9 月に実施 業務の概要、過去の被災経験有無、計画策定後の更新情報の確認と改訂におけるポイントについて有識者、民間事業者団体を交え意見交換を行った。 ※事前アンケート実施、有識者及び関係事業団体の選定、日程調整、会場設営、受付及び司会進行、配布資料作成及び説明、議事録の作成、有識者への旅費及び謝金の支払い等 ・ 第 2 回意見交換会 →令和 7 年 12 月に実施 改定骨子案の整理とそれにもとづく意見交換を実施 ※日程調整、会場設営、受付及び司会進行、配布資料作成及び説明、議事録の作成 ・ 第 3 回意見交換会

項目	実施内容
	<p>→令和8年2月に実施</p> <p>改定骨子案の整理とそれにもとづく意見交換を実施。有識者より改定にあたり助言をいただいた。</p> <p>※日程調整、会場確保、会場設営、受付及び司会進行、配布資料作成及び説明、議事録の作成、有識者への旅費及び謝金の支払い等</p> <p>その他、会議等の前後での打合せや補足的な問い合わせ等を電話や電子メールなどにより適宜実施した</p>
処理計画策定に係る対象自治体支援	・改定内容の確認事項や発生量推計に必要な資料やデータの提供を沖縄県へ依頼するなど、適宜電話や電子メールなどにより実施した。
九州ブロック協議会での発表	表 1.1.3 と同様

2.7 現行処理計画策定後の自治体における状況変化の検討

2.7.1 事前アンケートの実施

2.7.1.1 アンケート調査票（計画改定支援）

業務対象の沖縄県へ第1回意見交換会開催までに事前アンケートを実施し、処理計画改定に参考となる事項（改定にあたり重要となるポイント等）や改定にあたり、ガイドラインとの整合性、必要な基礎情報の補完について表 2.7.1 を用いて調査を行った。

表 2.7.1 事前アンケート調査票（沖縄県）

<改定支援に関して>

設問	回答
回答者	所属部署： 役職名： 氏名：
①災害廃棄物処理計画策定後の更新情報	被害想定（想定災害）： 廃棄物処理の受入先： 新たな協定の締結： その他：
②災害廃棄物処理計画策定後の被災経験	
③被災地における災害廃棄物に係る現地支援の経験があるか	
④災害廃棄物処理計画の改定において重要と	

設問	回答
なるポイントはどこか	

<ガイドラインに関して>

実効性確保のための必要事項	現行計画での記載 「○/×回答」	改定計画反映 「○/×回答」
関係他課を含む庁内の組織体制及び各担当の災害廃棄物関連業務の内容が記載されている。		
災害廃棄物処理のタイムラインや処理スケジュール（特に初動期を詳細に記載したもの）が記載されており、災害廃棄物処理事業の全体像を把握できる。		
災害廃棄物の発生量を推計するための推計式や推計条件（原単位、組成割合）が災害廃棄物処理計画に記載されている。		
災害廃棄物の最低限の分別種類が災害廃棄物処理計画に記載されている。		
片付けごみの回収方針・回収方法（ごみ出し支援・ごみ収集支援等の役割分担を含む）が災害廃棄物処理計画に記載されている。		
求められる仮置場の必要条件が記載されている。		
仮置場における必要人数が災害廃棄物処理計画に記載されている。		
仮置場候補地の形状に応じた災害の種類毎の配置・レイアウトが災害廃棄物処理計画に記載されている。		
必要な資機材・調達方法が災害廃棄物処理計画に記載されている。		
廃棄物の種類ごとの処理フローが記載されている。		
平時から災害廃棄物処理計画の点検を行うことに加え、災害時における災害廃棄物処理計画の活用方法が記載されている。		
災害廃棄物処理計画の見直し・改定頻度が計画に記載されている。		
災害支援協定締結先も含む具体的な複数の支援要請先（連絡先を含む）及び支援の内容が災害廃棄物処理計画に記載されている。		
地域ブロック行動計画に基づく支援が処理計画に記載されているか、地域ブロック行動計画を確認している。		
職員への人材育成方法について記載されている。		

2.7.1.2 アンケート結果（計画改定支援）

沖縄県のアンケート結果について以下表 2.7.2 に示す。

表 2.7.2 事前アンケート結果（沖縄県）

<改定支援に関して>

回答者	所属部署 環境整備課
①災害廃棄物処理計画策定後の更新情報	被害想定（想定災害）：更新なし 組織体制：更新あり 廃棄物処理の受入先：更新あり 新たな協定の締結：更新あり その他：
②災害廃棄物処理計画策定後の被災経験	・令和6年11月 北部豪雨（災害廃棄物処理、仮置場設置）
③被災地における災害廃棄物に係る現地支援の経験があるか	・なし
④災害廃棄物処理計画の改定において重要となるポイントはどこか	・見直された災害廃棄物発生量の推計式による災害廃棄物発生量 ・県処理計画策定後に発生した大規模災害で浮き彫りとなった最新の知見や課題の反映 ・処理施設の処理能力の見直しによる処理先の確保 ・離島市町村の課題と対応

<ガイドラインに関して>

実効性確保のための必要事項	現行計画での記載「○/×回答」	改定計画反映「○/×回答」
関係他課を含む庁内の組織体制及び各担当の災害廃棄物関連業務の内容が記載されている。	○	○
災害廃棄物処理のタイムラインや処理スケジュール（特に初動期を詳細に記載したもの）が記載されており、災害廃棄物処理事業の全体像を把握できる。	○	○
災害廃棄物の発生量を推計するための推計式や推計条件（原単位、組成割合）が災害廃棄物処理計画に記載されている。	○	○
災害廃棄物の最低限の分別種類が災害廃棄物処理計画に記載されている。	○	○
片付けごみの回収方針・回収方法（ごみ出し支援・ごみ収集支援等の役割分担を含む）が災害廃棄物処理計画に記載されている。	○	○
求められる仮置場の必要条件が記載されている。	○	○
仮置場における必要人数が災害廃棄物処理計画に記載されている。	×	○
仮置場候補地の形状に応じた災害の種類毎の配置・レイアウトが災害廃棄物処理計画に記載されている。	○	○
必要な資機材・調達方法が災害廃棄物処理計画に記載され	×	○

実効性確保のための必要事項	現行計画での記載 「○/×回答」	改定計画反映 「○/×回答」
ている。		
廃棄物の種類ごとの処理フローが記載されている。	○	○
平時から災害廃棄物処理計画の点検を行うことに加え、災害時における災害廃棄物処理計画の活用方法が記載されている。	○	○
災害廃棄物処理計画の見直し・改定頻度が計画に記載されている。	○	○
災害支援協定締結先も含む具体的な複数の支援要請先（連絡先を含む）及び支援の内容が災害廃棄物処理計画に記載されている。	○	○
地域ブロック行動計画に基づく支援が処理計画に記載されているか、地域ブロック行動計画を確認している。	×	○
職員への人材育成方法について記載されている。	○	○

2.7.2 指針改定後の状況変化（平成30年3月）

本編第2章 2.3.2 の記載内容に準ずる。

2.8 意見交換会の開催（沖縄県）

（1）第1回意見交換会

本業務の趣旨、業務の進め方、業務対象自治体の現状及び課題等について業務対象自治体廃棄物担当部局及び、民間事業者団体、有識者等の間で情報共有及び意見交換を図るための会議を以下のとおり開催した。

【令和7年度九州ブロックにおける災害廃棄物処理計画策定・改定支援業務】	
件名	第1回意見交換会議事録（沖縄県）
日時	令和7年9月12日（火）9:00～11:00
場所	沖縄県庁4階 第2会議室
参加者	①沖縄県環境部環境整備課：大城班長、石川主任技師 ②九州地方環境事務所資源循環課：松下課長補佐、佐々木課長補佐 ③沖縄県産業資源循環協会：仲山事務局長 ④(株)東和テクノロジー（事務局）：佐伯、大田、大畑
資料	資料0 第1回意見交換会次第 資料1 意見交換会名簿 資料2 仕様書（抜粋） 資料3 本業務の概要と流れ 資料4 災害廃棄物対策に関する制度の動向と災害の発生について 資料5 地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン（関連部分抜粋）

資料6 沖縄県災害廃棄物処理計画概要版
資料7 事前アンケート
参考資料 災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン

内容

1. 開会

(1) 開会挨拶（九州地方環境事務所 松下課長補佐）

〈環境省〉沖縄県の災害廃棄物処理計画は平成29年3月に策定されて以来改定がなかったということだが、本業務で処理計画の改定に向けた支援を行うというものである。処理計画策定支援については、一昨日から県内の4つの町村の仮置場候補地の現地調査を行ったが、今後想定される災害に対してどう動かなければならないかということが課題になっている。その中で、市町村は県や産資協との連携についてまだ具体的なイメージができていないようだ。今後はそのあたりについて、県を中心に産資協の協力を得ながら、具体的な連携の形、どういう動きをしていくのかということをし少しでも分かりやすくできたらと考えている。

(2) 参加者自己紹介

参加者より自己紹介を行った。

2. 議事

(1) 事業の趣旨説明（九州地方環境事務所資源循環課）

〈環境省〉本事業の趣旨としては、沖縄県の現行処理計画の改定に向けた支援ということで、一般廃棄物処理施設の停止や新設、経年に伴う処理能力等の更新、災害廃棄物発生量の推計方法の変更に伴う関連データの更新結果等を反映しつつ、県としての役割なども必要に応じて整理し直す機会になればと思っている。最終的な仕上げは、沖縄県の考えを盛り込みながら、県自身が計画改定を完成させなければならないが、その前段までの手伝いができればと考えている。

(2) 事業の進め方（事務局）

資料3をもとに事務局から説明を行った。

(3) 検討内容の説明

資料4、資料5をもとに事務局から説明を行った。

3. 意見交換

(1) 沖縄県における現状と課題（事前アンケートの補足）

〈沖縄県〉地震の被害想定について防災部局に確認したところ、平成25年度の地震被害想定調査から更新の予定はないということだった。

災害時の組織体制については、令和6年11月沖縄本島北部での豪雨から県の組織体制の取りまとめ方が変わっているので更新の必要性を感じている。

廃棄物処理施設については、名護市、金武地区消防衛生組合、与那国町で焼却施設の更新と新設が

あった。

協定については、令和7年3月に沖縄県産資協、市町村及び一部事務組合との間で締結しているので更新となる。他の災害関連の協定は防災部局が取りまとめている情報もあるので、そこから抜粋して記載できるものがあれば記載するというところだ。

処理計画策定後（策定は平成29年）の被災経験で一番大きいのは、先述した令和6年11月沖縄本島北部での豪雨であり、国頭村や大宜味村をはじめ大きな被害（床上浸水80件、床下浸水74件など）が発生した、県としての現地支援は行っていな。

処理計画の改定においては、国の発生量推計式の見直しの反映、処理施設における処理可能量の更新、近年の災害における最新の知見や課題などが盛り込めればよいと思っている。また、離島市町村における災害時の廃棄物の輸送といった課題についても検討できればと考えている。

〈事務局〉昨年11月の北部豪雨では、被災自治体での仮置場の設置、補助金の申請などはあったのか。

〈環境省〉国頭村と東村の2村が補助金の申請を行った。

〈事務局〉県による現地支援の経験は特にないということだが、他の部署においても災害時に現地派遣による支援などはあったか。

〈沖縄県〉昨年の北部豪雨を契機に、防災部局の方で、リエゾンを本庁から交代で派遣するという形を作ったところだ。災害廃棄物に限らず窓口を一本化し、被災市町村の各種会議等に出席するなどして効率的な情報収集を図り、被災地の状況や要望などを取りまとめる。リエゾンの派遣については、災害の規模や地域の事情に合わせて派遣を行う、行わないという判断もある。もっとも、廃棄物問題に関しては、リエゾン設置前から市町村担当課とは直接連絡を取り合ってきた経緯もあり、かえって情報が早い場合もある。防災部局で派遣するリエゾンは廃棄物に詳しくない職員もいるので、情報の速度や精度が下がることもあるかと思う。

〈環境省〉大規模災害時には、県から災害廃棄物に特化したリエゾンを派遣し、リエゾンが自ら動いて被災地で直接情報収集を行っている県も多い。廃棄物部局の職員だけではリエゾンの確保が難しい場合は、異動で別の部署にいる元課員などに応援を頼める体制を構築することができるとよい。

環境省でも、大規模災害時には職員を現地に派遣して被災市町村から直接状況などについて聞くということを行っている。災害の規模がそれほど大きくない場合は、県を通じて情報を集めるケースもある。今年8月の熊本県や鹿児島県内での大雨では、1週間に1回程度の割合で環境省の職員も現地確認などを行った。現地で知り得た情報は県にもフィードバックして共有するようにしている。

現地派遣では、派遣先との信頼関係の構築を大事にしており、情報を集めて終わりではなく、必要に応じて相談や助言を行うようにしている。また、特に発災初期は派遣先でも混乱が見込まれるので、ある程度の立場のある人、責任者を窓口とすることで、内容にブレがない情報が得られると思う。

（2）産資協との連携について

〈事務局〉産資協は沖縄県、県内41市町村とは別々に災害時の応援協定を結んでいるのか。

〈産資協〉沖縄県、県内市町村、産資協による3者協定である。もともと台風災害の多い沖縄県において、県と産資協が台風時の応援協定を結んでいた。当時は協定による応援要請はなかったと思うが、時代の変化とともに水害の多発、地震や津波の発生可能性の高まりなどを考慮すると、従来の協定では対応しにくいこともあるということで、県と産資協に加えて県内41市町村及び一部事務組合を含めて協定を見直すこととなった経緯がある。その際、それぞれ担当者と所属部署を明記して毎年更新し、すぐに電話で連絡がとれる体制の構築を前提にしたものにした。協定は結んだばかりなので、まだ名簿を整理した程度だが、これから実務的な連絡や相談に利用できればよいと思っている。

沖縄県の産資協は支部制ではなく地区ごとに取りまとめをしており、毎年災害時に協力できる人材や資機材の集計を行って県に報告しており、その情報は市町村も見るができる。それを参考に、災害時にはどんなことを支援してほしいのかを示してほしい。収集車両が要るのか、仮置場の開設なのか、そのあたりは主体である市町村がそれぞれの処理計画の中で検討することだと思う。

〈事務局〉本事業の対象4町村の仮置場候補地の現地調査を行ってきたが、その際に話を聞くと、どこも小規模自治体なので、人員や資機材の不足をどのように補って仮置場を運営していけばいいのか、それら一切を委託したいと考えている自治体が多い。その対応についてはどうか。

〈産資協〉協会として仮置場の開設から閉鎖まで対応することは想定済みであり、そのための初期行動マニュアルや運営マニュアルを作成している。その上で、課題視していることが契約に関することである。仮置場に係る一連の業務において、費用をみてもらえる範囲や価格について。災害時はなあなあになってしまうことがあるので、平時から契約条件や平均単価まで決めておければよいと思う。

〈環境省〉協定を結んでいけば、その協定に基づく支援の部分は無償だと思っていたという事例が他県であったが、それは勘違いである。仮置場の開設や運営において実際に必要となった費用については、基本的に補助対象になり得る。ただし金額面については、1社随契の場合など、それが適正な価格かどうか重要なポイントになる。被災自治体には3社以上の見積は取るように伝えている。運搬方法や処理方法が違えば単価も違うことは当然あるだろうが、同じ方法での運搬や処理であれば、県内で単価に極端な差が出るのはおかしいという話になると思う。

〈産資協〉災害時の運搬や処理の費用については平均単価がなく、3社見積を取ったとしても3社が異常な高額であってもそれが通ってしまう場合もあり得る。平時から通常の単価があって、災害時にはその1.2倍をベースにするなどができれば分かりやすいのではないかと。また、費用の件については、発注時にどんな業務をどこまでやるのか、どのように報告すればよいのかなど、ベースになる仕様書が必要だと考える。

九州地域協議会（九州各県の産資協が参加）において日報や、写真撮影と管理の要領などについて共有されているが、それが本当にそのままでいいのか、この程度の書類でいいのかという疑問がある。

時代も変わってきているので、例えば、仮置場なら出入口、レイアウト、配置人員などの写真が何枚要る、日報はどんな内容を記載するなど、どこまで管理してどんな書類を作成するのかについて、ある程度のベースが必要になると考えている。

〈環境省〉仮置場であれば、重機とオペレーター、作業員などの写真と日報。その日にちゃんと重

機が動いているかなどということは、役所としてもチェックする必要がある。

運搬車両であれば、車両がどこに何を置いていったか、その距離も分かる。計量伝票と写真は1台ごとに必要であり、そのようなことを整理してもらおうという形になる。

〈事務局〉他県でも災害マニフェストなどを作成して対応しているという事例がある。

〈環境省〉今年3月に協定を結んでばかりということなので、産資協と市町村の意見交換はこれからだろうと思う。今後双方の考えをすり合わせ、県の立場としてどう調整するかということになる。

〈事務局〉本業務の対象自治体の担当者からは、協会と協定は結んでいるが、災害時にどんな手順でどこまで具体的に依頼してよいのか、実はよく分かっていないという話を聞いた。県内全市町村及び一部事務組合が協会と協定を直接結んでいるというケースは、全国的にも先進的だと思うので、いざという時に即座に活用できるようにこれから詰めていくところかと思う。このあたりは、今後県の調整機能が求められる部分ではないかと思う。

〈環境省〉県に音頭をとってほしいという話は複数の自治体から聞いた。

〈沖縄県〉協定の円滑な活用に関しては、市町村からの支援の要望書や報告書などの様式の作成を県内でも検討している。また、災害時の支援要請や業務の手続きなどを分かりやすく示したフロー図のようなものがあればよいと思う。書類の様式があり、フローに従えばうまく流れるということができれば理想である。産市協ともここで協議をする、この段階で契約を結ぶなどの流れを示すことができれば、分かりやすくなるかと思う。

〈事務局〉県も市町村も人事異動があるので、流れが見えると引継ぎにも役立ちそうである。

(2) 仮置場について

〈事務局〉産資協も課題視していた仮置場の確保について、大規模災害時に市町村で仮置場の確保が難しいとなった場合に、県有地の利用、近隣自治体間における仮置場の融通といった相談を受けるといった可能性についてはどう考えるか。

〈沖縄県〉先日の対象自治体との意見交換会において、県有地の利用は検討の余地があるという旨の話はしたが、協定でも近隣市町村どうしでの仮置場の融通ということまでは想定していないと思う。この協定は、すべての市町村が処理計画を策定していることが前提であり、その中で定めた自区域内の仮置場候補地が利用できない事情が生じた場合に、やむを得ず近隣市町村に検討してもらおうという流れが必要だと考える。大きな自治体は災害時には何らかの受け皿になるという意識はあるが、計画未策定の自治体が自区域内の候補地を選定せずして、仮置場の融通を依頼されたら不安だろうという懸念がある。

〈産資協〉産業廃棄物処理業者が保有する詰替え保管場所や最終処分場などを市町村の仮置場として利用した事例はあるか。

〈環境省〉福岡県で民間事業者の中継基地を利用した事例や、鹿児島県でもそのような事例がある。

〈事務局〉産廃業者に限らず、工場跡地や資材置場などの民有地を仮置場として利用した事例は少なからずある。その場合は、土地の所有者と仮置場としての賃貸契約を結び、賃料、利用期間、搬入物、管理方法、原状回復などについて取り決めている。

〈産資協〉先ほど言った産廃業者の土地は許可をもらっているのですが、仮置場利用となると許可業務違反になってしまうのではないかと思います。その際に必要な手続きなどがあるのか。協会としてこのような土地について把握しておくのと有効なのか、そもそも使えないということで必要ないのかということを考えているので、検討してほしい。

(3) 収集運搬等について

〈事務局〉大規模災害では、県内業者だけでは一廃、産廃問わずに収集運搬車両が大幅に不足することが想定される。その場合、広域処理の枠組みなどで車両の確保、手配に関する相談や要請が県に入ると思われる。能登半島地震においても、県の調整によって、県内に集まった支援車両を特に被害の大きかった珠洲市や輪島市に手厚く配分するなどの方策がとられた。それ以外の被災自治体も県からのアナウンスを受けて納得したという経緯があり、県が行う具体的な調整の一例だと思った。

本業務の対象自治体からも、例えば収集運搬車両が足りない場合など、協会とのホットラインがあったとしても限度があるのではないかと、その時はどうしたらよいのかという話もあり、より具体的な助けを県に求められるのではないかと。

〈沖縄県〉県内にある車両や資機材は、3者の協定に基づいて産資協から可能な限り協力してもらうことになるが、沖縄県は大規模な災害の経験もなく、他県のように陸続きであるわけではないので、沖縄本島以外は調達も難しくなるのではないかと。それ以上となると県外に頼るしかない。

〈事務局〉根本的に地理的な制約があるわけで、そのあたりは枠を広げて九州ブロックでの調整ということになると思う。

〈環境省〉沖縄で大規模災害が発生した場合には、当然九州ブロックとしても支援を行うことになる。支援車両は全都清などへ依頼し、全国から調達することもできるが、港湾の被災状況や輸送手段を考慮しなければならない。

〈産資協〉当協会は九州全域の各産資協とも協定を結んでいるので、沖縄で大きな災害が発生すれば、九州本土から支援が来る。熊本地震の時には熊本県の協会から要請があり重機のオペレーターなどの人員を派遣した実績などがある。その他、福岡県や鹿児島県にも支援人員を派遣している。

〈環境省〉九州ブロック協議会では、行政的な支援ということで、車両の支援に関する訓練を毎年実施している。

〈事務局〉県内広域にわたる災害の場合、集まった支援車両や資機材をどう配分するかというところはおそらく県による調整が必要な部分ではないかと思う。そういった調整がないと取り合いになるなど、混乱を招くようなことも生じるかもしれない。

〈環境省〉広域で対応する場合、収集運搬車両は全都清に依頼し、全都清の方で全国から支援車両を集め、派遣先についても采配している。ただし、全都清はされて来るだけなので、そこから先の采配は県で行うことになる。また、産資協の方は仮置場の管理運営など、地元の業者として実際に関わりのある所の支援という形で活動していると形で、住み分けができているように思う。

〈事務局〉ごみの広域処理についても、県内の一般廃棄物処理施設の利用、それで足りない部分に対する産業廃棄物の処理施設の利用に関しては、各施設の処理余力や受入条件など、県の調整が求められる部分だと思う。

〈環境省〉設定した処理期間中に処理を終わらせるために、一廃の処理施設だけでは追いつかないということであれば、産資協などの産廃の処理施設まで含めた検討が必要になる場合について検討する必要がある。

〈事務局〉県が挙げている課題には、離島における災害廃棄物対策がある。おそらく市町村だけでは判断しにくい問題もあると思われ、県に相談や依頼が寄せられると思われる。

〈環境省〉災害時に沖縄県が県全体の災害廃棄物処理実行計画などを策定する際に、島外処理は当然視野に入ってくると思う。

〈事務局〉弊社では以前、一般廃棄物の島外搬出の実証試験を受託したことがあり、船舶の調達、港湾の使用、廃棄物の積み下ろし、搬出先での受入施設の確保など、県との関わりもそれなりにあった。

この実証試験で、民間企業のフェリーに廃棄物を積載したアームロール車を数台ずつ乗せたパターン、コンテナやフレコンバッグをガット船に積んだパターンで行った。

〈産資協〉当協会でも島外搬出を想定し、台船を持っている船会社、産廃の収集運搬許可と持っているコンテナ付の台船を保有する海運会社などに声をかけている。沖縄県は離島が多い、台風の頻度が高い、公共工事が多いことなどから、港湾の整備が進んでおり、台船が使えるかなという想定はしてる。例えば主要道路が切断された時に海上輸送が必要なることも考えられ、船舶関係の情報収集に力を入れている。今後はその情報を県や市町村と共有できれば、ある程度役に立てるのではないか。

〈事務局〉離島でも距離が短ければ、台船が輸送手段としてよく使われているのか。

〈産資協〉公共工事などでは、台船でここから座間味島に行くのも普通である。離島では1,500 tから2,000 tの台船も普通に行き来しており、セメント原料の砂などを常時運んでいる。なので、離島間では台船はけっこう活用できるのではないかと思う。

〈沖縄県〉沖縄の離島は他県に比べると、八重山や石垣は距離が長い。接岸できない離島もあるので、県としても少し不安な部分がある。県が相談を受けても、現実的に対応可能な状況にない離島もいくつかある。輸送から処理に至るルートを考えると、このあたりの実情は市町村の協力がないと見えてこない部分かと思う。

〈産資協〉石垣島周辺のであれば石垣島に持ち込んで集積し、そこで積み替えて搬出するという中継地点ような機能を考えることができると思う。避難港や船着き場ないのであれば、ないなりの廃棄物の集約方法などを市町村の処理計画に盛り込んでもらいたい。フェリーを付ける場合は、県の窓口も港湾課になるので、県内での調整も要るのではないか。

〈事務局〉それぞれの地域の基幹となる島に集積場を作るなども具体的な案の1つだと思う。

(4) 処理計画の改定について

〈沖縄県〉県の処理計画は、全国的なバランスを見て作っていると思うが、あまり細かいことを書き過ぎるとその都度見直しが大変かと思う。詳細についてはマニュアルのようなものに落とし込むことで、見直しや意見の反映がしやすいのではないかと考える。そのあたり他県の計画ではどのようになっているのか。

〈事務局〉計画がボリュームアップのは使い勝手が悪く、好まれないので、最近の基本事項は押さ

えつつ、初動行動マニュアルや仮置場運営マニュアルのように、特に重要な部分について別途取りまとめているところが増えている。基本的な部分でも少し踏み込んだ形になれば改定の意味もあるだろうが、どれだけ具体的な事が書けるかだと思う。例えば、産資協との協力体制や提言などをどれだけ反映するか。

離島の問題は観光客のことも地域特性かと思う。先日の対象町村の意見交換会でも、観光シーズンには人口が2～3倍に膨れ上がるということだった。その時期に災害が起これば、むしろ防災上の問題かとは思いますが、生活ごみに近いようなものは増えるだろうと思われる。また、米軍のことはやはり別扱いでということになる。

〈産資協〉最近になって、米軍の基地に津波警報が出された時には、避難路として基地間の道を通ってよいという協定が結ばれた。災害廃棄物についての話題はない。米軍だけでなく、沖縄には自衛隊の基地も多い。

〈事務局〉他県の自治体には自区域内なる自衛隊基地の広大な土地を仮置場の候補地として挙げたケースがある。本当に大丈夫なのかと聞いたら、話についてはいいということだったが。

〈環境省〉沖縄県は県全体として仮置場候補地が全然足りていないので、災害時に自衛隊の土地を借りることができるような協定が結べないものかと思っている。

〈産資協〉自衛隊の土地を仮置場として使いたいということであれば、やはり41市町村すべてが処理計画を策定し、その中で仮置場候補地を検討したが、全体としてどうしても大幅に不足するという結果であれば筋が通ると思う。

〈沖縄県〉当県では、大規模災害の経験がないので、処理計画に何が必要なのか、何が足りないのかという点がなかなかイメージできないでいる。経験があれば教訓や課題認識があるのだろうが。

〈事務局〉あくまでも現行計画をベースにと考えているが、全国的にいろいろな災害事例と教訓などがあるので、関係がありそうなものは盛り込めると思う。その中で県の役割や必要事項が具体的にイメージできて、複雑で分厚くならないような形にできればいいと考えている。また、処理計画の策定や見直しを控えている市町村が県の計画を見て、県はこういうところをポイントにしているので、自分達はこういうことを盛り込むとよいなどと参考になればよいと思う。

〈環境省〉処理計画は基本マニュアルと捉えてもらい、災害時の行動の起点として非常に重要なものである。また、協定については、産資協をはじめ、し尿収集の事業者団体、建設業協会、解体業協会などと広く協定を結んでいることが多い。要は、実際に災害が発生した時に本当に実働できるのかということなので、日頃の連絡調整や研修会などの機会を作ることも大切である。災害経験があまりないと言うところほど、日頃から連携について確認し合うという点にも注力してもらいたい。

〈事務局〉環境省の処理計画策定・点検ガイドラインのチェック項目について、片付けゴミの回収方法、災害ごみの分別区分、仮置場の必要人数やレイアウトなど、これらは処理主体である市町村の必要事項であって、県の計画には不要だと思っている。このあたりが市町村でうまくいかない場合の調整に関する相談が入るかも知れないというように見てもらえればよいと思う。

4. 今後の予定など

〈事務局〉今後のスケジュールについては、約2ヶ月程度で、現行計画をベースに改定ポイントに

関するコメントなどを朱書きするような形のものを用意し、やり取りができればよいと考えている。

11月頃に予定している第2回意見交換会でそのあたりについて確認と意見交換ができればと思っている。

最後の第3回意見交換会では有識者の先生もお招きして、最終的に素案のようなものができたところを確認していただきながら、最終的なご意見とか、有識者の方からの講評や助言を得て仕上げた素案を納めるということになる。冒頭環境省から説明があったように、沖縄県はそれをもとに必要なに応じてアレンジなどを加えて仕上げてもらうという流れである。



(2) 第2回意見交換会

計画改定にあたり、現行計画の目次をベースに改定すべき項目について整理した骨子案をもとに、業務対象自治体廃棄物担当部局と意見交換会を以下のとおり開催した。

【令和7年度九州ブロックにおける災害廃棄物処理計画策定・改定支援業務】	
件名	第2回意見交換会議事録（沖縄県）
日時	令和7年12月25日（木）9:00～11:30
場所	沖縄県庁 4階第2会議室
参加者	①沖縄県環境部環境整備課：大城班長、石川主任技師 ②環境省九州地方環境事務所資源循環課：佐々木課長補佐 ③㈱東和テクノロジー（事務局）：佐伯、大畑
資料	第1回意見交換会議事録、沖縄県災害廃棄物処理計画改定事項整理表
内容	<p>沖縄県災害廃棄物処理計画の改定項目とその内容について</p> <p><u>第1編 総則</u></p> <p>(1) 基本的事項</p> <p>〈事務局〉 前回の意見交換会では沖縄県産資協も参加して、処理計画改定にあたっては県が要望する発生量推計や処理可能量算定といったデータ更新だけでなく、県と産資協及び市町村との三者協定を進める中で具体的な役割を決めていきたい、処理単価などのお金の問題にも踏み込みたいという話があった。このあたりはデータ更新以上に重要なことだと考えられるので、県の立場の範囲で計画に盛り込んでいけたらと考えている。</p> <p>この項では、現行計画策定以降に災害廃棄物対策指針の改定や県の地域防災計画地防計の修正があった。また、関係法令の改正などもあり、このあたりを追記する。また、過去の災害廃棄物処理における教訓なども盛り込みたい。</p> <p>〈沖縄県〉 県内の市町村は昔から台風とその対策には慣れている。大きな地震と違って施設の被害や廃棄物処理に困ったということもないし、河川が氾濫して大きな被害が発生するというイメージもない。強いて言うなら昨年の県北部の豪雨で県が支援に入ったくらいだが、他県の事例（令和2年7月豪雨の熊本県人吉市など）も参考にすればよいと思う。</p>

〈事務局〉令和2年7月豪雨のような気象災害が全国的にも多発化、激甚化してる中で、沖縄県でも昨年北部で大雨による被害が発生したということに記載する。

今回、能登半島地震における知見をできるだけ取り入れることになってるが、我々はD.Waste-Netで支援にも行ったし、その後にヒアリングなども行っている。まだ処理期間中ではあるが、役立ちそうなことを記載したい。

人口などの県内の情報について更新する。また、産廃の処理状に関する実態調査報告についても県にデータがあるのであればいただきたい。

(2) 組織体制・指揮命令系統

〈事務局〉前回の意見交換会で、令和6年11月の沖縄県北部豪雨から、防災部局からリエゾンを派遣するなどの組織体制の変更があったと聞いたが、廃棄物に関しては、もともと県の廃棄物部局と市町村の廃棄物関係部局には連絡窓口が合って、情報のやり取りができていたと。

〈沖縄県〉災害時には廃棄物以外にも多くの課題に対応する必要があり、情報を集約して全体的に取りまとめる窓口がある。ただし、派遣されたリエゾンが必ずしも廃棄物に詳しくない場合もあるので、市町村の担当部署と直接はやり取りした方が早いということもある。沖縄県は大規模災害の経験がないので、他県の事例や動向なども参考にしながら組織体制構築を進めているという部分もある。

〈事務局〉計画改訂の中でどこまで図示できるかということになるが、例示する場合にせよ、書きぶりを考える必要があるかもしれない。図の枠の中に文言を記述して、※印でこういう体制も考えられるというように。

〈沖縄県〉災害時に県として迷いが生じないようにはしておきたいと思う。いざという時に計画を見て、このように示している所以对策チームを作りましょうということが言いやすい環境ができればよいと思う。

〈事務局〉庁内で調整を図る際の1つの根拠にもなると思う。

〈環境省〉いざとなればOBやOGの方に来てもらうこともできる。それでも足りなければ、他部署からも応援をもらう。

〈沖縄県〉県の環境部局には5つの課があるが、例えば環境保全課だと油漏れへの対応など、各課での優先業務があり、災害廃棄物対策に協力できる課も限られてくる。他県の成功事例などをコラムで載せるというのもよいと思う。

〈環境省〉能登半島地震の時は、各市町村の廃棄物部局に1人ずつ県から常駐で入っていた。

〈事務局〉県から派遣された人が必ずしも廃棄物行政に詳しい人かどうかは分からないが、環境課など廃棄物の担当部署にリエゾンとして常駐していた。

〈環境省〉こういった連絡調整役がいるのといないのでは、心強さが違うと思う。

〈事務局〉福島県では災害時に派遣するリエゾンの担当者を決めて、毎年更新している。災害廃棄物に関する情報収集なども業務の範囲である。

アドバイザーの受入れについては、現在は九州ブロック協議会における広域処理支援や人材バンク等について盛り込むとよいと思う。人材バンクの要請は県を通さなくても、市町村から環境事務所に直接連絡してよいということだった。

(3) 情報収集・連絡

〈事務局〉この部分は特に改定事項はないが、他県との連携に関して、九州ブロック協議会について盛り込んでおくとうよいと思う。

〈沖縄県〉現在、初動対応マニュアルを作成中で、市町村に照会をかけている段階である。その中の内容については、本計画中に「マニュアルを参照する」とするのはありか。マニュアルの方が修正など触りやすいので、詳細はマニュアルを見るようにしてもらおうと見やすいと思う。

〈事務局〉全く問題ない。マニュアル自体の実効性も高まりそうだ。

県の出先機関は、災害廃棄物に関する機能は何かあるのか。

〈沖縄県〉保健所があるが、優先順位としては衛生であり、この地区でけが人が出た、逃げ遅れた人がいる、どこの病院に搬送できるかなど。廃棄物に関しても多少は動いてもらえそうだが、確認してみた方がよいかもかもしれない。

〈事務局〉情報の収集が場合は県からも能動的に情報を取りに行きますよということは追記しておいた方がよいかと思う。

民間団体からの情報収集については、民間団体からの情報収集すべき内容を盛り込むとうよいかと思う。例えば、資機材や車両、施設、または社員の被災に関する情報もあるし、収集運搬業者は収集ルートに精通しているので、被災場所や勝手仮置場の発生場所などの情報も得られると思う。

〈沖縄県〉産資協との協定では、平時から県への状況報告をうたっているのので、県から積極的に聞かなくても情報が入ってくるように要請できると思う。

〈事務局〉産資協は、各支部や大きく被災した地区の業者などから何かしら情報は入ってくると思うので、それを共有することは有効だと思う。

(4) 協力・支援体制

〈事務局〉公共機関等の協力体制については、人材バンク、九州ブロック協議会、県のリエゾン派遣、補助金制度などの概要を盛り込む。また、自衛隊、警察、消防との連携についても簡単に記載する。特に自衛隊の派遣は県知事からの要請によるものなので、県の仕事である。

民間事業者との協力に関しては、令和7年3月の協定締結、廃棄物処理法における特例などについて協定の範囲で具体的に記述したいと思う。

〈沖縄県〉前は青写真のような形だったが、今は図で示すことができおり、詳細はマニュアルを参照してもらおうとするのもよいと思う。

〈事務局〉ボランティア団体との連携については、「ボランティアとの連携」に変えた方がよいと思う。ボランティア団体というと任意の独自組織のようなもので、ボランティアセンターを通さず勝手に活動することが多い。行政の方で統制が取れず、災害ごみの取扱いについては法律違反になっているケースもある。そのようなこともあるので、行政の計画にはボランティアセンターに一旦登録して、そこから派遣されていくという一般のボランティアを想定した書きぶりがよいと思う。

〈環境省〉ボランティアが問題になるケースとして、仮置場内で荷下ろしなどの作業をボランティアにさせる自治体がある。被災者の家で片付けやごみ出しをするというイメージで被災地に行ったら、仮置場でただ働きさせられたというクレームが出ることもある。

〈事務局〉ボランティアは被災者の支援に来ているのであって、行政の支援に来ているわけではない。仮置場の作業は行政職員や委託された産資協などが担うもので、行政の業務である。おそらくボランティア保険の適用範囲でもないと思う。ボランティアは本来市町村の問題だが、能登半島地震のように大規模災害で市町村が混乱している時期に、ボランティアを名乗って勝手な動きや犯罪を行う者もいる。そのため、発災後しばらくは石川県が窓口となって、まず県に登録した上で、県の要請にしたがって活動を行ってもらった経緯がある。

〈環境省〉県の社協による情報統制によって、自治体ごとに違う動きせず、原理原則に則った活動をしてもらう。

〈沖縄県〉そのような問題があることを初めて知った。法令などで決められていれば計画にも書きやすいが、沖縄県では漂着ごみでボランティア団体が活躍してくれているので、伝え方を考えた。災害廃棄物に関するボランティアの役割を記載すると、市町村やボランティアにも分かりやすいのではないか。

〈事務局〉社会福祉協議会との連携やごみの分別ルール等の周知の徹底が必要であるということなども記載する。他にも、知名度の低い小規模自治体にはボランティアが集まりにくいので、県に要請してボランティアを回してもらおうべく調整をお願いしたという事例もある。

次に、現行計画には記載がなかった受援について少し触れておいた方がよいと思う。受援を適切に受けるためにどういったことを考得が必要かということに記載したい。支援を受けるのは市町村だが、その市町村の受援をバックアップしたり、調整するという役割が県にはある。

〈沖縄県〉市町村が支援を受ける際にはこのような準備が必要だといったことを例示して、市町村の受援体制構築の参考にしてもらうのもよいと思う。市町村の計画策定・改定に役立つと思う。

〈事務局〉災害発生懸念時の対応について、台風や大雨は気象情報で予測できるので、事前の準備は体制の整備について記述すればよいと思う。県から発信して市町村にも注意を促すということも必要だと思う。

(5) 一般廃棄物処理施設等

〈事務局〉該当箇所について、最新の県廃棄物処理計画（第6期）と整合を取ってデータ更新する。県内の一部事務組や処理施設の情報も更新する。

施設の処理余力の算定などについては、令和5年度の実態調査をベースにする。他に公表されていない情報や当方で入手できない情報等については、県に確認しつつ必要に応じて追記する。

〈沖縄県〉改定処理計画は年度末にすぐ改定完了というわけではなく、今回の事業で更新できるところは更新してたたき台を作成し、次年度に庁内の会議や市町村などに照会を行うなどの手続きを経るという流れになる。今後、さらにデータが変わると、発生量推計などを県で行うのは難しいかも知れないが、現時点で分かる情報を入れておいて、耐震化のアンケートなどの詳細な部分は、最終的な改定の時期に合わせていくことを考えている。

〈事務局〉補修体制の整備については、東日本大震災以降の大規模災害での事例を確認とした方がよいと思う。また、環境省の廃棄物処理施設の整備に係る各種マニュアルも参考になるのではないか。

第2編 災害廃棄物対策

(1) 沖縄県に特徴的な事項

〈事務局〉離島対応に関しては、能登半島地震でも海上輸送が行われているので、コラムのような形で載せることを考えている。について行われているので、コラムレベルで書けたらなと思っています。

〈環境省〉沖縄では本当に大変な課題だと思う。海運会社などからどれだけの協力が得られるのかという問題もある。

〈沖縄県〉現行処理計画で例示しているが、離島の港湾施設では使えそうにない。規模の小さい離島でも最低限こんな方法があるといった選択肢を示すことができればよいのだが。

〈環境省〉九州地方事務所では、「外海離島災害廃棄物広域処理検討業務」という業務を過年度に実施しており、その時の報告書が参考になるかもしれない。

〈沖縄県〉竹富町のような非常に小さな離島の自治体から相談を受けたい計画だと、対応できそうな手腕がはまりそうなどころもありそうですけど、すごい小さい竹富町から相談を受けたら対応できる手段があるのか、不安である。

〈事務局〉前回の意見交換会で、産資協が小さな島しょ部はその中でも大きな中心となる島にいったん集約して、そこからまとめて搬出しようという話をしていた。

〈沖縄県〉実際には難しいだろうが、フェリーの活用や、他にも可能な手段があれば載せてほしい。

(2) 災害廃棄物処理について

〈事務局〉災害廃棄物発生量の推計方法が令和5年に改定されたので、新たな推計方法を載せる。損壊家屋の解体・撤去に関しては、能登半島地震を契機に公費解体マニュアルが第5版まで出ているので、改訂処理計画においても参照したい。公費解体の場合、最初にするべき要綱についてはマニュアルに載っていない。要綱の作成について県に問合せがあるかも知れない。

〈環境省〉今なら小松市がワードで要綱関係の書類一式をホームページで載せていてダウンロードできたと思う。他の自治体もいろいろ載せているがPDFである。経験者からは、この要綱や各種様式の作成が大きな負担であると聞く。

〈事務局〉避難所ごみについて、避難所ごみの種類の例示を追加しようと思う。また、し尿処理については、可能であれば仮設トイレの備蓄数や、し尿処理の支援体制などについて追記できるとか思う。

〈沖縄県〉し尿処理に関する協定はまだない。過去に進めようとしていたが協定の締結にはいたっていないようだ。

〈事務局〉災害時のトイレやし尿処理の問題は非常に深刻かつ重要な課題になる。仮設トイレを計画どおりに調達することは実際には簡単ではなく、その間のつなぎの携帯トイレや簡易トイレを十分に備蓄しておく必要がある。そのあたりは県としても市町村に対してアナウンスが必要かと思う。

〈沖縄県〉現行処理計画では、仮設トイレの確保は基本的には市町村が行い、県の関わりは環境部だけである。し尿の収集運搬と処理は分かるが、設置などもこちらの管轄でいいのかとも思う。

〈事務局〉収集運搬については、産資協と県が共有する資機材のデータ載せるとか、資料編に持っていくということを考えている。毎年変わるだろうから、資料編の方でよいと思う。また、全都清の支援に関することも記載するとよいと思う。

焼却処理に関しては、発生量推計値などの更新に伴って見直すが、稼働日数は現行処理計画では平成 28 年度のアンケート結果に基づいている。このあたりの設定をどうするか。また、処理能力が数トン規模の施設を載せたところで実際にはカウントできない。何か説明をつけて除外した方が分かりやすいのではないか。

〈沖縄県〉いちおう計算上の結果として載せていおいてほしい。

〈事務局〉本来なら全体の結果を見て、県の方から処理余力のある自治体たいして調整を図るといことになる。処理可能量の算出するためには、各施設の年間稼働日数が必要になる。

〈沖縄県〉現状では、環境省の標準的な年間 280 日で一旦算出しておいてほしい。あとは実績値に入れ替えればよい。

〈環境省〉九州地方環境事務所では、2 年ほど前に九州沖縄管内の一般廃棄物処理施設に対して稼働日数も含んだアンケートを実施したことがあるが、すべての施設を網羅しているとは限らず、とりあえず 280 日稼働で計算してもらおうとよい。

〈事務局〉県から最新のデータが提供されれば各施設ごとに更新が可能である。仮設焼却炉については、令和 3 年の「地方公共団体向け仮設処理施設の検討手引き」を参考にしている。

取扱いに配慮が必要となる廃棄物の処理については、農林・畜産廃棄物、廃自動車、廃船舶、太陽光発電設備、リチウムイオンバッテリーの取扱いなどを更新、追記する。

(3) 災害廃棄物推計

〈事務局〉災害廃棄物発生量推計については、県の被害想定調査報告書（平成 25 年度）のデータと新しい推計式によるが、市町村別の各種想定データについて、県からローデータを提供いただくことは可能か。また、し尿の発生量や仮設トイレ必要基数の推計においても、現行処理計画では避難者数しか見ていないので、上水道支障率などのデータも必要になる。自宅避難者もすぐに自宅のトイレが使えず、避難所の仮設トイレを借りに来るというケースは多い。仮設トイレの必要基数の算出には、そういう人たちもカウントする必要がある。

〈沖縄県〉ローデータについてはこちらでも確認し、あれば提供できると思う。

〈事務局〉現行処理計画の方法とは違うが、仮置場の必要面積の算定は国の指針に指針に則った方法で行うこととする。その方が、担当者として説明もしやすいのではないかと思う。

〈沖縄県〉それでよい。

(4) 風水害

〈事務局〉建物の被害想定等数のデータがあれば、水害においても先ほどの地震と同様に災害廃棄物発生量の推計を行うことができるので、結果も現行処理計画と変わってくると思う。市町村別の浸水深別被害世帯数などの新しいデータはあるのか。

〈沖縄県〉平成 25 年度の被害想定から更新はないので、既に渡したデータと変わっていない。

〈事務局〉現行処理計画の津波・高潮による浸水で想定されている床上 788、床下 4, 136 という被害

世帯数はどこから引用したものなのか。河川氾濫による浸水被害の想定データはないのか。
 〈沖縄県〉 確認しておく。
 〈事務局〉 分からない場合は、この数字を使って新しい推計式に則って推計を行うこととする。

(3) 第3回意見交換会

第2回意見交換会以降、骨子案をもとに現行計画に加筆・更新を行った処理計画（案）作成の進捗報告と意見交換を業務対象自治体廃棄物担当部局、有識者と以下のとおり開催した。

【令和7年度九州ブロックにおける災害廃棄物処理計画策定・改定支援業務】	
件名	第3回意見交換会議事録（沖縄県）
日時	令和8年2月3日（火）9:00～
場所	沖縄県庁 4階第2会議室
参加者	①沖縄県 環境部環境整備課 大城班長、石川主任技師 ②国立環境研究所（有識者） 松本客員研究員 ③環境省九州地方環境事務所 資源循環課 松下課長補佐、倉石課長補佐 ④環境省沖縄奄美自然環境事務所 佐々木課長補佐 ⑤㈱東和テクノロジー（事務局） 佐伯、大畑
資料	資料1 意見交換会名簿 資料2 第2回意見交換会議事録 資料3 沖縄県災害廃棄物処理計画（案） 参考資料 令和6年能登半島地震で浮き彫りとなった知見や課題等
内容	<p>1. 挨拶 省略</p> <p>2. 議事 沖縄県災害廃棄物処理計画の改定（案）について</p> <p>〈事務局〉 データのご提供もいただき、沖縄県の全市町村の災害廃棄物の発生量の推計値から何かからデータが全部更新になっていくという部分があるが、これに関しては量が多く、ここで全部お示しできていないが、実は今話題のAIなども駆使して集計できる体制は整えている。工期までには集計したものをご確認いただけたらと思っている。その部分だけは少し遅れていることを、お断りとお詫びを申し上げさせていただき、処理計画改定案の説明をさせてきたい。</p> <p>➤ 事務局より資料3を用いて第1編赤字部分の変更箇所の説明を行った。</p> <p>〈事務局〉 竹富町の処理施設情報が実調もない。た第6期の計画の県の処理計画のバックデータの表にもないので、そこは触れなかった。</p> <p>〈事務局〉 このまま載せておいていいのか。</p> <p>〈沖縄県〉 竹富は島々からなっているので、無条件に石垣市が受け入れるという調整は聞いたことがない。独自の施設はあったのですが。</p> <p>〈沖縄県〉 与那国町が焼却施設を入れいている。令和2年。</p>

〈事務局〉2年前だと実調にも載ってこないね。

〈事務局〉いただいた6期のデータの中にも無かったので。与那国のデータいただければいただいてここの表に追記するようにする。

〈沖縄県〉耐震化の部分だが、今回も書いていく中でもう1回、我々からすると来年度になると思うが、改めて見直した方がいいか。

〈事務局〉施設の災害対応力というところがあるので、来年のことであれば、沖縄県さんでご確認をなさって、実際に改定として出されるときにあった方がいいのはいい。

〈沖縄県〉この表自体、今の施設名と合っていない。例えば、宮古も。施設の名前が古い。

〈事務局〉36ページの1-6-1.2の表の施設とイコールだと思うので、こちらに更新しておく。

〈沖縄県〉施設は更新させてください。

〈事務局〉リストは更新で耐震化の列より右側はそのまま分からないところは横棒か空白にする。40~42ページ表の施設の概要だけは更新する。

〈沖縄県〉個人的には17ページのマニュアルを参考に、組織体制図式を前回と変えてない。

〈事務局〉今もこれで他の県さんも自治体さんもこれは多い。

〈沖縄県〉イメージして別の環境整備課を特別担当に入れているが、これは現実的か。

〈事務局〉県に限らず市町村でも独自の体制で有事の際にはこういう体制を組む。本当にその通りに人が集まるかどうかは課題を残している部分もあるが、一般的なところから自分たちの所はこういう体制を組む、あるいは組みたいと書き直しているところも今は増えている。沖縄県さんとしてどういうふうにするかを書いてもらおうと実効性がある。

〈沖縄県〉経験がない分こういう体制を初めて経験する時に組めるのかと思う。

〈事務局〉この場合は直接人を充てる場合と、他部署から応援を呼んでくる場合と、外部から人を呼ぶなど、ほとんどモデル。

〈沖縄県〉イメージだが、総務担当が補助金とかの部分で、処理計画は実際1次処理とか2次処理とかという流れ、仮置場は県で広域とか準備みたいな感じか。

〈事務局〉総務担当が多分財政関係と広報の関係とかをされると思う。少しフレキシブルに考えていただいてもいいと思う。全然別の担当が生まれてもいい。

〈有識者〉災害の大きさによって、担当する者が違ってくる。東日本大震災の岩手県の場合は、議会の関係とか議案を作ったり、事務委託のノウハウ・経験を持った違う課の人を呼んだ。災害の種類と規模より、総務担当の中身が変わる。予算とか補助金の関係、最低限補助金の支援が出てくると思う。住民窓口がこの課の中に入っているのがいいかどうかは、沖縄県さんの中で議論されたらいい。広聴広報課とかどんなことをお願いするのか等。

〈事務局〉財務担当でお金の方も特出しにしてるところも、少なからずある。

〈有識者〉逆にはっきりさせて中身はこういうことだよと頭の中に入れてくといい。

〈事務局〉多岐にわたると思うし規模によって業務が発生する。こういう案をベースに作ったというものが期間中にあれば、差替えさせていただく。特段無ければこのままの形での掲載となる。

〈環境省〉総務担当ではなくて別の課があるのか。

〈沖縄県〉住民窓口担当はどうなんだろう。

〈事務局〉市町村だとじっくりくるが県さんで住民に直接は無いことは無い。

〈沖繩県〉廃棄物はイメージとして市町村、事務委任されたら県。一旦は市町村がやって、広域をする場合にも、市町村の仮置場が置けないから、市町村が持ってくる仕組みにしていたのでそれがいい。

〈事務局〉災害廃棄物も県民が県の施設に直接持って来ることは無いと思う。処理の主体である市町村が受皿になるもの。

〈沖繩県〉いろんなものが一旦ワンクッションあって、実際には住民からの問い合わせもあると思う。

〈有識者〉図は組織の例として学会が作っている。これを参考に沖繩県さんの実態に合わせる。

〈沖繩県〉課の名前が入ってるので、我々の組織でもこの図があったじゃないかと言われた。マニュアルの例と勘違いしてしまう部分がある。

〈有識者〉処理計画担当と仮置場担当はある。その他の補助金の担当課はあると思う。実態に応じてこういうことをやる、窓口係を作るという形にもしかするとなるだろう。

〈沖繩県〉出典のマニュアルにこの図が載っていて、そこに単純にうちの課が括弧書きで元々の現行計画に入っている。

〈事務局〉ここは環境部局にすればよい。

〈有識者〉そもそも県の計画なのに例を示すというのもどうか。

〈有識者〉実際に動き出した時のことを考えて、合わせて作っておいた方がいいと思う。「災害の大きさ、規模、種類によって次の例を参考に組織体制を作る」という形にして書いておくと、他所から人を借りて来れる。さっきお話したように議会に詳しい人とか、補助金に詳しい人とか、そういう人を呼んでくる事になると、どこかに書き加えておくと、知事が決裁した計画に書いてあるから、人を貸して下さいと言える。

〈事務局〉それに近いところはこの赤字で補足してある。今後の沖繩県の例えばリエゾンとかの方向性も踏まえて、補足はさせていただいた。担当組織の例は確かにそのまま例として載せられているところはとっても多い。イメージが全然ないままも分かりにくい。

〈沖繩県〉どっちかと言うと前回載せてるのに、例えば仮に何か一個削った場合に、削った理由もそんなにないので、そのままの方が確かに。具体的なものを持っておいた方がいい。

〈事務局〉行動計画とかマニュアルみたいな形でブレイクダウンしたような形で公表はせずに職員の方のお手元の資料としていいのかなと思う。

〈環境省〉29 ページの協力・支援体制は災害廃棄物に関わらずということか。

〈事務局〉基本的に災害廃棄物で書かせていただいた。

〈環境省〉(2) の県職員のリエゾン派遣は廃棄物係で県の職員のリエゾンか

〈沖繩県〉ではない。廃棄物に特化してではない。

〈事務局〉廃棄物関係の情報も必要に応じて取ってくることになりましようから、関係無いものを載せているわけではない。折角こういった体制を組もうとされているので、廃棄物の方面の情報も取ってきてくれるたらという話にはなると思う。

〈沖繩県〉実際にあった内容で今後必ずやる感じでもないからどっちでもとれると。

〈事務局〉こういったリエゾンの派遣も場合によって県としてもやる、出来るというところが大事と思う。災害の種類とか規模によって取ってくる情報も違うだろうし。

〈沖縄県〉 35 ページ南部広域の上 3 つ与那原町、西原町から豊見城市までが廃棄物の構成市町村で、南風原町からは全部削除で大丈夫。

〈事務局〉 分かりました。ごみは 6 市町

〈事務局〉 別の事務を組合でされている。廃棄物は上の 3 つ。分かりました。ここ以降削除。豊見城市まで。

➤ 事務局より資料 3 を用いて第 2 編赤字部分の変更箇所の説明を行った。

〈事務局〉 二次仮置場の設置だが、一応 75 ページには現行計画で示されているものを残して、76 ページは現在の技術資料の 18-3 の内容を記述している。この辺り県さんでご相談だがけど、レイアウトも全く異なる現行計画は、指針自体が古くなっているので更新されるとなると、新しい方かとは思いつつ、前の方がすごく分かり易いなと思って、消しきれなかった。

〈事務局〉 出典がある上に、新しい情報が盛り込んである。以前の方は根本的な入口出口の問題で早々に発生していることが今分かりましたので新しい方を載せましょう。技術資料 18-3 という出典もあるわけだから。留意事項が散りばめて書いてある。

〈事務局〉 見にくい留意事項を図の下に特出しでまとめていくような形を取る。

〈事務局〉 88 ページもいただいたデータを元に更新をかける作業をした現行計画も施設の名前 ABC とされているが、B6 ? と書いてあるのは多分クリーンリサイクルさんのことだろうなという、現行計画の施設の名前が読み取れないのでおそらくこうだろうで書かせていただいている。現行計画のバックデータに A から B の施設名が具体的にあれば教えていただければと思っている。

3. 意見交換

〈事務局〉 環境省さんに見解を伺ってみたい。最終処分場の余力を出すときの比重。容量から重量に換算する時の比重で何トン処理できるのかという重量に換算するときのこの係数だが、一般廃棄物の処理にとどまっている分に関しては、比重が 0.8163 というのがあるが、災害廃棄物処理の場合は確かに 1.5 が出てくる。

〈有識者〉 計算してるだけ。トンで持ってくる。残余容量は容積。その計算。だから一般廃棄物の場合、主に入れるのは焼却灰だから 1 より小さい。通常は焼却灰でしょ。あとは産廃はいろいろあって安定型だつて入ってくると比重が大きくなる。そうすると計算上の問題で、残余容量が何ぼある。今年何ぼ入れました、何トン入れました、残余容量何ぼ減りましたと言えば計算でトン辺りの比重は出てくる。それを何年かやっていくとそうなるのではないか。

〈事務局〉 明確に指針などの推計するようなところに明確に比重 1.5 とするような書きぶりはない。多分有識者さんがおっしゃったように過年度の実績を積み重ねていったか。

〈環境省〉 災害廃棄物計算する時だけに 1.5 か。

〈事務局〉 その時にそうやってやっている。通常は 0.8163。

〈沖縄県〉 産廃の数字で何か根拠になるようなやつはないか。

〈事務局〉 それこそ、受入れる品目で誰を相手に商売しているかで全然違う。災害廃棄物は産業廃棄物に近い性状のものが来る、あるいは近い性状になると考えると、比重が重め。

〈有識者〉 熱しゃく減量が悪いから。

〈事務局〉悪いから灰の発生量も多い。

〈有識者〉岩手の時は5割。仮設焼却炉はそんなものだ。焼却炉メーカーが集まって、仮設焼却炉の評価をしている。結局、火をかけて減らしたことにしないと埋め立てられない。特に津波の廃棄物は燃えない。

〈環境省〉1.5はどこかに書いてあるか。

〈事務局〉どこかにありませんかとお聞きした。

〈事務局〉1.5はいろんなとこに出てくる。今回、沖縄の町村さん午後から意見交換会がある。ワークシートを配りしているが1.5。近畿地方環境事務所さんは、地方環境事務所の資料の中に1.5と謳い込まれていて、その1.5をどこから持ってきたかというところまでは書いてない。

〈沖縄県〉先ほどの0.8163は一廃か。

〈事務局〉一廃の設備計画とかマニュアルとかはそれ。

〈沖縄県〉産廃はある。(案)だと。一廃の方も1.5を取っている88ページの上、表2-3-14.2。

〈事務局〉これは1.5にされている。埋めるものが違うということなのですね。ここで言うところの余力は災害廃棄物を埋めるための余力で、そういった重たいもの、分別精度が悪くて重たい物、ふわついたものはあまりないということ。

〈沖縄県〉過小で見積もるよりは

〈環境省〉87ページの美らグリーン南城の埋立容量と残余容量が一緒なんだけどこれはなんで。

〈事務局〉誤記です。修正する。

〈有識者〉104ページの容積換算は、確かに仮置場の必要面積を求める際に計算の途中で容積の換算までするが特だしてやる必要があるか。

〈環境省〉可燃物や土砂についてどういう比重を用いたかを明記しておく意味は有る。容積換算という名前じゃなくて。

〈有識者〉災害廃棄物の比重。比重は次の通りという感じ。

〈事務局〉分かりました。

〈環境省〉沖縄県さんか環境省佐々木さんがご存じかもしれないが、63ページの海上輸送で、情報連絡会を設置している、外海離島災害廃棄物に係る情報連絡会はどういうメンバーか。

〈環境省〉2年、3年は協議会を開いたのが、九州事務所業務として関係者の皆様からも続けて欲しいとご要望は頂いていたのですが、続けていない。メンバーは国土交通省の港湾関係の方、船会社関係も入ってそうそうたるメンバーでお集まりいただいているいろいろ検討した。沖縄県だけでもなく外海離島の自治体。奄美とかあった。沖縄、鹿児島。

〈環境省〉現在やって無いなら書けない。

〈事務局〉削除する。

〈環境省〉終わったとしても、関係者で自発的に集まることも別にできると思う。

〈事務局〉鋭いご指摘ありがとうございます。簡単な話ではないでしょうけど実効性を持たすために集まるのはいいこと。

〈環境省〉そのページだったか、港湾関係載っていましたよね。

〈沖縄県〉ここも気になっている。

〈事務局〉ここも下手に書き加えられないし、下手に1回載せてるから消せないし。

〈環境省〉 建築建設情報の更新はこの港湾関係は？

〈事務局〉 書けないという方向で前回検討した。外海離島報告書で港湾資料がある。それに差しかえてもいいかなとは思った。全くこれと同じ項目立てではないが、平成 28 年よりかはいいかと思う。

〈事務局〉 ちゃんと協議されたまとまったものがあれば、それをそのまま持ってきた方が出展がはっきりするからいいん。

〈事務局〉 資料は企画部地域離島課となっている。ネット上では無かった。ご提供いただければ。

〈沖縄県〉 接岸可能な船の種類は変わらないと思う。

〈環境省〉 岸壁リストとか、令和 2 年度のまとめはいる。

〈沖縄県〉 できれば今の表だと小規模離島とかも方法がないのが気になっていて、差し替えてどの港でも使えそうなものがあれば、そっちの方が希望があるというか。

〈事務局〉 少なくともデータの更新はまずしておく。

〈事務局〉 ふさわしいものをまず確認を取る。

〈事務局〉 一応見比べていただいて外海離島の資料を一度沖縄県さんに送って見ていただいて

〈沖縄県〉 63 ページは取り消しじゃなくて工夫をして残す感じか、留意点とか大切な

〈事務局〉 そうです。ここは出典を書いても報告書にちゃんと記載されているので。ただその協議会がないというお話なので

〈事務局〉 経緯があってその時の結果、留意点をまとめたものを下の方へ示すという感じで。書いてあることは大事なこと。

〈沖縄県〉 あとは数字がどう出てくるかで、前は L1L2 分けて、L1 だったら県内であるみたいな形で、L2 だと県外という形だと思うが、実際に算出してみないと他県に頼らないとできないのか。

〈事務局〉 推計方法が全く違ってきているので、どうなるのか結果を見ていかないと。どちらかと言えば増える方向になる。

〈沖縄県〉 単純に余力から前回もこれくらい受入れられる計算をした形で当てはめていく感じか、余力というか実際の運用状況を試算していたのか。3 年で。市町村だと自分たちの余力とか、どれくらい入るか、受入れられるかをしっかり見ている感じだった。

〈事務局〉 それも単なる計算結果の目安なので。事が起こると想定数字は全く関係なくなると思いま

〈有識者〉 沖縄県の廃棄物処理計画は、非常にまとまっていて更にそれを今ブラッシュアップされようとしているので、それについては非常にいい。実際に災害があったときに、活用するための次のステップについて市町村さんも含めて検討を進めていただければいい。県で技術的な支援をすることを大体どここの県さんも書いてあるが、何をするのか。連携と書いてあるけど、役割分担はどうなってるのか、少しずつでいいから整理していただければよい。実際、災害があったときにどう支援していくか組織体制の中身、本庁で環境整備課さんの業務の窓口とかいろいろあったけれど、それと保健所さんの担当の関係を少しずつ詰めていけばいいと思う。平成 27 年の自治法の改正で、事務の代替執行という制度が出てきた。代替事務についても議会の議決が必要らしい。事務委託との違いは、執行権限は市町村にずっとあること。みんな事務委託と言ってるが、事務の代替執行の方がいいのではないかと思う。ただ災害廃棄物で使うと、県は相当楽。何故かと言うと随契できるか

ら WTO が関係なくなる。そういう制度から考えると、緊急随契は市町村すごく楽。何億だってできる。それを代替執行でやるというのはすごい楽だと思う。

〈沖縄県〉そっちの方がいいなと。実際、国頭の時も、そんなイメージで支援して欲しいみたいな要望だったと思うが、我々もイメージがわからなくて向こうの決裁とかに我々が作って、そのイメージがわからなくて、それがいわゆるこういう事なのかなど。勝手にはできないんだなど。

〈環境省〉自治体に県の職員が入って、自治体業務を代替するというのでどれだけ関われるのかという話。実質的なプッシュ形で入り、県職員でやってしまうのであれば、予算は当然自治体。能登では県の職員がだいぶ自治体に入っている。逆に言えば下段の議決とかはないが、どのぐらい入ったて自治体の業務がどれだけ軽減できたか。熊本地震の話をする、事務委託で二次仮置場をしたが、それプラス県から自治体には2名ずつ派遣職員が入って、実際の事務になったのはある。

〈事務局〉それは随分事務代替に近い。

〈環境省〉ただ派遣みたいな職員の形だったので。どこまで県が代替で関わる時には、自治体の仕事をカバーするのかが出てくると思う。

〈事務局〉我々も今回の業務では、最終的にデータの更新等もさせていただいた上で（案）という格好でお納めさせていただいて、そこで業務としては終わりになる。その後、沖縄県さんの方で必要な部分を補足しながら完成させていくと思うのだが、その過程で前も聞いたかと思うが、市町村さんにも照会をかけられたり、説明をする機会を設けられるなどされると思うので、その辺り今日有識者がおっしゃったような事なども出されると皆さんの関心違うのかなと思う。

〈沖縄県〉法律に反映されてない部分があると出てきたらすぐ見直さないといけない。

〈環境省〉この事業で改定（案）としてお渡しした後、来年度、（案）を取るまではどうなるか。

〈沖縄県〉来年度の予算が取れているので、未策定で改定は来年予定。

〈環境省〉来年度改定が最後3ヶ月くらいに最終的な部分まで行く頃には、先ほどの支援機構とかその辺りも載せられる状態にはなってきたかとも思う。追加できるかも。

4. 今後の流れ

〈事務局〉参考資料は、環境省さんの今回の業務の仕様書にも書いてある能登半島の知見の盛り込み。私どもも D. Waste-Net で能登半島のご支援にも入らせていただいているし、その後いろいろな業務で石川県に出向いて自治体、事業者、県のヒアリングをさせていただいた中での内容。そのまま県の計画の中にちりばめていくのも土地も違うし無理やり入れるものでもない。少なくとも今回環境省さんから私どもが受託している業務の中での報告書の方には、ある程度取りまとめておこうと、もう少し詳しく書いて取りまとめるつもりではある。こういったものも、少なくとも環境事務所さんに納める報告書の方には、盛り込んでいきたいと考えている。環境省さんの方からも、他にもこんなことがあったとか、そういった情報などいただければ盛り込みたいと思う。

〈環境省〉実行計画の中で海上輸送を載せられていた。

〈環境省〉発注は自治体が契約してやっていると思うが、スキーム作りというか。

〈事務局〉それは多分港湾を使うので、県は関わっていると思う。広域災害になると、どういう場面でも県に相談がかかる。県に調整の依頼がかかる。

〈事務局〉データの更新確認をまたいただく。



2.9 総合的な検証及び処理計画改定案等の作成

2.9.1 改定支援業務の総合的な検証

災害廃棄物処理計画の改定にあたっては、基本として環境省より示されている「災害廃棄物対策指針」及び「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」に従うこととするが、本業務で実施した意見交換会及び現地調査で得られた知見から、自治体担当者が取り組む場合には以下の手順・要領で行うことにより、各自治体の現状を踏まえた実効性の高い計画とすることができると考えられる。

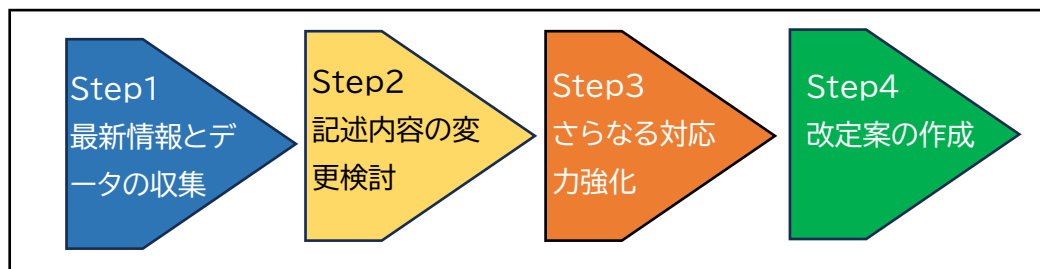


図 2.9.1 災害廃棄物処理計画改定の流れ

Step 1 最新の情報とデータの収集と確認

以下の項目について、現行処理計画策定時以降の最新情報のアップデートを行う

- ・災害廃棄物に関する法令の改正、マニュアル・ガイドライン等の公開・更新等
- ・平時の廃棄物処理に関する体制、施設の現状と処理能力・処理実績
- ・地域防災計画と災害による被害想定
- ・災害時の支援協定とその内容

Step 2 処理計画の記述内容の変更を検討

- ・災害廃棄物発生量及び処理可能量の推計（最新のデータと推計手法による再計算）
- ・災害廃棄物の処理体制の検討（体制の更新有無に応じて）
- ・仮置場候補地の検討と絞り込み（最新の候補地の現状を更新）
- ・避難所ごみ・し尿の収集運搬と処理体制（体制の更新有無に応じて）
- ・住民への広報内容と周知方法の検討（変更有無に応じて）
- ・必要資機材の把握と調達方法（変更有無に応じて）

Step 3 災害対応力強化のため取り組むべき事項の検討

- ・ 平時からの関係機関とのさらなる連携強化の方策
- ・ 広域的な支援・連携を求める場合の手順の整理
- ・ 地域特性を踏まえた対応の検討

Step 4 災害廃棄物処理計画改定案の作成

なお、上記の作業過程において、自組織内での計画改定内容の理解推進はもとより。関係部局（防災担当、土木部局、福祉部局、仮置場候補地管理者など）との連携と意思疎通に努めるほか、災害時の支援協定締結先との一層の関係強化を図ることも重要である。

計画は「作る」ことがゴールではなく、「使える」ことがゴールであるため、最新の情報を反映し、関係者と連携することで、災害時に真価を発揮する計画となる。

2.9.2 処理計画改定案等の作成

業務対象自治体の災害廃棄物処理計画改定の参考となるよう、国の指針改定や策定後の状況変化を踏まえ、改定に反映すべき事項を整理した。雛形をベースとする日出町・高鍋町については、雛形の目次に沿って、改定内容と共に新たに追加する項目や内容をまとめた。現行処理計画をベースとする門川町・沖縄県については、現行処理計画の目次に沿って改定が必要な事項とその内容を整理した。

2.9.2.1 大分県日出町

大分県では、平成 28 年 2 月に大分県災害廃棄物処理計画を策定し、平成 30 年の指針改定及び平成 31 年の大分県地震被害想定調査の公表を受け、平成 31 年 3 月に大分県災害廃棄物広域連携マニュアルを策定、令和 2 年 3 月に大分県災害廃棄物処理計画が改定され、令和 8 年度にも見直しが予定されている。また大分県地域防災計画も令和 7 年 8 月に令和 6 年能登半島地震を踏まえた防災対策の強化等が追加され修正されている。

日出町では、平成 30 年 3 月に処理計画を策定しているが、現行計画は記載内容が膨大かつ多岐にわたるため、情報の優先順位や具体的な業務内容が明確になるような処理計画かつ、最新情報や、過去の災害から得た教訓や課題を反映したより実効性のある処理計画改定を検討した。

表 2.9.1 日出町災害廃棄物処理計画改定（案）検討事項の整理

※赤字は新たに追加した項目

目次	内容	雛形に追加した内容
1 編 総論		
1 章 背景及び目的	<ul style="list-style-type: none">・ 地震のみならず風水害のリスクについても改定の背景としている・ 国の指針、県の処理計画改定の	

目次	内容	雛形に追加した内容
	<ul style="list-style-type: none"> 反映 ・日出町地域防災計画との整合を図る ・平時の災害予防対策、災害廃棄物処理の具体的な業務内容 	
2章 計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・指針に基づくものである ・日出町地域防災計画と整合 	
3章 基本的事項		
(1) 対象とする災害及び災害廃棄物	<p>想定される災害</p> <p>地震：南海トラフ巨大地震</p> <p>水害：近年の大規模な豪雨災害と同程度</p> <p>想定根拠：大分県地震津波被害想定調査及び日出町地域防災計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象とする災害廃棄物の種類について 	
(2) 災害廃棄物処理の基本方針および処理主体	<ul style="list-style-type: none"> ・処理の基本方針、処理期間（概ね3年）、処理主体（町） 	
(3) 地域特性と災害廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> ・町の概況 ・地震の種類によっては交通遮断の可能性があること ・地域産業特性による廃棄物 ・事務組合での処理について ・近隣自治体との連携や町の許可業者の活用 	
2編 災害廃棄物対策		
1章 組織体制・指揮命令系統		
(1) 日出町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部組織体制について 	
(2) 災害廃棄物対策の担当組織	<ul style="list-style-type: none"> ・関係他課を含む庁内の組織体制及び各担当の災害廃棄物関連業務の内容 ・災害廃棄物等の処理について 	
2章 情報収集・連絡		
(1) 日出町災害対策本部との連絡及び収集する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部から収集すべき情報やその目的 	
(2) 県との連絡及び報告する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・県へ報告すべき情報の内容 	

目次	内容	雛形に追加した内容
報	・情報収集が困難な場合は県や民間事業者団体等からの情報収集支援を活用する	
(3) 国、近隣他都道府県等との連絡	・広域的な処理体制構築のため、国や支援都道府県の担当課と連絡調整や報告を行う	
3章 協力・支援体制		
(1) 市町村等、都道府県及び国の協力・支援	・災害時応援協定リスト ・D.Waste-Net等の活用や県への要請等支援体制の構築	・災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）について
(2) 民間事業者団体等との連携	・災害支援協定締結先も含む具体的な複数の支援要請先及び支援の内容	
(3) 広域支援体制	・九州ブロック行動計画に基づく支援内容や行動計画	
(4) ボランティアとの連携	・町の社会福祉協議会への支援要請事項 ・ボランティア活動に関する留意点	
4章 住民等への啓発・広報	・住民やボランティア等へ広報すべき情報の整理 ・災害廃棄物の分別区分例の記載 ・住民や災害ボランティアへの広報の雛形（チラシ案資料編記述） ・情報の伝達手段	・広報すべき情報を時期区分ごとに整理
5章 一般廃棄物処理施設の現況	・処理能力を含めた事務組合等の一般廃棄物処理施設について ・一部事務組合等の受入条件等について、受入は可能だが条件については要協議	
6章 災害廃棄物処理対策		
(1) 災害廃棄物発生量	地震（津波堆積物を含む） 132,780 t	
	水害 900 t	
(2) し尿	し尿収集必要量 発災1日後 7,285L/日	

目次	内容	雛形に追加した内容
	仮設トイレ必要基数 発災 1 日後 38 基	
(3) 避難所ごみ	発災 1 日後 1.29 t/日	
(4) 処理可能量	焼却処理施設 6,877t/年 埋立処理施設 余力なし	
(5) 処理フローに係る項目	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ巨大地震における災害廃棄物の組成毎の処理フロー ・埋立処理については特別処理 ・広域的な処理処分について ・処理スケジュール（処理期間 3 年以内）とタイムライン ・県への事務委託を含めた広域的な処理の検討 	
(6) 収集運搬		<ul style="list-style-type: none"> ・発災後の収集運搬についての留意事項について、時期区分毎に整理 ・車両の運搬管理について <p>※大分県災害廃棄物処理計画と整合</p>
(7) 仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場候補地 A 候補地：約 10,000 m² B 候補地：約 12,000 m² ・仮置場必要面積 地震：約 24,000 m² 水害：約 260 m² 津波堆積物：約 11,000 m² 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場候補地の選定時に考慮する点 ・仮置場候補地の管理者との事前調整や現地確認実施済 ・仮置場必要条件 ・仮置場の管理・運営に関して災害支援協定締結事業者等との事前調整は未 ・住民への仮置場の周知について ・仮置場の設置、運営（受付・乗ごみ対策、不法投棄防止） 	

目次	内容	雛形に追加した内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場の種類とレイアウト案 ・仮置場の復旧について ・仮置場必要資機材とその調達 ・仮置場における必要人員 	
(8) 片付けごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・片付けごみの回収戦略 ・勝手仮置場（無管理集積所）への対応 	
(9) 有機廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・町で通常処理を行っていない廃棄物に対し、民間事業者との処理方法の検討 ・有害物質の処理方法について ・混合廃棄物処理の際の安全対策や留意事項 	
(10) 公費解体		<ul style="list-style-type: none"> ・損壊家屋等の解体・撤去に係る手順・留意点等 ・損壊家屋等の解体・撤去等に係る関係者の同意の取得等に関する手順等
(11) 国・県等への事務委託		<ul style="list-style-type: none"> ・町から県への事務委託のスキームについて ・国の廃棄物処理代行について
(12) 環境モニタリング		<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理に伴う環境モニタリングについての基本方針、環境影響と環境保全策等について
7章 風水害における処理対応	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害により排出される災害廃棄物の処理方針 ・地震災害時と異なる排出時期を考慮した対応方法等の特記事項 	
8章 災害廃棄物処理実行計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・処理実行計画の項目と段階的な見直し 	
9章 廃棄物処理法の特例制度の活用		
(1) 市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例		<ul style="list-style-type: none"> ・制度の概要や制度活用の事前準備について
(2) 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受け		<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた民間事

目次	内容	雛形に追加した内容
<p>た者による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例の追加</p>		<p>業者等が一般廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）を設置しようとするときは、県知事への届出で足りる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規定適用条件
<p>（３）産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例における非常災害のために必要な応急措置に係る規定の追加</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時に既設の産業廃棄物処理施設において産廃と同様の性状を有する一廃を処理する場合には、事後の届出でよい ・規定適用条件
<p>（４）災害廃棄物処理の委託に関する特例</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害により発生した廃棄物の処理を委託するときに一廃の再委託が可能 ・規定適用条件
<p>10章 平時の備え</p>		
<p>（１）計画の点検・改定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平時からの計画内容の点検による、災害廃棄物処理計画の状況変化に応じた改定 ・災害廃棄物処理計画を活用した職員への災害廃棄物処理に係る研修・訓練の継続的な実施及びその結果を踏まえた計画の点検・見直しの実施 	
<p>（２）計画の共有、関係者との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画を庁内（首長等の上層部や関係他課）や住民、民間事業者へ周知すること ・ごみカレンダーやパンフレット等を用いて、平時から住民等へ災害廃棄物対応に係る周知・広報をすること ・県や一部事務組合、協定締結先と平時から情報交換や協議を行うこと 	
<p>（３）職員の教育、研修及び訓練の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係職員に計画の内容、国や県等の関係機関との処理体制、役割、過去の事例等についての周 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会等との連携先との定期的な意見交換等の実施について

目次	内容	雛形に追加した内容
	知徹底 ・災害廃棄物処理の担当職員に対し、専門的知識や関係法令の運用、処理に関する技術的教育を受けさせる機会の提供 ・公的研修への職員の積極参画、マニュアルや研修ガイドブック等の活用	
11章 補助金の活用	・環境省補助金について（災害廃棄物処理事業費補助金・廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金）	

2.9.2.2 宮崎県高鍋町

宮崎県では平成28年3月災害廃棄物処理計画が策定された後、平成30年の指針の改定や令和2年3月には「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」が更新されている。それらを受け、令和3年3月に処理計画が改定されている。高鍋町では、高鍋町地域防災計画が令和7年3月改訂され、災害廃棄物処理の処理方針や体制の確保などが示されている。これらの最新情報や、過去の災害から得た教訓等を活かし、重要事項が分かりやすく、より具体的な業務内容が示された実効性の高い処理計画への改定を検討した。

表 2.9.2 高鍋町災害廃棄物処理計画改定（案）検討事項の整理

目次	内容	雛形に追加した内容
1編 総論		
1章 背景及び目的	・地震のみならず風水害のリスクについても改定の背景としている ・国の指針、県の処理計画改定の反映 ・高鍋町地域防災計画との整合を図る ・平時の災害予防対策、災害廃棄物処理の具体的な業務内容	
2章 本計画の位置づけ	・指針に基づくものである ・高鍋町地域防災計画と整合	
3章 基本的事項		
(1) 対象とする災害及び災害廃	想定される災害	

目次	内容	雛形に追加した内容
棄物	地震：南海トラフ巨大地震想定ケース① 水害：平成30年台風第24号被害想定根拠：宮崎県地震・津波及び被害の想定について及び高鍋町地域防災計画 ・対象とする災害廃棄物の種類について	
(2) 災害廃棄物処理の基本方針および処理主体	・処理の基本方針、処理期間（概ね3年）、処理主体（町）	
(3) 地域特性と災害廃棄物処理	・町の概況 ・町の地形状況より市街地の自然排水が困難であるため、災害時のアクセスの確保の必要性 ・地域産業特性による廃棄物 ・事務組合での処理について ・近隣自治体との連携や町の許可業者の活用	
2編 災害廃棄物対策		
1章 組織体制・指揮命令系統		
(1) 市町村災害対策本部	・災害対策本部組織体制について	
(2) 災害廃棄物対策の担当組織	・関係他課を含む庁内の組織体制及び各担当の災害廃棄物関連業務の内容 ・災害廃棄物等の処理について	
2章 情報収集・連絡		
(1) 市町村災害対策本部との連絡及び収集する情報	・災害対策本部から収集すべき情報やその目的	
(2) 県との連絡及び報告する情報	・県へ報告すべき情報の内容 ・情報収集が困難な場合は県や民間事業者団体等からの情報収集支援を活用する	
(3) 国、近隣他都道府県等との連絡	・広域的な処理体制構築のため、国や支援都道府県の担当課と連絡調整や報告を行う ・関係先の連絡先リスト	
3章 協力・支援体制		

目次	内容	雛形に追加した内容
(1) 市町村等、都道府県及び国の協力・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時応援協定について ・D. Waste-Net等の活用や人員不足の際県への支援要請について 	
(2) 民間事業者団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者団体との災害時応援協定について 	
(3) 広域支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・九州ブロック行動計画に基づく支援内容や行動計画 	
(4) ボランティアとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ・町の社会福祉協議会への支援要請事項 ・ボランティア活動に関する留意点 	
4章 住民等への啓発・広報	<ul style="list-style-type: none"> ・住民やボランティア等へ広報すべき情報の整理 ・災害廃棄物の分別区分例の記載 ・住民や災害ボランティアへの広報の雛形（チラシ案資料編記述） ・情報の伝達手段について 	
5章 一般廃棄物処理施設の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設の状況 ・災害廃棄物の受入条件等の協議・合意が得られている ・町内の最終処分場は残余容量が無く、組合の最終処分場にて処理を行っている 	
6章 災害廃棄物処理対策		
(1) 災害廃棄物発生量	地震（津波堆積物を含む） 555,983t	
	水害 900t	
(2) し尿	し尿収集必要量 発災1日後 24,050L/日 仮設トイレ必要基数 発災1日後 167基	
(3) 避難所ごみ	発災1日後 5.72t/日	
(4) 処理可能量	焼却処理施設 24,185t/年 埋立処理施設 62,446t	
(5) 処理フローに係る項目 (広域的な処理・処分、処理スケジ	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ巨大地震ケース①における災害廃棄物の組成毎の処 	

目次	内容	雛形に追加した内容
ルールについて)	<ul style="list-style-type: none"> 理フロー 埋立処理については特別処理 広域的な処理処分について 処理スケジュール（処理期間3年以内）とタイムライン 県への事務委託を含めた広域的な処理の検討 	
(6) 仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場候補地 A候補地：約 30,000 m² B候補地：約 3,900 m² 仮置場必要面積 地震：約 131,000 m² 水害：約 260 m² 津波堆積物：29,000 m² 	
	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場候補地の選定時に考慮する点 住民への仮置場周知について 仮置場の設置、運営（受付・便乗ごみ対策、不法投棄防止） 仮置場の種類とレイアウト案 仮置場の復旧について 仮置場必要資機材とその調達 仮置場における必要人員 	
(7) 片付けごみ	<ul style="list-style-type: none"> 片付けごみの回収戦略 勝手仮置場（無管理集積所）への対応 	
(8) 有機廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策	<ul style="list-style-type: none"> 町で通常処理を行っていない廃棄物に対し、民間事業者との処理方法の検討 有害物質の処理方法について 混合廃棄物処理の際の安全対策や留意事項 	
7章 風水害における処理対応	<ul style="list-style-type: none"> 風水害により排出される災害廃棄物の処理方針 地震災害時と異なる排出時期を考慮した対応方法等の特記事項 	
8章 災害廃棄物処理実行計画の	<ul style="list-style-type: none"> 処理実行計画の項目と段階的な 	

目次	内容	雛形に追加した内容
作成	見直し	
9章 平時の備え		
(1) 計画の点検・改定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時からの計画内容の点検による、災害廃棄物処理計画の状況変化に応じた改定 ・ 災害廃棄物処理計画を活用した職員への災害廃棄物処理に係る研修・訓練の継続的な実施及びその結果を踏まえた計画の点検・見直しの実施 	
(2) 計画の共有、関係者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理計画を庁内（首長等の上層部や関係他課）や住民、民間事業者へ周知すること 	
(3) 職員の教育、研修及び訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係職員に計画の内容、国や県等の関係機関との処理体制、役割、過去の事例等についての周知徹底 ・ 災害廃棄物処理の担当職員に対し、専門的知識や関係法令の運用、処理に関する技術的教育を受けさせる機会の提供 ・ 公的研修への職員の積極参画、マニュアルや研修ガイドブック等の活用 	
10章 補助金の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省補助金について（災害廃棄物処理事業費補助金・廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金） 	

2.9.2.3 宮崎県門川町

門川町では平成28年3月に処理計画を策定しているが、平成30年3月の指針の改定、令和2年3月の「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」の更新や「日向東臼杵広域連合災害廃棄物処理計画」、またガイドラインの内容を踏まえ、最新の情報や関連法令の改正等を反映し、過去の災害から得た教訓等を活かした、より実効性の高い処理計画への改定を検討した。

表 2.9.3 門川町災害廃棄物処理計画改定（案）検討事項の整理

※赤字は新たに追加した項目

目次	改定が必要な事項	改定内容
第1章 総論		
第1節 計画の目的	・「指針」の改定や関連計画の策定、改定、年月更新	・計画改定の背景及び目的の文章を更新 ・国の指針策定・改定及び宮崎県災害廃棄物処理計画の改定について追加
第2節 計画の位置づけ	・計画の位置づけの概念図 ・「指針」の改定や関連計画の策定、改定、改正年月更新	・平成30年3月改定の指針に基づき改定すること ・「門川町地域防災計画」令和5年6月一部改正と整合 ・「指針」図1-3-1に更新
第3節 各主体の役割		
(1) 町の役割		
(2) 関係団体の役割		
(3) 排出業者の役割		
(4) 町民の役割		
第4節 想定する災害		
(1) 南海トラフ巨大地震		・想定ケース①を想定地震とする ・被害棟数表追加 ・想定根拠 「宮崎県地震・津波及び被害の想定について（令和2年3月）」
(2) 日向灘地震		・想定災害の追加記述 ・被害棟数表の追加 ・想定根拠 日向灘で発生する地震・津波及び被害の想定について（令和3年3月）」
(3) 五十鈴川洪水	被害棟数の検討	・想定災害に風水害を追加 ・被害棟数表の追加 ・想定根拠 宮崎県県が作成した「宮崎県管理河川の洪水浸水想定区域（平成30年度）」に基づき、町独自に国土地理院基盤地図データを用いて推計

目次	改定が必要な事項	改定内容
第5節 対象廃棄物		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に発生する廃棄物の表を更新 ・災害廃棄物の種類を整理した表を更新
第2章 基本方針		
第1節 計画策定に関する基本方針		<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理に関する基本方針の記述 ・発災初期の段階での国、他県自治体等の支接受入、県による事務代行等による処理の迅速化を図る
第2節 処理に関する基本方針		
(1) 平常時対応（事前対策）		<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物等処理の基本方針について、時期区分ごとに整理し、時期区分別に被災者の生活に伴う廃棄物と災害によって発生する廃棄物の整理表の追記
(2) 応急時対応（初動対策）		
(3) 復旧・復興時対応		
(4) 処理期間		<ul style="list-style-type: none"> ・処理期間について追加
(5) 地域特性と災害廃棄物処理		<ul style="list-style-type: none"> ・門川町における概況、地域特性と災害廃棄物処理について ・町の位置図追加
第3節 組織体制		
—(1) 災害廃棄物対策組織の整備		第4節へ移動
—(2) 災害廃棄物対策組織の各担当概要		
—(3) 門川町災害廃棄物対策組織構成図		
第3節 情報収集・連絡		<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・連絡について追加 ・関係機関・団体の連絡先一覧を追加
(1) 門川町災害対策本部との連絡及び収集する情報		<ul style="list-style-type: none"> ・災対対策本部から収集する情報内容の整理を追加
(2) 県との連絡及び報告する情報		<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理に関して県へ報告する情報の整理を追加
(3) 国、近隣他都道府県等との連絡		<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な処理体制構築のため、国や支援都道府県の担当課と連絡調整や報告を行う内容を追加
第4節 援助協力体制の構築		
—(1) 宮崎県及び日向市・東臼杵郡などの近隣市町村との連携		
		第5節へ移動

目次	改定が必要な事項	改定内容
-(2) 民間団体等への支援要請		
-(3) 庁舎内の連携		
-(4) 関係機関への要請		
第4節 組織体制		
(1) 災害廃棄物対策組織の整備		<ul style="list-style-type: none"> ・組織規模は実情に沿った組織体制とする ・災害廃棄物処理事業の発注にあたっては設計書等の作成が必要であるため、組織にはこれらの経験を有する職員を加える ・組織体制図には、担当者及び配属予定の職員を平常時の役職で記載する。また、各担当者の業務内容を列記する
(2) 災害廃棄物対策組織の各担当概要		<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物対策組織の体制及び各担当の災害廃棄物関連業務の内容について
(3) 災害廃棄物対策組織の構成図		
第5節 町民等への広報・啓発		第6節へ移動
-(1) 災害時の生活ごみ、粗大ごみ等の排出方法		
-(2) 建築物の解体に伴う廃棄物の処理方法		
-(3) 災害時（応急時、復旧・復興時）における広報方法		
第5節 援助協力体制の構築		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の協力支援体制についての方針等
(1) 国・県 （宮崎県） 及び日向市・東臼杵郡などの近隣市町村との連携		<ul style="list-style-type: none"> ・項タイトルの表記一部変更 ・災害時応援協定を追記 ・D. Waste-Net等の活用や人員不足の際県への支援要請について追加
(2) 民間団体等への支援要請		<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者団体との災害時応援協定について追加
-(3) 庁舎内の連携		
-(4) 関係機関への要請		
(3) 広域支援体制		<ul style="list-style-type: none"> ・九州ブロック行動計画に基づく

目次	改定が必要な事項	改定内容
		支援内容や行動計画について追加
(4) ボランティアとの連携		<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアとの連携について、町の社会福祉協議会への支援要請事項追加 ・ボランティア活動に関する留意点追加
第6節 国庫補助金の活用		第7節へ移動
-(1) 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金		
-(2) 廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助金		
第6節 町民等への広報・啓発		<ul style="list-style-type: none"> ・広報する情報例や周知方法の整理 ・災害廃棄物分別区分の追加
第7節 安全対策		第8節へ移動
-(1) 安全・作業管理の考え方		
-(2) 想定されるリスクと対策		
第7節 国庫補助金の活用		<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係業務事務処理マニュアル(令和5年12月改訂 環境省)を参考とする ・補助対象範囲、補助割合について整理 ・業務フローと補助対象範囲等の図追加
(1) 災害廃棄物処理事業費国庫補助		
(2) 廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助金		
第8節 安全対策		
(1) 安全・作業管理の考え方		
(2) 想定されるリスクと対策		
第9節 災害廃棄物処理実行計画について		<ul style="list-style-type: none"> ・処理実行計画の項目と段階的な見直し ・処理の進捗管理と記録について ・記録の整理と評価の実施を行い必要に応じて災害廃棄物処理計画を見直す ・記録誌の取りまとめを行う
第10節 平時の備え		
(1) 計画の点検・改定		・平時からの計画内容の点検による

目次	改定が必要な事項	改定内容
		<p>る、災害廃棄物処理計画の状況変化に応じた改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画を活用した職員への災害廃棄物処理に係る研修・訓練の継続的な実施及びその結果を踏まえた計画の点検・見直しの実施
(2) 計画の共有、関係者との連携		<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画を庁内（首長等の上層部や関係他課）や住民、民間事業者へ周知すること
(3) 職員の教育、研修及び訓練の実施		<ul style="list-style-type: none"> ・関係職員に計画の内容、国や県等の関係機関との処理体制、役割、過去の事例等についての周知徹底 ・災害廃棄物処理の担当職員に対し、専門的知識や関係法令の運用、処理に関する技術的教育を受けさせる機会の提供 ・公的研修への職員の積極参画、マニュアルや研修ガイドブック等の活用
第3章 廃棄物処理について		
第1節 廃棄物処理施設等		<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設の概要及び収集運搬許可業者について更新 ・新たな一般廃棄物最終処分場の整備事業について
第2節 がれきの処理について		節のタイトル「災害廃棄物の処理について」に修正
(1) 基本的な考え方		
(2) がれき等の発生量		
(3) 解体・撤去		第2節へ移動
(4) 収集・運搬		第2節へ移動
(5) 仮置場の設置・維持管理		
(6) 中間処理		第2節へ移動
(7) 再資源化		第2節へ移動
(8) 最終処分		第2節へ移動

目次	改定が必要な事項	改定内容
-(9) 仮置き場の候補地		
-(10) 仮置き場の算出方法		
第2節 災害廃棄物の処理について		
(1) 基本的な考え方		
(2) 災害廃棄物発生量	令和5年4月改定の指針技術資料 14-2 に則った推計方法による災害廃棄物発生量推計の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・想定災害（地震・水害）における災害廃棄物発生量推計 想定災害：南海トラフ巨大地震想定ケース① (津波堆積物含む) 817,267t 想定災害：日向灘北部地震 (津波堆積物含む) 184,595t 想定災害：水害 五十鈴川洪水最大想定規模 14,770t 五十鈴川洪水計画規模 14,770t 水害被害棟数については、宮崎県県が作成した「宮崎県管理河川の洪水浸水想定区域（平成30年度）」に基づき、町独自に国土地理院基盤地図データを用いて推計した
(3) 処理可能量		<ul style="list-style-type: none"> ・施設処理可能量追加 焼却処理施設 22,961t/年 埋立処理施設 2,840t ・広域処理検討の必要性について
(4) 処理フローに係る項目		<ul style="list-style-type: none"> ・地震及び水害毎の想定災害におけるフロー図の追加 ・広域的な処理処分について ・処理スケジュール（処理期間3年以内）とタイムライン追加 ・県への事務委託を含めた広域的な処理の検討追加
(5) 解体・撤去		
(6) 収集・運搬		
(7) 中間処理		

目次	改定が必要な事項	改定内容
(8) 再資源化		
(9) 最終処分		・次期最終処分場事業について記述
第3節 津波堆積物の処理について		第5節へ移動
-(1) 基本的考え方		
-(2) 津波堆積物の発生量		
-(3) 応急対策		
-(4) 組成・性状の把握		
-(5) 津波堆積物の処理		
-(6) 撤去		
-(7) 収集・運搬		
-(8) 集積場所等における保管		
-(9) 有効利用・処分		
第3節 片付けごみ		
(1) 片付けごみの回収戦略		・災害の種類によって異なる排出時期について ・片付けごみの収集方針について
(2) 勝手仮置場（無管理集積所）への対応について		・勝手仮置場が発生した場合の対応方法
第4節 生活ごみの処理について		第6節へ移動
-(1) 基本的考え方		
-(2) 生活ごみ発生量		
-(3) 生活ごみ処理・処分		
第4節 仮置場		
(1) 仮置場候補地の設置		・仮置場の種類や候補地選定の際に考慮する点について整理
(2) 仮置場の運営		・仮置場の管理運営について（一社）宮崎県産業資源循環協会に委託することを検討する ・一次仮置場及箇所数や分別、搬出入方法、安全対策、広報、環境管理 ・二次仮置場の設置場所、搬出入管理、分別、作業管理、安全対策、環境管理
(3) 仮置場の分別配置例		・分別配置例の記載
(4) 仮置場の復旧		・仮置場の復旧について

目次	改定が必要な事項	改定内容
(5) 必要資機材		・必要資機材の整理と調達方法について
(6) 仮置場における必要人数		・仮置場における必要人員について
(7) 仮置場の必要面積と候補地		<p>・仮置場必要面積</p> <p><地震></p> <p>南海トラフ巨大地震想定ケース</p> <p>①：約 217,000 m²</p> <p>日向灘北部地震：約 46,000 m²</p> <p><水害></p> <p>五十鈴川洪水 最大想定規模：約 8,000 m²</p> <p>五十鈴川洪水 計画規模：約 4,000 m²</p> <p>・仮置場候補地</p> <p>A候補地：約 3,000 m²</p> <p>B候補地</p> <p>多目的広場（陸上競技場）：約 15,000 m²</p> <p>野球場：約 12,000 m²</p> <p>駐車場：4,200 m²</p> <p>管理棟前中央広場：約 4,000 m²（駐車スペース共）</p> <p>C候補地：約 8,000 m²</p> <p>D候補地：約 4,500 m²</p> <p>E候補地：7,500 m²</p> <p>・仮置場候補地の不足について明記</p> <p>・仮置場の算出方法は資料編に示すと明記</p>
第5節 適正処理が困難な廃棄物の処理について		第7節へ移動
-(1) PCB廃棄物		
-(2) アスベスト（廃石綿等）		
-(3) その他適正処理が困難な廃棄物の処理方針		
第5節 津波堆積物の処理について		

目次	改定が必要な事項	改定内容
(1) 基本的考え方		
(2) 津波堆積物の発生量	発生量推計方法の更新	<p>・ 指針技術資料 24-13 に則って推計を新たに実施</p> <p>< 南海トラフ巨大地震想定ケース ① ></p> <p>津波堆積物発生量推計：165,600t</p> <p>津波堆積物仮置場必要面積：約 30,000 m²</p> <p>< 日向灘北部地震 ></p> <p>津波堆積物発生量推計：43,200t</p> <p>津波堆積物仮置場必要面積：約 8,000 m²</p>
(3) 応急対策		
(4) 組成・性状の把握		
(5) 津波堆積物の処理		
(5) 撤去		<p>・ 木くず・コンクリートくず等が混入しておらず、有害物質等による汚染もない津波堆積物は、津波堆積物の性状や土地利用の状況及び土地権利者との調整等によって、撤去を行わないことも検討可能とすることを追加</p>
(6) 収集・運搬		
(7) 集積場所等における保管		
(9) 有効利用・処分	・ 図の更新	・ 技術資料更新に伴う津波堆積物処理フロー図の変更
第6節 し尿処理 について		第9節へ移動
(1) 基本的考え方		
(2) し尿の発生量		
(3) 推計のための前提条件		
(4) し尿の処理・処分		
(5) 仮設トイレの設置		
(6) 収集・運搬		
(7) 処理・処分		
(8) し尿処理施設等		
第6節 生活ごみの処理について		
(1) 基本的考え方		

目次	改定が必要な事項	改定内容
(2) 生活ごみ発生量	・避難所ごみの発生量推計	・避難所ごみ発生量推計追加 <南海トラフ巨大地震> 1日後:7.12t/日、1週間後:7.77t/日、1ヶ月後:2.78t/日 <日向灘北部地震> 1日後:2.96t/日、1週間後:2.96t/日、1ヶ月後:1.39t/日
(3) 生活ごみ処理・処分		・避難所において発生する感染性廃棄物の取り扱いについて追加 ・生活ごみは、発災後3～4日後(特に夏季は早期の取り組みが必要)には収集・運搬を開始することを目標とする
第7節適正処理困難物の処理について		
(1) PCB廃棄物		
(2) アスベスト(廃石綿等)		
(3) その他適正処理が困難な廃棄物の処理方針	・処理が困難な廃棄物一覧の更新	・有害・危険性廃棄物処理の留意事項を更新追加
第8節 公費解体について		・公費解体に関する整理の追加 ・公費解体・撤去マニュアル第2版を参考とする ・公費解体の手順の図追加 ・災害廃棄物処理事業費補助金の対象となる解体等について整理表追加
第9節し尿処理について		
(1) 基本的考え方		
(2) し尿の発生量	・1人1日平均排出量=1.7L/人・日に更新	・し尿発生量推計 <南海トラフ巨大地震ケース①> 1日後 し尿収集必要量 22,167L/日 仮設トイレ必要基数 158基 <日向灘北部地震> し尿収集必要量 17,106L/日 仮設トイレ必要基数 115基 ・推計方法は資料編に記載
(3) 推計のための前提条件		

目次	改定が必要な事項	改定内容
(3) し尿の処理・処分		<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレの設置は、協力業者に対して配置先、配置基数及び道路状況を示し設置を指示する。 ・簡易トイレの整備について追加 ・令和7年度末時点の簡易トイレ、トイレテント、携帯トイレの備蓄数を追加 ・「(7) 処理処分」の内容を記述
-(5) 仮設トイレの設置		
-(6) 収集・運搬		
-(7) 処理・処分		(3) へ内容の記述
(4) し尿処理施設等		
第10節 風水害における処理対応	節の新設	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害により排出される災害廃棄物の対応方針 ・地震災害時と異なる排出時期を考慮した対応方法等の特記事項

2.9.2.4 沖縄県

沖縄県では平成 29 年 3 月に災害廃棄物処理計画を策定している。その後、平成 30 年 3 月の指針改定や令和 5 年指針技術資料の改定による災害廃棄物発生量推計の見直し、計画策定後に発生した大規模災害での課題や知見、令和 6 年 11 月沖縄県北部豪雨での被災経験（災害廃棄物処理と仮置場の設置）を踏まえて改定を検討する。

表 2.9.4 沖縄県災害廃棄物処理計画改定（案）検討事項の整理

※赤字は新規追加事項

目次	改定が必要な事項	改定内容
第 1 編 総則		
1. 基本的事項		
1-1-1 計画策定の趣旨	南海トラフ地震をはじめとする大規模災害	令和 6 年沖縄県北部の大雨による被災について
1-1-2 本計画の位置づけと構成		
(1) 位置付けと構成	<ul style="list-style-type: none"> 計画の位置づけ、廃棄物処理法等の改正 計画の策定率と沖縄県内策定率について 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物対策指針の改定年月更新、関連計画、法令の内容等の更新 計画の位置づけの図 1-1-2.1 の更新 2018 年（平成 30 年）に閣議決定「新たな指標」として追加。目標期限：2025 年度（令和 7 年度）末策定率目標：都道府県で 100%、市町村についても高い水準であると更新
(2) 廃棄物処理法等の改正	<ul style="list-style-type: none"> 法令の改正について 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法とその改正について追加
1-1-3 処理主体		
(1) 市町村の責務		
(2) 県の役割		
1-1-4 対象とする災害と災害廃棄物		<ul style="list-style-type: none"> 対象とする風水害については、「沖縄県津波・高潮被害想定調査」沖縄本島沿岸域（平成 19 年 3 月）及び宮古・八重山諸島沿岸（平成 20 年 2 月）を想定根拠としている
1-1-5 地域特性		データの更新

目次	改定が必要な事項	改定内容
(1) 県の位置		
(2) 地勢地質		
(3) 人口		・令和7年12月1日現在に更新
(4) 家屋		・令和5年住宅・土地家屋調査にもとづく更新
(5) 交通		
(6) 産業		・令和2年国勢調査にもとづく更新
(7) 一般廃棄物処理状況		・データ更新（「廃棄物対策の概要」（令和7年3月版）、第6期沖縄県廃棄物処理計画）
(8) 産業廃棄物処理状況		・データ更新（「令和6年度沖縄県産業廃棄物実態調査報告書（令和7年3月）、第6期沖縄県廃棄物処理計画」）
(9) 沖縄県で発生する災害廃棄物廃棄物の特徴		
1-1-6 災害廃棄物処理の基本方針		
(1) 対策方針		
(2) 処理期間		
(3) 処理方法		
1-1-7 災害廃棄物処理の流れ	初動対応の事例更新	・図の更新 ・平成28年熊本地震における初動対応（コラム）更新
1-1-8 災害廃棄物処理実行計画の作成	災害廃棄物処理計画及び実行計画の位置付け	・災害廃棄物処理実行計画の位置づけ概念図追加
1-1-9 過去の災害における廃棄物処理の課題と教訓		・令和6年沖縄県北部豪雨における浮き彫りとなった課題と教訓 ・災害廃棄物処理等に関する協定の締結について
2. 組織体制・指揮命令系統		
1-2-1 災害廃棄物対策本部		・災害廃棄物処理経験職員を活用した災害時の体制作りについて追加 ・表の出典にある指針の改定年月修正
1-2-2 災害廃棄物対策本部設置の留意事項		
(1) 指揮命令系統と組織、体制		

目次	改定が必要な事項	改定内容
(2) 土木・建築系職員の確保		
(3) 災害対応経験者（アドバイザー）の受け入れ		
(4) 専門家や地元業界との連携		・人材バンク制度について追加
1-2-3 災害発生懸念時の対応		・台風や大雨による風水害の発災直前の対応について記述
3. 情報収集・連絡		
1-3-1 県災害対策本部との連絡及び収集する情報		
1-3-2 国、近隣他県等との連絡		・九州ブロック協議会を図 1-3-2.1 に更新 ・表 1-3-2.1 九州ブロック内連携時の関係者の役割表追加
1-3-3 市町村との連絡及び収集する情報	情報の入手方法 情報伝達の方法	・情報入手が困難な場合を追記 ・1-3-3.2 情報の入手・伝達の方法の表追加
1-3-4 民間団体からの情報収集		・民間団体からの情報収集について追加
4. 協力・支援体制		
1-4-1 市町村等、都道府県及び国の協力・支援	災害時応援協定の更新 国の支援制度について (D.Waste-Net、人材バンク、補助金制度、九州ブロック協議会等) 県のリエゾン派遣	・国（環境省）の支援制度について ・自衛隊・警察・消防との連携 ・災害関連協定（防災部局）更新 ・令和 6 年 11 月豪雨県のリエゾン派遣等について
(1) 災害時応援協定		・項目に分ける ・表 1-4-1.1 情報更新（「災害協定一覧」（令和 7 年 3 月沖縄県））
(2) 県職員のリエゾン派遣		・令和 6 年 11 月沖縄県北部豪雨災害時の派遣について
(3) D.Waste-Net・人材バンク		・D.Waste-Net 及び人材バンクの活用について
(4) 自衛隊・警察・消防との連携		・自衛隊等、国の機関との連携について
(5) 九州ブロック協議会		・九州ブロック協議会との連携につ

目次	改定が必要な事項	改定内容
		いて
1-4-2 民間事業者の協力	令和7年3月協定締結	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県産業資源循環協会との協定について追加 ・表1-4-2.1 情報更新（「災害協定一覧」（令和7年3月沖縄県）） ・廃棄物処理法における特例について追加
1-4-3 ボランティア団体との連携		<ul style="list-style-type: none"> ・社協との連携について記述更新 ・平成30年豪雨災害の際のボランティア連携課題について記述 ・表1-4-3.1 更新
1-4-4 支援と受援		・支援内容と受援体制について追加
5. 教育訓練・人材育成等		
1-5-1 災害廃棄物処理を担う人材の育成		・災害廃棄物処理に必要な能力の図を更新
6. 一般廃棄物処理施設等		
1-6-1 廃棄物処理体制の現状		
(1) 一般廃棄物の処理状況		・データ更新（第6期沖縄県廃棄物処理計画より）
(2) 一般廃棄物処理施設について		<ul style="list-style-type: none"> ・表1-6-1.1、表1-6-1.2、表1-6-1.3 更新 ・焼却施設内容、 ・最終処分場内容更新（第6期沖縄県廃棄物処理計画データより）
1-6-2 一般廃棄物処理施設の耐震化等		・表1-6-2.1(1)、(2)及び表1-6-2.2 施設名の更新、新施設追加、新行政組合の追加
1-6-3 施設周辺道路の液状化対策		
1-6-4 補修体制の整備		・熊本地震の事例を更新（コラム）
第2編 災害廃棄物処理対策		
1. 全般的事項		
2-1-1 災害廃棄物処理の全体像		・沖縄県廃棄物処理計画第6期ヘデータ更新
(1) 概要		
(2) 地域区分		・ブロック内の人口更新

目次	改定が必要な事項	改定内容
		・ 県域図の更新
(3) 災害廃棄物の処理方針とスケジュール		
2-1-2 事務委託、事務代替		
2-1-3 応援協定の適切な運営		
(1) 県内広域応援体制の構築		
(2) 処理業者の斡旋		
2-1-4 県外の広域処理調整		
2. 沖縄県に特徴的な事項		
2-2-1 観光客への対応		・ データ更新（「沖縄観光に関する統計・調査資料（令和5年度）」）
(1) 日本人観光客への対応		
(2) 外国人観光客への対応		・ 国土交通省観光庁のガイドラインへ更新
2-2-2 離島対応		
(1) 離島の災害廃棄物を沖縄本島、本土へ輸送する場合		・ 離島の港湾施設について更新（「環境省令和2年度外海離島災害廃棄物広域処理検討業務」（令和3年3月））
(2) 離島内で処理を行う場合		・ 環境省外海離島災害廃棄物広域処理検討業務から広域処理の重点課題について追加（コラム）
2-2-3 津波堆積物等の処理		
(1) 津波堆積物の性状		
(2) 津波堆積物の資源化		
3. 災害廃棄物処理について		
(1) 災害廃棄物発生量の算定方法		
(2) 算定方法の例		
2-3-1 災害廃棄物発生量の把握		・ 災害の種類や時期区分に応じて推計方法を活用について追加 ・ 図 2-3-1.1 の更新
2-3-2 路上廃棄物の撤去		
2-3-3 破損家屋等の解体撤去		・ 指針技術資料 19-1（令和2年3月をもとに内容更新） ・ 参照マニュアルの追加
2-3-4 避難所ごみ処理		

目次	改定が必要な事項	改定内容
(1) 避難所ごみ（生活ごみ） 処理の概要		
(2) 避難所ごみ（生活ごみ） の排出区分		
2-3-5 し尿処理		<ul style="list-style-type: none"> ・携帯トイレの備蓄について追加 ・コラム出典名の修正
2-3-6 収集運搬		
(1) 災害廃棄物の収集		
(2) 避難所ごみの運搬		
(3) し尿の収集運搬		
2-3-7 仮置場の種類・機能		
2-3-8 仮置場の選定・運用		
(1) 仮置場の選定		
(2) 仮置場の運用		
2-3-9 二次仮置場の設置		<ul style="list-style-type: none"> ・レイアウトイメージの更新 ・二次仮置場について更新
2-3-10 分別・処理・再資源化		
2-3-11 中間処理施設（破砕施設等）		
(1) 一次仮置場における中間処理		
(2) 二次仮置場における中間処理		
2-3-12 焼却処理		・表 2-3-12. 1～4 の更新
2-3-13 仮設焼却炉		
(1) 施設概要		<ul style="list-style-type: none"> ・「地方公共団体向け仮設処理施設の検討手引き（令和3年5月、環境省）」に則って検討、設置手続きする追記
(2) 環境アセスメント		
2-3-14 最終処分		・表 2-3-14. 1～4 更新
2-3-15 処理困難廃棄物の処理		<ul style="list-style-type: none"> ・表 2-3-15. 1 指針技術資料番号、改定年月更新 ・表 2-3-15. 2 更新
2-3-16 取扱いに配慮が必要となる廃棄物の処理		
(1) 腐敗性廃棄物（水産系廃		・限定的な海洋投入へ修正

目次	改定が必要な事項	改定内容
棄物)		・技術資料の番号、改定年月修正
(2) 腐敗性廃棄物（死亡獣畜）		
(3) 廃家電		
(4) 廃自動車		・表 2-3-16.2 一部追加 ・技術指針番号、改定年月更新
(5) 廃船舶		・表 2-3-16.4 追加
(6) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物		
(7) 漁網		
(8) 思い出の品等		
(9) 太陽光発電設備		・太陽光発電設備の処理について追加
4, 災害廃棄物推計		
2-4-1 避難所ごみ発生量の推計		・災害廃棄物対策指針技術資料 14-2 に則って更新 ・避難所ごみの発生原単位を令和 5 年度に更新 ・表 2-4-1.1 更新
2-4-2 し尿発生量、仮設トイレ必要基数の推計	対策指針技術資料 14-3（令和 2 年 3 月改定）	・災害廃棄物対策指針技術資料 14-3 に則った推計に更新 ・表 2-4-2.1 更新
2-4-3 災害廃棄物発生量の推計（解体家屋・津波堆積物）	対策指針技術資料 14-2（令和 5 年 4 月改定）	
(1) 発生量推計の流れ		・災害廃棄物処理の流れ更新 ・図 2-4-3.1 災害廃棄物発生量の推計手順図更新
-(2) 構造別の災害廃棄物（可燃物、不燃物）の量		
(2) 災害廃棄物発生量の推計		・令和 5 年 4 月改定の指針技術資料で示す方法に則った推計方法を新たに示す ・表 2-4-3.1～5 追加
-(3) 津波堆積物の量		

目次	改定が必要な事項	改定内容
-(4) (3) 組成別災害廃棄物の量		・災害廃棄物の種類別組成割合を追加
-(5) 災害廃棄物の選別率及び選別後の種類		
(4) 災害廃棄物の比重		・仮置場必要面積推計の際用いる廃棄物の容積換算の比重を追加
2-4-4 災害廃棄物の処理フロー		2-4-5 へ移動
-(1) 災害廃棄物発生量と処理内訳		
-(2) 県全体の処理		
2-4-4 津波堆積物発生量推計		・津波堆積物発生量の推計方法追加
2-4-5 仮置場の必要面積試算		
-(1) 一次仮置場の必要面積試算		
-(2) 二次仮置場の必要面積試算		
2-4-5 災害廃棄物の処理フロー		
(1) 災害廃棄物発生量と処理内訳		
-(2) 県全体の処理		
(2) 災害廃棄物処理フロー		<ul style="list-style-type: none"> ・指針に則り、災害廃棄物の地震における組成を「柱角材・可燃物・不燃物・コンガラ・金属くず・その他・土砂・燃えがら」に変更して処理フローを検討する。 ・指針技術資料 14-2 より、組成割合を乗じて組成別に算出した災害廃棄物は破砕選別後となるため、フロー図については、破砕選別後の組成から始まるように更新 ・図 2-4-4.2(1)～(6)更新 ・表 2-4-4.3(1)～(6)更新
2-4-6 仮置場の必要面積試算		
(1) 一次仮置場の必要面積		<ul style="list-style-type: none"> ・指針技術資料 18-2 に則り推計方法を追加 ・表 2-4-5.2 更新

目次	改定が必要な事項	改定内容
(2) 二次仮置場の必要面積		<ul style="list-style-type: none"> ・ 指針技術資料 18-2 に則り推計方法を追加 ・ 表 2-4-5.4、2-4-5.5 更新
5. 環境対応		
2-5-1 災害廃棄物処理における環境影響	環境影響評価の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策について記述 ・ 廃棄物処理法第9条の3の2、3の3の特例の活用について記述
2-5-2 環境モニタリング		
6. 風水害		
2-6-1 想定される風水害	災害廃棄物発生量推計の更新（水害）	目次を個別に追加（2-6-3）
2-6-2 風水害における処理対応		<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の種類別仮置場開設時期について図を追加
2-6-3 水害時の廃棄物発生量の推計	水害時の災害廃棄物発生量推計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推計方法の追加 ・ 新たな試算方法を用いた推計結果

2.9.3 次回処理計画改定に検討すべき事項

本編第1章 1.5.2 の記載内容に準ずる。

3章 基本的事項

(1) 対象とする災害および災害廃棄物

本計画では、地震災害及び水害、その由自然災害を対象とする。本市町では、地震災害で表1、風水害で表2に示す被害が想定されている。

災害廃棄物は一統廃棄物であるため、本市町が地理の主体を担う。本計画において対象とする災害廃棄物の種類は、表3のとおりとする。なお、災害時には、災害廃棄物の処理に加えて、通常の生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿を処理する必要がある。

表1 想定する地震災害

項目	内容
想定地震	〇〇地震（稼削）
建物全壊棟数	〇〇棟
建物半壊棟数	〇〇棟
建物一部損壊棟数	〇〇棟
火災消火棟数	〇〇棟
避難所避難者数	〇〇人
水道支障率	〇〇%

出典：地震防災計画

表2 想定する災害（水害）

項目	内容
河川	〇〇川
全壊	〇〇棟（〇〇世帯）
半壊	〇〇棟（〇〇世帯）
一部損壊	〇〇棟（〇〇世帯）
床上浸水	〇〇棟（〇〇世帯）
床下浸水	〇〇棟（〇〇世帯）

出典：地盤防災計画

表3 災害廃棄物の種類

区分	種類	内容
地震や水害等の災害によって発生する災害廃棄物	可燃物 可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
	木くず	柱・はり・製材などの薪木材
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
	不燃物 不燃系混合物	分別することができない雑かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、土砂崩壊物等）などが混在し、燃焼不燃系の廃棄物 ※高圧の土砂やドロが崩壊により陸上に行き止られた地層したものや陸上に存在している薬化工業物が混入・巻き込まれたもの
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものはリサイクル法により処理を行う。
	小型家電 その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工品や飼料工機等から発生する原料及び製品など
	有害廃棄物 危険物	石綿含有廃棄物、PCB、易燃性廃棄物、化学物質、フロン類、CFC（クローズドセルフォーム断熱材使用廃棄物）、特別回収品等の有害物質、医薬品類、農薬類、廃電池等の有害廃棄物、高圧ガスボンベや高圧ガスボンベ、消火器、ボンベ類などの危険物等
	廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自転車、原付自転車 ※リサイクル可能なものはリサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の同意確認が必要となる。自衛隊等での保管方法や期間について警察等と協議する。
	その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線管を含む）、漆喰、石膏ボード、真鍮船（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など

出典：建設省災害廃棄物処理ガイド（平成29年改訂）P19～21、10名調査

3

4

(2) 災害廃棄物処理の基本方針および処理主体

1) 対策方針

災害廃棄物の処理に関する基本方針を表4に示す。

表4 災害廃棄物の処理に関する基本方針

基本方針	内容
1) 公衆衛生の確保	廃棄物処理が遅れることで感染症等健康被害が発生することがないよう公衆衛生の確保を最優先とする。
2) 広域的な対応による処理の迅速化と可能な限りの県内処理の実行	公衆衛生の確保及び資源や生活再建に向け、発災初期の段階での国、他県自治体等の支援受入、県による事務代行等による処理の迅速化を図る一方で県内で処理可能なものは県内処理が行われるよう、県内の自治体、業界が結集して対応する。
3) 将来に禍根を残さない適切な処理	無計画、無料な災害廃棄物の投入、処理により、仮置場周辺等の生活環境が得失にわたり悪化することがないように、モニタリング等の対策を含め、計画的な処理を行う。
4) 処理にあたっての再資源化・減量化	処理期間、コストに留意しながら、可能な限り再資源化・減量化が図られるよう処理を行う。

2) 処理期間

地震災害については、発生から概ね3年以内、水害については発生から1年以内での処理完了を目指す。災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて、適切な処理期間を設定する。

3) 処理主体

災害廃棄物は、一統廃棄物とされていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃掃法」という。）第4条第1項の規定により、本市町が第一義的に処理の責任を負う。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14（事務の委託）の規定により、地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を他の地方公共団体に委託することができることである。本市町が地震や津波等により甚大な被害を受け、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合には、都道府県に事務委託を行うこととする。

(3) 地域特性と災害廃棄物処理

本市町は、図2に示す〇〇半島北西部に位置し、総面積は112.29km²であり、〇〇島の北端に位置する。

本市町の地形や市街地形成の状況を踏まえ、津波の襲来等により崩落期のアクセスが阻害される可能性が高く、災害廃棄物の運搬や仮置場確保に際しては、アクセスの確保に留意する必要がある。

本市町内には、有害物質等を取り扱う企業等は少ないものの、有害物質の処理が盛んであることから、処理や搬送ハラス、これらが必要となる燃料タンク等が被災、廃棄物となった場合の処理に留意して置く必要がある。

本市町では、ごみの中間処理業務を行っているが、災害廃棄物処理事務の実施に際しては処理能力を超える廃棄物が発生する想定されるため近隣自治体との連携を図る必要がある。また、一般廃棄物の収集運搬及び処理の許可業者がいることから、これら民間のノウハウや資材等の活用を検討しておくことが有効である。

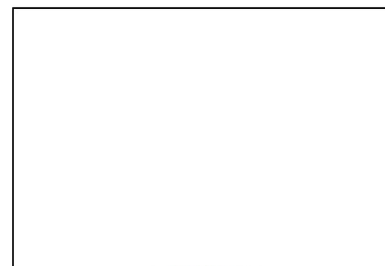


図2 XX市町の位置図

5

6

2章 情報収集・連絡

(1) 市町村災害対策本部との連絡及び収集する情報

災害対策本部から収集する情報を表7に示す。
表の情報収集項目は、災害廃棄物の収集運搬・処理対応において必要となることから、速やかに
町内及び関係者に周知する。また、時間の経過に伴い、被災・被害状況が明らかになるとともに、
問題や課題、必要となる支援も変化することから、定期的に新しい情報を収集する。

表7 災害対策本部から収集する情報の内容

区 分	情 報 取 集 項 目	目 的
避難所と避難者数の把握	・避難所名 ・各避難所の避難者数 ・各避難所の仮設トイレ数	・トイレ不足数把握 ・生活ごみ、し尿の発生量把握
建物の被害状況の把握	・地区名 ・報告者名 ・担当部署 ・報告年月日	・要処理廃棄物量及び種類等の把握
上下水道の被害及び復旧状況の把握	・水道施設の被害状況 ・取水（水道被害）の状況と復旧の見通し ・下水処理施設の被災状況	・インフラの状況把握 ・し尿発生量や生活ごみの性状変化を把握
道路・橋梁・港海道の被害の把握	・被害状況と関連、復旧見通し	・廃棄物の収集運搬体制への影響把握 ・収集場、運搬ルートの把握

(2) 県との連絡及び報告する情報

災害廃棄物処理に関して、県へ報告する情報を表8に示す。
市町村は、被災後迅速に災害廃棄物処理体制を構築し処理を進めるため、速やかに市町村内の災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被害状況等について、情報収集を行う。特に、優先的な処理が求められる高放射性あるいは有害廃棄物等の情報を早期に把握することで、周辺環境の悪化を防ぎ、以後の廃棄物処理を円滑に進めることが可能となる。
迅速な把握が得難い場合は、県への職員の出向要請や、民間事業者団体のネットワークの活用等、積極的な情報収集を行う。
なお、県との連絡窓口を明確にしており、被災直後だけでなく、定期的に情報収集を行う。

表8 被災市町村から報告する情報の内容

区 分	情 報 取 集 項 目	目 的
災害廃棄物の発生状況	・災害廃棄物の種類と量 ・必要な支援	迅速な処理体制の構築支援
廃棄物処理施設の被災状況	・被災状況 ・復旧見通し ・必要な支援	
仮置場整備状況	・仮置場の位置と規模 ・必要資材の調達状況 ・運営体制の確保に必要な支援	
腐敗性廃棄物・有害廃棄物の発生状況	・腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 ・有害廃棄物の種類と量及び拡散状況	生活環境の迅速な保全に向けた支援

(3) 国、近隣他都道府県等との連絡

災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（例）を列挙に示す。
広域的な相互協力体制を確立するために、県を通じて国（環境省、中国地方環境事務所）や支援都道府県の担当課との連絡体制を整備し、被災状況に応じた支援を要請できるよう、定期的に連絡調整や報告を行う。

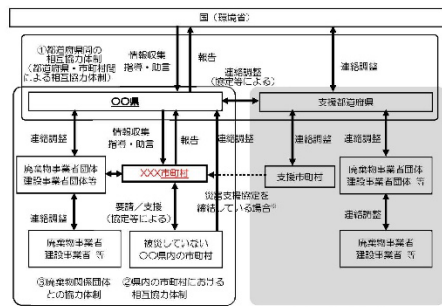


図5 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制
出典：環境省災害廃棄物対策検討（平成26年3月）P2-4第一分冊、修正

【連絡先一覧】

ア) 県及び関係する県内市町村

県/市町村	課室名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
〇〇県	〇〇課				

イ) 関係する廃棄物処理施設（市町村および一部事務組合設置）

1) ごみ焼却施設

施設名	事業主体	住所	電話番号
〇〇クリーンセンター	〇〇市	〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇番	〇-〇〇-〇〇
〇〇クリーンセンター	〇〇市	〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇番	〇-〇〇-〇〇
〇〇クリーンセンター	〇〇市	〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇番	〇-〇〇-〇〇
〇〇広域行政事務組合	〇〇市・〇〇市	〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇番	〇-〇〇-〇〇

2) 最終処分場

施設名	状況	事業主体	住所	電話番号
〇〇市一般廃棄物最終処分場	確立中	〇〇市	〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇番	〇-〇〇-〇〇
〇〇市一般廃棄物最終処分場	確立終了	〇〇市	〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇番	〇-〇〇-〇〇
〇〇市一般廃棄物埋立処分場	確立終了	〇〇市	〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇番	〇-〇〇-〇〇

3) し尿処理施設

施設名	事業主体	住所	電話番号
〇〇市衛生センター	〇〇市	〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇番	〇-〇〇-〇〇

※4）、5）は必要に応じて記載

4) その他のごみ処理施設（一般廃棄物処理施設）

施設名	営人廃棄物	住所	電話番号
〇〇（株）	紙・枝木	〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇番	〇-〇〇-〇〇

5) 産業資源循環協会（支部を含む）や相談先になりうる事業者

団体名	住所	電話番号	FAX番号

（4）ボランティアとの連携

災害が発生した場合、災害ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターを設置する
市町村社会福祉協議会へ支援要請する。

被災地でのボランティア活動には様々な種類があり、災害廃棄物に係るものとしては、被災家庭
からの災害廃棄物の搬出、貴重品や思い出品の整理・収納・返還等が挙げられる。

ボランティア活動に関する留意点として、表12に示す事項が挙げられる。その他、ボランティア
を受け入れる際、宿泊場所の確保が難しいことが想定されるため、平時から受け入れ体制を検討
しておくことが重要である。

表12 災害ボランティア活動の留意点

留意点
・災害ボランティアの安全を確保するため、災害ボランティアセンターが設置されるまで、外 部からの災害ボランティア受け入れは行わない。
・災害ボランティア希望者は、できる限り仲介団体を利用して現地に行くことが望ましい。
・災害ボランティア希望者には必ずボランティア活動保険に加入してもらう。
・災害廃棄物の搬去現場には、ガスボンベなどの危険物が存在するだけでなく、建材の中には 石綿を有する建材が含まれている可能性があることから、災害ボランティア活動にあたって の注意事項として必ず伝えとともに、危険物等を取り扱う可能性のある作業は行わない こと。
・近年では水害が多発しており、水害被害を受けた家屋の床下の清掃や室内の乾燥を目的に、 床材や壁材を剥がす作業が必要となる場合もある。しかし、その作業には一定の技術や知識 が必要となること、家屋の破壊や作業者の事故・怪我にもつながりやすく安全管理が必要と なることから、災害ボランティアが独断では引き受けず、まずは災害ボランティアセンター へ相談するよう、注意を促すことも必要である。
・災害ボランティアの装備は基本的には自己完結だが、個人で持参できないものについては、 できるだけ災害ボランティアセンターで準備する。粉塵等から健康を守るために必要な装置 （防じんマスク、安全ゴーグル・メガネ）は必要である。
・破傷風、インフルエンザ等の感染症予防及びびびりんやハエ等衛生害虫に留意する。予防接種 のほか、けがをした場合は、綺麗な水で傷を洗い、速やかに最寄りの医療機関にて診断を受 けさせること。
・津波や水害の場合、被災地を覆った泥に異物や汚物が混入し、通常の清掃作業以上に衛生管 理の徹底を図る必要がある。また、時間が経つほど作業が困難になる場合も多く、災害対応 対応期（初期期、応急対応（前半・後半））で多くの人員が必要となる。

引用：経済産業省廃棄物処理課（令和5年1月）【図録資料1】を参考に作成

4章 住民等への啓発・広報

表13に住民へ広報する情報の例を示す。また、広報チラシのひな型を資料編に示す。

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるためには、住民の理解が重要である。特に仮置場の設
置・運営、ごみの分別徹底、乗入れの禁止防止等においては、周知すべき情報を早期に分かりや
すく提供する。

情報伝達手段としては、防災無線、広報車、ホームページ等があり、被災状況や情報内容に
応じ活用する。東日本震災では住民への広報として、仮置場の設置場所や開設日等について情報
伝達するために、マスメディアを活用することが有効であったという事例がある。

表13 広報する情報の例

項目	内容	周知方法
仮置場 排出・分別方法等	・仮置場の場所、期間について	・防災無線 ・広報宣伝車 ・ホームページ ・庁舎、避難所の掲示板 ・地域回覧板 ・報道（マスメディア）
	・排出及び分別方法について	
	・環境センターへの持ち込みについて	
	・回収方法について	
	・危険物・有害物質の取扱いについて	
	・廃自動車等の取扱いについて	
	・不法投棄、廃棄ごみの禁止について	
	・仮設トイレについて	
	・し尿収集について	
	・問合せ先について	

仮置場での災害廃棄物の分別種類の広報は重要である。以下にその分別種類を示す。

（例）

- 木質系混合物
- 可燃系混合物
- 不燃系混合物
- コンクリート系混合物
- 金属系混合物
- 家電等（家電リサイクル対象、その他）
- 処理困難物
- 危険物・有害物

5章 一般廃棄物処理施設の現状

本市の一般廃棄物処理施設及び一般廃棄物最終処分場の処理能力等の概要を表14、表15に示し、施設の位置図を図7に示す。

これらの施設とは、災害廃棄物の受入条件等の協議・合意が得られている。
選択（協議・合意が得られていない場合）：これらの施設とは、今後、災害廃棄物の受入条件
等の協議を行い、合意を図っていく必要がある。

表14 一般廃棄物処理施設の稼働状況

施設名	処理能力 (t/日)	稼働	運用開始 年度
〇〇センター	〇〇t/日	〇	平成〇〇年度

表15 一般廃棄物最終処分場の残余年数等

施設名	残余容量(m ³)	埋立開始 年度	埋立終了 年度
市一般廃棄物 管理型最終処分場	〇〇m ³	平成〇〇年度	令和〇〇年度

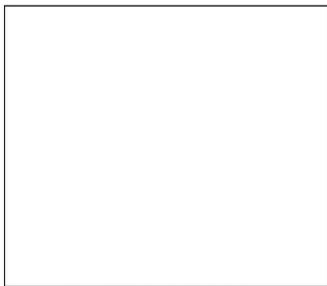


図7 一般廃棄物処理施設の位置図

6章 災害廃棄物処理対策

（1）災害廃棄物発生量

災害廃棄物処理計画を策定するための災害廃棄物発生量の推計は、指針の技術資料14-2の推
計方法を用いる。

発災後は災害廃棄物処理実行計画策定時に災害廃棄物の発生量を推計することとなる。処理
の進捗に合わせ、実際に搬入される廃棄物の量や、被災状況の調査結果に基づき、発生量推計
の見直しを行う。なお、災害廃棄物発生量の推計式は、資料編に示す。

表16 災害廃棄物発生量

地震の名称	柱角材	可燃物	不燃物	燃えが ら	その他	コンクリ ート	金属く ず	土砂	津波堆 積物	単位：t	
										合計	

表17 片づけごみ発生量

地震の名称	柱角材	可燃物	不燃物	燃えが ら	その他	コンクリ ート	金属く ず	土砂	津波堆 積物	単位：t	
										合計	

表18 水害による災害廃棄物発生量

河川の名	柱角材	可燃物	不燃物	燃えが ら	その他	コンクリ ート	金属く ず	土砂	単位：t	
									合計	

表19 水害による片づけごみ発生量

河川の名	柱角材	可燃物	不燃物	燃えが ら	その他	コンクリ ート	金属く ず	土砂	単位：t	
									合計	

（2）し尿

表20 し尿発生量及び仮設トイレ必要数

地震の名称	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ必要数 (基)

（3）避難所ごみ

表21 避難所ごみ発生量

地震の名称	避難所ごみ発生量 (L/日)

(4) 処理可能量

ア) 焼却施設の処理可能量

焼却施設の処理可能量は、次の式を用いて推計した。
この推計方法は、施設を最大稼働させた場合の年間処理能力から、年間処理量（実績）を差し引いた余力分を処理可能量とするものである。なお、推計に当たり、施設の稼働状況等を把握するため、施設にアンケートを行った。

表 2.2 一般廃棄物焼却施設の処理可能量の推計式

$$\text{処理可能量 (t/年)} = \text{年間処理能力 (t/年)} - \text{年間処理量 (実績) (t/年)} \times \text{稼働率} \times \text{稼働日数} \times \text{稼働率}$$

$$\text{年間処理能力 (t/年)} = \text{年間最大稼働日数 (日/年)} \times \text{処理能力 (t/日)}$$

年間最大稼働日数：200日～280日
アンケート結果にも基づき、施設ごとに設定

※1 処理可能量（t/年）をもとに、2年間及び3年間処理した場合の処理可能量についても算出した。
※2 環境省一般廃棄物処理実態調査より
※3 アンケート結果にも基づき、処理能力が公称能力より低下している施設は、実処理能力に反映した。

表 2.3 一般廃棄物焼却施設の処理可能量

施設名	処理能力 (t/日)	年間最大稼働日数 (日/年)	年間処理能力 (実績) (t/年)	年間処理量 (実績) (t/年)	処理可能量 (t/2年)	処理可能量 (t/3年)

イ) 最終処分場の処理可能量

最終処分場の処理可能量は、次の式を用いて推計した。
この推計方法は、残余容量から半分の埋立処分量10年分を差し引くことにより10年後残余容量を処理可能量とするものである。

表 2.4 一般廃棄物最終処分場の処理可能量の推計式

$$\text{処理可能量 (t)} = (\text{残余容量 (m}^3) \times \text{埋立処分量 (実績) (m}^3/\text{年)} \times \text{10年}) \times \text{単位体積重量 (t/m}^3)$$

単位体積重量：1.5t/m³
※1、※2：環境省一般廃棄物処理実態調査より

表 2.5 最終処分場の処理可能量

施設名	埋立処分量 (m ³ /年) (覆土を含む)	残余容量 (m ³)	処理可能量 (t)

(5) 処理フローに係る項目

災害廃棄物の処理のスピード化と再資源化率を高めるためには、混合状態を減くことが重要であることから、その後の処理方法を踏まえ分別を徹底するものとする。混合廃棄物を減らすこと、従来のスピードを高め、再資源化・中間処理・最終処分場のトータルコストを削減できることを十分に念頭に置くものとする。災害廃棄物処理の基本方針、発生量、廃棄物処理施設の被災状況を想定しつつ、分別・処理フローを設定する。

1) 処理フロー

〇××地域での災害廃棄物処理フロー

本町直轄での処理では、想定される災害が発生した場合、焼却処理、最終処分ともに不足する可能性が考えられるため、大規模災害発生時には広域的な処理について検討する。



図 8 ××地域での災害廃棄物処理フロー（例）

2) 広域的な処理・処分

自区域内で計画的に廃棄物処理を完了することが困難であると判断した場合は、県への事務委託（地方自治法第226条の14）を含めて広域処理を検討する。県への事務委託の内容には次のようなものが考えられる。

- ① 前集積物等の解体・搬去
- ② 一次仮置場までの収集運搬・一次仮置場における分別、処理
- ③ 二次仮置場からの収集運搬・二次仮置場における分別、処理
- ④ 二次仮置場からの収集運搬
- ⑤ 処理（自動車、家電、PC 等特別管理廃棄物、災害廃棄物等）

3) 処理スケジュール

過去の大型被災事例では、最大3年以内に処理業務を完了していることから、処理期間を3年とした場合、表 2.6 のスケジュールを目安とする。本町の事例においては1年以内での処理業務を完了することとし、表 2.7 のスケジュールを目安とする。

実際に災害が発生した際には、被災状況によって処理期間を再検討する。

表 2.6 大規模災害での処理スケジュール

	1年目		2年目		3年目	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
仮置場設置	■					
災害廃棄物の搬入		■	■			
災害廃棄物の処理		■	■	■	■	
仮置場の撤去						■

表 2.7 水害での処理スケジュール

	1年以内					
	1週間	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	9ヶ月	12ヶ月
仮置場設置	■					
災害廃棄物の搬入		■	■			
災害廃棄物の処理		■	■	■	■	■
仮置場の撤去						■

(6) 仮置場

1) 仮置場候補地の選定

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするためには、発生後、速やかに仮置場を設営し、半日から災害廃棄物を搬去することが重要である。災害廃棄物は膨大な量になることが見込まれることから、直接処理施設への搬入が困難となることが想定されるため、仮置場を設営するものとし、平常時にその候補地を選定する。

本町直轄における仮置場候補地は表 2.8 のとおりとする。また、本計画で想定した災害の仮置場必要面積を表 2.9 に示す。

選択（候補地を掲載しない場合）：災害発生時には利用可能な直轄所有地を仮置場として利用するが、直轄所有地で不足が生じる場合は県有地、国所有地について利用を検討し、県、国に支援を要請する。

表 2.8 仮置場候補地

名称	所在地	敷地面積	所有者及び管理者
〇〇最終処分場	〇〇地内	〇〇㎡	市有地
〇〇跡地	〇〇地内	〇〇㎡	市有地
〇〇最終処分場	〇〇地内	〇〇㎡	市有地

これらの仮置場候補地は、地権者や管理者との事前調整が行われており、現地確認も実施済みである。また、仮置場の管理・運営に関して災害支援協定締結事業者等と事前調整が行われている。選択（事前調整が行われていない場合）：仮置場候補地の事前調整を地権者や管理者と行うとともに、現地確認を実施する。また、仮置場の管理・運営に関して災害支援協定締結事業者等と事前調整を行う。

※仮置場候補地の選定の際に考慮する点

	条件	理由
所有者	●所有者（市区町村有者、農業者、国等地）が望ましい。 ●防災係数との関係性が良好である。 ●（私有地の場合）地権者の数が少ない。	●災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため。
面積	●広いほどよい。（3,000㎡以上） ●広いほどよい。（10ha以上が理想）	●備蓄区分別のため。 ●災害時仮置場等を設置する場合があるため。
周辺の土地利用	●堤防、築堤、治水設備等は避けたいほうがよい。	●防災係数の負担が大きくなるため。
私有地の利用	●住宅密集地、遊園地、ゴルフ場・商業地等に指定されていないほうがよい。	●当該施設として利用されている場合は、仮置場として利用できないため。
豊富なインフラ（水道）	●仮排水、排水水を確保できること。（排水機等） ●電力が確保できること。（発電設備による電力も可）	●火災が発生した際の対応のため。 ●衛生対策、災害における衛生対策のため。
土地利用規制	●国定公園（自然公園法）、文化財保護法、土壌汚染対策法による土地利用規制がない。	●訴訟、確認に時間を要するため。
土壌地盤の状況	●埋め立てられているほうがよい。 ●水に強い土壌層が厚いほうがよい。 ●中層が硬いほうがよい。 ●汚染物質が蓄積していないほうがよい。 ●排水設備が完備しているほうがよい。	●土壌汚染、陥る等の防止のため。 ●中層沈下が発生しやすいため。 ●災害発生時の土壌汚染防止対策を講ずる可能性があるため。 ●大雨・豪雨や台風等による影響を避けるため。 ●災害発生時に排水設備が破損することを防ぐため。
水質・排水	●平田な土地がよい。野原が少ない土地がよい。 ●仮置場内・隣接地（溝道等）が少なくないほうがよい。	●排水設備の整備を促すため。 ●レイアウトの変更が難しいため。 ●地盤沈下の防止のため。
土地の形状	●矩形がよい。	●レイアウトがしやすいため。
近隣状況	●近隣住民の同意が得やすいほうがよい。	●災害発生時の騒音・臭気は交通渋滞を巻き起こすことが多く、近隣による影響を軽減する必要があるため。
集入・搬入ルート	●前面道路は幅員 6.0m 以上がよい。二車線以上がよい。 ●芝山の山入りを確保できること。	●大型トラックの通行のため。 ●災害発生時の搬入・搬出のため。
輸送ルート	●高層階級のインフラ（エレベーター、エレベーター、エレベーター）がないほうがよい。 ●エレベーターがないほうがよい。	●仮置場まで搬入する際に効率的に搬入できるため。
周辺環境	●公害施設がないこと。病院、福祉施設、学校に隣接していないほうがよい。 ●公害施設や産業廃棄物、化学物質の貯蔵・処理施設がないほうがよい。 ●防音壁等に配慮しているほうがよい。	●騒音、臭気、振動等による周辺住民への影響を防止するため。 ●火災発生時の燃焼への影響を防ぐため。
災害の発生	●多量な水（雨水、洪水、河川氾濫、土砂災害）の発生リスクが少ないほうがよい。	●二次災害の発生を防ぐため。
その他	●道路幅員の確保を要する。	●事前に戻される搬入ルートを確認するため。

【出典】災害発生時の仮置場（令和6年版）【技術資料18-3】

表29 仮置場必要面積

想定災害	仮置場必要面積	
	(㎡)	(ha)
〇〇県西部直下地震	〇〇	〇〇
〇〇県北部豪雨相当の水害	〇〇	〇〇

2) 住民への仮置場の周知

仮置場を設けた際には、場所、受入れ期間（時間）、分別、持ち帰り禁止等を明確にし、周知を行う。広報は、インターネット、チラシ、放送等複数の方法により行い、全世帯へ周知できるようにする。

3) 仮置場の設置、運営

平成23年東日本大震災や平成28年熊本地震、令和6年産中島地震など過去の災害事例から、処理期間の短縮、コスト削減、生活環境の保全や公共衛生の悪化の防止等の観点から、搬入時からの分別を徹底することが重要とされているため、**自治体**においても同様に行う。

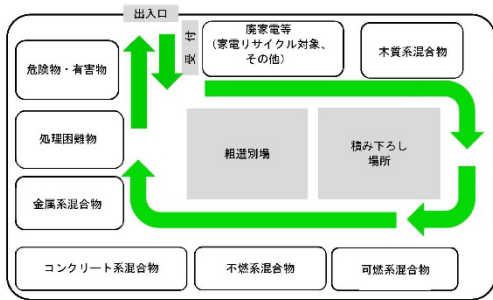
- 仮置場の選定は、候補地リストの中から、災害対策本部内で調整のうえ行う。
- 仮置場候補地は、平常時着しくは使用前に土壌調査、土壌のサンプリングをしておくことが望ましい。
- 保管する予定の廃棄物の性状、地下地盤の状況（透水性の高い土壌質等の場合）に応じて、シート敷設等の土壌汚染、地下水汚染防止対策を検討する。
- 仮置場では、円滑に通行できるように一方通行の動線とすることに努める。
- 仮置場内の分別品ごとに看板を設置する。（平常時に作成しておく。）
- 生ごみは搬入不可とする。また、家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）は可能な限り、買い替え時に購入店に引き取ってもらうようにする。
- 災害廃棄物は種類ごとの発生量や体積の違いを考慮し、区分ごとのスペースを決める。
- 分別品ごとに作業員を配置し、分別配置の指導や荷下しの補助を行う。
- 火災防止のため、ガスマスク、灯油タンク等の危険物は搬入しないようにする。搬入された場合は、他の災害廃棄物と分けて保管し、可燃性廃棄物の近くに置かないようにする。
- 状況に応じて、不法投棄の防止や第3者の侵入防止、強風による飛散防止、騒音の軽減を図るため、仮置場周囲に、フェンス等の囲いを設置する。
- 仮置場の設置場所（住宅密集地付近、都市公園、園内・固定公園内等）に応じて、必要な環境モニタリング（臭気、騒音、振動、周辺河川水質、地下水、粉じん等）を実施する。
- 搬入時は身分証明書の確認を行うなど、自治体からの搬入が認められずに行かないよう留意する。

表30 仮置場の種類

一次仮置場	片付け済み、被災した建物、津波堆積物等の災害廃棄物を搬入し、二次仮置場での処理を行うまでの間の分別・保管を基本とする。
二次仮置場	一次仮置場で処理した災害廃棄物を搬入し、焼却施設や最終処分場への搬入するまでの間の保管や、搬入のための中間処理（破砕・選別）を行う。必要に応じて仮設焼却炉を設置する場合もある。

4) 仮置場の分別配置例

仮置場の分別配置の例を図9に示す。また、仮置場候補地の形状に応じた配置・レイアウト例を資料編に示す。



※分別配置は原則であり、災害の種類や種類、仮置場の形状によって変化する。
 ※災害廃棄物の分別配置は、平常時のごみの分別区分を参考に、処理場等との関係等を協議して決めるのが望ましい。
 ※搬入車両は片側入りとする。
 ※搬入の動線は片側入りとし、出入口の両側を交錯することのないようにする。
 ※区分1の再処分がどうしが変更するようになると、混雑や影響により混合廃棄物になりやすい。各廃棄物の区別は、実際の搬入量を見ながら柔軟に変更し、廃棄物どうしが混ざらぬようにする。

図9 仮置場の分別配置例

5) 仮置場の復旧

仮置場の復旧については、使用開始前に土地管理者（所有者）との復旧に関する協議を実施しておくことが望ましい。復旧を行う際は、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、迅速な原状回復に努める。

6) 必要資機材

仮置場の運営に必要な資機材を表3-1に示す。

表3-1 一次仮置場における必要資機材

区分	主な資機材リスト	用途	必要性	必要品	調達方法
設	軌道板、砂利	大型車両の走行、ぬかるみ防止		○	未定
	マグネット付バックホウ等	鉄軌道の敷設		○	未定
	出入口ゲート、チェーン、南京錠	保安対策（侵入防止）、不法投棄・盗難等の防止		○	備蓄済み
	案内板、立て看板、場内配置図、告知看板	運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分の表示、お知らせ・注意事項の表示等		○	備蓄済み
	コーン標識、コープ	広置き区域の明示、重機の可動範囲・立ち入り禁止区域の明示等の安全対策		○	備蓄済み
	受付	搬入受付		○	備蓄済み
処	フォークリフトのバックホウ等	災害廃棄物の粗分別、破砕砕、積み上げ、搬出車両の積み込み		○	未定
	マグネット、スケルトン			○	未定
	移動式破砕機	災害廃棄物の破砕		○	未定
	運搬車両（バックホウ、平ボディ車、大型ダンプ、フォームローラー車等）	災害廃棄物の搬入・搬出		○	未定
作	保護マスク、めがね、手袋、安全靴（金）靴、安全帽	安全対策、アスベスト吸着防止		○	備蓄済み
	休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ	職員のための休憩スペース、トイレ		○	○レンタル会社
	クーラーボックス	職員の作業時の飲料水の保管		○	備蓄済み
	簡易計量器	災害廃棄物の搬入・搬出時の計量		○	未定
	シート	土壌汚染の防止、飛散防止		○	備蓄済み
	仮囲い	飛散防止、保安対策、不法投棄・盗難防止、騒音低減、景観への配慮		○	未定
	飛散防止ネット	飛散防止		○	未定
	防じんネット	防じんの飛散防止		○	未定
	クイック洗浄設備、散水装置、散水車	防じんの飛散防止		○	未定
	発電機	電灯や投光機、水吸着のための電力確保、職員用の休憩スペースにおける冷暖房の稼働用		○	○レンタル会社
理	消臭剤	臭気対策		○	備蓄済み
	防虫剤、防鳥剤、鳥忌網	害鳥対策、害獣対策		○	備蓄済み
	防熱窓、遮熱紙、消火器、防火水龍	火災発生防止（焼損物内部の乾燥・温度・一酸化炭素濃度の測定）		○	未定
	補修用具	仮置場の周辺の補修（美観の保全）		○	備蓄済み

出所：災害廃棄物対策例【仮置場編1-1】をもとに作成

※1 運搬車両の主な用途

- ・バックホウ車：可燃ごみ
- ・平ボディ車：不燃ごみ、大型ごみ
- ・大型ダンプ：土砂、流木
- ・フォームローラー車：コンクリートに入るもの（可燃、不燃は関係ない）

7) 仮置場における必要人数

仮置場の必要人数と役割分担を表3-2に示す。

表3-2 仮置場の必要人数と役割分担

役割	人数	支援要請先	連絡先
受付	2人	環境課	012-345-6789
警備員	2人	道路対策課
作業員	4~10人	産業資源循環協会
重機オペレーター	2人	解体工事業協会

(7) 片付けごみ

1) 片付けごみの回収戦略

- 災害の種類によって片付けごみの排出時期は異なるが、水害の場合は水が引いた直後からすぐに自宅の片付けが開始されることから、すぐに片付けごみが排出される。
- 片付けごみは土直埋蔵が設置・管理する仮置場へ住民にできるだけ搬入してもらおうとし、発災直後から仮置場を設置する。片付けごみのステーション回収は行わない。
- ごみ出しができない高齢者等の災害弱者に対しては、道路際の自宅敷地内に排出してもらい、災害ボランティアによる支援や状況に応じて土直埋蔵による戸別回収を検討する。

2) 無管理の集積所への対応方法

- 無管理の集積所が発生した場合の対応
 - ・住民や収集運搬業者等から発生場所についての情報を収集し、可能な限り早期に早急に戻す。早期に回収が困難な場合は、地域住民と分別管理を依頼する。
 - ・無管理の集積所からの撤去が完了したら、土直埋蔵が指定する集積場へ搬出を行い、新たな搬入・搬出を避けるため三角コーンやコープで搬出が完了した集積所を囲い、閉鎖する。

(8) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

- 土直埋蔵で通常収集・処理を行っていない災害廃棄物（あらかじめ県及び民間事業者と取扱い方法を検討し、処理方法を定める）
- 災害時における有害・危険性廃棄物の収集・処理方法における留意事項は、表3-3のとおりとする。
- 有害物質の崩壊や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐために、有害物質を含む廃棄物が集積されたときは、原則的に所有者等に対して速やかな回収を指示し、別途保管または早期の処分を行う。人命救助、被災者の健康確保の際には特に注意を要する。
- 混合状態になっている災害廃棄物は、有害物質が含まれている可能性を考慮し、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水などによる防塵対策の実施など、労働環境を対策を徹底する。

表 3-3 (1) 有害・危険性廃棄物処理の留意事項

種類	留意事項等
石膏ボード、スレート板などの建材	<ul style="list-style-type: none"> 石膏含有物については、適切に処理・処分を行う。石膏を使用していないものについては再資源化する。 建材が製作された年代や石膏含有物の有無のマークを確認し、処理方法を判断する。 バラバラになったものなど、石膏ボードと判別することが難しいものがあるため、判別できないものを他の廃棄物と混ぜずに別保管などの対策が必要である。
石棉	<ul style="list-style-type: none"> 損壊家屋等は、撤去（必要に応じて解体）前に石棉の事前調査を行い、発見された場合は、有害廃棄物に石棉が混入しないよう適切に除去を行い、廃石棉等又は石棉含有廃棄物として適正に処分する。 廃石棉等は原則として仮置場に持ち込まない。 仮置場で有害廃棄物中に石棉を含むおそれがあるものが見つかった場合は、分析によって確認する。 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）及び仮置場における破砕処理現場周辺作業では、石棉暴露防止のために適切なマスク等を着用し、放水等を適宜行う。
濾網	<ul style="list-style-type: none"> 濾網には鉛が鉛が含有されていることから事前に分別する。濾網の処理方法としては、焼却処理や埋立処分が考えられる。ただし、鉛は濾網のワイヤーにも使用されている場合があることから、焼却処理する場合は主灰や飛灰、スラッグなどの鉛濃度の分析を行い、状況を継続的に監視しながら処理を進める。
漁具	<ul style="list-style-type: none"> 漁具は破砕機での破砕が困難であるため、東日本大震災の一部の被災地では、人力により破砕して焼却処理した事例がある。
肥料・飼料等	<ul style="list-style-type: none"> 肥料・飼料等が水害等を受けた場合は（池の倉庫や工場内に保管されている肥料・飼料等が津波被害を受けた場合も含む）、平時に把握している事業者へ処理・処分を依頼する。

出典：環境省災害廃棄物処理指針（平成30年4月）p.2-16、表 2-3-1 を編集

表 3-3 (2) 有害・危険性廃棄物処理の留意事項

種類	留意事項等
POB廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> POB廃棄物は、被災市区町村の処理対象物とはせず、POB保管事業者に引き渡す。 POBを使用・保管している損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）を行う場合や撤去（必要に応じて解体）作業中にPOB機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、保管する。 POB含有物の判断がつかないトランス・コンデンサ等の機器は、POB廃棄物とみなして分別する。
テトラクロロエチレン	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分に関する基準を越えたテトラクロロエチレン等を含む汚泥の埋立処分を行う場合は、原則として焼却処理を行う。
危険物	<ul style="list-style-type: none"> 危険物の処理は、種類によって異なる。（例：消火器の処理は日本消火器工業会、高圧ガスの処理は県エルピーガス協会、フロン・アセチレン・酸素等の処理は民間製造業者など）
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池モジュールは破損していても光が当たれば発電するため、感電に注意する。 感電に注意して、作業に当たっては、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 可能であれば、太陽電池パネルに光が当たらないように段ボールや板などで覆いをするか、裏返しにする。
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> 感電に注意して、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 電気工士やメーカーなどの専門家の指示を受ける。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 熊鷹半島地震では、液体（灯油・調味料・薬剤）がしみ込んだ木材への対応が課題となったため、留意する必要がある。

出典：環境省災害廃棄物処理指針（平成30年3月）p.2-16、表 2-3-1 を編集、追記

7章 風水害における処理対応

風水害は、地震災害と比較すると局地的になり、災害廃棄物発生量が地震と比較して少ないことから、基本的には地震災害時の対応方針に準じるものとする。しかしながら、通常のごみと比較すると水分を多く含むなどの特徴を有することから、収集運搬・処理にあたって、留意する必要がある。

また、特に重要となるのが、発災後速やかに仮置場の位置情報や、搬入・分別のルール等を周知することである。風水害では、床上・床下浸水水量が多いため、水が引いた直後からごみが見出される。このため、適切に行わない場合、必要以上の処理期間やコストを要することとなる。これらの留意点を踏まえ、適切に対応することが必要である。水害廃棄物対策の特記事項を表3-4に示す。

表 3-4 水害廃棄物の特記事項

区分	内容
水害廃棄物の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 水害廃棄物は、水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を生ずるなど時間の経過により性状が変化する場合があることに留意し、保管及び処理方法には事前に対策を検討し、災害廃棄物の種類ごとに優先順位を決め、処理スケジュールを事前に作成する。
処理施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> 水没する可能性のあるみ取り便所の便槽や浄化槽についての対策を、事前に検討しておく。 洪水ハザードマップにより一級廃棄物処理施設等の被害の有無を想定し、事前に対策を行う。
収集・運搬・保管	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報等に注意しながら発災前に収集運搬車両を避難させるなど対策を行う。 洪水ハザードマップを参考に、発災後に収集・運行可能なルートを検討する。 広域処理を想定した搬出先へのルートについて、洪水ハザードマップを参考に事前に検討する。 仮置場については、水害の特性（河川敷の使用が困難であることなど）に配慮する。
危険物・有害物質等	<ul style="list-style-type: none"> 水害時には、薬品類や危険物が流出する可能性があるため、事前に保管場所等について地図で把握し、流出しないよう対策を行う。
情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> 被災市区町村が収集すべき情報として、浸水状況（床上・床下・倒壊棟数）を把握する必要がある。

収集・運搬・保管・処理	<ul style="list-style-type: none"> 水害廃棄物は、衛生上の観点から、浸水が解消された直後から収集を開始することが望ましく、特にくみ取り便所の便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるので、迅速な対応が必要である。 水害時には、水分を含んで重量がある車や家員等が多量に発生し、種別・種類別に重が必要となるため、平時より収集作業員及び車両等（平積みダンプ等）の準備が必要である。 洪水により流されてきた流木等、平時は市区町村で処理していない廃棄物についても、一時的に大量に発生し、道路上に散乱し、又は廃棄物が道路上に排出されるなど、道路交通に支障が生じた場合は、優先的に道路上の廃棄物を除去する。 水分を含んだ土等の発酵により発熱・発火する可能性があるため、火災や腐敗による二次災害等への注意が必要であり、早期に資源化や処理を行う必要がある。消毒・消臭等、感染症の防止、衛生面の保全を図る。 土、カーベットは、保管スペースや早期の乾燥を図るためカッターによる切断（1/4 程度に）等の対応をすることが望ましい。 水没したくみ取り便所の便槽や浄化槽は、速やかにくみ取り、清掃、周辺の消毒を行う。
保管・選別・破砕・焼却処理等	<ul style="list-style-type: none"> 水害廃棄物は、土砂が多量に混入する場合がある。処理に当たっては、水分の影響で木くず等に付着した土砂の分離を難しくすることから、水害廃棄物の保管方法や分別・破砕方法等の検討が必要である。 水分を多く含む災害廃棄物を焼却することで焼却炉の発熱量（カロリー）が低下し、助燃剤や重油を投入する必要があることがある。 大量の濡れた土の処理に当たっては、焼却炉のピット内での発熱による発熱、発火に注意を必要があり、一度に多量にピット内に入れないようにする。 水没したくみ取り槽、浄化槽を清掃した際に発生する浄化槽汚泥については、原則として所有者の責任において、許可業者と個別の収集運搬の契約による処理を行う。

出典：環境省災害廃棄物処理指針（平成30年3月）p2-18、p2-36、p2-40を編集

8章 災害廃棄物処理実行計画の作成

発災前に作成した処理計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、実行計画を作成する。発災直後は災害廃棄物量を十分に把握できないこともあるため、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要がある。処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。実行計画の具体的な項目例は、表3.5のとおりとする。

表3.5 実行計画の項目例

1 実行計画の基本的考え方
1.1 基本方針
1.2 実行計画の特徴
2 被災状況と災害廃棄物の発生量及び性状
2.1 被災状況
2.2 発生量の推計
2.3 災害廃棄物の性状
3 災害廃棄物処理の概要
3.1 災害廃棄物の処理に当たっての基本的考え方
3.2 市町村内の処理・処分能力
3.3 処理スケジュール
3.4 処理フロー
4 処理方法の具体的な内容
4.1 仮置場
4.2 収集運搬計画
4.3 解体・搬送
4.4 処理・処分
5 安全対策及び不測の事態への対応計画
5.1 安全・作業環境管理
5.2 リスク管理
5.3 健康被害を防止するための作業環境管理
5.4 周辺環境対策
5.5 適正処理が困難な廃棄物の保管処理方法
5.6 貴重品、遺品、思い出の品等の管理方法
5.7 取扱いに配慮が必要となる廃棄物の保管管理方法
6 管理計画
6.1 災害廃棄物処理量の管理
6.2 情報の公開
6.3 都道府県、市町村等関係機関との情報共有
6.4 処理完了の確認（跡地返還関係）

39

9章 平時の備え

(1) 計画の点検・改定

本計画をより実効性の高いものにするために、以下のような場合に随時計画の見直しを行うものとする。

- ①地域防災計画等で想定される災害や被害想定の見直しなどがあった場合
- ②国の災害廃棄物処理に関する諸法令や指針等の改正があった場合
- ③県の処理計画を編纂するマニュアル等の改正が行われ、本市町村の処理計画においても情報の更新等が必要な場合
- ④協定締結先、仮置物処理施設の状況等、志保町内における災害廃棄物処理に関する情報の更新等が必要な場合
- ⑤本市町村における組織体制の変更等により、処理体制構築の見直しが必要な場合等また、災害廃棄物処理計画を策定した職員への災害廃棄物処理に係る研修・訓練等を継続的に実施するとともに、実施結果を踏まえて本計画の点検・見直しを行う。

(2) 計画の共有、関係者との連携

策定した災害廃棄物処理計画は、市内（首長等の上層部や関係機関）や住民、民間事業者へも周知する必要があるため、市内、民間事業者との連携を図り、住民に対しては計画を公表する。また、住民に対しては平時からカンパインに記載したりわかりやすいパンフレットを配付したりするなど、災害廃棄物対応に係る周知・広報を行う。また、計画の実行性を高めるために、県や一部事務組合、協定締結先と、平時から情報交換や協議を定期的に行う。

40

(3) 職員の教育、研修及び訓練の実施

発災前には、災害が発生した際に災害廃棄物処理計画を有効に活用することを目的として、関係職員を対象に、計画の内容及び「取組をはじめとした関係機関の災害廃棄物処理体制」と説明。過去の事例等について知識継承を図る必要がある。

災害発生時に業務の中心を担う職員に対しては、災害廃棄物に関する専門的知識、関係法令の適用、災害廃棄物処理に必要な技術的・内容的に関する教育を受ける機会を提供する。

職員の教育訓練については、県が開催する研修や訓練等へ可能な限り参加し、各種マニュアル等の配布、視察などを、効果的に実施する。また、災害廃棄物に関する研究ガイドブック（国立環境研究所編）

（https://data.repo.nies.go.jp/od/practice/guido_1.pdf）などを災害廃棄物処理に関する教育訓練に活用する。

教育訓練等の実施の先進的な活用事例として、災害廃棄物処理に係るマネジメントや専門的な技術に関する知識・経験を習得した者及び実務経験者のリスト化がある。リストアップする実務経験者等の対象には、災害廃棄物だけでなく廃棄物に関する経験者も含め、整理したリストは定期的に見直し・チェックを行い、新設的に更新することで、発災時の速やかな情報構築と経験の活用を図る。

なお、選抜先との連携を、年1回の頻度で実施することとする。

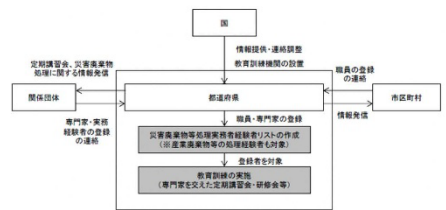


図10 教育訓練体系の例

出典：連携型災害廃棄物対応計画（令和3年3月）P2 68～71

10章 補助金の活用

発災時の環境整備の補助金には、災害廃棄物の処理に活用できる「災害等廃棄物処理事業費補助金」と、「一般廃棄物処理施設の復旧に活用できる「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金」があり、災害廃棄物処理の財源確保のため、災害等廃棄物処理事業費補助金の活用を図る。また、これらの申請の際には、災害関係業務処理マニュアル（令和5年12月改訂 第4版）を参考とする。災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象範囲について図11、補助割合について図12に示す。

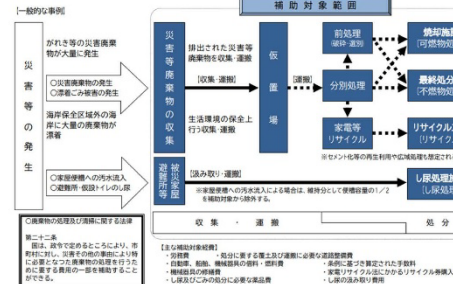


図11 災害等廃棄物処理事業の業務フローと補助対象範囲

出典：災害関係業務処理マニュアル（令和5年12月改訂）より改定

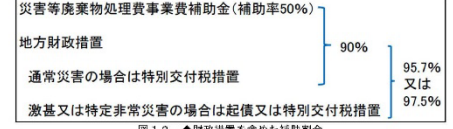


図12 ◆財政措置を含めた補助割合

出典：災害関係業務処理マニュアル（令和5年12月改訂）より改定

41

42